

令和元年

## 第2回北杜市議会定例会会議録

令和元年6月11日開会

令和元年6月27日閉会

山梨県北杜市議会

令和元年

第2回北杜市議会定例会会議録

6月11日

# 令和元年第2回北杜市議会定例会（1日目）

令和元年6月11日  
午前10時00分開会  
於 議 場

## 1. 議事日程

### 諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第2号 平成30年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件
- 日程第4 報告第3号 平成30年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第5 報告第4号 平成30年度北杜市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第6 報告第5号 平成30年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第7 報告第6号 平成30年度北杜市下水道事業特別会計継続費繰越計算書報告の件
- 日程第8 報告第7号 平成30年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第9 報告第8号 平成30年度北杜市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第10 報告第9号 平成30年度北杜市新エネルギー事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第11 報告第10号 平成30年度北杜市財産区特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第12 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第13 議案第45号 北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第46号 改元に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第15 議案第47号 北杜市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第48号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第49号 北杜市立保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第50号 北杜市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第19 議案第51号 北杜市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第52号 令和元年度北杜市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第53号 令和元年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第54号 訴えの提起について
- 日程第23 議案第55号 財産の譲渡について（北杜市小淵沢町久保農林水産物処理加工施設）
- 日程第24 同意第2号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第25 同意第3号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第26 同意第4号 石堂山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第27 同意第5号 古杉川西外七字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第28 同意第6号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第29 同意第7号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第30 同意第8号 篠原山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第32 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第33 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第34 請願第2号 北杜市に於ける自衛官募集に関し、個人情報提出を止めることの請願
- 日程第35 請願第3号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第36 同意第9号 北杜市副市長の選任について議会の同意を求める件

2. 出席議員 (21人)

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原堅志
13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進	16番	野中真理子
17番	坂本静	18番	中嶋新
20番	千野秀一	21番	内田俊彦
22番	秋山俊和		

3. 欠席議員 (なし)

4. 会議録署名議員

21番	内田俊彦	22番	秋山俊和
1番	栗谷真吾		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（29人）

市	長	渡辺英子	政策調整参事	櫻井順一
政策秘書部長		小澤章夫	総務部長	丸茂和彦
企画部長		山内一寿	市民部長	浅川辰江
福祉部長		伴野法子	生活環境部長	早川昌三
産業観光部長		清水博樹	建設部長	仲嶋敏光
教育長		堀内正基	教育部長	中山晃彦
会計管理者		板山教次	監査委員事務局長	上村法広
農業委員会事務局長		有泉賢一	明野総合支所長	清水能行
須玉総合支所長		坂本孝典	高根総合支所長	土屋智
長坂総合支所長		中澤貞夫	大泉総合支所長	小澤隆二
小淵沢総合支所長		宮川勇人	白州総合支所長	大輪弘
武川総合支所長		堀込美友	政策秘書課長	水石正幸
総務課長		加藤郷志	企画課長	平島長生
財政課長		加藤寿	まちづくり推進課長	中山由郷
まちづくり推進課景観まちづくり担当リーダー		吉田武		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3人）

議会事務局長	清水市三
議会書記	平井伸一
〃	進藤修一

開会 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

議員ならびに執行部の皆さまには公私ともに大変お忙しい中、本定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。

令和元年第2回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

5月1日には新しい元号である「令和」となり、改元され初めての北杜市議会定例会が開会となります。

令和には「人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ」という意味が込められています。

令和の時代は、一人ひとりの日本人が、明日への希望とともにそれぞれの花を大きく咲かせることができますよう、また、市民の皆さまがすこやかに暮らせますよう心より願うばかりであります。

また、市内の水田では、ほぼ田植えも終わり、緑が鮮やかな田園風景となってまいりました。今年も秋の収穫期の豊作を願っているところであります。

安倍内閣は、5月末に、経済財政諮問会議を開催し、今月末に取りまとめる経済財政運営の基本方針「骨太の方針」の骨子案を示し、最低賃金の引き上げや行政サービスのデジタル化を推進し、日本経済の活性化を目指すこととしたところであります。

また、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に関する有識者会議において中間とりまとめ報告書を公表し、本年度末をもって終了する第1期「総合戦略」の総仕上げと現在と将来の社会的変化を見据え、地方創生の新たな展開としての飛躍に向け、総合戦略の4つの基本目標のうち「地方への新しい人の流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」について重点的に施策の推進を行うべく、第2期「総合戦略」策定に取り組むこととしたところであります。

北杜市においても「第2次北杜市総合戦略プレ計画」を策定し、第2次計画に向け準備を進めているところであり、北杜市議会としましても、人口減少や少子高齢化など、北杜市が抱える課題に対して市民の皆さまの負託に応えるべく取り組みを進めてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、健康には十分ご留意の上、本定例会に提案されました諸議案について慎重、公正なご審議をいただくとともに円滑な議会運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。

本日の出席議員数は21人です。

定足数に達していますので、令和元年第2回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

最初に諸報告をいたします。

本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました。提出議案は報告10件、議案11件、同意8件、諮問3件です。

次に監査委員から、平成31年4月から令和元年5月まで実施分の例月現金出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に、5月18日に山梨県緑化祭りが北杜市で、5月20日に山梨県リニア中央新幹線期成

同盟会総会が昭和町で、5月22日に山梨県南アルプス世界自然遺産登録山梨県連絡協議会総会が北杜市で、5月25日に山梨県人会連合会創立70周年記念総会および大会が甲府市で、5月29日に関東市議会議長会第85回定期総会が調布市で、それぞれ開催され、私が出席いたしました。

6月4日に第47回全国自治体病院経営都市議会協議会総会が東京都で開催され、副議長が出席しました。

また、5月13日から22日までの10日間、第30回米国ケンタッキー州マディソン郡親善訪問事業が行われ、議会代表の福井俊克議員が訪問団の団長として参加いたしました。

次に、閉会中に開催された峡北広域行政事務組合議会から報告があります。

峡北広域行政事務組合議会議長 齊藤功文君、報告をお願いいたします。

齊藤功文君。

#### ○9番議員（齊藤功文君）

朗読をもって報告とさせていただきます。

令和元年第1回峡北広域行政事務組合議会臨時会報告書

峡北広域行政事務組合議会議長 齊藤功文

令和元年第1回議会臨時会が5月31日に峡北広域行政事務組合議場において開催され、池田恭務議員、井出一司議員、福井俊克議員、原堅志議員、相吉正一議員、清水進議員、千野秀一議員、内田俊彦議員、秋山俊和議員と私の10人が出席いたしました。

提出された議案は、条例案件3件、予算案件1件、契約案件2件の計6案件でありました。

審議しました議案の概要について説明いたします。

まず、条例案件についてであります。

はじめに、議案第14号 峡北広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の趣旨に基づく国家公務員の措置等を踏まえ、峡北広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例に所要の改正が必要なため、提出するものであります。

次に、議案第15号 峡北広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行及び消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、峡北広域行政事務組合手数料条例に所要の改正が必要なため、提出するものであります。

次に、議案第16号 峡北広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例についてであります。

不正競争防止法等の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、峡北広域行政事務組合火災予防条例に所要の改正が必要なため、提出するものであります。

次に、予算案件についてであります。

議案第17号 令和元年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,171万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額

をそれぞれ14億1,511万3千円にするものであります。

主な内容は、歳入の国庫支出金は、消防指令制御処理装置及び地図検索装置等の更新に係る事業費補助金として、消防防災施設整備費補助金の交付決定を受けたことによるものであります。繰入金は、財政調整基金繰入金の追加、組合債は、消防防災施設整備費補助金として消防指令制御処理装置及び地図検索装置等の購入事業に国庫補助金が交付されるため、起債を予定していた当該金額を減額するものであります。

歳出の総務費は、消防力適正配置計画策定事業として、北杜消防署、高根分署、白州分署の耐震診断の調査を委託する費用であります。

次に、契約案件についてであります。

はじめに、議案第18号 高規格救急自動車購入契約の締結についてであります。

この契約については、条例の定めるところにより議会の議決を経る必要があるため、提出するものであります。

内容については、高根分署に配備する高規格救急自動車で、指名競争入札で行われ、契約相手方は甲斐日産自動車株式会社、契約金額は3,029万4千円でありました。

次に、議案第19号 消防指令制御処理装置及び地図検索装置等購入契約の締結についてであります。

この契約については、条例の定めるところにより議会の議決を経る必要があるため、提出するものであります。

内容については、峡北消防本部に配備する消防指令制御処理装置及び地図検索装置等で、随意契約で行われ、契約相手方は株式会社富士通ゼネラル情報通信ネットワーク営業部、契約金額は7,182万円でありました。

以上6議案、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、令和元年第1回峡北広域行政事務組合議会臨時会の報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

---

○議長（中嶋新君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

21番議員 内田俊彦君

22番議員 秋山俊和君

1番議員 栗谷真吾君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

---

○議長（中嶋新君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から6月27日までの17日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から6月27日までの17日間とすることに決定いたしました。

---

○議長(中嶋新君)

日程第3 報告第2号 平成30年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件から日程第33 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件および日程第36 同意第9号 北杜市副市長の選任について議会の同意を求める件までの32件を一括議題といたします。

市長から所信および提出議案に対する説明を求めます。

渡辺市長。

○市長(渡辺英子君)

改めまして、おはようございます。

令和元年第2回北杜市議会定例会の開会に当たり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今年も、ふるさと北杜は、山々が深緑に輝き、田植えを終えた水田に爽やかな風が吹く季節となりました。

また、10連休となった今年のゴールデンウィークは、おおむね天候にも恵まれたことから、4月19日にグランドオープンした「道の駅こぶちさわ」をはじめ、市内観光名所などに30万人を超える方々が訪れ、各所でにぎわいを見せておりました。

訪れた皆さんには、北杜の魅力を十分に感じていただいたところでもあります。

さて、元号が新しく令和に変わりました。

令和には、人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つという意味が込められているとのことであります。

令和の時代も、市民誰もが明るい未来に向かって大きく飛躍できるよう、市民の皆さまをはじめ、議員の皆さまと力を合わせてまいりたいと考えております。

この春もさまざまな分野で多くの皆さまが活躍され、その功績を顕彰されております。

先月21日に令和元年春の叙勲受章者が発表され、平成21年度から2年1カ月間、本市の副市長として市政にご尽力いただきました三井弘之様が瑞宝小綬章を、元公立中学校校長で高根町の中村勝一様が瑞宝双光章を受章されました。

また、警察や消防、自衛隊など危険性の高い業務で貢献した方を対象とした第32回危険業務従事者叙勲では、元峡北広域行政事務組合消防司令長で大泉町の浅川精様が瑞宝双光章を、元警視庁警部で長坂町の日向一夫様が瑞宝単光章を受章されました。

皆さまの受章は、長年にわたる功労をたたえるものであり、受章された皆さまに心から敬意とお祝いを申し上げます。

教育の分野では、子どもの読書活動優秀実践校として、須玉中学校が文部科学大臣表彰を受

賞しました。

スポーツの分野では、第71回山梨県高等学校総合体育大会において、甲陵高等学校1年生の川崎陽暉さんが競歩男子5000メートルで優勝し、今月開催される関東高等学校陸上競技大会に出場することとなりました。

重量挙げでは、男子81キログラム級で、北杜高等学校3年生の小池凌さんが優勝、男子89キログラム級で、同じく3年生の清水蓮さんが優勝し、それぞれ今月2日に開催された関東高等学校体育大会に出場した結果、清水蓮さんにおいては見事優勝しました。

また、第7回山梨県知事杯ジュニアペアグラウンドゴルフ大会において、大泉町の植松武雄さんが、孫で白州小学校5年生の植松大哉さんと出場し、見事優勝しました。

植松大哉さんにおいては、8月3日に開催される第14回ジュニアグラウンド・ゴルフ発祥地大会に県代表として出場する予定であります。

皆さまの日頃の地道な努力と指導に当たっている先生方に対し、敬意を表するとともに、心からのエールを送り今後の活躍を期待したいと思います。

一方、雇用と産業の分野では、山梨県農業農村整備推進協議会における農業農村整備事業功労者として、天王原ほ場整備推進委員会会長であります明野町の篠原泰雄様が、個人の部で表彰されました。

本市の産業基盤を支える農業の発展にご尽力されたことに、心から感謝を申し上げます。

さて、政府においては、第一期のまち・ひと・しごと総合戦略が本年度に最終年を迎えることから、これまでの総仕上げを行うとともに、地方の人口減少克服に向けた第二期総合戦略の方向性を示すとのことであります。

本市においては、すでにプレ計画を策定し、準備を進めておりますが、国の動向を注視し、早期に第2次北杜市総合戦略の策定を進めてまいります。

策定に当たっては「みんなでつくろう 健幸北杜」を合言葉に、さまざまな機会を通じて市民や企業の皆さまからのご意見やご提案を伺いながら、策定作業を進めてまいります。

また、片山さつき地方創生担当大臣は、第二期施策では人材育成に力を入れることとし、特に「農業高校が地方創生のプレーヤーになることを見据え施策を検討していく」との方針を表明しております。

本市では、昨年度、北杜高等学校総合学科の生徒の皆さんと市内事業者が連携し、若者の斬新で新鮮な発想をいかんなく発揮した、郷土愛あふれる商品を開発しました。

本年度は、この商品の販売促進を生徒たちと進めてまいりたいと考えており、今後は、市内高等学校3校と連携した取り組みを進めていけるよう第2次総合戦略には、地域の未来を支える人材育成を盛り込んでまいりたいと考えております。

今月4日、韮崎市、甲斐市、北杜市で構成する中部横断自動車道整備促進山梨県峡北地域連絡協議会が主催となり、中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期整備を求める会を山梨県知事をはじめ、県議会議員の皆さま、南アルプス市長、そのほか関係者の皆さまにご出席をいただき開催いたしました。

中部横断自動車道の全線開通による効果や期待など、地域の声を長崎知事、県議会議員の皆さまに聞いていただき、整備促進に向けた今後の取り組みや全線開通に向けた国への働きかけなど、さらなる支援のお願いをするため、「早期整備を求める決議書」を長崎知事に手渡したところであります。

今後も北杜市議会、沿線自治体や関係機関等と連携し、整備促進に向けて取り組んでまいります。

次に、市政の状況について申し上げます。

はじめに、障害者総合支援センターの体制強化についてであります。

障害者総合支援センターかざぐるまは、障害者やその家族の窓口として、年間約1,300件の相談・支援業務を行っております。

相談業務のさらなる充実を図るため、本年度から相談支援専門員を新たに配置し、体制を強化したところであります。

今後も病院や学校などと連携も図りながら、障害者やその家族の不安を解消し、安心して生活できるよう各種支援に努めてまいります。

次に、国際交流についてであります。

今年で30回目となる国際姉妹地域アメリカ・ケンタッキー州マディソン郡との交流事業では、福井俊克議員を団長とする14名の代表団が、先月13日から22日までの10日間の日程で訪問いたしました。

滞在中は、マディソン郡の皆さまからの歓迎を受ける中、現地視察において異文化に触れ、大勢の方々と親交を深めていただきました。

また、訪問中、日本文化を紹介しようとした「福笑い」は、小中学生に大変好評であったと伺っております。

なお、10月には、マディソン郡からの代表団が北杜市を訪問される予定であります。

今後も、マディソン郡、韓国抱川市との交流を大切にしていくとともに、オリンピック事前合宿の受け入れを通じて、フランスとも新たな展開を検討してまいりたいと考えております。

次に、太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例案については、条例素案に対するパブリックコメントに133件のご意見が寄せられたところであり、専門家のご意見も伺う中で、このたび条例案をまとめたことから、本定例会に上程をしたところであります。

次に、県民緑化まつりについてであります。

先月18日、山梨県民緑化まつりが行われ、式典では、須玉小学校緑の少年少女隊の代表児童が、豊かな自然を未来に受け継いでいく決意として「森づくり宣言」が力強く行われ、若林副知事らとともに私も参加し、今上陛下の即位を記念して、イロハカエデなど370本を植樹いたしました。

次に、ヴァンフォーレ甲府サンクスデーについてであります。

先月25日に、山梨中銀スタジアムにおいて、ヴァンフォーレ甲府サンクスデーが開催され、北杜市の魅力を発信してまいりました。

会場では、市内企業の皆さまも積極的に北杜市をPRしてくださる姿を目にし、また、他のイベント等においても市民や企業の皆さまのこうした姿を拝見しております。

こうした応援が北杜市の魅力をさらに広めていただいていることをうれしく思ったところであり、合併後15年で大きく実を結んだものと感じたところであります。

次に、ユネスコエコパークについてであります。

南アルプスユネスコエコパークに続き、甲武信ヶ岳についても、来週19日から20日の未明にかけて決定される予定であります。

登録されますと、国内で2つのエコパークを有する自治体としては、全国初となり、さらに

本市の魅力が深まってまいります。

なお、南アルプスにおいては、地域連絡会の皆さんが、これまで環境保全を中心に文化や歴史を次世代につなげようとして行ってきた活動を、今後も地域の皆さまとともに、エコパークを通じたまちづくりとして進めてまいります。

次に、北杜市教育支援センター・エールの状況についてであります。

本年4月に開設し、子どもたちが落ち着いた環境の中で過ごしながら、学習支援、教育支援を行い、ほぼ毎日利用していただいているところであります。

子どもに寄り添い、友だちとのふれあいの中で、自分自身を見いだし、登校への不安を少しずつ解消できるよう、支援してまいりたいと考えております。

次に、高根東小学校の状況についてであります。

本年4月開校した高根東小学校は、228名の児童でスタートしました。

統合により保護者の皆さまが、子どもたちの登下校や精神的なストレスなど心配されておられましたが、子どもたちもリラックスした雰囲気の中で、楽しく安全に学校生活を送っている状況であります。

次に、花育への取り組み状況についてであります。

市内を花でいっぱいにし、子どもたちへの花育の推進を目的に、合併以前の平成12年から20年間、小淵沢町の株式会社ミヨシグループ様から花苗をご寄附していただいております。

本年は、オリンピックフランス事前合宿が決定したことから、フランス国旗をイメージした青、白、赤の花苗、計3千ポットをいただきました。

市内が、フランスのカラーに染まる姿を楽しみにしており、長い間、継続して心をお寄せいただいている活動に、心から感謝を申し上げます。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピックの取り組みについてであります。

今月1日、聖火リレーのコースが発表されました。県内を聖火リレーが通過するのは、長野オリンピック以来、約20年ぶりとなることから、多くの市民の皆さまに見ていただくための取り組みを検討してまいります。

一方、以前より誠心誠意誘致活動を行ってきた自転車競技BMXについては、お互いの心と心が通じ合うことができ、先月22日事前合宿の実施協定を締結することができました。

今後も、本番に向けてさまざまな取り組みを行い、市民の皆さんとともに、オリンピックを盛り上げてまいります。

次に、移住・定住施策の状況についてであります。

本年4月から長坂総合支所内に開設した北杜市移住定住・しごと相談窓口は、相談しやすいスタッフの配置や、電車など公共交通を利用した来場により相談者の利便性が図られたことから、これまでに102件の相談を受け、昨年同時期の相談件数を大幅に上回っている状況であります。

今後も、さらなる移住者の増加を目指し、新たなサービスの展開も検討してまいります。

また、東京一極集中の是正を図る国の制度であります移住支援金交付事業費補助金について、本市への移住・定住の促進および中小企業等における人手不足の解消を図るため、県内でいち早く事業の取り組みを行うものであります。

人口減少対策は、地方における喫緊の課題であることから、スピード感をもって、これら取り組みを全力で推進してまいります。

次に、北杜「水の山」映像祭についてであります。

今月1日、第2回北杜「水の山」映像祭シナリオコンクール表彰式を行いました。

今回は、一般部門に230作品の応募があり、多くの方から力作が寄せられ、審査の結果、グランプリは東京都在住の竹上雄介さんの「オオムラサキと凶鑑くん」が、北杜市長賞には高根町在住の小澤治子さんの「あやかと牧場」が受賞されました。

なお、グランプリ受賞作品は、来年度、映画化する予定であり、北杜市をPRする素晴らしい映画となるよう期待しているところであります。

次に、金田一春彦ことばの学校についてであります。

8月31日、金田一春彦ことばの学校が実行委員会の主催で開催されます。

ことばの学校は、これまで日本語の大切さ、面白さを多くの方に広めることを目的として開催され、本年は、20回目の節目と市制施行15周年を記念して記念誌の発行を予定しております。

これまで、ことばの学校を作り上げていただいた皆さまに、心から感謝しているところであり、これまでの軌跡を次世代に引き継いでまいりたいと考えております。

次に、市制施行15周年記念事業についてであります。

北杜市が誕生して15年、本年度は記念事業としてホール事業をはじめとする各種事業、また、PR用メモ用紙の作成などを展開しているところであります。一方、今上陛下が登られた山々は、北杜市のまさに宝であります。

北杜市が誇る山岳景観を改めて見つめ直し、さらなる魅力として発信することを目的に、市制施行15周年を記念して、世界に誇る「水の山」フォトコンテストを実施します。

応募期間は、8月10日までとなっております。多くの方から素晴らしい作品の応募をいただきますよう期待しているところであります。

なお、入賞作品は、市が作成するポスター、卓上カレンダー、ホームページなど、市のPRに活用してまいります。

次に、閉校となった小学校の跡地活用についてであります。

本年4月、高根地区の3小学校が統合したことにより閉校となりました高根北小学校と高根清里小学校については、地域での活用希望がないことから、民間事業者への公募を行うことといたしました。

選定に当たっては、地域から寄せられたご意見・ご要望を尊重し、貸し付け先を決定してまいります。

次に、北杜市地域防災計画の見直しについてであります。

市民一人ひとりの自助力と家庭を取り巻く地域の共助力を高めることを目的に、本年3月、北杜市地域防災計画の見直しを行う中で、住民編を策定いたしました。

本年度は、避難所を利用する住民が主体的に避難所の開設、運営ができるようにするための特定地域総合防災訓練を1カ所予定しており、来年度以降も順次、各避難所において訓練を実施してまいります。

また、地域減災リーダー育成事業や出前塾を積極的に推進し、減災力の強いまちづくりを目指してまいります。

一方、5月11日に市内全域で発生した停電につきましては、市民の不安を取り除くよう、いち早く防災行政無線において周知を行いました。東京電力の事故状況や復旧状況などの情

報が入手できず、対応に苦慮したことから、このたび、韮崎市、北杜警察署とともに、東京電力に対して速やかな情報提供など、今後の対応について強く要望したところであります。

次に、提出案件の内容について、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は、報告案件10件、条例案件7件、補正予算案件2件、その他案件2件、同意案件8件、諮問案件3件の計32案件であります。

はじめに、報告第2号から報告第10号までの9案件については、地方自治法施行令第145条第1項及び第146条第2項の規定により、継続費繰越計算書、繰越明許費繰越計算書をそれぞれ議会に報告するものであります。

次に、報告第11号については、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分いたしましたので、議会に報告するものであります。

続きまして、条例案件について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第45号 北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の制定についてであります。

本市の有する豊かな自然環境および美しい景観、ならびに市民の安全・安心な生活環境の調和を図ることを目的として、太陽光発電設備の設置に関し必要な事項を定める必要があるため、北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例を制定するものであります。

次に、議案第46号 改元に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

元号を改める政令が施行されたことに伴い、関係条例の整備を行うため、北杜市介護保険条例外5条例の所要の改正を行うものであります。

次に、議案第47号 北杜市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

地方税法及び同法施行令の一部改正に伴い、北杜市税条例外2条例の所要の改正を行うものであります。

次に、議案第48号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

塩川病院に精神科を標榜することから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第49号 北杜市立保育園条例の一部を改正する条例についてであります。

いずみ保育園の新園舎完成に伴い、保育園の位置を仮設園舎から新園舎に改める必要があることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第50号 北杜市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

学校教育法の一部が改正されたことに伴い、専門職大学が新たに創設されたことから、一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格基準を変更するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第51号 北杜市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

学校教育法の一部が改正されたことに伴い、専門職大学が新たに創設されたことから、水道の布設工事監督者等の資格基準を変更するほか、水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、補正予算案の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第52号 令和元年度北杜市一般会計補正予算（第2号）についてでありま

す。

「お宝いっぱい 健幸北杜」の実現に向け、市民の健康づくりの増進を図るため、スポーツを通じた健康づくりのための各種施策を進めることとし、所要の経費を計上しております。

次に、防災・減災・国土強靱化対策として、不安定となっている市道若神子・若神子新町1号線の法面の修繕・補強を行うため、所要の経費を計上しております。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピックのBMX競技において、フランス自転車協会との間で締結した、事前合宿受け入れに係る実施協定により、本年10月のプレ大会において、事前合宿を受け入れることから、所要の経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は1億3,386万8千円となり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ277億2,036万5千円となります。

次に、議案第53号 令和元年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本年10月の消費税率引き上げに伴いシステム改修事業費の増額分として、119万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ46億1,267万5千円とするものであります。

続きまして、その他案件についてご説明申し上げます。

はじめに、議案第54号 訴えの提起については、市営住宅家賃の滞納者に対し、住宅の明渡し及び滞納家賃の支払に関する訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第55号 財産の譲渡（北杜市小淵沢町久保農林水産物処理加工施設）については、地域の活性化を目的に、今後、コミュニティ施設として有効的に活用を図るため、管理及び運営を久保共有財産管理組合に移管することから、財産の無償譲渡を行うものであり、市有財産を適正な対価なくして譲渡することから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、同意案件についてであります。

内容につきましては、のちほどご説明いたしますが、同意第9号として、北杜市副市長の選任について議会の同意を求める件を、本定例会に提出させていただきました。

2年4カ月にわたり私を補佐し、市政運営全般に献身的な努力をされた、菊原忍前副市長の辞任後、約1カ月半、副市長不在で議員の皆さまにご心配をお掛けいたしておりましたが、新しい副市長を選任する人事案件を提出させていただきましたので、よろしく願いいたします。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので、追加案件もあろうと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

市長の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第45号につきましては、太陽光発電設備条例にかかわる特別委員会を設置し、これを付託の上、審査することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号につきましては、太陽光発電設備条例にかかわる特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました太陽光発電設備条例にかかわる特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により議長において21人の全議員を指名したいと思いません。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました21人の諸君を太陽光発電設備条例にかかわる特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました太陽光発電設備条例にかかわる特別委員会委員は、本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長を互選されますよう、ここに招集いたします。

場所は全員協議会室で開催いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時46分

---

再開 午前11時05分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に太陽光発電設備条例にかかわる特別委員会を開催し、委員長および副委員長が決まりました。

太陽光発電設備条例にかかわる特別委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に坂本静君、副委員長に福井俊克君。

以上のとおり太陽光発電設備条例にかかわる特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

ただいま議題となっております議案第45号につきましては、太陽光発電設備条例にかかわる特別委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

議案第45号 北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の制定について、総括質疑を行わせていただきます。

自然エネルギーにつきましては、本市は平成18年より取り組みながら多くの経過がございます。そして、この条例制定に至るまでは当然、市も、また議会も対応してまいってきたところでございます。

そういったことについては、市長をはじめ執行部の皆さまは重々承知の上で、この経過・経緯を注視しながら本日の提案になったというふうに承知しているところでございますが、その

経過・経緯につきまして、答弁を求めるところでございます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

この太陽光の条例案の提出に至るまでの市としての対応、それから経緯というようなご質問ということでよろしいでしょうか。

まず、国の動きといたしまして、京都議定書が採択されて以来、地球温暖化対策のためのCO<sub>2</sub>、二酸化炭素削減は全世界共通の課題として取り組まれてきており、国のエネルギー政策としても新エネルギーの活用は積極的に推進されてきておりました。

このような中、北杜市におきましても、新エネルギー活用の重要性を認識し、この活用を前向きに推進していくため、平成18年3月、北杜市新エネルギービジョンの策定をし、環境創造都市を目指し、六ヶ村堰を利用した水力発電、それから北杜サイトにおけるNEDOの実証実験やスクールニューディール事業による小中学校への太陽光発電設備の導入など、必要な施策を進めてまいりました。また、それにつきましても積極的に進めてまいりました。

平成23年3月11日、東日本大震災が発生し、北杜市におきましても停電等により計画停電等、日常生活に大きな影響があったことは、改めて電気エネルギーの重要性を再確認・認識したところであります。

東日本大震災以降、基準の緩和や電気の固定価格買取制度が創設されるなど、新エネルギー活用や太陽光発電推進の流れは国においても加速していきましたが、景観や自然環境の保全、地域住民との協調・連携といったことが地域の中での課題となってきたことから、なんらかの規制が必要ではないかとの市民からの意見や議会からの提案もあり、地域住民への協調・連携のための周知、適正な施設の導入などを目的としまして、平成26年9月に北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱を施行し、県との連携も規定する中でいち早く問題に対応し、必要に応じて改正をしてきたところでございます。

さらに平成27年12月、地上設置型太陽光発電施設の設置抑制を求める意見書が議会の全会一致によりまして国会議長および首相、国務大臣に提出され、地方自治体の連携による指導強化や建築基準法および関係法令整備による規制強化、防災、自然環境保護のためのさらなるガイドラインの設定などを求める意見や議会からの要請もあり、平成28年2月、北杜市景観条例の一部を改正し、10キロワット以上の太陽光発電設備についても景観条例の届け出対象に加えることによりまして、条例による規制・指導・罰則等を行えるよう変更をしてきたところであります。

なお、この条例改正につきましては、施行期日を1カ月短縮するなど附帯決議によりまして議決され、課題の重要性から迅速な対応を議会と共に行ってきたものと考えております。

こうした中、平成29年6月の市議会第2回定例会において、市議会議員発議による太陽光発電設備に関する条例案が提出され、審議未了で廃案となりましたが、この特別委員会の中で検討委員会を設置して検討してはどうかのご指摘もあり、市としましても太陽光発電の推進、規制のあり方、課題の調査・研究・検討が必要であると考え、議会、市民、事業者および学識経験者の関係者20名の委員を選任し、平成29年9月、北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会を設置し、10回に及ぶご議論をいただき、平成30年10月

17日に提言書を提出していただきました。

検討委員会での慎重審議による提言書をお受けし、提言を重く受け止め尊重する一方、慎重に進める旨の意見もあったことから、条例化に向けての法の妥当性、実効性などを考慮しながらパブリックコメントで寄せられたご意見についても、専門家等に確認する中で条例素案の検討を行ってまいりました。

このように市では指導要綱以降、課題の重要性を認識し、その都度、真摯に検討を行い対応してまいりましたので、ご審議をお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質疑はありますか。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

ただいまのご説明で大枠分かったわけですが、市長は議員としても当時から、これらの審議等に関わっているわけですが、重々経緯についてもご承知かと思えます。

市長提案でございますので、たしかに部長の発言が市長の発言というように受け止めるわけですが、市長自らもしご意見がございましたら、ぜひともここで伺いたいと思えます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

内田議員のご質問にお答え申し上げます。

現在、環境を取り巻くさまざまな問題や課題が増加していますが、特に全世界の共通課題である地球温暖化に対しては、CO2の削減対策として国においても新エネルギーの活用を積極的に推進しているところでもあります。

そのような中で、北杜市においては合併以来、村山六ヶ村堰に水力発電を設置・発電、それから北杜サイトにおけるNEDOの実証実験、また小中学校への太陽光発電設備の導入など必要な政策を積極的に進めてまいっているところは、皆さんもご存じのとおりだと思います。

また北杜市は、言うまでもありません、豊かな自然や景観に恵まれた山紫水明の地であり、この豊かな自然環境は北杜市の宝であります。その宝を守りながら活用し、そして先人たちがこの地を守り育ててきてくれた、これを将来を担う子どもたちに引き継いでいかなければならないと考えております。

そのような中で、今回、条例の提出に踏み出させていただきました。条例の制定には、市民の皆さまのご意見を踏まえて検討する必要があると考えた中で検討委員会を立ち上げ、そして提言書についても最大限尊重する中で学識経験者等の意見、また市民の皆さまのご意見を最終的に、また検察庁も含めて法律的な見解も重視しながら一つひとつ丁寧に検討してまいりました。

条例の制定により市民、事業者が連携し、よりよい人と自然と文化が躍動する環境創造都市として、これを目指している市としてしっかりと環境創造都市をつくってまいりたいと考えているところでもあります。

何とぞご審議をいただき、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

（ な し ）

これで質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第45号につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおり太陽光発電設備条例にかかわる特別委員会に付託いたします。

ただいま、議題となっております32件のうち議案第47号から議案第51号までの5件、議案第54号および議案第55号の2件は、所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第47号から議案第51号までの5件、議案第54号および議案第55号の2件につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

---

○議長（中嶋新君）

次に日程第3 報告第2号 平成30年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件および日程第4 報告第3号 平成30年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件、日程第5 報告第4号 平成30年度北杜市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件、日程第6 報告第5号 平成30年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件、日程第7 報告第6号 平成30年度北杜市下水道事業特別会計継続費繰越計算書報告の件、日程第8 報告第7号 平成30年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件、日程第9 報告第8号 平成30年度北杜市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件、日程第10 報告第9号 平成30年度北杜市新エネルギー事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件、日程第11 報告第10号 平成30年度北杜市財産区特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件、日程第12 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）、以上10件について順次、内容説明を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

はじめに報告第2号 平成30年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件でございます。

平成30年度に継続費として予算計上いたしました高根町上黒澤地内農道橋災害復旧事業、ならびに市道長坂富岡・高根下黒澤10号線（逸見原橋）災害復旧事業につきまして地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、繰越状況を報告いたします。

両事業とも昨年の台風24号により被災した箇所への復旧を行うものであり、平成30年度から令和2年度までの3カ年継続事業として実施しているところであります。

この事業のうち平成30年度内に支出を終わらなかつた経費2事業、合計で7,804万2,

400円を逐次繰越するものであります。

続きまして報告第3号 平成30年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件でございます。

平成30年度に繰越明許費として予算計上いたしました20事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越状況を報告するものであります。

20事業の内訳としましては、当初で繰越明許費を予算計上したものが1事業、11月補正で予算計上したものが4事業、12月補正で予算計上したものが3事業、12月追加補正で予算計上したものが1事業、2月補正で予算計上したものが7事業、3月追加補正で予算計上したものが4事業であり、当該繰越明許費にかかる歳出予算の経費を翌年度に繰り越したものであります。

2款総務費、1項総務管理費、行政訴訟に係る弁護士業務委託は48万6千円の繰り越し。

3款民生費、2項児童福祉費、いずみ保育園建設事業は3億3,432万8千円の繰り越し。

4款衛生費、1項保健衛生費、予防接種事業は風疹第5期対策事業について、2,655万7,444円の繰り越し。

6款農林水産業費、1項農業費、強い農業づくり交付金事業は企業参入型野菜産地強化事業費補助金について、6億7,782万5千円。同項県単土地改良事業は2,199万円。同項県営土地改良事業は1億489万1千円。同項地産地消関連施設整備事業は、道の駅こぶちさわ農産物直売施設等整備工事について、1,769万8千円の繰り越し。

8款土木費、2項道路橋梁費、市単道路新設改良事業は1億3,096万5,892円。同項道整備交付金事業は726万3,200円。同項防災・安全社会資本整備交付金事業（交安）は3,857万5,216円。

2枚目をご覧ください。

同項防災・安全社会資本整備交付金事業（修繕）は、1億4,754万5,800円。同項社会資本整備総合交付金事業（改築）は5,303万4千円の繰り越し。

10款教育費、2項小学校費、小学校施設等中長期保全化事業は2,116万5千円。同項小学校施設整備事業は485万9千円の繰り越し。

同款3項中学校費、中学校施設整備事業は2億6,177万7,800円の繰り越し。

同款4項社会教育費、埋蔵文化財発掘調査事業は532万円の繰り越し。

11款災害復旧費につきましては、いずれも昨年の台風等により被災した箇所の復旧にかかるものであり、1項農林水産施設災害復旧費、農地農業用施設災害復旧事業は2億5,690万56円。同項林業施設災害復旧事業は114万2,160円の繰り越し。

同款2項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業は1,117万円。同項法定外道路災害復旧事業は4,638万7千円の繰り越しであります。

以上、翌年度繰越額の総額は21億6,988万568円となっております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に説明を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

報告第4号 平成30年度北杜市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件につつま

して、ご説明申し上げます。

報告第4号 平成30年度に繰越明許費として予算計上いたしました事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越状況を報告するものでございます。

1款総務費、1項総務管理費、介護保険システム改修事業、繰越額124万円につきましては、低所得高齢者の介護保険料軽減強化のためのシステム改修につきまして、補助金の内示が年度末であったため、年度内での事業完了が見込めないことから翌年度に繰り越したものでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に説明を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

報告第5号 平成30年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件について、ご報告申し上げます。

平成30年度に繰越明許費として予算計上いたしました2事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越状況を報告いたします。

1款2項水道施設維持事業は、11月補正で予算計上いたしました水道復旧工事、また2款1項水道施設整備事業は12月補正、ならびに2月補正で繰越明許を予算計上いたしました水道管布設替え工事であります。

それぞれの予算計上時における繰越明許費の設定理由は、次のとおりであります。

水道施設維持事業につきましては、小淵沢町上笹尾地内白樺平の道路工事竣工工事に合わせる必要が生じたことから、年度内での事業完了が見込めないためでございます。

次の水道施設整備事業につきましては、県道長坂高根線ならびに国道141号線改良工事に付随する工事であり、県道工事の工程に合わせる必要が生じたことから年度内での事業完了が見込めないためであります。

2事業の翌年度繰越額の総額は6,267万円でございます。

北杜市簡易水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書については、以上でございます。

続きまして報告第6号 平成30年度北杜市下水道事業特別会計継続費繰越計算書報告の件について、ご報告申し上げます。

平成30年度に継続費として予算計上いたしました清里南部処理場統合整備事業（長寿命化工事）、ならびに（増設工事）につきまして地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき繰越状況を報告いたします。

清里南部処理場統合整備事業（長寿命化工事）、ならびに（増設工事）は平成29年度から令和元年度までの3カ年、継続事業として高根町清里地区の下水道処理場統合に伴い、長寿命化工事を平成29年度から、増設工事を平成30年度から着手し、令和元年度に完成する予定となっております。この事業のうち平成30年度内に支出が終わらなかった経費、2事業の合計で2億9千万2,400円を逐次繰越するものでございます。

続きまして報告第7号 平成30年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして、ご報告申し上げます。

平成30年度に繰越明許費で予算計上いたしました3事業につきまして、地方自治法施行令

第146条第2項の規定に基づき繰越状況を報告いたします。

3事業は2月補正で繰越明許を予算計上したもので、それぞれの予算計上時における繰越明許費の設定理由は次のとおりでございます。

はじめに公共下水道整備事業（計画整備事業）は、大泉処理区管渠工事において地権者との協議に不測の日数を要し、年度内での事業完了が見込めないためでございます。

次の公共下水道事業整備事業（南部整備事業）は、須玉第1処理区管渠布設工事において関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内での事業完了が見込めないためでございます。

次の公共下水道整備事業（北部整備事業）は、大泉処理区管渠工事において地権者との協議に不測の日数を要し、年度内での事業完了が見込めないためでございます。

3事業の翌年度繰越額の総額は、1億7,235万5千円でございます。北杜市下水道事業特別会計の繰越明許費計算書につきましては、以上でございます。

続きまして報告第8号 平成30年度北杜市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件について、ご報告申し上げます。

平成30年度に繰越明許費で予算計上いたしました農業集落排水事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越状況を報告いたします。

繰越明許費の設定理由でございますが、高根町長沢地区管渠工事は国道141号線道路改良工事に付随する工事であり、県工事の工程に合わせるため必要が生じ、年度内での事業完了が見込めないためでございます。事業の翌年度の繰越額は970万6千円でございます。

北杜市農業集落排水事業特別会計繰越明許費計算書については、以上でございます。

続きまして報告第9号 平成30年度北杜市新エネルギー事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして、ご報告申し上げます。

平成30年度に継続費として予算計上いたしました、水道施設マイクロ水力発電施設整備事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越状況を報告するものでございます。

繰越明許費の設定理由につきましては、水道施設マイクロ水力発電施設整備事業において経済産業省および電気事業者等の関係機関への許認可調整に1年以上の日数を要することから年度内での事業完了が見込めないためであり、翌年度への繰越額は2,618万円でございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に報告を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

報告第10号 平成30年度北杜市財産区特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件について、ご報告申し上げます。

平成30年度に繰越明許費として予算計上いたしました事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越状況を報告いたします。

9款1項浅尾原財産区、明野ひまわり公園公衆休憩所建設事業は、建設資材の調達に不測の日数を要したため、工事費560万6,400円を翌年度に繰り越したものでございます。

報告第10号 平成30年度北杜市財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告については以上でございます。

続きまして報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）について、ご報告申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分手項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものがございます。

1枚おまくりいただきまして、専決処分書をご覧ください。

今回の専決処分は、道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額を決定するものであります。

専 決 処 分 日 令和元年5月21日

損 害 賠 償 の 額 43万2,153円

損害賠償の相手方 神奈川県横浜市在住 男性

損害賠償の理由 平成30年12月2日午前5時50分頃、北杜市白州町下教来石2092番3付近の林道雨乞尾白川線において、相手方の運転する軽自動車が道路上の落石に乗り上げ、車両の前後下部及び底部を損傷したため、これに対する損害賠償を市が行うものであります。

支 払 い 方 法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

以上で、報告第2号から報告第11号までの10件の報告を終わります。

---

○議長（中嶋新君）

日程第24 同意第2号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件から日程第30 同意第8号 篠原山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件の7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

同意7案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに同意第2号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期満了に伴い新たに公平委員会委員を選任する必要があるため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、北杜市高根町下黒澤2559番地、小宮山徹、昭和15年4月6日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めます。

次に同意第3号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求めます。委員の任期満了に伴い、新たに監査委員を選任する必要があるため、地方自治法第196条第1項の規定により、北杜市白州町台ヶ原2310番地45、吉田恵美子、昭和29年9月11日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めます。

次に同意第4号 石堂山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求めます。委員の死去に伴い新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、北杜市長坂町大八田1103番地1、清

水節男、昭和22年2月4日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第5号 古杣川西外七字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求めるとつきましては、委員の死去に伴い新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、北杜市長坂町白井沢146番地、平井正弘、昭和19年1月1日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるとしております。

次に同意第6号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求めるとつきましては、委員が辞職したことに伴い新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、北杜市大泉町谷戸1658番地、平井求、昭和26年10月30日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるとしております。

次に同意第7号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求めるとつきまして、委員が辞職したことに伴い新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、北杜市大泉町谷戸1658番地、平井求、昭和26年10月30日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるとしております。

次に同意第8号 篠原山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求めるとつきましては、委員が辞職したことに伴い新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、北杜市小淵沢町上笹尾853番地2、中沢朝征、昭和20年12月9日生まれ。北杜市小淵沢町上笹尾2065番地3、茅野博文、昭和27年1月28日生まれ。北杜市小淵沢町上笹尾3600番地、佐藤峰一、昭和28年12月3日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるとしております。

以上7案件につきまして、よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第2号から同意第8号までの7件は、質疑・討論を省略し採決したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから同意第2号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求めるとつきまして、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これからの同意第3号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求めるとつきまして、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第4号 石堂山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第5号 古杣川西外七字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第6号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第7号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第7号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第8号 篠原山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第8号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○議長（中嶋新君）

日程第3 1 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件から日程第3 3 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

諮問3案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件につきましては、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期が満了となることから新たにその後任候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、北杜市須玉町大豆生田585番地、篠原三治、昭和22年8月26日生まれの推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

次に諮問第2号 同じく人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、北杜市高根町村山西割1225番地、大芝正和、昭和31年7月25日生まれの推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

次に諮問第3号 同じく人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、北杜市小淵沢町上笹尾853番地2、中沢朝征、昭和20年12月9日生まれの推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

以上3案件につきまして、よろしくご審議の上、ご議決のほどお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから諮問第1号から諮問第3号までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号から諮問第3号までの3件は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号から諮問第3号までの3件は、原案のとおり推薦することに決定いたしました。

---

○議長（中嶋新君）

日程第3 4 請願第2号 北杜市に於ける自衛官募集に関し、個人情報提出を止めることの請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

15番議員、清水進君。

○15番議員（清水進君）

朗読をもって提案をさせていただきます。

請願第2号

2019年6月3日

北杜市議会議長 中嶋新様

請願人

氏名 谷芙美子

住所 北杜市高根町箕輪674-5

氏名 中村ひで子

住所 北杜市明野町浅尾3671

氏名 平野千賀

住所 北杜市武川町三吹2621

氏名 深沢久

住所 北杜市小淵沢町松向760-10

氏名 若月雅英

住所 北杜市長坂町渋沢278-4

紹介議員 清水進

北杜市に於ける自衛官募集に関し、個人情報提出を止めることの請願

日本国憲法は「平和主義」「人権の尊重」「国民が主人公」「地方自治」など時代を見据えた先駆的な原則を叡智で確立し、この流れの中で1945（昭和20）年以降これまで70余年にわたりわが国は戦死者を出さず、他国の人をも殺さずにきました。これは私たちすべての国民の誇りでもあり、自治体関係者や専守防衛・災害救助に携わったみなさんの努力の賜です。

ところが今、新たな問題に直面しています。

2014年の「集団的自衛権容認の閣議決定」、2015年の「安保法制の成立」以降、わが国や私たちの住んでいる地方自治体の方向が「平和主義」とは異なる方向へ大きく変わりはじめたからです。その身近な典型的な出来事が「自治体が自衛官募集の名目でそこに在住の若者（18才等）の氏名・生年月日・性別・住所を自衛隊に提出している」ということです。多くの若者・親・地域住民が心配し、疑問を投げかけています。

北杜市の場合も同様です。渡辺市長は「若者が住みやすい街づくり」（健幸北杜構想）を進め、努力している中、その意図とは逆の施策が生まれていることは極めて遺憾です。以下私たちは自衛官募集のため名簿提出を取りやめるよう市当局に要望を提出（同時に住民の署名多数も提出）します。同様の主旨を市議会にも請願するものです。

（請願項目）北杜市は自衛官募集協力のため、若者の名簿を作成し、自衛隊山梨地方協力本部に提出することを中止すること。

（請願理由）

- 1 北杜市が2016（平成28）年から実施している北杜市の住民基本台帳に記載のある18才の若者の名簿を市自らが、本人に無断で自衛隊に提出していることは「北杜市個人情報保護条例」に反していること。

個人情報保護は個人にとって極めて重要なことであり、本人の了解がなく市当局が外部に提供していることは条例に反するものであること。

- 2 自衛官募集に関してはこれまで掲示物、広報などで行ってきているのは承知しています。しかし今回の名簿提出は大きく異なります。2018年から提出している事実は明確ですがこの時点以降、自衛隊の任務は大きく変わり、これまでの「専守防衛」「災害救援」活動は中心でなくなり、集団的自衛権行使のための海外での戦闘行為に拡大してきています。それは安保法制が施行されて以降です。自衛隊の任務の主要な部分はここに移ってきていることはマスコミ報道など見ても明らかです。一例でも「南スーダンへの派遣」「イージス・アショア配備」「艦船『いずも』などの改修」「F35の大量購入」「サモアへの自衛官派遣」など枚挙に暇がありません。専守防衛や災害救援とは全く異なる方向での変質・増強です。

このような大きく変化した防衛省の自衛官募集に関し、自らの手で名簿提出することは自治体の本務である「住民の安全を守る」こととは相いれないものであることです。

- 3 地方自治体の本旨は地方自治法第1条にあるように「住民の福祉の増進」「地域における自主性」であり、海外での戦闘行為に参加するための「自衛官募集」に協力するのではなく、若者の命を守り、若者が住みやすい地域を創出していくことではないでしょうか。

「国から依頼された委託業務だから止むを得ない」との説明もあります。しかし国家のために若者の命を差し出す一助になったのが前の戦争であり、この戦争を想起すれば自治体の任務は明らかではないでしょうか。

- 4 山梨県内でも自治体の中で名簿提出をしていない自治体が2自治体あるという報告です。このことは国・防衛省からの文書は「指示」「通達」でもなく、「依頼」だからです。国や防衛省がこのような内容の文書を「指示」したとしたら大問題ですし、憲法上の出来事になります。だからこの「依頼」を断る自治体があるのは当然です。自衛官募集は地方自治法という自治体の「受託業務」ではないことは明らかです。

地方自治体は国の下請け機関ではなく、住民の命と健康を守る砦です。

- 5 地方自治体は「地方行政担当の市当局（市長）」と「地方議会・市議会」の二元制で構成されていることは明確です。

北杜市議会が市当局の自衛官募集に関しての名簿提出を容認するのではなく、住民の意思を代弁するもう一つの機関として、市議会の総意で名簿提出をしない決議を上げることを請願するものです。

以上、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第2号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります総務常任委員会に付託いたします。

○議長（中嶋新君）

日程第35 請願第3号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

8番議員、志村清君。

○8番議員（志村清君）

請願第3号を朗読をもって趣旨説明とします。

北杜市議会議長 中嶋新様

2019年6月3日

請願人

消費税廃止山梨県各界連絡会 代表者 雨宮富美雄

所在地 甲府市上今井町1414-2 山梨民商会館

(電話0552439384)

紹介議員 志村清

国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書

(請願趣旨)

私たちの暮らしや地域経済はいま、大変深刻な状況です。8%増税によって戦後初めて2年連続で個人消費がマイナスになりました。増税と、年金カット・医療・介護など社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっています。大規模な自然災害も相次いでいます。自治体の財政も消費税が大きく圧迫しています。

ところが政府は、2019年10月の消費税率10%への引き上げをあくまで行う姿勢を崩していません。税率10%への引き上げで5.6兆円の増税となり、「軽減」分を差し引いても4.6兆円＝1世帯当たり8万円の増税という試算も出ています。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来します。

加えて税率引上げと同時に実施を狙う「軽減税率」には、重大な問題があります。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれますが、運送費や加工費、広告宣伝費など10%の分の値段は値上がりします。また8%と10%の線引きは単純ではありません。そして、2023年に導入される「インボイス（適格請求書）制度」は地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制です。増税されるたびに消費税の滞納額が増え、国税滞納額に占める消費税の割合が高くなっているのはその証拠です。

日本国憲法は応能負担原則に則った税制の確立を要請しています。

消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきです。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計をあたためる経済政策をとるべきです。そうすれば、社会保障制度の拡充も、財政再建の道も開かれます。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上の趣旨から下記事項についてお願いいたします。

(請願事項)

一、2019年10月の消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書を政府に送付していただくこと

以上です。

○議長（中嶋新君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第3号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります総務常任委員会に付託いたします。

---

○議長（中嶋新君）

日程第36 同意第9号 北杜市副市長の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

同意第9号 北杜市副市長の選任について議会の同意を求める件につきましては、本年4月30日、菊原忍前副市長が辞任されたことに伴い、新たに副市長を選任する必要があるため地方自治法第162条の規定により、北杜市高根町箕輪新町885番地、土屋裕、昭和34年3月3日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

土屋裕さんの略歴について、ご紹介申し上げますと昭和56年、旧高根町の職員となり、合併後は平成23年環境課長、引き続いて道路河川課長、議会事務局長、建設部長を経て本年3月退職されました。その後、まちづくりコーディネーターとしてご勤務いただいております。

これまで財政、消防、防災、農業振興、道路整備、まちづくり、また議会事務局と幅広い業務を経験され、行政実務に精通し、その卓越した実行力と能力によって本市を支えてこられました。

職員からの人望も厚く副市長の職に最も適任であり、選任したいと存じますので、よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第9号は、質疑・討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから同意第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第9号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は6月25日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。  
大変ご苦労さまでした。

散会 午後12時08分

令和元年

第2回北杜市議会定例会会議録

6月25日

令和元年第2回北杜市議会定例会（2日目）

令和元年6月25日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

明政クラブ	坂本 静君
ほくと未来	福井俊克君
無所属の会	池田恭務君
北杜クラブ	藤原 尚君
ともにあゆむ会	原 堅志君
公 明 党	内田俊彦君

2. 出席議員 (21人)

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原堅志
13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進	16番	野中真理子
17番	坂本静	18番	中嶋新
20番	千野秀一	21番	内田俊彦
22番	秋山俊和		

3. 欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（49人）

市	長	渡辺英子	副	市	長	土屋 裕
政策調整参事		櫻井順一	政策秘書部長			小澤章夫
総務部長		丸茂和彦	企画部長			山内一寿
市民部長		浅川辰江	福祉部長			伴野法子
生活環境部長		早川昌三	産業観光部長			清水博樹
建設部長		仲嶋敏光	教育長			堀内正基
教育部長		中山晃彦	会計管理者			板山教次
監査委員事務局長		上村法広	農業委員会事務局長			有泉賢一
明野総合支所長		清水能行	須玉総合支所長			坂本孝典
高根総合支所長		土屋 智	長坂総合支所長			中澤貞夫
大泉総合支所長		小澤隆二	小淵沢総合支所長			宮川勇人
白州総合支所長		大輪 弘	武川総合支所長			堀込美友
政策秘書課長		水石正幸	総務課長			加藤郷志
企画課長		平島長生	財政課長			加藤 寿
人事室長		小澤哲彦	防災調整監			坂本賢吾
収納課長		渡辺美津穂	管財課長			進藤 聡
介護支援課長		八巻弥生	健康増進課長			小泉雅人
子育て応援課長		中田治仁	ほくとっこ元気課長			中田はるみ
環境課長		浅川和也	上下水道総務課長			輿水伸二
上下水道施設課長		齊藤乙巳士	北部上下水道センター課長			花輪 孝
農政課長		小澤永和	観光課長			小尾正人
商工・食農課長		日向 勝	住宅課長			花輪栄一
道路河川課長		小澤 茂	教育総務課長			堀内典子
生涯学習課長		廣瀬公明	塩川病院事務長			壺屋完二
甲陽病院事務長		田中 伸				

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3人）

議会事務局長 清水市三  
 議会書記 平井伸一  
 ” 進藤修一



開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしく願いいたします。

加えて昨晚、深夜までご審議ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は21人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承ください。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

○議長（中嶋新君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、7会派すべてから会派代表質問の発言通告がありました。

ここで各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 明政クラブ、30分。2番 ほくと未来、30分。3番 無所属の会、30分。4番 北杜クラブ、90分。5番 ともにあゆむ会、60分。6番 公明党、30分。7番 日本共産党、30分となります。

本日は6会派の代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、17番議員、坂本静君。

坂本静君。

○17番議員（坂本静君）

皆さん、おはようございます。

明政クラブの代表質問を行います。

去る6月18日、午後10時20分ごろ、新潟・山形方面で最大震度6強の地震が発生しました。幸いにして行方不明者や死者はなかったようですが、ケガをされた方が大勢おりました。また、建物等にも多数の被害がありました。

この災害で被害にあわれた方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧と復興を心からお祈りいたします。

さて、5月1日に平成から新たに令和に替わりました。令和には人々が美しく心を寄せ合う中で文化が育まれていくという意味が込められているとのことです。

日本にとっても、また北杜市にとっても、この令和の時代がすべての人が明るい未来に向かって大きく羽ばたけるよう願っているところです。

新元号となって、もうすぐ2カ月となります。令和となって最初の北杜市議会が開催され、このたび私が代表質問のトップを切って質問させていただくことはうれしくもあり、身の引き締まる思いでもあります。

さて、世界の状況に目を向けますと同盟国であるアメリカとは良好な関係と思われませんが、アメリカと中国の経済摩擦が心配され、イランとアメリカとの関係、不透明な北朝鮮情勢など

不安な状況が続いております。

一方、日本国内へ目をやれば毎日のように高齢者による悲惨な交通事故や親子や夫婦による殺人事件、また後を絶たない児童への虐待など大変心配な事件・事故が発生しています。

スポーツ界では、日本で75年ぶりに開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、明るく楽しい情報が毎日のように入ってきております。

陸上ではサニブラウン選手が陸上男子100メートルで9秒97の日本新記録を、またサッカーの日本代表、久保選手はJ1のFC東京からスペインの名門、レアル・マドリードへ移籍することになり、今後の活躍が注目されます。バスケットボールでは、宮城明成高校からアメリカのゴンザガ大学に進み、米国大学選手権で活躍をした日本代表チームのエース、八村塁選手が世界最高峰のNBAドラフト会議の1巡目、全体9位でアメリカのプロバスケットボールチーム、ウィザーズから指名されました。これは大変うれしい出来事であり、1年後のオリンピックで日本のエースとして大活躍が見られるものと思ひ、大いに楽しみにしております。

そして今朝の山日新聞のトップ記事で、本県出身の高田川部屋の竜電が郷土力士として47年ぶりに新三役として小結に昇進したことが報道されました。山梨県民として大変うれしく感じ、今後は横綱を目指して大いに頑張っていたきたいと思ひます。

それでは質問に入ります。

最初に、人口減少社会が本市に与える影響と課題について伺います。

急激な人口減少社会の到来は、労働力人口の減少と消費の縮小を生み、経済活力を低下させている。併せて少子高齢化による人口構造の大きな変化は、社会保障負担費を増加させ、国・県・市ともに財政の悪化により、多大な借金を抱え、経済の減速に更なる拍車をかけ、社会経済や地域社会の状況が大きく変貌する中で、地方自治体が従来どおりの行政サービスを維持していくためには、どのような対応が必要になるのか。将来を生き抜いていく地方自治体経営を行うことが出来る体制づくり、持続可能な行財政運営の確立が求められている。

人口減少に対して、市でも危機感を抱き、様々な取り組みを始めていますが、なかなか思うような結果が出ていない。将来を生き抜く自治体経営について、今から周到な準備をしなければ間に合わない。

それには、政策力を高める人材の確保と育成、異業種交流・民間交流・研修制度や派遣人材交流制度等の活用が考えられる。

また、市民と一体となり、目的を共有し、それぞれの役割を分担して取り組むことが求められている。2025年には、団塊世代の後期高齢者に伴う人材・財源不足と若年世代の弱体化という2つの大きな課題がある。

併せて高齢化に対応できる医療・介護サービスの確保が大きな課題とも言われていますが、以下伺います。

1. 持続可能な行政サービスを維持していくためには、健全な自治体経営が求められます。行財政改革にいかに取り組むかが課題となるため、市の将来に向けての取り組み方について伺います。
2. 財政の中長期見通しを踏まえ、従来どおりの行政サービスの水準をいかに維持していくのか伺います。
3. 長寿高齢化の進展により、医療・介護サービスの確保が大きな課題となっていますが、この課題への取り組みについて伺います。

次に、市税の賦課徴収の状況について伺います。

日頃から公平な課税、収納事務に従事、収納率の向上に、日々努力されている職員の皆さまに感謝をいたします。この部署は市民サービスの中で、住民税の申告事務・市税の課税事務から徴収まで、市民の厳しい目で見られる職場だと思います。

しかし、市民との課税相談、納税相談を通して市民と接する機会が多く、職員として一回り大きく成長できる職場でもあります。そして何よりも市民の生活状況、生活実態がよく分かる課でもあります。

市の貴重な自主財源を確保する重要な部署であり、時には厳しく、思いやりをもった対応が必要な課であります。

このことを踏まえた上で、市税の賦課徴収事務などの現状について伺います。

1. 収納体制と徴収率向上に向けての対策について伺います。また、山梨県滞納整理推進機構への委託件数とその成果について伺います。
2. 不納欠損額の処理状況と実態について伺います。
3. 口座振替の推進状況と徴収に占める口座振替の割合について伺います。
4. 滞納の多い税目については、一般的には国保税、固定資産税だと思いますが、滞納に至る理由は、どんなケースが多いのか。

経済的に困窮している方の滞納が多いと思われそうですが、分納指導など、どのようにされているのか。また、福祉課など関係各課との連携は、どう図られているか伺います。

次に、職場環境の改善に向けての取り組みについて伺います。

市職員の働き方改革を推進していく上で、働きやすい職場づくり、勤務条件の維持・改善を図っていくことは、職員の仕事に対するモチベーション、つまりやる気を高め、市民サービスの向上につながっていくものだと思います。

長時間労働を少なくするためには、日頃から職員の勤務時間の管理や健康状態の管理を図ることは、必要不可欠になっています。

職場環境の現状と改善に向けての取り組み状況について伺います。

1. 市職員の時間外勤務の現状はどうなっているのか。また、常態化している時間外勤務はどんな場合が多いのか。実態の把握はどのようにしているのか。
2. 時間外勤務の改善に向けての取り組み状況は。また、時間外勤務の管理と健康管理はどのような部署が管理しているのか伺います。

長時間勤務の解決に向けての対策は、タイムカードの復活は考えているのかどうか伺います。

3. 新たな施策や業務の見直しなど、職員組合との定期的な協議はしているのか伺います。
4. 臨時職員・非常勤職員の処遇、労働条件などの改善に向けての取り組み状況について伺います。
5. 人事評価制度の現状について導入してから3年が経過しているが、成果はどのように活かされているのか伺います。

最後に、時間外に建物火災や停電などが発生した場合の対応について伺います。

去る5月11日、午後8時20分頃に突然発生した停電により、市内の全域が1時間から3時間くらい停電し、多くの市民は、大変不安の中で復旧までの長い時間を過ごしたと思います。今後、深夜に建物火災や長い時間停電があった場合の市の対応について伺います。

1. 今回の停電の際、市民への情報伝達、提供について、どのような方法で周知を行ったのか伺います。
  2. 深夜や明け方に火災や災害が発生した場合の対応は、どのように周知しているのか。また、消防団の対応はどのようになっているのか伺います。
  3. 防災行政無線が聞こえない地域、世帯への対応はどのようになっているのか。
- 以上、明政クラブの質問といたします。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

改めまして、おはようございます。

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

人口減少社会が本市に与える影響と課題における、市の将来に向けての取り組みと行政サービスの維持についてであります。

国では、中長期的に予想される社会変化として、生産年齢人口の減少と高齢人口の増加は、社会保障給付費も伸びる状況となるとの認識を示しております。

全国的な課題として捉えられている中で、本市においても、人口減少と少子高齢化社会への対応、公共施設の維持管理に係る財政負担等が、市が直面する課題として掲げられており、今後、合併に伴う財政の特例措置の終了を迎える中、財政の中長期見通しにおいては、普通交付税の段階的縮減の影響等により、令和5年度以降は、実質単年度収支がマイナスとなることを見込んでおります。

このため、市税等の収納率の向上、保有している財産の効率的な活用、公共施設の適正な配置と保有量のスリム化、民間等を含めた地域の多様な主体との協働や連携、ふるさと納税や企業誘致の推進を図りつつ、定員適正化計画の下、限られた職員で効率的な行政運営を行うため、人材の育成等を実施するなど、職員一人ひとりが主体的に業務に取り組み、将来に渡り行政サービスの水準が維持されるように、努めていく必要があると考えております。

市では、更なる行財政改革に引き続き取り組み、効率的かつ効果的な財政運営と、安定した市政運営を図る中で、市民誰もが、一生健康で幸せに暮らせる「ふるさと北杜」の実現を目指し、「お宝いっぱい 健幸北杜」を市民や企業の皆さまと共に取り組んでまいります。

次に、職場環境の改善に向けての取り組み状況における、人事評価制度の現状と成果についてであります。

人事評価制度は、適材適所の人員配置を図るとともに、仕事の課題を発見し、解決できる職員を育成することを目的に、平成28年度から導入しているところであり、人事評価の結果については、本人に伝えることにより職員の自己研鑽や意識改革、意欲向上につながるほか、一般財団法人地域活性化センターの研修に関しても、本市職員の弱点を補う最適なメニューを選択することができるよう、検討材料として活用しております。

人事評価を行うことにより、職員自ら業務目標を明らかにし、達成するために努力すること、常に問題意識を持ちながら取り組むことが、業務改善や人材育成につながっており、特に北杜もり上げ隊事業での柔軟な発想の提案、プレ計画の策定段階では立案力の向上も図られ、提案数も豊富なものでありました。

このように、職員の意欲的な姿勢が見られ、仕事に取り組む表情や発言も変わってきたところであり、制度導入の成果だと感じているところであります。

人事評価は、公平・公正、透明性、客観性、納得性のあるものでなければならぬことから、全職員を対象に毎年研修を行ってまいりましたが、制度導入から3年が経過して職員の理解も深まったことから、本年6月の勤勉手当において、昨年度の業績評価の結果を反映することとしております。

今後も活力ある組織づくりを推進するため、人事評価制度の適切な運用を図ってまいります。その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

市税の賦課徴収の状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、収納体制、徴収率向上対策および山梨県滞納整理推進機構への委託件数とその成果についてであります。

滞納整理の業務は、専門知識と経験が非常に重要であることから、山梨県の滞納整理アドバイザーと税務署OBの2名に依頼し、困難案件に対する相談体制を整えるとともに、これまでに山梨県滞納整理推進機構へ職員を派遣し、滞納整理業務のスキル向上を図ってまいりました。

徴収率向上に向けて現年度分では、滞納額が累積しないよう、早期催告や滞納処分の強化などを行い、過年度分では、長期にわたる滞納者の負担軽減を図るために、納税相談を促し、分納など個々の状況により対応しているところであります。

また、昨年度において地方税法第48条に基づき、県へ滞納整理を依頼したものは408件で、そのうち232件、約581万円の納付につながったところであり、その他差押え、執行停止を176件、行ったところであります。

次に、不納欠損の処理状況と実態についてであります。

昨年度市税においては、執行停止が3年間継続したもののや即時停止が約2,049万円、5年の時効を迎えたものが約1,605万円で、合計3,654万円の不納欠損処理を行っております。

滞納処分をすることができる財産がなく、執行停止を3年間継続したことに伴う、不納欠損処分に当たっては、現地調査により滞納者の納税資力の確認を実施しているところであります。

また、時効の完成による不納欠損の主な理由としては、納税者の死亡により、相続人や納税管理人が確定しないケースなどがあります。

次に、口座振替の推進と割合についてであります。

口座振替については、市の広報紙やホームページに掲載するとともに、納税通知書に案内を同封し周知を図っております。また、キャッシュカードを持っている場合は、収納課と長坂総合支所の窓口で簡単に手続きできるサービスを行って、推進を図っているところであります。市税等の口座振替での納付件数は、全体の約4割を占めております。

次に、滞納に至る理由、分納指導の方法と関係各課との連携についてであります。

滞納に至るケースとしては、主に事業の経営不振、病気や失業等による収入減少などの理由

であります。

分納指導は、滞納者の収入支出、生活状況等を詳細に聞き取り、日常生活に支障が出ない範囲で納付をいただいております。生活状況に変化が生じた場合は、その都度分納方法の調整を行っているところであります。

また、滞納者の生活状況を確認する中で、福祉課やハッピーワークなどへ案内し、一定の収入を確保し、生活の安定を図っております。

次に、職場環境の改善に向けての取り組み状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、職員の時間外勤務の現状、常態化、実態の把握についてであります。

時間外勤務命令簿による昨年度の状況は、1カ月45時間を超えた職員が92人、年間360時間を超えた職員が21人で、毎年、確定申告に伴う事務や予算編成、年度切り替え時期等には、時間外勤務が多くなる傾向があります。

時間外勤務は、事前の職員の申し出に基づき、所属長の命令により行うもので、所属長は月末に時間外勤務命令簿を総務課人事室に届けますので、所属長および総務課人事室で把握しております。

また、本年4月からパソコンのタイムカードを導入しており、所属長および総務課人事室において職員の出勤・退勤時間の管理を行うことにより時間外勤務の実態を把握しております。

次に、時間外勤務の改善に向けての取り組み状況についてであります。

働き方改革により、本市においても北杜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則を改正し、時間外勤務の上限等を定め、本年4月から適用しております。

これに基づき、時間外勤務の上限時間を超えた場合には、人事室で所属長から聞き取りを行い、改善を促すほか、該当職員へは産業カウンセラーによる健康状態の聞き取りを行っております。

また、毎週水曜日と金曜日の「ノー残業デー」では、庁舎内放送や巡回等により定時退庁を促すとともに、タイムカードで実態を把握し、職員の健康管理に努めております。

次に、職員組合との定期的な協議についてであります。

毎年、職員組合からの要求書に対する交渉協議や、職場環境改善に関わる職場要求に対する協議については定期的に行い、改善を図っているとともに、人事評価制度の導入や処遇など必要な事項については、随時協議を行っているところであります。

次に、臨時職員・非常勤職員の処遇についてであります。

これまでも、臨時職員・非常勤職員の報酬については、人事院の給与勧告による正職員の給与への反映を踏まえて見直しを行っているほか、休暇等に関しても、国の非常勤職員との均衡を図るための改善も適宜行ってきております。また、地方公務員法等の改正に伴い、来年4月1日から「会計年度任用職員制度」が導入されますが、改正法の趣旨を踏まえ適切に対応してまいります。

次に、時間外に建物火災や停電などが発生した場合の対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、停電の際の情報提供の方法についてであります。

先月11日の停電においては、電力会社へ問い合わせるとともに、本庁および支所で市内の状況把握をし、市民の不安を取り除くため2回にわたる防災行政無線での放送と、北杜ほっと

メールで停電状況の周知を行ったところでもあります。

次に、深夜や明け方時の火災や災害発生の周知の方法と消防団の対応についてであります。

深夜等の火災の周知については、消防団へは各分団の連絡体制により、速やかに団員に出動要請を行うとともに、火災の規模や初期消火活動の状況により防災行政無線で放送を行っているところでもあります。また、自然災害の発生に際しては、北杜市地域防災計画に基づき対応しております。

次に、防災行政無線が聞こえない地域や世帯への対応についてであります。

防災行政無線は災害時の情報提供手段として大きな力を持っていることから、要望がある難聴地域においては、現地で調査を行い、スピーカーの変更や向きの調整、子局の増設などで改善を図っております。また、補完手段として、北杜ほっとメールや防災ラジオ、緊急速報メールなどでも対応を行っているところでもあります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

次に、浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

人口減少社会が本市に与える影響と課題における、医療・介護サービスの確保への取り組みについてであります。

国では、急速な高齢化に対応するため、団魂の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年に向け、地域包括ケアシステムの構築を推進しております。高齢者が医療や介護を必要となっても、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、地域における医療機関と介護事業所の関係者が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できる支援体制を構築していくことが課題であります。この課題の解決に向け、昨年度、「北杜市在宅医療・介護連携推進会議」を設置し、在宅医療と介護の連携に向けた取り組みを始めております。

今後も、多職種連携による市民へのサービス提供が円滑に行えるよう、体制づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

坂本静君の再質問を許します。

坂本静君。

○17番議員（坂本静君）

再質問をさせていただきます。

最初に1項目めの人口減少社会が本市に与える影響と課題について、2点再質問させていただきます。

1点目でございますが、先ほどの答弁の中にありました市税等の収納率向上、多様な主体との協働連携、人材育成の取り組みや第4次アクションプランは、本年度終了することになりますが、今後の行財政改革の取り組みについて、市のお考えを伺います。

2点目でございますが、ただいまご答弁いただきました昨年度立ち上げた「北杜市在宅医療・介護連携推進会議」において対応しているということでございますが、どのような取り組みを

行っているのか、その内容をお尋ねします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

明政クラブ、坂本静議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目ですけれども、市税の収納率の向上、公共施設の、民間等を含めた地域の多様な主体等の連携・協働、人材育成など具体的な取り組みということでございます。

それにつきましては、主な取り組みとしまして、お答えさせていただきたいと思っておりますけれども、市税等の収納率の向上につきましては、先ほどの答弁でございまして、それ以外のものとして安定した財源の確保ということで、また納税者等の利便性を図るということで、北杜市におきましては、すでにコンビニ収納を開始しているところでございます。これにつきましては、市民税、県民税のほかにも国民健康保険税、介護保険税、上下水道料金なども収納を開始しているところでございます。

また財源の確保ということでは、ふるさと納税制度、これにつきましては、返礼品の拡大やふるさと納税ポータルサイトの活用によりまして、寄附額の増額に本年度から取り組んでいるという状況でございます。

次に、民間等を含めた地域の様々な団体との協働・連携による連携でございますけれども、これは効率的・効果的な事業の実施を推進するというところで、市の公の施設、これを指定管理者制度を導入しまして、施設管理に要する経費の削減に努めておるところでございます。

また、市民団体等が自主的・自発的に行う本市のまちづくりに役立ちます公益的な事業に対しまして、環境保全基金や芸術文化振興基金を活用しまして、事業費の一部を助成することで市民のまちづくりへの積極的な参加を促しているところでございます。

また、人材育成につきましては、先ほどの答弁にもありましたけれども、北杜市人材育成基本方針に基づきまして、人事評価制度の導入、また職員能力開発を目的に職員研修所で開催されます階層研修への計画的な参加、他自治体との交流、地域活性化センターとの連携協定に基づきます人材育成研修を推進しているところでございます。

そのほか職員提案制度や北杜もり上げ隊なども取り組みながら、人材の育成に当たっているというところでございます。

また、事務事業の執行にあたりましては、事務事業評価や事務事業外部評価によりまして、その効果を検証することで事務事業の効率化に向けた改善を図ってきたところであります。

事業の執行にあたりましては、緊急性、必要性など優先度の高いものから執行していくことや新たに事業を行おうとする場合については、スクラップ・アンド・ビルドの原則に則りまして最小の費用で最大限の効果が表れるよう事業の組み立て、また事業の効果と必要性を認識しながら、事務事業の執行にあたっております。

このようなことで、子育て支援、高齢者対策、移住定住促進、防災・減災に強いまちづくり、教育・文化・芸術・スポーツの振興、農業・観光・商工業振興などの様々な分野にわたります市の課題、市民ニーズに的確に対応する施策を展開して、行財政改革の痛みもありますが市民誰もが一生涯健康で幸せに暮らせる、ふるさと北杜の実現を目指しまして「お宝いっぱい 健幸北杜」を市民、企業の皆さまと共に取り組んでいるというところでございます。

2点目のご質問で、今後どのように行財政改革を進めていくのかという質問だったかと捉えております。

令和2年度、普通交付税の合併特例措置が終了します。合併特例債の発行期限は令和7年度までとなりましたが、財政の中長期的な見通しでは、令和5年度以降は実質単年度収支が赤字となる見込みであります。

こうしたことから、合併に伴う財政的なメリットを受けられる期間中に、特例措置の終了を見据えた十分な準備を行うとともに、特例期間中のメリットを最大限に活用するよう工夫して将来にわたり持続可能な行財政運営につなげていくということが必要であると考えております。

議員ご指摘、ご心配していただいています人口減少による税収の減少、また高齢化の進行による社会保障費の増加等の要因に加えまして、令和2年度には普通交付税の特例措置が終了すること、財政的に有利な起債である合併特例債の残高も限りがあるということ、公共施設およびインフラに関する維持や更新にかかる経費が増大する見通しであることなどから引き続き財政の健全化の取り組みを進め、持続可能な財政運営を確立することが大きな課題だと捉えております。

その一方で、先ほど申し上げましたように教育、文化、芸術、スポーツ、健康、福祉、環境、農業や観光などの産業振興にかかる施策の充実を図りながら、市民の暮らしを豊かにさせるための様々な施策に取り組む必要がありますので、そのためにも現行の「第4次行財政改革大綱アクションプラン」を着実に実行するとともに、時期におきましても、これまでの取り組みをしっかりと検証、また課題をしっかりと捉えて、更なる行財政改革に取り組む必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

明政クラブ、坂本静議員の再質問にお答えします。

「北杜市在宅医療・介護連携推進会議」の取り組み内容というご質問だったかと思えます。

取り組み内容ということですが、委員の主なメンバーはお医者さんや歯科医師などの医療関係者、あと介護として主任介護支援専門員など行政関係者の代表者等をメンバーとしているところであります。

取り組み内容ということですが、地域の医療や介護の資源の把握を行い、在宅医療介護の連携における課題の抽出とそれに対する対応の検討を行い、切れ目のない医療介護の提供体制の構築、情報共有の支援などに関する協議を行うということで、連絡会議を含め、それぞれ部会を設けまして、作業部会で話し合いを行っているという状況でございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

坂本静君の再質問を許します。

○17番議員（坂本静君）

ありがとうございました。それでは、2項目めの市税の賦課徴収についての再質問をさせていただきます。

3の質問に対して、口座振替の推進状況に占める口座振替の割合について再質問させていただきます。

先ほどの答弁の中で、キャッシュカードを持っている場合は簡単に手続きができ、振り込みができるということでしたが、このことについて、その利用状況はどのような内容でしょうか、伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

明政クラブ、坂本静議員の再質問にお答えいたします。

キャッシュカードを使っての口座振替での手続き、その利用状況というご質問だと思います。

収納の方法は今現在、窓口納付、それからコンビニ納付、そして口座振替と3種類ございます。そのうち口座振替については、平成23年11月からこのサービスをスタートいたしました。スタートした時点では38件の利用であったというものがだんだん増えてきて、平成30年度においては162件の利用までなってきたということでもあります。しかし、まだまだ認知度が低くて、広報紙ですとかホームページでも一生懸命、広報活動をしているんですが、もう少し口座振替のほうのこういったサービスを利用してくれる人が多くなることを願って、収納課としても頑張っているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○17番議員（坂本静君）

ありがとうございます。それでは次に3項目めの再質問になりますが、職場環境の改善に向けての取り組みについて、伺いをいたします。

時間外勤務の改善に向けた取り組みの状況の中で、時間外勤務命令の上限時間が定められたとの答弁でしたが、その上限時間の設定は何時間でしょうか。そして現実にそれが遅れてしまった場合の対応について、伺いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

坂本静議員の再質問にお答えいたします。

時間外勤務、上限時間の設定時間は何時間か、また超えてしまった場合の対応というご質問だと思います。

時間外勤務の上限時間は1カ月45時間、それから1年間で360時間というのが上限時間の設定であります。45時間を超えた場合におきましては、人事室において、その所属長から聞き取りを行います。そして改善対策や職員の健康管理の状況、こういったものを報告書として提出していただきます。また、1カ月80時間を超えた場合に対しましては、人事室から所属長と、その該当職員に通知を出します。そしてさらに1カ月100時間を超えるような場

合におきましては、その該当職員へは産業医の面談を行うというふうにしております。

しかし、確定申告ですとか予算編成など45時間を必ず超えてしまうような場合もあります。そういったものが想定される場合には、所属長は前もって市長に申し出て、他律的業務の比重が高い部署として指定を受けます。この指定を受けることによって、100時間以内が認められるという状況であります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○17番議員（坂本静君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

坂本静君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

2項目、関連質問をさせていただきます。

最初に、職場環境の改善に向けての取り組み状況について。

人事異動に伴う職員配置等に際しては、従来どおり事前に職員に対して異動希望調査、適材適所などのヒアリング調査を参考にして実施しているのか。特に職場の人間関係や心の問題、メンタル面で悩んでいる職員への適切な配慮はどのようにされているのか。先ほどカウンセラー等のお話もありましたが、そのへんも含めてもう一度伺います。

2点目に、時間外に建物火災や停電などが発生した場合の対応について伺います。

昨日も停電が3時25分ごろを含めて2回発生し、本市をはじめ県内11市町で約15万軒、北杜市内で約4万500軒が停電したとの報道がありましたが、東電からの情報の把握と市民への周知はどのようにされたのか伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

相吉議員の関連質問にお答えいたします。

まず最初に職員の配置関係です。

いつも「私の希望と意見」というものを取りまして、その本人、職員がどんなところを希望しているのか。あるいは今までその業務にどの程度、何年くらい従事してきたのか。あるいは困った案件というものがないかどうかを聞き取りいたします。それに伴いまして配置をするわけですが、必ずしもその希望どおりというわけにはまいりません。そのへんについては各職員も納得してくれていることと思います。

メンタルヘルスの問題だと思います。たしかにこういった方々、増えてきております。カウンセラーを置きまして、保健室で気軽に相談ができるような体制を取るとともに、重要な案件についてはカウンセラーが人事室のほうへまいりまして、その個別の案件について話をし、場

合によっては、異動になるような場合も出てくることもあります。

いずれにしましても、できるだけ職員に寄り添うような形で今現在、対応しております。

次に、停電であります。

昨日も停電がありました。昨日15時25分ごろ停電が発生したわけです。発生すると同時に、市の対応としましては電力会社のホームページがあります。そこで早速、その状況を確認する。そうしましたところ、北杜市を中心にずっと赤く、あるいはオレンジになってきたというふうな状況でした。

今回の場合には非常に広域的なものでしたから、東電からすぐに電話が来るというふうなものではありませんでしたので、市から窓口にお問い合わせをして状況確認をした。そうしたら、送電線等のトラブルというふうな回答がありました。それが15時35分ごろ、10分後でありました。

その状況が確認できましたので、15時45分に市民の不安を解消しようと、前回の停電もありましたので、早速放送を流して作業状況を市民の方々に連絡したというところですよ。

いずれにしましても、この防災行政無線を使つての放送というのは電力会社からの依頼、連絡、そういったものを根拠としてやっておりますので、まずはその確認が取れないと、市のほうでもすぐに放送ということはできませんので、確認が取れ次第、そんなふうな対応をしたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

ありがとうございました。再々質問は、1つは職員の関係。やっぱり職員の心の問題、健康状態で、かなり悩んでいるという場面を聞いています。それはやはり職員が専門職化、先ほども答弁にありました専門職化で、例えば1人で負担になる場合がかなりあると思うんです。そのへん、やはり職員が元気でなければ、いい行政はできないと思っていますので、このへん、先ほど答弁もありましたけど、やっぱり普段からの人間関係、職場、例えば上司の皆さんも激励をしたり、みんなでやっぱり和気あいあいの場もなければいけないと思いますので、そのへんについて、職員が早く辞めないような、そんな対応について、どのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

相吉議員の再々質問にお答えいたします。

まず1点目、メンタルヘルスの問題で悩んでいる方もいらっしゃいます。先ほどカウンセラーという話をしましたけれども、人事室のほうでも間口を広げて、いつでも相談に来てくださいというふうな体制を取っているということ。それからノー残業デーを金曜日、水曜日というふうに設けていますので、今現在、だんだん定着してまいりました。早く帰っていただいて仲間と話をする、飲み会をするというふうな場にしていただこうとしております。

それから1人の方がずっと残業するというふうな例も、ままあります。そういったときには所属長に話をして、その業務内容がもうちょっと、ほかの皆さんと分けて、分散してできない

かどうか、そんなふうなことも働きかけをしております。

いずれにしても職員が病んでしまうと、人事のほうとしても非常に厳しい状況になりますので、できるだけその前のケアということで心がけてやっております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時56分

---

再開 午前11時10分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

次に、ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、10番議員、福井俊克君。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

会派ほくと未来を代表して、4項目にわたり質問をさせていただきます。

まず、公共施設の在り方について。第4次行財政改革アクションプランおよび事務事業評価について。補助金の適正化について。また、最後に愛育会の現状と今後の方向性についての代表質問をさせていただきます。明快なるご答弁をお願いいたします。

まず第1項目めの、公共施設の在り方についてであります。

本市では、現在、北杜市公共施設等総合管理計画に基づく市所有施設ごとの個別計画の策定を進めていると思いますが、個別計画は、北杜市が所有する公共施設について、将来の活用を見据え、利用者が安全性かつ利便性を確保しつつ、コストの削減、財政負担の平準化を目指すものであると理解しております。

しかし、この個別計画の策定に関しては、市民の理解が十分に得られていない状況にあるのではないかと思います。

市民や地域においては、身近な施設が取り壊され、せっかく地域に根付いた活動に影響が出ると不安な声も聞くところでもあります。

こうしたことから、個別計画についてお尋ねをいたします。

1つとして、現在の個別計画策定の進捗状況および今後のスケジュールについてお伺いします。

2つ目として、個別計画策定において、課題をどのようなものがあると考えているのかお聞きします。また、課題に対して、どのように検討・調整を進めていくのかお伺いをいたします。

3番目として、昨年度、「身近な公共施設の再編を考える」をテーマに開催されたワークショップで出された具体的な意見は、どのようなものであったか。また、その意見をどのように反映をされているのか、お伺いをいたします。

4番目として、個別計画策定後、どのように市民に周知し、理解を求めていくのかお伺いをいたします。

次に第2項目めですが、第4次行財政改革アクションプランおよび事務事業評価についてであります。

本市では合併して以来、行財政改革が急務の課題として、これまで4次にわたる行財政改革大綱、総合計画に基づく事務事業評価により、多くの行財政の課題や事業の効率化などに取り組み、一定の成果を上げてきたと思います。

しかし、超少子高齢化の中、税収の減少や社会保障費の増加、また公共施設の整理統合など課題はまだ山積しており、課題解決に向けた更なる改革と併せてこれまでの取り組み方法の見直しが必要と考えるところであります。これらの状況を踏まえて、お伺いをいたします。

1つ、これまで、取り組んできた行財政改革アクションプランおよび事務事業評価の成果をどのように評価しているか、お伺いをいたします。

2つ目として、事業実施に当たっては、経費の削減、事業内容のスリム化、予算のシーリングなどに取り組んでおりますが、現在の取り組みを引き続き進めていくには、限界もあると考えられます。今後の進め方において課題をどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

3番目として、これまでの成果が、市民には十分に伝わっていない部分もあると考えますが、今後、市民へ工夫して分かりやすく成果を伝える、見える化を図るなどの考えはありますか。

4番目として、行財政改革アクションプランおよび事務事業評価の取り組み方法見直しの考えはいかがでしょうか。

最後に5番目として、今後、第5次行財政改革大綱の策定など、さらなる取り組みを図っていくと思いますが、今後は何を目指していくのか、具体的なビジョンを伺います。

次に3項目めの質問です。補助金の適正化について、お伺いをいたします。

市から交付される各種補助金においては、これまでに北杜市行財政改革大綱においても、内容の精査、見直しを行うとともに、北杜市補助金評価検討会を設置するなど、適正で透明性の高い補助金制度の確立を図ってきたと思います。

昨年度末には、北杜市補助金等の適正化ガイドラインを策定し、公正かつ効率的な補助金制度の確立のため、必要な見直しを行うための基準およびその運用の仕組みを定め、補助金の適正化の推進を示したところでもあります。

補助金は、これまで長い年月を通じ地域社会活動等を支えてきたものであり、このガイドラインの策定を通じて、市民からは「単に市からの補助金が切られる」という、批判的な話も聞くこともあり、まだまだ市民への理解が厳しい状況にあると考えます。こうした状況の中でお伺いをいたします。

1つとして、今後の補助金に対する基本的な市の考え方は。

2つ目として、本来市が実施すべき、環境保全活動や伝承芸能文化継承活動、あるいは地域活性化事業などを、補助金により市民活動として守られてきているものがあると考えますが、減額や廃止の対象事業をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

3番として、市の方針をどのように市民に周知していくのか、このへんについてもお伺いをいたします。

最後であります。4項目めです。愛育会の現状と今後の方向性についてお伺いをいたします。

移住者が多い本市にとって、移り住んだ土地で、子育ての悩みを気軽に打ち明けられる友だちや知人がなく、悩みを一人で抱えてしまうお母さんも少なくないと聞いております。

市では、子育て世代包括支援センターを開設し、相談業務を充実させているところではありますが、センターへ行き、相談をすることに入りづらさを感じているお母さん方もいるようです。一方、保健師の訪問においては、相談しやすさに感謝する声も聞いております。高齢化が進む本市においては、保健師の活動にも限界があると考えます。

「地域の子どもは、地域全体で育てる」ということは、広大な面積を有する本市にとっては重要であり、愛育会の活動は必要不可欠であると考えられます。そこで、以下伺います。

1つとして、保健師の業務が増加する中、愛育会の必要性を市はどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

2番目として、北杜市誕生後、すべての町に愛育会の立ち上げを図るといっておりましたが、その進捗状況についてお伺いをいたします。

3番目として、立ち上げが済んでいる愛育会の活動状況についてお伺いします。

4番目として、愛育会の立ち上げが済んでいない町の課題については、どのようなものがあるのでしょうか。

また5番目として、愛育会の立ち上げおよび活動拡大に対する支援の考えは、いかがでしょうか。

最後に6番目として、今後の立ち上げのスケジュール等をお聞きしまして、私からの、ほくと未来の代表質問を終わります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

公共施設の在り方における、個別計画策定上の課題とその検討・調整についてであります。

本市においては、合併以来これまで、4次にわたる行財政改革大綱アクションプランを展開し、その結果、起債残高を大幅に削減するなど、財政健全化を果たしてまいりました。しかしながら、将来の見通しについては、市町村合併を果たした自治体への優遇策終了などに伴い、令和5年度には実質単年度収支がマイナスに転ずることが予測されております。

こうした中、平成29年3月策定した「北杜市公共施設等総合管理計画」では、本市が保有する公共施設の面積について、今後30年間に30%削減するとの目標を設定しております。そして、本年度策定するその個別計画では、どの施設を対象に、いつまでに所要の方策を講ずるのか、それによりどれくらいの歳出削減を図ることができるのかといった点について、具体的に示されることとなっております。

方策については、廃止、民間移管、譲渡など、その状況に応じて最適なものを当てはめるべきと考えておりますが、いずれの施設も旧8町村から受け継いだものであり、それぞれ異なる歴史・文化や産業・観光、さらには行政サービス展開の経緯などを背景に整備した多様な公共施設であるため、今後お示しする計画の骨子案に対しては、各方面から様々なご意見をいただくものと考えております。

公共施設の規模縮小は、市民の皆さまにとって、利便性の低下などを伴うものでありますが、

旧8町村から受け継いだ施設を現状のまま維持することは極めて困難である一方で、市民ニーズに対応した新たな施設整備を求める声も寄せられております。

将来においても、次世代が、北杜市の特色を活かし、自らのアイデアで自らの未来を切り拓いていくために不可欠な基盤づくりは、今まさに、私たちが共に取り組むべき最優先課題の一つであります。

今回の個別計画は、持続可能な北杜市をより着実に実現するために必要な、とても大切な設計図でありますので、その策定作業については、市民の皆さまと共に最適な図面を描くことができるよう、市民説明会等を経る中で、全庁一丸となって、様々な検討を加えながら、来年3月の策定に向け、集中して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、北杜市母子愛育会の現状と今後の方向性における、母子愛育会の必要性についてであります。

近年、人口減少、少子高齢化、核家族化などによる地域コミュニティや人間関係が希薄となり、家庭や地域を取り巻く環境が変化してきていると言われております。そのような中で、子育ての不安や悩みを身近な人に相談できずに、孤立する母親の増加や、家族の養育力の低下、児童虐待など、個人の力では解決できない問題が浮き上がってきており、札幌で起きた2歳の女の子の衰弱死のような痛ましい事件を耳にすることも少なくありません。健全な親子・家族関係を築けるようにするためには、子育て世代を身近な地域で支える仕組みづくりが、国・県・市町村の喫緊の課題とされております。

また、平成27年に実施したまちづくり市民アンケート調査においても、「子育て支援で力を入れるべきこと」との質問に対し、「地域ぐるみで子育てを支援する体制の整備」との回答が21%に及んだところであります。

本市においては、こうした声を背景に、安心して妊娠・出産・子育てができる拠点施設として、平成29年4月に保健センター内に、子育て世代包括支援センターを開設し、乳幼児健診や相談業務など、多くのお母さん方に活用いただき、母親同士や子どもたちのふれあい活動が幅広く行われている状況であります。

そのような中で、子育ての基盤となる地域においては、「あの子もこの子もみんなの子」を合言葉に、愛育会会員の皆さまが、身近な地域で、お母さんたちへやさしく声をかけ、子育ての楽しさや喜びを感じながら、子どもたちをすこやかに育てることできるようお手伝いを行い、困ったときには、いつでも相談できるよう活動を行ってきております。

これらのことから、母子愛育会は、本市の子育て支援の充実を図る上で、重要な組織であると考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

随時、答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

公共施設の在り方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、個別計画策定の進捗状況およびスケジュールについてであります。

これまで、個別計画の策定に向けて、市民ニーズアンケート調査、利用状況調査、劣化状況

調査、市民ワークショップ、所管課のヒアリング等、基礎資料の収集に努めてまいりました。現在、市民ニーズを踏まえつつ人口や財政規模に見合った最適な質と量を確保することを目指し、各所管課において個別計画素案の作成作業を進めております。

今後は、素案がまとまり次第、市民への説明会の開催、パブリックコメントを実施し、本年度末の策定を目指してまいります。

次に、ワークショップの意見とその反映についてであります。

昨年度、公共施設の在り方を考えるワークショップを4地区において、延べ12回開催しました。参加者の意見の一部としては、「住んでいる人たちの生活を守りつつ公共施設の統合、再編、廃止を考えてほしい」「いろいろな施設を集約化していくことは、財政的にみてもやむを得ない。しかし、そのことで不利益が生じる人もいることを考え、救済の方向もできる限り考えてほしい」「まちの将来像や構想、ゾーニングを並行して考えていく必要がある」などのご意見をいただいたところであります。

これら、ワークショップでいただいたご意見については、施設を所管する部署と共有し、単に施設の老朽化度により判断するのではなく、施設の重要度、利用度、地域性などのバランスを考慮し、市民の利便性向上に資する再適配置が進められるよう、個別計画の策定に反映してまいりたいと考えております。

次に、市民への周知方法についてであります。

個別計画は、施設類型に応じた整備、維持管理等に関する具体的な計画や実施期間等を定め、最適配置の実現を目指すため、他市の事例を参考にするなど、分かりやすく丁寧に周知し、市民の理解を図ってまいります。

次に、行財政改革大綱アクションプランおよび事務事業評価について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、成果の評価についてであります。

本市では、将来に負担を残さない自治体経営を進めるため、行財政改革に取り組んでおり、平成18年度から現在まで、第4次に渡る行財政改革大綱を策定して取り組んできたところであります。また、事務事業評価は、市民への説明責任を果たすため、平成21年度から実施しており、行政自身が事務事業の課題を把握するとともに課題に即した改善計画を立てて、次年度に反映して効率的に事務事業を執行するものであります。

このアクションプランに基づき、市債の繰上償還や指定管理制度の積極的な導入を進めた結果、実質公債費比率、将来負担比率も改善するなど、財政の健全化が進んでおり、これにより市民の生活を豊かする「芸術文化スポーツの振興事業」、暮らしやすい北杜市を目指す「子育て世代マイホーム補助金」、「子育て支援住宅」や「就業促進住宅」を建設するなど、本市が掲げる「お宝いっぱい 健幸北杜」の推進に向けた、各種施策に取り組むことができております。これにより、市の人口動態は、転入者が転出者を上回り社会減が抑制されるなど一定の成果が表れているものと考えております。

次に、今後の課題についてであります。

経費の削減や事業内容のスリム化には、不断の取り組みが必要であると考えております。これまで、厳しい財政状況を改善するため、シーリングを設定するなど、予算の圧縮を図ってまいりましたが、近年では社会保障費の増加や新たな行政課題にも的確に対応することが求められていることから、政策的な事業に対する予算確保が厳しくなっており、今まで以上に効果

的な予算配分や類似事業の整理統合が必要となってきました。

こうしたことから、今後は単なる予算総量の削減ではなく、事業の選択と集中を図りながら有効で効率的な財政運営に努め、市民ニーズに的確に対応してまいりたいと考えております。

次に、市民への成果の見える化についてであります。

行財政改革の取り組みについては、市の広報紙やホームページに掲載しているところであります。これまでも見直しを行い、改善を図ってきたところでありますが、より市民に成果が分かりやすいものとするため、事務事業の評価結果を図表化するなど、市民が知りたいことを分かりやすく伝えられるよう改善に取り組んでまいります。

次に、取り組み方法の見直しについてであります。

行財政改革の取り組みは、持続可能な行政を推進する上で、重要であると認識しております。このため、次期行財政改革大綱の策定には、現在の取り組み内容を検証し、市を取り巻く状況を踏まえた内容と方法の見直しを行ってまいりたいと考えております。

また、事務事業評価については、職員が自らの仕事の目的と成果に向き合うことができる有効な手段であると考えているところであります。引き続き、取り組むこととしますが、評価を効率的に行えるよう、手法の改善を図ってまいります。

次に、今後の具体的なビジョンについてであります。

本年度最終年度となる「第4次行財政改革大綱」の進捗と成果を検証し、課題を整理するとともに、次期行財政改革大綱の策定に取り組んでまいりたいと考えております。普通交付税の段階的縮減が終了し、一層厳しい財政状況が見込まれることから、次期の「行財政改革大綱」においても、持続可能な行財政運営を目指し、本市の施策体系の柱である「子育てと福祉」、「雇用と産業」、「教育」、「スポーツと芸術」、「若者と女性の活躍」の各分野にわたる取り組みを進めるとともに、新たな財源の確保や国、県の施策も積極的に取り入れながら、将来に向けて持続可能な市政運営を目指してまいりたいと考えております。

次に、補助金の適正化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、今後の補助金の考え方についてであります。

市では、地域活性化のため、自主的に行う事業や多くの市民を対象とした各種大会やイベント、健康福祉等の増進を図るための事業のほか、「北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金」、「北杜市公民館分館活動費補助金」、「北杜市子育て世代マイホーム補助金」など市民の生活に直結した補助金を含め、年間約250件、約10億円を交付しており、様々な効果を挙げてきております。

今後も、目的達成に向けて有効性が認められる事業については、政策面や市民ニーズ、費用対効果を見極めながら公益性の有無を見極めた上で、補助金を交付することで、幅広く市民活動を支援してまいりたいと考えております。

次に、減額や廃止の対象事業についてであります。

市民による環境保全活動や文化活動などの市民活動は、市の政策の補完となる取り組みも多くあり、行政の遂行に果たす意義は大きいことから、今後も、重要な意味を有していると考えております。

このようなことから、市は、補助金を交付することで活動を支援しているところであります。また、補助金等の必要性について、市民相互の理解が十分に得られるものでなければなりません。このため、地域の皆さまに対する補助金については、その活動を継続していくためにも、

ガイドラインの運用を図っていく中で、補助金の使途を正しく評価することが必要であり、縮減・廃止の判断は慎重に行ってまいりたいと考えております。

次に、市民への周知についてであります。

市民の皆さまには、市広報紙等によるほか、区長会、地域委員会などを通じて周知するとともに、補助交付団体等への分かりやすく丁寧な説明を心がけてまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

北杜市母子愛育会の現状と今後の方向性について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、全町への愛育会立ち上げの進捗状況についてであります。

合併に伴い、長坂町5班・大泉班・武川班が統合し、平成17年4月に3町の愛育班で構成される北杜市母子愛育会が設立されました。その後、8町すべての設立を目標に掲げ、平成20年4月に須玉町愛育会が、さらに平成26年5月に高根町愛育班が発足し、現在に至っております。

末組織の3町のうち、小淵沢町については、次期立ち上げ地区を目指し、市母子愛育会の役員や市の保健師が関わり、検討を重ねているところであります。

今後は、明野町、白州町においても、順次、設立準備を進めてまいります。

次に、母子愛育会の活動状況についてであります。

5町の愛育会では、身近な地域において声かけや見守りを行うほか、妊産婦訪問、子育て交流会、三世代交流愛育祭り、乳児への絵本のプレゼント、年長児への黄色い帽子のプレゼント、孫育て学級など、それぞれの地域に密着した子育て支援活動を行っております。また、中学生を対象とした、市の思春期教育事業において、赤ちゃん抱っこ体験にご協力をいただき、子どもを抱っこしたときのぬくもりを通じて、中学生に命の大切さを伝える活動も行っております。こうした活動については、「愛育班だより」を発行し、市民の皆さまにお知らせしております。

次に、立ち上げが済んでいない町の課題についてであります。

愛育会の組織は、小規模な生活圏を基盤としているため、小地域ごとに班員を選出し活動しておりますが、高齢化により、班員の選出が難しいということ、また組織となれば、いつかは役員を担わなければならない、その負担と不安により、なり手がなかなか見つからないこと、少子高齢化により、地域に子育て世代の家族がいないなどが課題であると聞いております。

次に、母子愛育会の立ち上げおよび活動拡大に対する支援の考え方についてであります。

本市では、「北杜市健康増進計画」や「北杜市子ども・子育て支援事業計画」において、愛育会の活動を促進することとしております。

愛育会は、子どもの声が聞こえる地域づくり、その子どもたちを通じて人と人とを結ぶ地域づくりなどの役割を担っている住民組織でありますので、地域の皆さまのご意見を伺いながら、学習会等への支援を行い、全町において立ち上げを目指してまいります。また、活動の拡大については、高齢化が加速する中、高齢者への声かけ・見守りも必要性であるとの声もあがっておりますので、地域の実情に合わせた活動支援を行ってまいります。

次に、今後の立ち上げのスケジュールについてであります。

小淵沢町については、早期設立に向け、引き続き話し合いを重ね、地域に即した組織の立ち上げを目指してまいります。また、明野町、白州町においても、市愛育会と連携し、順次、準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

福井俊克君の再質問を許します。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

それでは項目ごとに再質問、再々質問等をさせていただきたいと思っております。

まず、公共施設の在り方についてであります。

先ほどの市長の答弁につきましては、公共施設の再配置についての検討は次世代に向けて各地の基盤づくりであるということでもあります。また、今、市が取り組む最優先課題であるという答弁をいただきました。この取り組みにつきましては、議会としても、われわれとしても将来を見据え、ともに取り組むべき課題であると考えております。

しかし、市長の答弁にあったように公共施設の小規模縮小は市民の皆さんにとって利便性の低下、あるいは市民サービスの低下であると思われがちであると思っております。市民には十分な説明をして理解を求める必要があると感じております。

そういうところで、今後この個別計画について市民の理解を得る上でのポイント、このポイントをどのように考えているか、再質問をさせていただきます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

福井俊克議員の、ほくと未来の再質問にお答えさせていただきます。

個別計画について、市民の理解を得る上での説明会でのポイントはというご質問だったかと思っております。

個別計画につきましては、公共施設における最適規模と配置の達成に向けて利用の実態、またコスト、老朽化の状況、施設の配置の状況などを考慮しながら用途ごとの公共施設の将来の再編や整備に関する具体的な時期や手法を定めるというものになってございます。

そういう中で公共施設が地域に果たしている役割と現状、ニーズ、利用状況を踏まえ、全体的なバランスを考えて配置を考えていくことがまず重要であると。そのようなことを個別計画に反映していかなければいけないというふうに考えているわけなんですけれども、そのためにも現在の施設の利用状況、将来の人口動向、そして何よりも財政の影響、施設を安全に使うための財政負担、将来に負担を残さないために公共施設の再配置が必要なんだという点について、十分ご理解いただけるように説明会等にあたっていく必要があるということを考えています。そのようなところがポイントとして捉えているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

ありがとうございます。再々質問をお願いします。

再編につきましては、避けて通れない問題であると理解しておるんですが、再編の方針については理解をされても、個別計画において特に統合、縮小、廃止等については、身近な、これまでであった施設がなくなってしまうと思われがちで、理解を得ることがなかなか難しいと考えますが、どのように対応していくか、改めてお伺いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

福井俊克議員の、ほくと未来の再々質問にお答えいたします。

再編は避けて通れないが、そのことを理解していただくことは難しいと考える。どのようにそれを対応していくのかという、ご質問かと思えます。

公共施設の再編については避けて通れないということで、他の自治体も同じように取り組んでいる状況でございます。身近な施設の統合、縮小、廃止という個別の内容、総体的には理解されるんですけども、そういう個別の内容については賛同を得られないという事例も聞いているところでございます。

個別計画の策定におきましては、先ほどの繰り返しになりますけども、現在の施設の利用状況、将来の人口動向、そして公共施設の維持管理にかかる経費が将来どのように財政に影響するのか、どのように財政負担になるのかなどにつきまして、分かりやすく丁寧に資料をもって説明して、この点の認識を市民と共に共有を図らなければならないと考えています。そのためにも、またパブリックコメントにより幅広く意見をくみ取りながら策定作業を進めてまいりたいと考えております。

いずれにしても、市民の皆さまのコンセンサスを得ることが大切であると考えておりまして、財政的に厳しい状況が予想されることから将来に負担を残さないため、そして市民の誰もが安全で安心して幸せに暮らすことができる市政の実現をするためにも、この公共施設の再編については一步一步、少しずつ丁寧な説明に心がけて、市民の理解を得る中で推進していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

ありがとうございました。続きまして、行財政改革について再質問をお願いします。

財政健全化につきましては、起債や基金の残高だけでは改善しなく、それに伴い市民からは市民サービスや様々な事業を縮小し、市民に我慢をさせて進めてきた健全化など、これまでの財政健全化の取り組みを市民に理解されていないことが多くあると思えます。

そんな中で、これまでの市民に理解を得る取り組みとして、財政健全化の具体的な成果、あ

るいは本年度予算に反映されている、この財政健全化の具体的な成果が本年度予算に反映されている点について、何かあったら伺いをいたします。

それから、続いて経常収支比率は財政の柔軟性を示す指標であります。本市の状況については、どのようになっているか。また、経常収支比率を悪化させないためには、どのような取り組みをしているか、これにつきまして再質問でお答えいただきたいと思っております。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

福井俊克議員の、ほくと未来の再質問にお答えさせていただきます。

行財政改革に関わる質問を何点かいただきました。

まず1点目は、市民に理解を得る取り組みでございますけれども、これまで行財政改革の取り組みの結果につきましては、市の広報紙、またホームページを通じて公表してきたところでございます。

また、事務事業外部評価は行っているわけなんですけれども、それについては、結果や評価に対して市の広報紙、ホームページを通して公表をしてきたというところでもありますけれども、実際に傍聴を市民の方にもしていただきながら、参加した市民の皆さまからの意見をいただきながら進める方式を取っているというところでございます。

2点目でございますけれども、財政健全化の成果、本年度予算にどのように反映されているかというところでございますけれども、平成18年第1次北杜市行政改革大綱を策定しまして財政の健全化に取り組んできたところでございまして、合併直後の平成19年度決算におきましては実質公債費比率19.0%、将来負担比率が160.5%と県内市町村の中でも悪いほうでした。平成29年度の決算におきましては、実質公債費率が6.7%、将来負担比率がマイナスの4.2%ということで、県内の市町村の中では中間に位置するようになりまして、財政の健全化の取り組みが成果として表れてきたというところでございます。

また、本年度予算におきましては、歳入面になりますけれども、財政調整基金の取り崩しを回避することができて、収入のほうが確保されたというところでございます。

一方、歳出におきましては、「お宝いっぱい 健幸北杜」の実現に向けた様々な施策、少子化対策、定住に関する施策、そして昨年の台風による災害等を踏まえた中で災害に備えた予算を計上することができたというところが、これらの行財政改革、財政健全化の取り組みがなされてきた成果ではないかなと考えております。

次に、経常収支比率の状況ということでございます。

まず、本市の経常収支比率でございますけれども、経常収支比率は人件費、扶助費、公債費などの経常経費のため、市税や交付税等の経常一般財源がどれだけ充当されたのかを示す指標ということでございます。また、これは自治体の財政構造の弾力性を判断するものであり、数値が高いほど政策的な事業に財源を充当することが難しいという指標でございます。

本市の経常収支比率は、平成29年度の決算でございますが、89.8%でここ数年、微増の傾向にあります。そういう中で、経常収支比率を悪化させないための方法につきましては、経常経費の削減はもちろんのこと、経常一般財源の主となる税収を伸ばすことがやはり一番重要と考えているところでございます。

また、普通交付税も重要な経常一般財源であります。この算定には人口が大変大きな要素となっておりますので、市内の人口を増加させるための施策を引き続き展開するということが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

ありがとうございました。行財政改革についての再質問は、以上で終わります。再々質問はありません。

次に、補助金の適正化について再質問をお願いいたします。

補助金のガイドラインにつきましては、公共施設の再配置と同様に市にとって市民活動、地域活動の低下となり、市民サービスの低下であると思われがちです。まずは市民に必要性、取り組み方針を十分に理解していただくことが最優先であると考えますが、そこで質問として補助金の交付は市民活動などの必要な事業に柔軟に対応すべきであると考えますが、そのへんについていかがかということ。

それとガイドラインでは、周期を原則3年としております。これは補助金の打ち切りを設定するものかと言われますが、そのお考えはどうかと。

それから市民による地域のお祭りとかイベント、また地域の歴史や自然環境を次代につなげていく取り組みなどについて、本来、市の施策として取り組むべき事業を市民活動で進めている事業も補助金の事業として現在、進められているものが多くあると思います。これらの事業について、補助金の考え方について市の考え方を改めて伺いをします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

福井俊克議員の、ほくと未来の再質問にお答えいたします。

補助金の適正化について、いくつかいただきました。

まず最初に、補助金の交付は柔軟に対応すべきであるとするがということでございますけれども、今後補助金適正化ガイドラインに従いまして評価、見直しを進めていくこととなります。その中で特に目標に達成して有効性が認められる事業につきましては、政策的な面や事業を取り巻く環境、また費用対効果を見極めながら実施の是非を判断してまいりたいと考えております。

2点目の終期、原則3年としているが、これは補助金を打ち切るものではないかというご質問でございますけれども、この終期の設定につきましては、補助金が長期にわたる場合、既得権や自立の阻害などの課題が出てくるということもありますので、適切な見直しを適宜実施し、弊害を防いでいくために必要であると考えているところであります。

法律等に基づく義務的な補助事業等を除きまして、周期の到来した補助金につきましては、当該補助金等の効果等を検証しまして、継続するのか、必要な見直しを行った上で判断してま

いりたいと考えております。

中でも市民活動に対する補助金については、協働によるまちづくりという視点からも市民の皆さまと一緒に今後取り組んでいくという考えは変わっておりませんので、同じ目的を持って活動していても、補助金が交付されないという団体もあろうかと考えておりますので、そのようなことがないように、公正・公平な観点からも交付の妥当性を検証しまして、補助金の交付に当たってまいりたいと考えております。

そのような中で、市民ニーズの変化や成果等を評価しまして、本当に補助金を必要とするところに適正に補助金を交付するためにも3年サイクルで見直していきたいということで、終期を原則3年と定めているところでございます。

次の市民による市民活動に対する市の考え方でございますけれども、市民活動の中で特にお祭り、イベントに対しては地域住民との結びつきがあったり、世代を超えた付き合い、そういうことが地域の活力につながっていると考えております。

人口減少、少子高齢化が進展する中で担い手不足だけではなく、それを支える個人の負担も年々増えてきております。地域活動の原動力になっている各地のお祭り、イベント、これらの市民活動を支えるのも行政の大切な役割であると考えておりますので、ガイドラインに基づきまして、適正に補助金を交付することで今後しっかり市民の活動を支えてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

ありがとうございました。再々質問いたします。

そのようなお考えを、どのように市民に説明し理解を求めていくのか。これを最後にお聞きいたします。

○議長（中嶋新君）

再々質問の答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

福井俊克議員の、ほくと未来の再々質問にお答えいたします。

市民にどのように説明し、理解を求めていくのかということでございますけれども、市の広報紙、区長会、地域委員会などを通じて行ってまいりたいと考えております。それだけでは市の考え方、十分に伝えきれないところも当然あろうかと思っておりますので、詳しい内容等につきましては、所管課において補助金の交付を対応しますので、所管課におきまして団体等からの相談、また申請手続きの際にガイドラインの方針内容を説明していく必要があると考えておりますし、またこれ1年ごとに評価をしてまいりますので、その評価結果についても申請交付団体に公表することで、やはり改善すべきところがあれば改善して、より効果的な事業をしていただくというような指導もしていきたいと考えておりますので、あらゆる機会を通しまして、市民に説明、理解を求めまして、この補助金が効果的に北杜市のために使っていただけるように対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

ありがとうございました。それでは最後になりますけども、愛育会の現状と今後の方向性について再質問をさせていただきます。

先ほど、愛育会に対する市の考え方を答弁いただきました。大変重要な団体であるということと認識をしたわけでありますけども、それぞれの地域において、子どもはまさに地域の宝でありまして、地域全体で育み、地域全体が子育ての応援団となるということが必要ではないかと考えています。そのためにも愛育会は、大変重要な組織であると思います。

前白倉市長も全町に設置を進めると力強く言っていました。市でも積極的に支援すべきであると考えております。

そこでまず、地域での子育ての支援、子育ての相談、見守りにつきましては、民生委員とか、あるいは民生児童委員もいると思いますが、愛育会とどのような連携を取って体制づくりを進めていくべきか考えているか、このへんにつきまして、お伺いをしたいと思います。

それと8つの町、また行政区単位においては生活環境や昔からの人と人のつながりなどで、愛育会の活動内容も変わってくると思います。立ち上げについては、それぞれの地域に効果的な活動につながる組織づくりが必要であると考えますが、また愛育会への理解はもとより無意識であった住民への意識づけとか、あるいは活動支援の理解など、立ち上げについては段階的に時間をかけて進める必要がある、このように思います。

そこで合併後、立ち上げた須玉町、高根町の愛育会の状況と、その設置にかかった時間はどのような時間がかかったか、このへんも参考にお聞きしたいと思います。

また立ち上げには、専門知識や進めるノウハウが必要であります。市の保健師、またすでに設置済みの先輩愛育会の指導、支援、助言などが必要になるかと思っておりますけども、これまでの市の支援体制についてお伺いをいたします。

また、愛育会が立ち上がっている町と未設置の町については、子育て支援に差が出ていることも考えられますが、どのような状況になっているかお聞きをしたいと思います。

以上3点、お願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

ほくと未来、福井俊克議員の再質問にお答えをいたします。4点ほど、ご質問をいただいたかと思っております。

まず1つ目の民生委員、それから児童委員との連携についてというご質問であります。まず民生委員、児童委員の役割というのが地域の方々の社会福祉の関心を高めるということ、それから行政にはどうしても限界がありますので、それを補っていただくという役割、それから社会福祉制度のいろいろな施策がありますので、そういったことを住民の方に伝えていただき、そういったことに対して市民から要望があった場合には、それを適切に行政などにつなげてい

ただくということなどなど、行政と地域社会の接点に立っていただいて、地域福祉を進めていただくという役割が民生委員、児童委員にはあるかと思っております。

一方、愛育会のほうでは身近な地域で声かけや見守りを行って、寄り添って支援をしていただくという、そういった活動を中心に行っているかと承知しております。

両者とも、目的というのが子育て支援を含めた地域福祉の充実ということであるというふうに思っておりますので、これまでそれぞれの活動に対して情報交換とか、情報共有というものをしていなかった地域もあるかもしれませんので、今後、情報交換とか意見交換ができるような場をこちらのほうで設けるなどしまして、民生委員、児童委員と愛育会などがこれから連携して地域の実情に沿った市民の皆さんとの協働によるネットワークづくりをしてまいりたいと考えております。

それから2つ目ですが、合併後に立ち上がった須玉町と高根町ですが、そちらの状況と設置に要した時間についてというご質問であるかと思います。

須玉町におきましては、平成17年度に須玉町に女連協という組織がありまして、その女連協の方の中から地域に愛育会が必要であるというふうな声があがったそうです。それをきっかけに発起人会というのを作りまして、学習会を重ねて、そのあとも地域の方々と行政が一緒になって学習会や地区の中で愛育会の必要性というものについての説明とか話し合いを行い、それから子育て交流会というものも行う中、設立までに3年を要したと聞いております。

それから高根町におきましては、須玉町で立ち上がったことを機に未設置地区への働きかけについて、北杜市の愛育会と行政のほうで話し合いを行いまして、住民の方々に愛育会の必要性を理解していただきたいということで、区長会とか地域の役員さん方、それから保育園の保護者の方に対しての説明会などを行って、こちらは2年半ほどの時間がかかったと聞いております。

そして3つ目ですが、これまでに立ち上げた際の市の支援体制についてというご質問であります。

愛育会というのは全国的に組織がありまして、その活動というのが大変古い歴史があると聞いております。そういう歴史や愛育の心というものを熟知している、これまでの愛育会、愛育班の先輩方、それから有識者の方々の助言とか指導をいただきながら、母子保健の専門職である市の保健師が支援者となりまして、民生委員や役員の方々、それから市の愛育会の会員の皆さまと共に立ち上げを行ってまいりました。

そして4つ目ですけれども、愛育会がある町と、ない町とで子育て支援に差があるのではないかとご質問ですが、身近な声かけとか見守りとかという部分では、たしかに少しだと思いますが差があるかもしれませんが、未設置地区においては、先ほど申し上げた民生委員、それから児童委員さん方に支援をしていただいていると認識をしております。

それから北杜市には、母子保健と子育てが一体となった子育て世代包括支援センターというものがございますので、様々な子育て支援事業に全地域の方がご利用いただいている状況にあります。

それから各所に集いの広場とか、子育て支援センターというのが設置してございますので、子育て世代の交流、それから相談支援などもそういった場で行われておりますので、大きな格差は生じていないと思っております。

ただ、愛育会が行っております交流会などのイベントの参加というものが、その地区だけに

限られているような状況であると聞いておりますので、今後はその地域の枠というのを取り除いた形で開催できる方法を、愛育会の理事会等において検討してまいりたいと考えております。  
以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

再質問につきましては、ありがとうございます。理解しました。

最後に、確認の意味で再々質問をさせていただきます。

3点にわたってお願いします。手短でやりますが、回答も手短でお願いします。

現在、進めている小淵沢町の状況と、それから今後の見通しについて、まず第1点目にお聞きします。

それから明野町、白州町についての設置をどのように進めていくか、先ほども答弁がありましたけれども、再度お聞きします。

それから3番目として、立ち上げには保健師の関わりが大変重要になってくると思います。保健師は他の業務を進めながらの対応となりますが、現在のほくところ元気課の体制については十分であるかどうかと考えられるが、また今後の保健師等の専門職の配置について、どのように考えているか、このへんについてお聞きをしたいと思います。

3点、よろしくをお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

ほくと未来、福井俊克議員の再々質問にお答えいたします。3点いただいたかと思えます。

まず1点目ですけれども、今、進めている小淵沢町の現状と今後の見通しということでありますが、小淵沢町地区につきましては、地区の各種団体に声をかけまして、愛育会の必要性についてのお話し合いを行って、昨年2回行いました。今後も地域の方々と話し合いを重ねまして、立ち上げに向けて検討を行っていくという予定になっております。

それから2つ目の明野町、白州町への設置はというご質問であります。小淵沢町を立ち上げたあとになるかと思えますが、地域住民の方々や市の愛育会の方と話し合いを順次行いながら進めてまいりたいと考えております。

それから最後の保健師の関わりはということと、ほくところ元気課の体制は十分か、それから保健師などの専門職の配置はどうなのかというご質問であるかと思えますが、愛育会の立ち上げの際には、母子保健の専門家であります保健師の関わりというのは必要であると考えておりますし、現在活動している地区の研修会などにも育成者として保健師が関わっております。ですので、業務は多忙な状況になっておりますけれども、愛育会の役員、それから地域の方々と一緒になって進めてまいりたいと考えております。

それからほくところ元気課なんですけれども、保健師、栄養士をはじめとして子育て支援に必要とする職員を配置しております。それぞれの業務というの徐々に多岐にわたってきておりますので、それぞれの職種が連携し協力する中で切れ目のない支援を行ってまいりたいと

思っております。

また、専門職の配置について今後どうかということですが、今後におきましても、その必要性とか業務量、それからバランスなどを考慮した配置を行っていくものと認識をしております。

以上であります。

○10番議員（福井俊克君）

以上で終わります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

福井俊克君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は午後1時50分、再開いたします。

休憩 午後12時21分

---

再開 午後 1時50分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、無所属の会の会派代表質問を許します。

無所属の会、2番議員、池田恭務君。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

無所属の会を代表し、6月定例会における代表質問をいたします。よろしくお願いいたします。

まず、中学校適正配置推進事業について伺います。

先の全員協議会において、「中学校適正配置推進事業」の説明をいただきました。今年度から審議会を開催し、地域説明会を開催していくといったスケジュール案も併せてご説明いただいたというふうに記憶しておりますが、早速質問に入らせていただきますが、小中学校適正規模等審議会を設置するにあたってのスケジュールと進捗状況を教えてください。また、いつまでに計画を公表し、いつの時点で統合することを見据えているのか、改めてこの場でも市民へ情報共有をお願いしたいと思います。

2点目です。全員協議会で配布された資料からは、渡辺市長は中学校統合することを前提としているように読み取れたわけですが、そもそもの前提としてそのような、今現在理解で進んでいるということでもいいのか、質問をいたします。

3点目です。なぜ4校案が進められなくなったとのご認識か、これまでも説明を各所でいただいておりますが、改めて説明を伺いたいと思います。

大項目の2点目になります。市から市民に対しての情報発信について、伺います。

去る5月11日に市内他で大規模停電がございました。報道によりますと、変電所設備にヘビが接触したことが原因ということで、いくら予防策を講じても完全に防ぐことは難しいのではないかというふうに思われますし、それ以外の要因でも今後も停電リスクというのは常にあるのではないかと思います。

停電は市民へ大きな不安を与えるものでありますので、市には発生時に不安を和らげる情報発信を期待したいと考えるものです。

今回の停電に対する市の情報発信については、市民の皆さまより、それがベストであったのか疑問の声が上がってきておりまして、だからこそ市長の所信でも、この停電については触れられて、アクションを起こされているというふうな理解をしております。改善に向けた取り組み状況を伺います。

1点目です。市長所信において「市民の不安を取り除くよう、いち早く防災行政無線において周知を行いました」とありましたが、具体的に何時に停電が発生し、何時にどのような防災無線内容で周知をしたのかを伺います。

2点目です。「事故状況や復旧状況などの情報が入手できず対応に苦慮したことから、このたび、葦崎市、北杜警察署とともに、東京電力に対して速やかな情報提供など、今後の対応について強く要望した」ともありました。ぜひ進めていただきたいと思うわけですが、関係者間でこれまでにまとまった話、そして今後合意していきたい、まとめていきたい内容について教えてください。

3点目です。防災無線以外の媒体での周知状況はいかがだったのでしょうか。「やまなしくらしねっと北杜市」、これはメールですが、では活用されていたというふうな理解をしております。

大項目の3点目になります。高齢者福祉の状況について伺います。

当市に限ったことではありませんが、2025年問題ということで、多くの自治体がどのようにその時を迎えることが市民のためになるのか、暗中模索しているところというふうに理解をしております。実際にサービスを提供している現場からは、このままでは2025年は迎えられないとの、悲鳴とも取れる声も聞こえてきております。

質問です。

いわゆる2025年問題ですが、当市で予想される例えば前期・後期高齢者数、高齢化率、被保険者数、ひとり暮らし高齢者数などは、当市の高齢者福祉の観点で見たときに他自治体と比較して見ると、どのように予想されていらっしゃるのでしょうか。一般的なものと比較して、より厳しいのか、楽観していいのか、そういったものの定量情報をおさらいしておきたいと思えます。

2点目です。看護、介護そして医療など様々な視点がございますが、「ほくとゆうゆうふれあい計画」にある「国の示す在宅医療・介護連携推進事業の8項目に沿って、医療と介護の連携に関する課題を整理し」と85ページにございますが、具体的に現在どのような課題が当市にはあるというふうに整理されているらっしゃる状況でしょうか。

次の質問ですが、これらで整理されている各課題というのは、解決に向けて現在どのような進捗状況、ステータスとなっているらっしゃいますでしょうか、伺います。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

池田恭務議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

中学校適正配置推進事業における、4校案の認識と統合に関わる見解についてであります。

平成26年に策定した統合計画案は、町ごとに小中学校保護者、学校関係者、区長会、地域委員会、市民を対象に、説明会や意見聴取会を開催したところ、地域性を考慮する必要性や通学の不安など、様々なご意見が寄せられたことから、教育委員会において慎重に検討を重ね、学校の組み合わせについて合意が得られていないなどの理由で、4校案を推進することは難しいとしたところであります。少子化に伴い生徒数が減少する中で、学校の適正配置の検討は避けては通れない課題であり、適正規模等審議会において、慎重にご審議いただきたいと考えております。

今後、適正規模等審議会を立ち上げ、白紙の中で、平成26年の統合計画案の課題も整理し、ご審議いただく予定であります。

次に、高齢者福祉の状況における、医療と介護の連携に関する課題と、課題の解決に向けた進捗状況についてであります。

昨年度設置した「北杜市在宅医療・介護連携推進会議」の作業部会において、在宅医療と介護の連携における課題が整理されたところであります。課題としては、医療職と介護職の職種への相互理解がされていないこと、顔の見える関係づくりができていないこと、職種の違いから情報共有が円滑にできていないことなどであります。課題解決に向け、本年5月の作業部会において、方向性の打ち合わせを行い、今後、年度内に2回程度部会を開催し、相互理解の体制づくり、情報共有のルールやツールの作成に向けた検討を行ってまいります。

その他については、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

池田恭務議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

中学校適正配置推進事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、審議会設置のスケジュールと進捗状況についてであります。

「北杜市立小中学校適正規模等審議会」の設置については、本年4月25日開催の4月定例教育委員会において承認され、6月の市広報紙等において、公募委員を今月20日を期限として募集したところであります。今後は、審議会委員の委嘱について、教育委員会の承認を得て、8月には審議会を設置する予定であります。

次に、計画の公表と統合の時期についてであります。

計画については、適正規模等審議会において、策定に向けた取り組みの進め方などをご審議いただき、地域のご意見を集約する中で、令和3年度を目途に策定してまいりたいと考えておりますが、この計画策定までの3年間については、あくまで案でありますので、適正規模等審議会の審議によっては変更があるものと考えております。また、適正規模等を審議する中で、統合の有無などにつきましても示されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に順次、答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

池田恭務議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

市から市民に対しての情報発信について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、停電における周知の時刻とその内容についてであります。

今回の停電は、先月11日、午後8時19分頃に発生し、防災行政無線では午後9時18分に、電力会社で復旧作業を行っている旨、午後10時10分には徐々に復旧はしているが、継続して作業を行っている旨の放送を行い、周知を図りました。

次に、関係者間の協議状況と今後についてであります。

電力会社へは、市民の不安解消のため大規模な停電があった場合は、停電の範囲とその状況、復旧作業などについての速やかな連絡を要望したところであります。要望に対する回答は、電力会社が来月10日に本市に来庁し、行うこととなっております。

次に、防災行政無線以外の媒体での周知状況についてであります。

防災行政無線以外の周知は、午後9時34分に北杜ほっとメールで情報を配信し、各総合支所で行政区長等を通じて停電の連絡を行ったところあります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

池田恭務議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

高齢者福祉の状況における、高齢者福祉の観点での他自治体との比較についてであります。

本市においては、令和7年度には前期高齢者は7,575人、後期高齢者は1万432人、被保険者数は1万8,007人、ひとり暮らしの高齢者は4,255人と予測され、高齢化率は40.9%を上回ると予測しております。

他自治体との比較では、国の高齢化率は30.0%、県の高齢化率は33.7%と予測されており、本市における高齢化率を見ると、厳しい状況が想定されます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

池田恭務君の再質問を許します。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

全部について、時間が許す限り再質問、再々質問を予定しております。

まず中学校の適正配置事業についてですが、今、スケジュールと考え方として合併ありき、統合ありきではないんだけどもというようなニュアンスだったかというふうには思いますが、過去の教育長答弁、当時の教育長答弁なんかを見ましても統合ありきというふうにもどうしても聞こえてしまうということと、あと、今回というか、先の全員協議会で配布していただいたものについても、今後は中学校統合に向けて協議・検討を進める必要があるというふうな文字で

も書かれているところから、渡辺市長は中学校を統合することを前提に考えられている、教育委員会とも話をされているのかなというふうに感じております。

しかしながらなんですが、統合を前提とする前にもっとやれることがあるのではないかなというのが質問です。例えば市長は期限を設けるなどして、各地域で本気で移住定住受け入れに取り組んでもらうことを提案するといったようなこともできるのではないかなと思います。これはよい意味での地域間競争ということにはなりませんし、切磋琢磨にはなりません。場合によっては地域間での差が出て、どうしても子育て世代が引越してきていただけない場所がもし出れば統合やむなしというようなこともあるかもしれませんが、しかしそこまでやって、はじめて自分の住むところから、地域から中学校がなくなるということを受け止めることができるのではないかなというふうに私は思います。こういったプロセスを踏まないと、市民の理解を得るといのはなかなか難しいのではないかなと思います。質問は、統合の前にやれることがあるのではないかなというのが今の質問です。

2つ目です。4校案が進められなくなった理由ということで、今伺ったわけなんですけど、これまでと同じご答弁というのか、説明だったかと思えます。なぜ、進められなくなった理由を何度もこだわって聞くかと言いますと、ここを曖昧にして進めると結局、物事が進んだあとに、また同じ課題にぶつかってしまうのではないのでしょうかということに不安視しています。せっかく時間をかけて議論をするわけなんですから、同じ課題、障害にぶつからないようにぜひそこをしっかりと明確にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

再質問、もう1つですが、逆に市長が考える統合しないことによる課題というのはどういったものを想定されているのか、そこについてもぜひご答弁をいただけないかなと思います。

一部、地域委員会の議論の様子ですとか、あと過去の議事録ですね、地域委員会の議事録であったと思うんですが、学校が地域からなくなれば地域が廃れてしまうというような心配の声というものもございました。ですので、統合によるメリットというのも当然あるんだろうとは思いますが、統合によるデメリットというのもございますので、統合しないことによる、すみません、ちょっとややこしい聞き方をしますけども、統合しないことによる課題、せずにこのままいくことによって、どんなことが課題として想定されているのかということをお教えいただきたいと思えます。

もう1点、再質問ですが、中学校が統合されますと、その地域に子育て世代が来てくださるというハードルというのは、非常に高くなっていくと思えます。そういった声が先ほども紹介しましたが、地域が廃れるといった懸念の声が、過去の議事録にもありました。この統合というのは、これからの何十年かを決める重大な決断になります。中学校のなくなる地域というのは、どんなまちづくりをしていくのかという、グランドデザインとセットであるべきだというふうに私は考えます。そう考えますと、中学校の統合というのは決して教育委員会だけで進める話ではないというふうに考えるわけなんですけども、その点、いかがでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長（中嶋新君）

4点でいいですか。

○2番議員（池田恭務君）

そうです。4点です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

池田恭務議員の、無所属の会の再質問にお答えをいたします。

中学校適正配置事業について、4点ご質問をいただきました。

まず1点目でございます。統合について、そういう議論をする前に議論をするプロセス等があるのではないかという点。それと今回、なぜ進められなくなったかという課題等の点。それと統合する、しないのメリット、デメリットはどうなのかというような点。あと統合すると、中学校等、学校がなくなった地域は、地域が廃れて子育て世代がそこに移住しなくなるのではないかというような4点かと思えます。

まず、統合について、今回中学校の適正配置につきましては、平成26年の2月に北杜市立中学校統合計画案を公表いたしました。そのあと、平成26年度には町ごとに小中学校の保護者、あるいは学校関係者、区長会、地域委員会、一般市民を対象とした説明会、あるいは意見交換会を開催したところでございます。

翌平成27年度につきましては、平成26年度の説明会等を踏まえまして、小中学校の保護者、学校関係者、あるいは区長会、地域委員会からご意見の集約をお願いしながら、町ごとの意見集約を行ったところでございます。

平成28年度につきましては、それら町ごとの意見や要望、アンケートの資料、こういうものをもとにいたしまして、教育委員会におきまして慎重に検討をしたということでございます。

そのような経過の中から、平成28年12月におきましては、定例の教育委員会において、北杜市立中学校統合計画案につきまして協議を行い、翌平成29年1月18日につきましては、統合計画案の内容について、全員協議会の中でご検討をいただいたというような経過の中で、このように北杜市立中学校統合計画案の公表にも各町ごとにそれぞれ2年、3年、十分時間をかけまして協議をしたところでございますけれども、今回、最終的にそれらの意見を取りまとめたところ、学校の組み合わせ、4校案の組み合わせにつきましては、合意が得られなかったというような結論に達したというところでございます。

計画案につきましては、十分、地域の皆さんにも説明をさせていただいたという認識でございます。

第2番目の、なぜ進められなかったかということに対しましては、そのような地域への説明、市民への多くの説明をいたしましたけれども、最終的に4校案の組み合わせ、学校ごとの組み合わせ、これについて合意が得られなかったので、これ以上、進めることはできないということ定例の教育委員会、また総合教育会議の中で議論をいただいて、そのような決定をさせていただきました。

続きまして、今回統合しないメリット、デメリット等につきましては、これらの審議会、あるいは統合計画を策定するにあたって、地域の説明会の中で小規模校のメリット、あるいは統合しないことによるデメリットなど、いろいろ説明をさせていただきましたけれども、そういう中で、やっぱり合意が得られなかったということでございます。その中で今回、一旦白紙に戻すということです。

また、学校がなくなれば、地域が廃れるのではないかということについても、北杜市につき

ましては、子育て世代の支援策、保育料の無料化、あるいは子ども医療費の中学校までの無料拡大、子育て世代包括支援センターの開設など、子育て世代の経済的負担の軽減策、こういうものを充実させていただいております。

また移住希望者につきましては、移住先を決めるにあたって、教育環境、医療関係、あるいは家族の趣味、そういうものの様々な面から移住先を決定するというふうに思っております。教育環境についても、小規模校がいいのか、あるいは実際、教育環境が整った学校があるところがいいのか、様々ございますので、それらにつきましては、今後、小中学校適正規模等審議会を立ち上げまして、様々な角度から議論をしていただく、審議をしていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

再質問はありますか。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

再質問の前なんですけども、教育部長はたぶん答えにくいんだと思うんですが。

○議長（中嶋新君）

答弁の内容に漏れが。

○2番議員（池田恭務君）

漏れだと思いますということなんですけども、要は学校統合の議論の前に子育て世代を増やすことというのを、例えば市民に対して求めて、市民もしっかりやったあとにどうしても人が増えないんだというようなことが先にないと、なかなか学校がなくなる地域の市民が納得しないのではないかとということを私は提案したわけなんですけども、そこについての。提案というか、こんなのはどう思いますかということなんですけど、それについての答えがいただけていないかなと思うんですが、それは教育部長なのかということはあるんですけども。

○議長（中嶋新君）

答弁できますか。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

大変申し訳ございませんでした。

ただいまの池田議員の最後のご質問に対して、答弁をさせていただきます。

地域の学校には、2つの大きな役割があるかと思えます。1つは、地域にとって学校はどういう役割があるかという面があります。1つは、防災上の拠点とか、あるいは文化やスポーツの活動する拠点、こういう地域の拠点的な役割を持ったり、あるいは地域のコミュニティのシンボリックなもの、また地域の皆さんにとりましては、精神的な支柱であるというような面があると思えます。

その一方、子どもたちにとっての学校の役割というのは、当然、義務教育のための施設でありまして、学習の場、あるいは人間形成の場、将来の北杜市を担う人材を育成する場というふうな二面性がございます。そういう中で、この2つの大きな役割の中で、地域にとっての学校の役割というものを今後、審議会の中でそういう面も含めましてご審議いただくというふうに

考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

いいですか、今ので。

再々質問を許可いたします。

○2番議員（池田恭務君）

再々質問させていただきます。

丁寧にいろいろご説明いただいたんですけども、ちょっとストレートなご答弁はいただけなかったかなというふうに正直思っております。今のご説明ですと、前回の統合議論は非常に丁寧に進められたというのは、よく分かります。これまでも丁寧に進められたんだというのは、そう思っていたつもりなんですけど、それでも4校案は駄目だったわけですよね。そこはなぜ駄目になったのかというところの課題を地域事情だとか、通学だとかというレベル間での課題の明確化だと、これはもう1回、3校でも4校でも5校でもいいんですが、また計画が出たときに、そのレベルだとまったく同じ課題は残りますよね。なのでそれよりももっと深い課題の分析をしていかないと、また同じ壁にぶつかると思うんですね。なので、この場で実は当時、こういう課題があったんですというのを、もし答弁が難しいようであれば、そういったことも踏まえてしっかり詳細に分析をして進めていくんですという、前回と同じミスと言うとちょっと言葉があれなんですけども、同じようなことにならないように進めるんですということをここで言うのであれば、100%安心するというわけではないですが、ちょっと見守ってほしいなというふうに思うわけなんですけども、その点はいかがでしょう。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

池田恭務議員の再々質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、前回4校案がなぜ合意できなかったか、その課題等を、その理由をしっかりと整理をしながら今回審議会の中で説明する必要があるのではないかと、それを踏まえての審議だというご質問だと思います。

これにつきましては、先ほどご説明いたしましたけれども、今回の小中学校適正規模の配置、今回につきましては、平成19年のときから審議会を開催して市のほうで諮問をし、答弁をいただき、また実施計画もつくり、平成26年の2月に北杜市立中学校統合計画案、こういうものをつくりまして、3年ほど地域の皆さんに説明をしてきた。そういう議論の中で、今回、審議会を開くにあたっては、しっかり、今ここでこういう具体的な課題があるんだということは申し上げませんが、それらについてしっかりと整理をしながら審議会を委員のほうに提示、説明をして、その上で審議をしていただくというような流れを考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

池田恭務君の、2番目の再質問ですね。

○2番議員（池田恭務君）

それでは再質問をいたします。その前に、ぜひそういうことをよろしくお願ひいたしたいと思ひます。難しいテーマですので、普段にも増して丁寧な説明とか情報発信が必要になると思ひますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

市から市民への情報発信、2項目めの再質問をいたします。

これは常日頃感じるところでもあるんですけども、市からの情報発信の媒体がいろいろあつて、それぞれの媒体で発信される内容がまたちょっとそれぞれであつたりして、どういうときに、どれにアクセスすればいいんだろうかというのを私自身、一市民としていつも困ることだつたりします。

例えば防災無線、聞こえるところには防災無線の内容は全部届くんだと思ひんですけども、届かないところについては例えば電話サービスがありますと。たしか2本、回線があると思ひますが、そこに電話をすれば防災無線の内容が聞けますということで、一応、カバー範囲は全部カバーされるんだと思ひんですが、例えば防災無線が聞ける電話のほうでは必要ないと思ひんですが、毎日子どもたちの下校のアナウンスとか、例えばそういうのは反映されませんですとか、でも例えば、この質問を考えていたときにたまたま聞いたんですが、6月15日の9時過ぎに防災無線が鳴りまして、私、聞こえなかったので電話で確認したんですが、その内容というのは反映されていませんでした。それで念のために休みだったと思ひんですが、本庁のほうに電話しましたら、白州町のほうでクマの出没情報だったんですという説明でしたが、例えばこういうものは反映されないんですけども、同じく15日の8時、小淵沢支所が発信したシカ、イノシシ等による農作物被害が発生しています。猟友会が活動しますので協力してくださいというような内容は反映されていたりします。電話のほうにですね、という感じで、何が反映されて、何が反映されないのかというようなことがよく分かりません。なので、そのへんを一度マトリックスのような形で整理していただくと、市民にとっても分かりやすいんじゃないかなと思ひんですが、いかがでしょうかというのがまず1点目。

あと停電が発生した際の情報発信ということで、今、当時の情報をいただいたんですが、例えば昨日と比較すると前回、1カ月前よりも昨日のほうがスピーディーに対応していただけていたんじゃないかなと思ひます。時間を足し算、引き算したわけではないですけども。

その上でなんですが、例えばさっきの防災無線の電話ですよ、それを聞きますと、さっきお昼休み、念のため聞いたんですが、15時45分に防災無線の内容として市内全域で停電しています。東電が復旧中ですよというのが流れていました。15時53分には、やまなしくらしネットでメールが出ていました。これはイコール北杜のほっとメールなのかなと思ひんですけども、以前はなんか送信元のアドレスが違ったんですけど、今は一緒になったのか分かりませんが、それが来ていました。17時47分には電話で聞いたところ、無音の内容でした。何も放送されていない内容。17時50分を見ますと、今度は白州町で一部停電ですよ。それは16時10分に発生しているんですという内容だったんですが、このときは16時10分に発生して、防災無線の内容は17時50分なので1時間半以上あとだつたりします。

なので、媒体を使うことが決まったとしても発生事象ごとにどうするんだという、なんかルールと言ひますか、マニュアルみたいなものがなさそうに、ここからは感じるわけなんですけども、もしそうであれば一度整理していただいたほうがいいんじゃないかなと思ひんですが、いかがでしょうかというのが2つ目です。

3点目です。これはずいぶん前に市長にもご提案したことなんですけども、市長自らが情報発信、SNSを使って情報発信していただくということを改めて考えていただけないかなということなんです。前回の停電のときは、例えば韮崎市長なんかは情報発信されていました。それを見た市民がとても安心されたということも聞いております。ぜひ、市長自らの情報発信、これは市長が情報発信するということは、これは一次情報、最も信頼できる情報なわけなので、皆さん安心すると思いますので、ぜひ改めて検討していただけないかということが3点目。

4点目です。これも何回か前の定例会のときに確認したことなんですけど、ちょっと防災の観点からは、すみません、外れるんですけども、市民から質問が来たときに、その質問内容と回答内容を市のホームページで発信しますということで、いかがですかというふうに確認しましたら、まさに検討していましたというようなご答弁いただいたことがあるんですけど、その進捗状況はいかがでしょうか。

以上4点、お願いいたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

池田恭務議員の再質問にお答えをいたします。

最初のご質問がクマですとかイノシシですとか、そういった情報発信がされていると。そういったものが電話サービスのほうに反映されていないということでもあります。あるいは下校の時刻の様子、そういったものが電話サービスに反映されていないということですが、基本的に本庁での防災行政無線の発信について、電話サービスのほうへ反映しております。ただし、下校の時刻については電話サービスのほうへは反映しておりません。

どういったものが電話サービスに反映されるのかということが見えにくいということもあろうかと思っておりますので、そのへんは今後整理していきたいと思っております。

次に、2問目が昨日の停電の関係だと思っております。

基本的に停電に関しましては、電力会社が広報いたします。速やかに広報できない場合については、市との覚書、協定が結んでありますので、それに基づいて市のほうに依頼、連絡をして、市が防災行政無線を流すというふうな仕組みになっております。

まず、5月のときの状況ですが、まったく電力会社のほうから依頼、もしくは連絡というものがない。よって、市のほうの防災担当を中心に、市長の命により情報収集を行った。そしてやっと電力会社と確認が取れたのが50分後だったというふうな状況。それで約1時間くらいあとに放送がされたというふうな状況があります。

それをもって、市のほうでは電力会社のほうへ要望にまいりました。その結果がたぶん反映されたんだと思います。昨日においては、15時25分に発生して、市のほうでまずホームページを見た中で早速確認しました。その結果、35分には連絡が取れて、そして状況が分かった。よって45分にすぐに放送を流したということでもあります。

ですから、市のほうとすれば電力会社の確認が取れない限りは、防災無線というものはやたら流せるものではないというふうに認識しております。

ただ、それを補完するように北杜ほっとメールのほうでは流しております。というのは、必

ずしも防災行政無線が届かないというところもありますので、そういったものを使っているというふうな状況です。

それからその中で、白州町の関係だと思えます。白州町においては、今回の停電はまったく別系統であったというふうなことから、ほかのところは全部復旧しましたが白州町だけ残ってしまった。よって、白州の総合支所のほうで防災行政無線を流して、そのへんを周知してもらったというふうな経緯であります。

それから市長自らの情報発信ということですが、防災行政無線については、先ほど申し上げましたとおり市長の命によって直接、担当のほうでやっております。それからそれ以外の情報発信につきましても内容を確認した上で行っておりますので、それは市長が直接行うというよりか、市長の命により担当が確実にやっているという状況であります。

4つ目の質問については、政策秘書部のほうでお願いします。

○議長（中嶋新君）

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

無所属の会、池田恭務議員の再質問にお答えをいたします。

まずSNSの情報発信ということでご質問いただいたと思うんですが、現在、新たな情報発信の手段としてSNSの情報発信の準備を進めているところであります。その中で効果等を検証する中で、市長自らというものが必要ということであれば、その部分についても検討していきたい、そんなふうに思っております。

また、市に寄せられたご意見をホームページ上で公開するというので、前にもお話をさせていただきました。市長への手紙につきましては、本年度に寄せられた分からホームページで個人情報の取り扱いを注意しながら公開をしているところであります。ご確認をいただきたいと思えます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

では再々質問させていただきます。

ちょっと先ほどの質問が正確に伝わらなかったところもあるんですけども、防災無線の内容の整理ということは、今、説明いただいたわけなんですけども、もう1つ、先ほど伺ったのは、例えば今、SNSを検討していますということなんですけども、市ではツイッターが使われていらっしゃるかもしれません。メールでの配信もされています。ホームページでの発表というようなこともありますし、防災無線、防災ラジオ、あと無線機、聞こえない場合は電話サービスといったようなものがあるわけなんですけども、それぞれで発信内容が一緒のものももちろんあるんですけども、ほっとメールですか、それと防災無線が一緒というのがあったりするんですけども、ツイッターはどういうときに発信するんでしょうかとか、いろいろ媒体はたくさんあるんですけども、1つの事象が起きたときにどの媒体を見ればいいのかというのが分かりにくいということなんです。それを一度整理していただいて、市民に発信していただくとより安心かなと。そういうことをさっき質問したつもりでありました。その点について、改めてご答弁いただければと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

池田恭務議員の再々質問にお答えいたします。

各使い方というふうな、すみ分けということだと思います。

市のほうで北杜市防災情報ツイッターというのがあります。これについては主に災害が発生したときなどに使っております。基本的に市民の皆さんが何を一番最初見たらいいのかということだと思います。基本的には北杜市にホームページと、それから北杜ほっとメールというのを基本にうちのほうでは置いております。もちろん、その前段として防災行政無線がございます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

それでは情報発信については、もう再々質問が終わりましたので、これで終わりたいと思います。

高齢者福祉の状況について、再質問させていただきます。

先ほど定量情報をお伝えいただきました。国の基準、県の基準と比べて市のこれから迎える高齢化社会というのは、より厳しいものであるということでもございました。以前からその数字はいただいたと思いますけども、改めてありがとうございます。

再質問としましては、少しピンポイントですけども、在宅の一人暮らしの高齢者が増えてきているということで、「北杜ゆうゆうふれあい計画」でも紹介されております。先ほども数字として2, 255という大変大きな数字をいただきました。これだけの方がご高齢で一人暮らしであるというのは大変心配なことだというふうに思います。

少し観点を変えますけども、移住定住を促進するということは、先ほど来、私は学校の関係で子育て世帯というふうに申し上げていたんですけども、子育て世代も当然、これから年を重ねていくわけで、イコール、その子育て環境がいいことだけではなくて、この町で安心して最期を迎えられる環境整備までというのが含まれると考えます。

言うまでもありませんが、私も現場の方の声を少し聞いて回ったんですけども、移住世帯が必ずしもひとり暮らしになるわけではない。たしかに地元ではないので、ひとり暮らしになる方がいらっしゃるの、これは確かなんですけども、地元の方であってもお子さまたちがなかなか地元に戻ってこれない状況で、ひとり暮らしになっていらっしゃるということで、これはもう市民全体の問題なんだというような声をいただきました。

なので、移住定住に関することだけではないんですけども、当市で最期を安心して迎えられる、先ほど訪問看護の話なんかもあったかと思うんですけども、その環境整備について、ほかの自治体よりも大変厳しい状況の中でそういった環境整備がこれからできるかどうか、これからできるかと言うと今できていないみたいですけども、2025年問題がより厳しくなったときにもできる状態にあるか、そのあたりについて教えてください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

無所属の会、池田恭務議員の再質問にお答えいたします。

移住定住されてきた方が、北杜市内でひとり暮らしになっても安心していけるような対応をどのようなことを考えているか、また今後やっていっていただけるかというご質問だったかと思えます。

現状、今、地域ということはないんですけれども、北杜市内のひとり暮らしの高齢者対策として、地域の方々には民生委員等が声かけ等を行っているという状況であります。それらに加えて、65歳以上の虚弱な高齢者の方に対しましては、緊急時に速やかに対応ができるように、ふれあいペンダントということで、緊急通報ができるものを自宅等に設置しておいていただいて、連絡を取っていただくなんてことも行っているという状況です。また平成24年度からになりますけれども、高齢者を含めた地域で孤立する恐れのある方々等を対象に新聞配達とか、郵便やとか宅配業者たちが自宅等を訪れた際に普段と違うような状況であれば、異変に気が付いて連絡をしていただくという、「あんきじゃんネットワーク」というものを立ち上げまして、そちらのほうを運用する中で、ひとり暮らしであっても、地域で安心して暮らし続けることができるような施策を行っているわけなんですけれども、引き続き、これらの事業を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

再々質問です。

私、先ほど移住者の例を出しましたけども、移住者に限った話ではなくて、地元の方であっても、お子さまたちが外に出られて、ひとり暮らしで大変な方もたくさんいらっしゃるということなので、移住者に限った話ではないんですけれども、ご答弁ありがとうございました。

以前、介護認定が、数字を見ると他の自治体と比較して厳しいんじゃないかというような現場の声をご紹介いたしました。元気な高齢者がいらっしゃることも確かですし、高齢者の医療費を見たら、ほかの自治体と比べて低いというような数字も以前ご紹介していただいたこともありますので、一概に介護認定率が厳しいのかというのは、私は何ともまだ言えないところではあるんですけども、そういった声があるのは確かです。ご認識されているとは思いますが、市の言い分もあろうかというふうに思いますが、市民としても行政としても共通のゴールとしては、本当に最期まで安心して暮らせるまちづくりだと思いますので、そういった高齢者福祉の構築に引き続き取り組んでいただきたいということで、すみません、質問ではなくて、最後お願いだけ申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中嶋新君）

答弁はいいですか。

○2番議員（池田恭務君）

はい。

○議長（中嶋新君）

池田恭務君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

栗谷真吾君の関連質問を許します。

○1番議員（栗谷真吾君）

項目1番の点についての関連質問の再質問をさせていただきます。

質問に対しての答弁で、審議会のスケジュール等々のご答弁をいただいたわけですが、審議会の議論というのは、やはりとても重要なことだなというふうに感じています。そうした中で、計画策定の取り組みの進め方というのは、やはりとても大切だと思っています。

先日、全協で配られた資料ですとか、先ほどの答弁にもありましたけれども、取り組みの進め方も審議会の中で審議していくと理解しているんですが、進め方によっては、なかなか様々な意見が出てこないで、中身の議論が深まらずに結論が出てしまうことも考えられることなのかなというふうにも思っています。ぜひそうならないように委員の方々が発言しやすいような環境をつくることも大事だなと思っています。委員の方の中には、ああいう会議とか慣れない環境で発言するのが難しいと感じている方もいると思うので、ぜひそういう環境を整えてもらえればと思うんですけど、そういったことから、例えば委員の方一人ひとりに発言をしていただく時間みたいなものを意図的に設けることですか、市から提示された資料だけで審議して結論を出していくというのは、やっぱりもったいないと感じるので、例えばほかの地域の事例ですとか、学校現場の声みたいなものを拾い上げたり、そういった調査みたいなものを委員の方々にお願いしてもらって審議をより一層深めていくとか、場合によっては委員会として先進事例の視察みたいなものを行うみたいな、要は机上での議論だけでなく、足も使って答えを導いていく、こういったことも必要なのかなと思っていますので、ぜひこういったことが議会の中で声があったということ、委員会が立ち上がった折には届けてほしいなと思っていますが、その点の見解を伺えればと思います。

○議長（中嶋新君）

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

栗谷真吾議員の関連質問にお答えをしたいと思います。

まず、審議会のスケジュールというか、審議会の進め方のご質問だと思っております。

審議会につきましては、教育委員会についてもしっかり実のある議論ができるようにということでございまして、栗谷議員の提案についても、4月の審議会の中では多くの委員から実のある審議ができるような体制づくりということで、ご審議をいただいております。その中ではまず、市民の多くの皆さんが合意形成できるような、しっかりとした客観的なデータを示すこと、あるいは先進的な事例がどうなのか、子どもたちへのアンケートという聞き取り調査、そういうものも含めてしっかり審議ができるような体制づくりをすべきだというのが定例教育委員会の中で出ましたので、そういうことも踏まえまして、審議会の中での進め方を考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

○1番議員（栗谷真吾君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、無所属の会の会派代表質問を終結いたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、5番議員、藤原尚君。

藤原尚君。

○5番議員（藤原尚君）

北杜クラブを代表して、代表質問を4項目させていただきます。

1項目目が第2次北杜市総合戦略プレ計画について。2項目目が適正な補助金交付と効果的な活用について。3項目目が災害対策状況と今後の対応について。4項目目が災害時等の市民への情報伝達についてです。よろしくお願いたします。

まずはじめに、1項目目の第2次北杜市総合戦略プレ計画について質問させていただきます。

渡辺市長は就任以来、これまでに子育て世代包括支援センター、公営アカデミー、教育支援センターの開設、移住定住相談ワンストップ推進事業、地域課題の早期対応事業など、様々な施策の取り組みや、またいずみ保育園や高根3小学校を統合するとともに高根東放課後児童クラブ、こぶちさわ道の駅の建設など、「お宝いっぱい 健幸北杜」の実現に向け確実な市政運営のかじ取りをされてきました。これらの実績は、将来の北杜市の礎を築く行政運営であったことは、誰もが認めるものであります。

また本年3月には、その施策を着実に具体化し、よりスピーディーに実行し、第2次北杜市総合戦略プレ計画を策定いたしました。

この計画では、北杜市政が15年目を、渡辺市政が3年目を向かえたこの時期に、市民の皆さまからの様々なご意見や声を受け、十分に反映するために、現行の総合戦略の終期を待たず、1年前倒しして、「プレ計画」という形で、具体的な施策・事業を示し、「みんなでつくろう 健幸北杜」を合言葉に、渡辺市長らしい市民の声を聴くというスタンスで、今年・6月からアンケートを取り、その結果を市政に反映させることを目的に実施したと認識しております。

そして北杜クラブといたしましても、市政にどのように取り組み、反映させるのか、その計画の目指すビジョンとともに、今までになかった斬新な手法を取り入れるところに大変注目しています。この取り組みにより、特色のある素晴らしい計画になることと確信しております。

そこで現在進めているプレ計画について、伺います。

1. なぜ、総合戦略の終期を待たずに1年前倒しして、市民にこのプレ計画を示し意見を求めたのか。
2. プレ計画では、これまでの「健幸北杜」の5本の柱で構成されているが、それぞれ具体的にどのようなものを目指しているのか。
3. 5本の柱に加え「健幸北杜を支える基盤」を加えたが、何を目的に新たに加えたのか。
4. 「総合計画」8つの柱と「健幸北杜」6本の柱の整合性は何か。
5. 渡辺市長の総合戦略に掛けた、思いは何か。

6. 渡辺市長は、どのような北杜市を創り上げようとしているのか。

続きまして、2項目めの適正な補助金交付と効果的な活用について質問させていただきます。市はこれまでに北杜市行財政改革大綱に基づき、補助金等の見直しによる歳出縮減に努め、財政の健全化に一定の成果を上げてきたかと思えます。

これまでに実施してきた団体への補助金等は、北杜市において様々な分野における施策目的をより効率的、かつ効果的に達成する手段として重要な役割を果たしてきたと認識しているところ です。

しかし、補助金等に充てられる財源の多くには、市民の税金が使われていることから、その必要性について市民との相互の理解を十分に得られるものでなければなりません。

現在、第4次北杜市行財政改革アクションプランに取り組む中、適正で透明性の高い補助制度を確立することを目的として、北杜市補助金適正化ガイドラインが策定されているところですが、人口減少や少子高齢の到来、生活環境のグローバル化など厳しくなる行財政運営の状況を踏まえて、これまでどおりの歳出削減の推進といった視点のみならず、すべての補助金等に適切で、透明性の高い制度の運用を確立するために市が策定した補助金等の適正ガイドラインについて、補助金の交付と活用のため、適正な運用基準として重要であると考えます。

しかし、このガイドラインの運用は、市民の生活や補助先の活動に大きな影響を与えることも考えられます。

補助金の適正化の推進については、これまでの3次にわたり行政改革大綱の策定により事業の取り組みを行い、適正な見直しが行われるとともに持続可能な安定した財政基盤の構築を推進するために必要な取り組みであると認識しています。

そこで今後の補助金のあり方について、伺います。

1. 補助金の当該事業の成果・費用対効果の検証に沿ったものであると思うがいかがか。
2. 補助金の適正化ガイドラインを定め、より効果的な活用に取り組む必要性は何か。
3. 市がこれまでに、取り組んできた補助金の見直しの状況について教えてください。
4. この適正ガイドラインの策定により、市民は利用しやすくなるのか。
5. 補助金の交付事業については、継続した補助が必要と考えるが、基準などの変更があるのか。

続きまして、3項目めの災害対策状況と今後の対応について質問させていただきます。

今年の春も北杜市内の水田は、各地域の水田で田植えが行われました。もちろん昨年秋に台風の被害にあわれた地域も同じ状況で田植えを行ってきました。

本市は、今年の10月1日、台風24号の襲来で市内各所に大きな被害を受けました。特に八ヶ岳南麓の鳩川、大深沢川、甲川など幸いにも人的被害はなかったが、護岸崩落、落橋、道路・水路被害多発で、市内全体で500カ所近くに大きな損壊、被害を受けました。特に農業関係は取水口大破63カ所、土砂流入破損94カ所など大打撃を受けました。

渡辺市長は、災害対応について大規模に護岸とともに農耕地が流された箇所を除き、取水口などが被害にあったものの、直接土地に影響がなかった農耕地については、田植えシーズンまでには被害箇所を修復し、問題なく田植えができるようにと明言され、今日に至っております。

そこで、農耕地の現状と今後の対策について伺います。

1. 取水口などの被害があった箇所の現状について、どうなっているのか。
2. 田植えが行えなかった箇所と場所について、教えていただきたいと思えます。

3. 護岸とともに流されてしまった農耕地の対応については、どうするのか。
4. 河川沿いの崩落箇所や点検や立木、倒木の確認と対応について、どうするのか。
5. 今年も被害が起きないように、新たな調査・確認について注意していることと、その対応についてどうするのかをお聞きしたいと思います。
6. 市内河川の危険箇所（支障木など）の情報提供を地域住民で行えるシステムの構築について、どうするのか。

続きまして、最後の4項目めの災害時等の市民への情報伝達について質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

ここ数年、東日本大震災を含め全国各地で地震、大型台風、ゲリラ豪雨などによる自然災害が多数発生しています。災害に強いといわれてきた北杜市においても、昨年の台風被害は自然の脅威を肌で感じる事となりました。

災害時では市民へのライフラインの確保が行政の最重要項目となりますが、災害時でなくても火災や水道管の老朽化などによる断水などは、いつ発生するか分かりません。

自然災害に対して、自分の命は自分で守ることが大原則であるが、どのような状態でも早急に対応できる体制の構築と正しい情報の提供が行政に課せられた責任と考えます。

最近では、4月26日に明野町の上神取・下神取・五両平地区で、水道管の破損により長時間の断水となりました。また、5月11日には北杜市・韮崎市・甲斐市を中心に、約計4万1千戸に及ぶ大規模停電が発生しました。この停電は、北巨摩変電所でのヘビが原因との報道がありました。この大規模停電の発生により、北巨摩変電所周辺ではパトカーや消防車が集まり、北杜署員が現場周辺の道路通行車両に迂回を促しており、北杜市内の一部の信号機が消灯した状態でした。

このような時こそ、自然災害や上水道の断水、大規模停電が発生した場合に、日頃備えた対策が真価を問われるときと考えます。

そこで、災害時等の市民への情報伝達について伺います。

1. 明野町で発生した断水の原因と被害状況は、どうだったのか。
2. 断水復旧までかなりの時間を要しましたが、その原因はなんでしょう。
3. 断水復旧までの間、情報が錯綜したとの市民からの声も聞かれますが、行政の取った対応と情報提供の方法は、どうだったのか伺います。
4. 大規模停電による被害状況はどうだったか。
5. これから、台風や大雨により自然災害の発生する危険性が高まってくる季節になるが、このような時の市民への情報提供はどうするのか。
6. 上水道の問題が発生した時、区長などとの連携体制や連絡方法の状況はどうするのか。
7. 防災行政無線の活用規定や台風や前線による大雨など、災害の発生する危険性がある時の地元消防団との協力体制は、どうするのか。
8. 緊急事態について、休日や夜間の連絡体制を整備されているのか。
9. 連絡体制が、整備されているその先の担当職員・協力業者への対応はどうするのか。

以上4項目、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

ここで暫時休憩いたします。

再開は3時15分、再開いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時15分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

藤原尚議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

第2次北杜市総合戦略プレ計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、1年前倒し「プレ計画」を市民へ示し、意見を求める理由についてであります。

市政に対しては、以前から「市政に係る計画が数多くあり、分かりづらい」とのご意見を市民からいただいております。また、企業の皆さまからは、「行政は費用対効果を考えない。費用対効果について、しっかり検証していない」とのご意見もいただいたところであります。芸術文化、まちづくりなど様々な分野における市民や企業の皆さまの活動に触れ、その熱意と成果の素晴らしさに感銘を受けているところであり、行政課題により迅速的確に対応していくためには、市民や企業と連携と情報共有を図り、ともに課題解決に取り組んでいくことが、今後ますます必要になってくるものと考えております。

そのためには、今回の計画策定に当たっても、まずは、市の施策や事業について、市民や企業の皆さまに分かりやすくお示しし、それに対するご意見やご提言をいただくための時間を、十分に確保することが大切であると考え、従前と比べ1年早い時点で「プレ計画」という形で、叩き台を設けたところであります。

本年度に入り、「プレ計画」のキャッチフレーズであります「みんなでつくろう 健幸北杜」を合言葉に、市民や企業の皆さまに様々な場面で、時間をかけて市政に対してのご意見やご提案を伺い、第2次北杜市総合戦略へ反映させるべく務めているところであります。

具体的には、今月市内3千人を対象とした市政全般に関する市民アンケートを実施しております。「飛び出せ！市長と未来を語る集い」として、私が現場に赴き、子育て中の親子やスポーツ少年団指導者の方など、それぞれのテーマに応じた関係者の方々に、直接意見を伺う事業を実施しているところでもあります。

また、庁内においては、アンケートの速報値も踏まえ、新しい施策や事業に関する提案について、私自身が部局担当者から直接聞き取りを行いたいと考えております。

今後は、市民・企業の方々からいただく貴重なご意見を基に、「第2次北杜市総合戦略」の策定に市全体の取り組みとして、全力で務めてまいります。

次に、「第2次北杜市総合戦略」にかけた市長の思いについてであります。

先の通常国会における安倍首相の施政方針演説において、掲げた取り組み事例の数々は、その多くが、幼児教育の無償化、認知症カフェ、女性たちの活躍など、今まさに進めている「お宝いっぱい 健幸北杜」の施策・事業と共通しております。

市政15年目を迎えましたが、この間、2次にわたる「北杜市総合計画」に基づき、様々な施策・事業を展開してまいりました。その結果、農業生産法人などの企業誘致、人口の社会増、そして住みたい田舎全国1位という、まさに「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」

を呼び込む好循環を生み出し、「まち」に活力を取り戻し、市民が安心して生活を営み、子どもを生き育てられる環境づくりについて、誇るべき成果を上げてきたところであります。こうした中、国は地方創生の次のステージに向け、必要な政策を総動員すべく検討作業を加速しております。

また、県においても、先日、長崎幸太郎知事が、超積極型の予算とともに、県の新しい総合戦略に位置付けた「山梨県総合計画」の暫定計画を示されました。国も県も大きな転機を迎えておりますが、「第2次北杜市総合戦略」においても、取り組み状況やその成果とともに、これから北杜市が目指す姿を、しっかりと示していく必要があると考えております。そのためにも、市民に市政の現状が分かるような計画とすることが重要であることから、「市政の見える化」を図り、それを戦略のベースとした上で、市内の様々な資源や特色を活かし、北杜市が、市民と共に自らのアイデアで、自らの未来を切り拓いていくための、設計図としてまいりたいと考えております。

次に、市長の目指す北杜市についてであります。

北杜市内には、先人から受け継いだ「お宝」がたくさんありますが、今月19日、甲武信ユネスコエコパーク登録が決定し、南アルプスユネスコエコパークとのダブル登録という、日本で唯一の輝かしい「お宝」が、また1つ加わりました。そして、この先も、中部横断自動車道の長坂・八千穂間の整備がされれば、利便性の向上という大きな強みが、「お宝」としてまた1つ加わり、市内に多くの企業が立地し、人口も増加し、大勢の人々が集まり、活気が満ち溢れるまちになることが期待されております。

北杜市は、ポール・ラッシュが生涯を通じて、戦後復興と民主化の拠点とした地、平山郁夫画伯や金田一春彦博士ら大勢の文化人が、心から北杜市を愛し、終の棲家とした地、そして、今まさに、その郷土の3分の2が、2つのユネスコエコパークに登録されている山紫水明の地であり、全市にお宝があふれています。

平成の30年間を振り返ると、北杜市の誕生をはじめ、平成元年には予想できなかった数々の歴史がありますが、今まさに始まった令和の時代においても、様々な変化がわが北杜市に、もたらされるものと思われまます。

どのような状況下であっても、常にこの「お宝」をみんなで大切に、先人が残してくれた地域の歴史や文化を守り育て、持続可能な都市として、次世代を担う子どもたちに、希望あふれる北杜市としてしっかりと引き継いでいきたいと、そう願っております。

北杜市誕生から15年、様々な分野で、数多くの方々の努力と、行政の知恵とアイデアを生かし、今日に至っております。北杜市がこれから発展していくためのキーワードの1つは、市民や企業と行政との協働であると考えております。郷土に多大な功績を遺した先人たちは、ふるさとを知り、ふるさとを愛し、そして、道を自らの足で歩み、希望の道を自ら切り拓きました。その夢と情熱は、ふるさとが誇る宝であり、後世へ語り継ぐべき財産であります。

これらの財産を忘れることなく、これからも、人と人との絆を大切に、暖かい心の教育の下に、市民や企業と行政が共に歩む、夢のある北杜市を目指してまいります。一生涯健康で幸せに暮らせる「ふるさと北杜」を叶えるため、市民憲章における「人と自然が調和し、豊かな文化を育み、躍動する環境創造都市」の実現と、「市民一人ひとりが輝ける愛でつながる北杜市」を目指し、子どもたちの教育を基礎とし、「市民と共に」を原点に、職員と一丸となり、誠心誠意邁進してまいります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

藤原尚議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

第2次北杜市総合戦略プレ計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「お宝いっぱい 健幸北杜」における5本の柱の目指すものについてであります。

各柱の施策・事業については、現行の「第2次北杜市総合計画」を継承し、その後、必要となった見直しや追加を行っております。

はじめに、「安心して暮らせるまち～子育てと福祉」についてであります。

人は、心身ともに一生健康でありたいと誰もが心から願うところであります。健康であるから幸せだという気持ちを市民の皆さまと共有し、市のみならず、地域と一緒にあって、子育てや障がい者、高齢者の福祉を進めていくことが、北杜市が目指す子育てと福祉のビジョンと考えております。このため、子育て支援、健康づくりと医療、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉に関する5つの中柱を設け、新たに、小淵沢保育園建設、市立病院に関する情報提供の拡充、高齢者を対象としたフレイル予防策などに取り組んでまいります。

次に、「活気あふれるまち～雇用と産業」についてであります。

北杜市の「宝」であります、自然環境や特色ある企業を活かし、市民がやりがいを持って働ける場所づくりとともに、各種産業の振興を図るため、産業の活性化に必要なインフラづくりを進めるほか、特色ある取り組みとしては、お米や北杜ならではの野菜など、北杜でしか、作り、味わえない魅力的な食材を地域の高校生など、次世代を担う子どもたちの自由な発想で磨き、新たな特産品として売り出していくような、産業の循環を目指してまいります。

具体的には、移住・定住者向け総合窓口設置のほか、外国人旅行者を想定したキャッシュレス決済の導入促進、甲武信ユネスコエコパーク登録に伴う観光振興、市内農産物を活用した新商品開発やふるさと納税返礼品のグレードアップなどに取り組んでまいります。このほか、北部区間整備促進に向けて大きく期待される、中部横断自動車道に関しては、立地の有利さを県外の企業に対して積極的にアピールしてまいります。

次に、「夢響きあうまち～教育」についてであります。

本市の次世代を担う子どもたちの夢や希望の実現に向け、安心して、明るく楽しく教育が受けられるよう、「地域の子どもたちは地域が守り、育てる」をコンセプトに、家庭や地域が一体となって「ふるさと北杜」に魅力を感じ、北杜に誇りと自信を持ち、住み続けたいと思う子どもたちを育てる取り組みを進めるとともに、市民一人ひとりが生涯にわたり、生きがいを持って暮らせるまちを目指してまいります。

主な事業としては、公営アカデミー学習応援、英検の受験補助、北杜南学校給食センター統合、まなびの杜パスポート事業、金田一春彦ことばの学校20回記念事業、学校給食食育推進、教育支援センター運営などに取り組んでまいります。

次に、「暮らしに花を咲かせるまち～スポーツと芸術」についてであります。

本市は、金田一春彦先生、平山郁夫先生、ポール・ラッシュ博士などの功績により、世界に誇る一流の芸術文化に触れられる地として、そして、各種スポーツが楽しめる場として、本市

の魅力を最大限活かし、市民のみならず、誰もが、学び、楽しみ、心も身体も健幸になれる北杜の地を目指してまいります。

具体的には、一人一実践健康づくり、日本体育大学との連携、東京オリンピック・パラリンピックでのビーチバレーおよびBMX競技におけるフランスチームの事前合宿受入による、新たなスポーツ振興やフランス文化に触れる機会の創出、縄文文化の観光資源化、市民参加型の芸術文化活動事業などに取り組んでまいります。

次に、「自分らしさを探せるまち～若者と女性の活躍」についてであります。

本市が、より光り、輝くためには、人財が必要であります。また、若者と女性の流出を防ぐため、北杜市で安心して、活躍できる場の創出と、それぞれの個性が活かせるまちづくりを目指してまいります。

主な事業としては、就活女子会、男女共同参画に関する市民参加型イベント、戸籍届出等に市役所を訪れる市民を対象とした記念写真撮影事業、若者のニーズに合わせた市営住宅の改修などに取り組んでまいります。

次に、「健幸北杜を支える基盤」を追加した目的についてであります。

「お宝いっぱい 健幸北杜」を推進するためには、5本の柱を構成する施策・事業のほかにも、移住定住、防災、まちづくり、環境保全など、多くの重要な施策・事業も必要であります。地域力を高めることが、社会が安全・安心に暮らし続けられ、幸せにつながるものと考えます。そのため、5本柱の政策に、それを支える基盤づくりが必要であることから、土台として1本の柱を加え、総合戦略に「健幸北杜」に関わる施策・事業を一体的に盛り込み、総合戦略を効果的に進めるとともに、市民により分かりやすい計画としたところであります。

次に、「総合計画」の8つの柱と「健幸北杜」の整合性についてであります。

「第2次北杜市総合計画」は、10年後の市のあるべき姿として、「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を基本コンセプトに、8つの柱づくりから構成される長期計画であります。

一方、総合戦略は、東京への一極集中の是正や地方の魅力あるまちづくりを目的に、国および県が策定する、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などとの整合性も図りながら、効果的な施策を展開していく5年間の中期計画と位置付けられております。

本市の「第2次総合戦略」においても、国・県と連携を図り、その上で「お宝いっぱい 健幸北杜」の5本柱の政策に、さらにそれを支える基盤づくりの1本を加え、実施していくこととしているところであります。

このように、「総合計画」と「総合戦略」は計画期間が異なるものの、将来像は同じであり、それぞれの計画期間内に目指すべきテーマに向かって、同様な事業をそれぞれ市民に分かりやすく、柱建てを行ったものであります。

具体的な各施策の整合性については、まず1本目、「子育てと福祉」では、「総合計画」の「安全・安心で明るい杜づくり」の中、「健康づくりと医療の充実」から「子育て支援の充実」までをベースにしております。

2本目の「雇用と産業」については、「産業を興し、富める杜づくり」に「品格の高い感動の杜づくり」のうちの「観光振興」を合わせたほか、「地域ブランドの確立」と「中部横断自動車道整備促進と企業立地」を新たに加えております。

3本目の「教育」については、「教育・文化に輝く杜づくり」のうちの「学校教育の充実」と「生涯学習の充実」をベースにし、「生涯学習の充実」から「図書館利用促進」を中柱として位

置付け、さらに「原っぱ教育のフィールド創造」、「不登校・いじめ防止対策の推進」、「地域住民による学習応援」を新たに加えております。

4本目の「スポーツと芸術」については、「教育・文化に輝く杜づくり」のうちの「スポーツ振興」をベースに、「生涯スポーツの充実」と「一流スポーツ選手との交流促進」を中柱として位置付けるとともに、「品格の高い感動の杜づくり」のうちの「文化財の保護」と「芸術・文化の振興」をベースに、「文化財の保護・情報発信」と「芸術・文化活動の促進」を中柱と位置付けております。このほか、「オリンピック・パラリンピック関連事業の推進」を新たに加えております。

5本目の「若者と女性の活躍」については、すべて新たに加えたものであります。

6本目の「健幸北杜を支える基盤」については、「安全・安心で明るい杜づくり」の「防災対策の充実」から「交通安全対策の充実」まで、「基盤を整備し豊かな杜づくり」、「環境日本一の潤いの杜づくり」、「交流を深め躍進の杜づくり」、「連帯感のある和の杜づくり」すべてをベースにしております。このため、「第2次北杜市総合計画」と「お宝いっぱい 健幸北杜」の間においては、新たに加えた施策・事業や事務事業評価において廃止や見直しとなった事業など、一部を除いて、整合性が確保されているものと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

藤原尚議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

災害時等の市民への情報伝達について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、大規模停電による被害状況についてであります。

先月11日の午後8時19分頃から翌日の午前0時3分まで北杜市、韮崎市、甲斐市で停電が発生し、市内では最大約3万9千軒で停電しましたが、停電による被害の報告はありませんでした。また、甲陽病院や塩川病院、市役所では非常電源装置が稼動したため、入院患者等への影響もなかったところであります。停電時の対応は電力会社が広報しますが、速やかな広報ができない場合は、市へ防災行政無線を使用した広報の依頼をすることができる覚書の締結をしているため、依頼があれば防災行政無線で対応しているところであります。

しかしながら、過日の大規模停電においては、電力会社からの報告や依頼がなかったため、市職員が市内の状況を把握しながら対応したことから、速やかな情報提供などの要望書を電力会社へ提出したところであります。

次に、自然災害の市民への情報提供についてであります。

台風などの大雨による自然災害が発生する危険性が高まると予想されるときは、気象庁が本年6月から運用を始めた、5段階の警戒レベル情報も踏まえた中で、各総合支所に自主避難者等の受け入れ態勢を整え、暗くなる前に市民が取るべき行動や対策が可能となるよう対応することが重要と考えております。

そのため、台風の接近や大雨・洪水などの情報提供は、防災行政無線、北杜ほっとメール等で早い段階から行っております。また、山梨県では今月から、土砂災害警戒情報が発令された場合に、携帯電話利用者に自動で配信される緊急速報メールがスタートしております。このよ

うに、行政からも情報提供を行っておりますが、自助の観点から、市民一人ひとりが日頃から、ニュースや天気予報などで情報収集の意識を持つことが重要と考えますので、市広報紙等でも啓発してまいります。

次に、防災行政無線の活用規定と消防団との協力体制についてであります。

防災行政無線は、災害等緊急時や市の広報を行うために設置しているもので、災害予防や住民の生命、財産に関わる緊急かつ重要な内容のもの、一般行政に関わることや警察署、消防署、社会福祉協議会および電力会社などからの依頼で、多数の住民に伝達を必要とする内容のものを運用基準としております。また、消防団との協力体制については、災害対策本部に消防団長が本部員として位置付けられており、水害等が発生する恐れがあるときは、水防団として警戒や巡視の活動を行っております。

次に、休日や夜間の連絡体制と担当職員・協力業者への対応についてであります。

台風など大雨が予想される場合は、北杜市地域防災計画に基づき、災害対策本部員会議で警戒に当たるとともに、北杜ほっとメールでの伝達により、職員の配備体制を取っております。漏水等の水道事故、市道や林道への倒木などの緊急時には、宿日直者から担当者へ連絡を取り、必要に応じ業者へ要請するとともに、区長等に連絡するなどの体制で対応しております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

藤原尚議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

適正な補助金交付と効果的な活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、事業の成果、費用対効果の検証となるものかについてであります。

「北杜市補助金等適正化ガイドライン」は、公平で公正な透明性の高い補助金制度を確立するため、必要な見直しを行う方向性を示し、基準および運用の仕組みを定めたものであります。このガイドラインを活用することで、補助金の客観性を保ち、成果・効果の検証ができ、補助金の適正化につながるものであります。

次に、取り組みの必要性についてであります。

市民の活動が活発になり、一人ひとりが幸せを感じることで、人と人のつながりが築かれ、「ふるさと北杜」が実現していくものと考えております。行政が支えられない部分において、市民による地域活性化のための取り組みは、市の施策の補完ともなり得るものとして果たす意義は大きいことから、公平で公正な透明性の高い補助金制度を確立する必要があります。このため、本ガイドラインを定め、効果的な補助金の活用を図ってまいります。

次に、これまでの見直しの状況についてであります。

平成18年度から平成28年度までの3次にわたる行財政改革アクションプランにおいて、各種団体等への運営補助金の必要性や補助の妥当性を見直しによる団体運営補助金の縮減、各種イベント・お祭り等への補助金を見直しにより、市単独の経常的な補助金等の削減に取り組んできたところであります。

現在、第4次行財政改革大綱アクションプランに基づき、補助金等適正化ガイドラインを定め、本年度から、将来を見据え、市民が幸せを感じることができるための補助金の適正化の推

進を図っているところであります。

次に、市民の利便性についてであります。

本ガイドラインは、補助金等が市民ニーズや社会情勢の変化に則し、公平で公正な透明性の高い運用を目的としていますので、補助金交付の手続きにおいては、市民の利便性は変わることはありません。

なお、補助金の交付団体においては、市民に事業の取り組み内容や実績を情報発信していただくことが補助金の公益性や効果につながるものと考えております。

次に、基準等の変更についてであります。

継続した補助が必要な事業については、ガイドラインに適合した運用が求められます。評価を適正に行うことで、継続性が維持できるものと考えております。

なお、補助金の交付基準については、各補助金等の交付要綱に規定されるものであり、公平・公正の観点から見直しが行われることがあります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

藤原尚議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

災害時等の市民への情報伝達について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、明野町で発生した上水道の断水についてであります。

今回の断水は、上神取地内の市道に埋設された配水管の疲労破壊が原因で、この事故による断水世帯は、上神取配水池系の上神取、下神取、浅尾新田、御領平、北組地区の合計276世帯であります。

次に、断水復旧に時間を要した原因についてであります。

漏水を発見した後、午前8時30分から断水し、復旧工事は午後5時頃に完了しました。その後、通水作業に入りましたが、断水地域が広範囲となったことから、流量調整に時間を要し、最終的な断水解消は、翌日午前1時15分頃となったものであります。

次に、行政の対応と情報提供の方法についてであります。

情報提供については、防災行政無線による放送と電話対応を行い、放送内容は、断水および通水作業状況や給水車の配置など、計5回にわたり実施いたしました。しかしながら、断水状況など情報提供が不十分であったことにより、大変ご迷惑をお掛けしたことにつきまして、反省しているところであります。今後は、より分かりやすい情報提供に、一層努めてまいります。

次に、上水道の問題発生時における連携体制、連絡方法についてであります。

緊急事故については、状況に応じ、防災行政無線や広報車などの連絡方法により情報提供を行っておりますが、今回は、想定以上に断水が長時間にわたったことから、区長の皆さまにご協力をお願いし、給水車の配置先である公民館を開放していただき、連携を図ったところであります。今回の断水事故を受け、これまでの対応マニュアルに連絡体制を加えるなど、見直しを行い、迅速な対応を図ってまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

藤原尚議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

災害対策状況と今後の対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、災害箇所状況についてであります。

台風24号で罹災した取水施設や水路などの農地および農業用施設の被災件数は、284カ所であり、このうち、事業費が少額の210カ所については、各総合支所において執行し、すべての工事を昨年度内に完了いたしました。

その他、国の災害査定を受けた74カ所については、農政課対応工事として、継続事業で執行している橋梁工事を除き、73カ所を本年2月に入札を執行したところであります。昨年度同時期は、市内業者がすでに多くの工事を抱えていることや現場代理人、作業員の配置が不可能等の理由から、入札を辞退した業者があり、24カ所の工事については不調となり、本年度の渇水期に施工を予定しております。また、工事発注済みの49カ所のうち、28カ所は完成したところであります。残る21カ所についても、施工中であり、早期完成を目指してまいります。

耕作までに必要な農業用水の確保については、未施工分も含め、本工事内で行う瀬回しや、水路仮設工事などにより最大限取水の確保について対応を行ったところであります。

次に、田植えが行えなかった箇所についてであります。

田植えができなかった箇所は3カ所であり、いずれも長坂町内となります。理由としては、被災箇所が大規模であり、復旧に時間を要すること、河川の護岸工事後の復旧工事の対応となること、頭首工の流失により、取水できないことであります。

いずれも、地権者や耕作者など関係者と協議し、ご理解、ご協力をいただいているところであります。

次に、流失した農耕地への対応についてであります。

河川の護岸工事を伴う復旧工事は、長坂町内の農地災害1カ所であり、河川管理者による護岸工事が今年完了したことから、その後、農地の復旧工事を進めており、今月末の完成を予定しております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

藤原尚議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

災害対策状況と今後の対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、河川の点検、確認および対応についてであります。

県では、市内の一級河川について7つのルートを設定し、順次、河川監視員によるパトロールを実施し、河川の流れや崩落箇所を含め、沿線の土地の状況を点検しております。河川監視員のパトロールや地域からの情報により、護岸の崩落、倒木や流木等を発見した場合、河川の

流下機能を著しく阻害しているものは、橋梁の流失や河川の氾濫等、災害の原因となりますので、緊急業務として除去を行っているところであります。

市では、道路パトロールと併せて河川の状況確認を行っており、河川への倒木や危険木などを発見した際は、県への情報提供を行い、緊急の対応を要請しております。

次に、新たな調査、確認の注意点および対応についてであります。

市では、昨年の逸見原橋の災害を踏まえ、日常のパトロールにおいて、河川内の立木等の状況や護岸の確認に加えて、沿線土地の法面の状況についても確認を行っております。県では、昨年度、国が推進する「中小河川緊急治水対策プロジェクト」として、河川の洪水判断用に特化した危機管理型水位計を、釜無川、塩川など8河川に設置しました。昨年の台風24号の被害を受け、改めて市長がライブカメラとともに要望を行ったところであります。

さらに、黒沢川、西川など10河川に設置し、通常水位や避難判断水位等を観測して、国土交通省の「川の水位情報」サイトに情報提供することにより、身近な河川の状況を、簡単に、きめ細かく、リアルタイムで確認することが可能になり、河川の監視体制が強化されました。

情報収集は重要であることから、水位計の増設について、引き続き国・県への要望を行ってまいります。また、県の水防計画の改定により、釜無川が水位周知河川に指定されたことを踏まえ、今後も県と連携して、必要な調査を実施するとともに、これらのシステムを有効的に活用しながら、災害対策本部員会議等への情報提供や、避難勧告など、適切な時期に情報発信を行い、市民の安全・安心な生活の確保に努めてまいります。

次に、危険箇所・支障木などの情報提供を、地域住民に伝えるシステムの構築についてであります。

昨年、台風24号の通過により発生しました、市道長坂富岡・高根下黒澤10号線の逸見原橋の落橋は、上流で発生した護岸の崩落により、土砂とともに立木が流され、橋に留まったことが原因でありました。

県においても、河川内の支障木の伐採・除根等については、重要案件として計画的に事業を進めておりますが、広範囲に及ぶため、間に合っていない状況であります。護岸の崩落、倒木や流木等が発生した場合、河川の流下機能を著しく阻害し、災害の発生源となるので、早期の対応が必要であります。

市では、住民から寄せられた情報を基に、現場確認を行った上で、県に情報提供を行っており、以前から、地域との情報伝達の体制が確立されております。さらに、本年度から、市広報紙など区長配付物について、委託を廃止し、各総合支所の職員が、毎月165軒の行政区や自治会の代表者宅に持参しており、配布時において、地域の様子や変化など、情報を直接いただけるよう取り組んでおります。

今後も、区長会や地域委員会などと連携し、災害時における、地域の状況を迅速に把握し、県への円滑な伝達に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

藤原尚君の再質問を許します。

藤原尚君。

○5番議員（藤原尚君）

それでは再質問をお願いいたします。

質問させていただきました4項目について順次、再質問をさせていただきます。

まず1項目めの第2次北杜市総合戦略プレ計画について、3点の再質問をお願いいたします。

まず1点目です。

先ほどの答弁で、市長と未来を語る集いについてなんですが、市長自らが外へ飛び出し、いろいろな方々と意見交換をし、市政に反映させると理解いたしました。これまでにない新しいスタイルで市民と直接、意見交換をすることは開かれた市政を感じるものであります。今後の展開にすごく期待するものでもあります。

新年度に入り、子育て中の親子やスポーツ少年団指導者の方を対象に2回開催しているということなんですが、直接、生の声を聞いているようですが、今後どのような方と膝を交えて行っていくのか伺いたいと思います。

また、こうした市民の声を第2次総合戦略では、どのように反映していくのか伺います。

それで続きまして、2点目ですが新規事業の考えについてです。

市長は第1次総合戦略においては、移住者の増加など数々の実績を挙げている中で、今回のプレ計画では100の事業を超える多くの新規事業を盛り込んでいますが、第2次総合戦略に計画する新規事業は、どのような考えか伺います。

続きまして3点目ですが、今後のスケジュールについてでございます。

市は地方創生の次のステージである第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を進めていると思いますが、しかし、現段階でははっきりと国から示されていないと思います。北杜市においては、プレ計画を定め早いスタートを切っていますが、国の戦略が示されたあと、どのように整合性を取る中で進めていくのか。また、北杜市では第2次総合戦略を今後どのようなスケジュールで進めていくのかを伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

北杜クラブの、藤原尚議員の再質問にお答えをいたします。

質問は、まず「飛び出せ！市長と未来を語る集い」の今後の展開と、どのように反映させるのかという部分、プレ計画に掲載をさせていただきました、100の新規事業の第2次総合戦略への反映、それと国の総合戦略との整合性と今後のスケジュールというようなことで、5項目ほどいただいたということで、答弁のほうをさせていただきます。

まず最初に、「飛び出せ！市長と未来を語る集い」につきましては、今年度新たにスタートをさせていただいたものであります。これまで2回、開催してまいりました。1回目は4月に「子どもの遊び場」をテーマに、子育て中のお母さんが中心という形でありましたが、お父さん方にもご参加をいただきまして、子育て中の保護者の皆さんということで20名が参加していただきまして、その中でいろいろと意見交換をしました。車を使わないで歩いて行ける手ごろな広場がほしいであるとか、自転車の練習の場所がほしいみたいなもの、また学校の校庭が開放できないかというような、お話もいただきました。そんなご意見をいただく中の開催でありました。

また6月には、バレーボールとミニバスケットボールのスポーツ少年団の指導者の皆さんと公営アカデミー屋内スポーツ版というようなことで、それをテーマに開催しまして、9名の指導者の皆さんと意見交換を行ったところでもあります。

その中で団員の減少による各団体の運営について、いろいろお話をさせていただいた中で、スポーツ離れが進む現状であるとか、学校区を超えた統合チームであるとか、指導者の皆さんのご苦労というような部分のところでお話を、意見交換をしたところでもあります。

いずれにしても、これら意見につきましては、現在進めている第2次総合戦略の策定段階におきまして、市民アンケート調査のご意見等と合わせた中で各事業の調整、また新規事業の検討を進めてまいりたいと考えているところでもあります。

また、今後につきましては、スポ少関係、屋内のスポーツ版ということで開催をしまして、次回はサッカーであるとか、野球であるところで、屋外スポーツの指導者の皆さんと意見交換をしたいということで、来月予定をしている状況であります。

また、そのほか今後につきましては、農業であるとか企業の皆さん、また福祉団体や商工会の皆さん、観光関係者というようなことで、プレ計画の柱ごとにテーマを定めて今後については進めていきたいと考えているところでもあります。

3点目であります。新規事業の考え方、第2次総合戦略への反映というような部分の答弁になりますが、プレ計画に掲載しました新規事業につきましては、本年度事業を展開する中で市民の皆さまから寄せられたご意見も踏まえて、担当課を中心に見直しを行ってまいりたいと考えております。

見直し段階におきましては、担当者自らが市長に提案を行いまして、実効性や必要性、継続性、事業効果など様々な面から検討・調整を行いまして、第2次の総合戦略に反映をしてまいりたいと考えているところでもあります。

4点目ではありますが、国の総合戦略との整合性というところでもあります。

現在のところ、国の総合戦略につきましては、本年12月に策定ということで情報を得ているところではありますが、これらにつきましては、国のほうが示された段階で整合性を取っていくことでもあります。現在のプレ計画につきましては、昨年12月に国において策定されました「まち・ひと・しごと総合戦略2018改訂版」というものを踏まえた中で、策定をしたものでありますので、今後も国の動きを注視しながら第2次総合戦略策定に間に合うように整合性を取っていききたいと考えております。

最後、今後のスケジュールというご質問であります。今後のスケジュールにつきましては、市民から寄せられたご意見を踏まえまして、庁内一体となって事業内容等、見直しを行った上で、ふるさと創生会議でご審議をいただく中、8月にはプレ計画の改訂版を、この改訂版ではデータの見える化であるとか、評価の方法も示した中で改訂版を策定してまいりたいと考えております。その後、11月には本計画の素案を、パブリックコメントを実施したのちに来年3月には本計画の最終案を策定というような形で目指してまいりたいと考えております。

計画の策定段階におきまして、議員の皆さまへはその都度、ご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

藤原尚君の再質問を許します。

○5番議員（藤原尚君）

どうもありがとうございました。

続きまして、2項目めの適正な補助金交付と効果的な活用について再質問をいたします。

ガイドラインの運用により、補助金の適正化が図れるということであるが、どのような効果が得られるのか、伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

北杜クラブ、藤原尚議員の再質問にお答えします。

ガイドラインの運用によって、どのような効果が得られるのかというご質問でございます。

ガイドラインは先ほど答弁しましたとおり、市民ニーズ、また社会情勢の変化を踏まえて必要な政策を推進するための財源を確保していくために補助金等の使途、交付金の基準の明確化を図るための仕組みを定めまして、公平・公正で透明性のある補助金制度を確立するためにガイドラインを策定したものでございます。

補助金の交付によって、様々な効果が認められているわけでございますけれども、このガイドラインの運用によりまして、補助金の交付をすることが妥当なのかどうかということをお判断することで、補助を必要とする、より多くの市民団体等の活動を支援できると考えております。そのような点から、このガイドラインの運用によって図られる効果ということを考えているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

藤原尚君。

○5番議員（藤原尚君）

答弁ありがとうございました。

それでは、この項目の再々質問をお願いいたします。

本ガイドラインは補助金等の削減を目的とするものではなく、これまでの既得権等にとらわれることなく、どれだけ効果的かつ公益性のある補助金の運用ができるかといった観点から、補助金等の適正化を推進するものと理解しましたが、そのような理解でよろしいのか、市の見解を伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

北杜クラブ、藤原尚議員の再々質問にお答えいたします。

ガイドラインの策定方針、考え方を改めて伺うという内容でございますけれども、このガイドラインにつきましては、補助金交付の公益上の必要性の有無を客観的に判断しまして、公平で公正な透明性のある補助金の運用を実行していくための指針ということでございます。正しく

評価・検証を行い、適正に補助金を運用することでより多くの市民団体等の地域活動等の支援を可能とするものでございますので、補助金との削減を目的とする、いわゆる財政的な視点のみで、このガイドラインを定めて運用するものではないということで、ご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

藤原尚君の再質問を許します。

○5番議員（藤原尚君）

答弁ありがとうございました。

続きまして3項目めの災害対策状況と今後の対応について、2点の再質問をいたします。

まず1点目です。台風24号に伴う農地や農業施設の被害については、280カ所余りであり、すべての復旧工事は完成しておらず、今年度の農閑期の復旧工事に向け準備が進められていることはよく分かったところでございます。

今回の被害はちょうど農閑期に入り、被害確認に時間を要して報告が遅くなった案件もあったと聞いております。

災害がないことが一番ではありますが、このようなことから今後の被害に備え、特に注意・検討することがあれば、どのようなことなのか伺います。

○議長（中嶋新君）

2点ですね。

○5番議員（藤原尚君）

はい。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

藤原尚議員の、北杜クラブの再質問にお答えいたします。

台風24号にかかる農地災害につきましては、非常にたくさんの箇所があり、そこを職員だけが全部を確認するという事は、非常に厳しい状況がありました。

そんな中で、今後はこういう大きな災害があった場合には、ぜひ耕作者の方とか、関係者の方にも市のほうに早い段階で報告をしていただきたいということがあります。そんなことで、農政課では被害発生後に円滑に被害状況を把握し、被害報告漏れを防止するために農地災害時における対応に関する指針を作成し、広報紙等で周知することとしております。

なお、国庫補助事業を活用するためには、発生から3週間で国に報告書を提出しなければならないということになりますので、市民の皆さまのご協力いただく中で、迅速な対応につなげていきたいと考えております。

また、災害を予防するためにも水路等の日頃の管理、また頭首工等の管理が必要となってきます。こんなこともありますので、併せて水利組合や管理者の皆さまに取水口の管理や河川、取水柵等の管理についても徹底して行っていただけるよう、ご依頼をさせていただきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

藤原尚君。

○5番議員（藤原尚君）

誠に申し訳ございません。もう1点、ございました。

○議長（中嶋新君）

今の答弁でよろしいですね。

○5番議員（藤原尚君）

ありがとうございました。

もう1点ございまして2点目ですが、釜無川、塩川、須玉川などの主要河川については以前から河川敷内に立木が生えており、鳥獣の住みかや豪雨の際の流木の原因となっているが、その対応の状況はどのようになっているか伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

再々質問として受け取ります。

よろしいですか。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

藤原尚議員、北杜クラブの再々質問にお答えいたします。

塩川、須玉川などの河川について、以前から河川敷内に立木が生えているというところで、鳥獣の住みかや豪雨の際の流木の原因になっているという中で対応状況というところの質問かと思えます。

現在の状況でございますが、県では昨年度から防災・減災国土強靱化のための3カ年対策としまして、防災安全交付金事業におきまして、釜無川、塩川、須玉川を重点的に伐木、除根等の業務に取り組んでいるところであります。

今回の業務は重要な対策と捉えており、長年の地域の課題であった主要河川の防災対策として有効であると考えております。

今回の業務だけでは、課題となっているすべての箇所を処理できるものではないと考えており、今後の対応としましては継続的に本事業が進められるよう、引き続き県に要望、上申を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

藤原尚君。

○5番議員（藤原尚君）

答弁ありがとうございました。

引き続きまして、最後の4項目めの災害時等の市民への情報伝達についてでございます。これは再質問、1点でございますので、よろしく申し上げます。

市民への情報伝達は、防災行政無線が重要と思われれます。本市では、停電、大雨、交通規制、上水道の断水を含め、市民の生活に直結したトラブルの内容では、市民が一番知りたい情報だと思います。

そこで再質問したいと思います。

6月11日に渡辺市長は、5月11日に市内全域で発生した停電につきましては、市民の不安を取り除くよう、いち早く防災無線において周知を行いました。東京電力の事故状況や復旧状況などの情報が入手できず対応に苦慮したことから、このたびは、北杜警察署とともに東京電力に対して速やかな情報提供など、今後の対応について強く要望したところでありますと所信しておりますが、市が積極的な情報収集にどのように努めるのかということをお聞きしたいと思います。

市民に安心を与える情報提供として、さらなる有効な入手についての構築等があれば伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

藤原尚議員の再質問にお答えいたします。

積極的な情報収集というふうなことだと思います。

この間、5月11日の停電を受けまして、本来であれば電力会社が状況確認をして、そのあと確認がされたのち、市へ連絡をする。防災無線の依頼をするというふうな状況になっております。

しかし、この間の場合においては、市のほうでも電力会社のほうへ問い合わせをしましたが、確かな状況というものとは分らなかったということから、市では各総合支所を通じて、支所長たちに各行政区長にできるだけ連絡を取ってもらって、情報収集に努めた。また本庁のほうでは病院ですとか、上下水道の配水池ですとか、そういったところの情報確認を行って情報収集を行ってきたところであります。

結果的にはその50分後に連絡が取れて確認が取れましたので、防災行政無線を入れました。本来であれば、もう少し早く入れたかったということでもあります。しかし、確認が取れない以上、市のほうとしても防災行政無線を使うわけにはいきませんので、そんな状況になったということですね。

それを受けて、先ほどの三者でもって電力会社へ要望書を提出して、今後は速やかな連絡体制を取ってくださいということを行いました。

その結果、昨日の停電においては非常に速やかな連絡体制が取れて、市のほうとしても早めの、皆さんの不安を解消するような防災行政無線の連絡が取れたということでもあります。

しかし、今後、事故の内容によってはすぐに連絡と言いますか、原因が分からない場合もありますので、そういったことを考えますと、今回と同じようにできるだけ市としても情報収集には努めていこうと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

○5番議員（藤原尚君）

以上であります。ありがとうございました。

○議長（中嶋新君）

藤原尚君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後4時35分、再開といたします。

休憩 午後 4時21分

---

再開 午後 4時35分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

次に、ともにあゆむ会の会派代表質問を許します。

ともにあゆむ会、12番議員、原堅志君。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

昨日と今日と延長になるようですが、ぜひよろしく願いいたします。

会派ともにあゆむ会の代表質問をさせていただきます。

私たち会派ともにあゆむ会は、北杜市のさらなる発展と市議会の活性化を進めるためにそれぞれの自立した議員として認め合い、各自の問題意識を持ち、自由な調査、研究、論議を通じ自己を高めようとする議員の集合体として、協力・協働して目的達成のため、ともにあゆみ行動する会派として活動して、市民から評価を得ております。

小学校統合が完了、今後は中学校統合問題へと動きが始まります。また長年にわたり議論されてまいりました太陽光発電設備問題も今6月議会において条例という形になり、特別委員会にて審議され、最終日に結論が出るころまでまいりました。

しかし合併15年を迎え、公共施設の見直しは避けて通れない。その中心とも言えることが合併以来、仮庁舎問題の解決がされていません。本庁舎の位置を決定することが北杜市の抱えるあらゆる問題の解決の糸口になると確信しております。

2020東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿、ビーチバレー、BMXと2つの競技が誘致されました。南アルプスユネスコエコパーク、次いで今月19日に甲武信ユネスコエコパークの登録が決定しました。北杜市の宝として未来につなげていかなければならないと考えております。

これからもできる限り他会派とも協力し協働して市民の声を、北杜市の発展のために活動してまいります。

さて、本議会には次の5項目について質問します。

1つ、公共施設の適正配置のあり方について。1つ、北杜市における住宅問題について。1つ、指定管理者制度について。1つ、白州町関係事業の取り組みについて。1つ、北杜市立中学校統合について。

それでは質問に入らせていただきます。

まず第1項目め、公共施設の適正配置のあり方について。

公共施設を取り巻く3つの課題「施設の老朽化」「人口減少」「施設の更新費や維持管理コストの増加」、そのために対応するため、平成29年3月に公共施設等総合管理計画が策定されました。平成31年3月までに公共施設の在り方を考えるワークショップが4地区に分かれて開催され、適正配置の問題については市長のリーダーシップによるところが大きく北杜市の将来を見据えた決断が必要です。以下、お伺いします。

1つ、公共施設のあり方を考えるワークショップが4地区で実施していますが、それぞれどのように意見集約されたのか。

2つ、公共施設の適正配置を推進するためには、本庁舎の位置付けが重要だと考えますが市長の見解は。

3番目、今後、公共施設分類ごとにどのようなスケジュールで実施していくのかお伺いします。

4点目、第2次北杜市総合計画と公共施設等総合管理計画の整合性はどのように図りながら進めるのか、お伺いいたします。

5点目、公共施設の適正配置については、総論賛成、各論反対と実行する上で市長のリーダーシップが必要だと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

2項目め、北杜市における住宅問題。

住みよく、安全・安心な魅力あるまちづくりを推進することが、移住促進や少子化対策に居するものと考えます。そのためには、住宅問題は避けて通れない。今後の課題として、以下お伺いいたします。

1つ、北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画に基づき、計画的に改修していると思いますが、現在までの進捗状況と今後のスケジュールは。

2つ目、建て替え判定となっている団地名および建て替え計画はどのようになっているのかお伺いします。

3点目、老朽化した市営住宅を解体していますが、進捗状況はどのようになっていますか。

4点目、子育て支援住宅3施設の利用状況（子どもの人数）等の問題点はどのようになっているのでしょうか。

5点目、白州甲斐駒団地の入居が終わり、地域でも子どもが増加していると喜んでいますが、子どもは何人入居されたのか。また、地区との連携は。

6点目、今後は未利用公有地の活用策として子育て家族・移住者に分譲を考える政策を積極的に進める必要があると思いますが、見解をお伺いいたします。

3問目、指定管理者制度について。

本市では、平成16年11月、市制施行と同時に条例を整備し平成18年度から指定管理者制度を導入しました。平成18年4月に指定管理者制度ガイドラインを策定し、その後運用指針を見直し、改訂を行って業務に当たっているところであります。指定管理者制度導入から10年以上が経過し問題点が表れている。そこで、以下お伺いいたします。

1つ、増富の湯外2施設が4月22日、新しい指定管理者となりました。現状の運営状況は。

2点目、道の駅はくしゅうの指定管理者を取り消した。8月上旬から管理できる指定管理者を募集していますが、取り消しに至った経緯と今後のスケジュールは。

3点目、第三セクター、株式会社おいしい学校の経営状況は。

4点目、指定管理者制度の導入目的は、「公の施設における行政サービスの向上」と「自治体の経費縮減」の両立を実現することだと考えますが、1つ、北杜市と指定管理者の責任・リスク分担は。

1つ、指定管理者導入施設の経営・運営状況を継続して専門的にチェックする体制が必要と考えますが。

5点目、候補者選定には、北杜市指定管理者候補者選定委員会の審議を経ることになっておりますが、選定委員会の内容は。

4項目め、白州町関係事業の取り組みについて。

白州町の事業にも白州総合支所を窓口にご努力いただいておりますが、国・県と市の連携なしに、事業は進みません。また、介護施設わいわい白州・白州甲斐駒団地が、完成したことを喜んでいただいております。そこで、以下お伺いいたします。

1つ、横手地区内県道拡張工事の進捗状況は。

2つ目、駒城橋の架け替えの進捗状況は。

3点目、白州小学校前道路拡張工事に伴うスクールバス車庫建て替えについては。

4点目、白州保育園・西部こども園の大規模改修計画は。

5点目、白州総合会館の緞帳の改修は。

6点目、尾白の森、べるがの太鼓橋修復工事のスケジュールは。

7点目、介護施設わいわい白州も地域から喜ばれております。町内にもう1つ介護施設との声が上がっています。民間施設も含めて検討すべきと考えますがお伺いいたします。

8点目、白州中学校施設について。

1つ、体育館屋根雨漏りにより床の一部が痛み始めているが早急な対応を。体育館は防災計画の避難所にもなっております。

2点目、一部教室が雨漏りをしている。確認はしたようですが対応策をお伺いいたします。

9項目め、白州放課後児童クラブは、国道沿いで危険であり、町民から小学校付近に移動できないかとの声がありますが、今後の課題として早急に対応をお願いしたいと思います。

最後に5点目、北杜市立中学校統合について。

平成22年5月に策定した「北杜市小中学校適正配置実施計画」を基に、まず、小学校の統合を実施し、平成31年3月に関係者各位のご努力により高根地区を最後に統合が完了しました。中学校統合問題につきましては、4校案が市民に提案されたが、渡辺市長の英断によりいったん、白紙になったところです。各地域委員会に中学校統合について教育委員会で意見集約をしたところです。そこで、以下お伺いいたします。

1項目め、平成28年12月に中学校統合問題において、市長は「子どもたちの将来や小規模校が抱える課題などについて保護者や地域の方々のご意見を伺う中で、しっかりと検討してまいりたい」と答弁されました。

1点目、各地域委員会はどのように意見集約されたのか。

少子化に伴う生徒減少を踏まえ、学校のあり方をどのように考えるか。

1つ、生徒にとっての中学校の教育環境をどのように考えるか。

1つ、北杜市の中学校統合は、どのような姿が望ましいか。

2点目、今後10年間の生徒数の見込みは。

2項目め、市長が考える小規模校が抱える課題とは。

最後に、平成31年3月議会にて、中学校統合に関する審議会を立ち上げることを表明されました。今後の審議会を立ち上げるスケジュールは、

以上5点について、よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

公共施設の適正配置の在り方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本庁舎の位置付けについてであります。

公共施設の在り方については、市民の生活に直結する施設を優先的に、適正配置、適正規模等、今後の在り方について検討を進めているところであります。

本庁舎については、個別計画策定の中で検討課題として含まれておりますが、まずは、市民に直結する身近な施設を優先し、適正配置、適正規模等を検討する時期であると捉えていることから、今は、本庁舎の検討を進める時期ではないと考えております。

次に、公共施設の適正配置についてであります。

将来の人口減少や少子高齢化、多様化する市民ニーズに対応し、将来に負担を残さないためにも、公共施設の再適配置は避けては通れない課題であります。このため、市民を取り巻く社会環境の変化に応じた適格な判断が必要となることから、市民が永年にわたり親しみ、必要としてきた公共施設への思いを大切に、一方通行とならないよう市民と共に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、北杜市における住宅問題における、未利用公有地の活用策についてであります。

市では、子育て支援住宅の入居期限満了が近づいていることを契機に、退去後の定住支援策として、現在、須玉町の旧市営百観音団地跡地を子育て世帯向けの住宅用地として、来月の公募による売却へ向けて準備を進めているところであります。さらに、子育て世帯の定住促進、また、移住者へ向けた住宅候補地の準備を行っており、整い次第、公募を行い移住定住施策の一層の推進に取り組んでまいります。

次に、白州町関係事業の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、白州保育園・西部こども園の改修についてであります。

老朽化が進む北杜市立保育園は、「北杜市立保育園整備計画」に基づき、子どもたちの安全な保育の確保を図るため、順次整備を進めております。白州保育園・西部こども園についても、早急に改修が必要な施設の1つであり、今後基本的な整備方針などについて検討してまいります。

次に、尾白の森べるがの太鼓橋修復工事についてであります。

白州・尾白の森名水公園入口の橋、通称太鼓橋については、本年8月を目途に、測量調査設計業務を発注し、改修方法等を検討した上で、来年度改修を進めてまいりたいと考えております。

そのほかについては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

あらかじめ、本日の会議時間は延長いたします。

次に答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

北杜市立中学校統合について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、各地域委員会の意見集約についてであります。

中学校統合に向けたご意見の取りまとめを「地域委員会連絡協議会」に依頼し、昨年5月にいただいた報告では、学校のあり方について「少子化に伴う中学校の統合もやむを得ない」という意見がある反面、「小規模学校のメリットや通学への不安」を危惧するご意見もありました。また、教育環境については、「教育効果を高める工夫、通学の利便性や安全性、地域の結びつきを失わない工夫などを検討してほしい」といったご意見が多く寄せられました。

中学校統合の望ましい姿としては、「将来を見据えて2校または3校が適当ではないか」「市の子育てや、まちづくりのビジョンの上に検討を進めるべき」など、慎重な対応を求めるとご意見があったところであります。

次に、今後10年間の生徒数の見込みについてであります。

年度別出生数や在籍児童生徒数をベースにした推計によると、甲陵中学校を除き、中学校の生徒数は、本年度997名に対して、10年後の令和11年度は827名と、約17%減少する見込みであります。

次に、小規模校が抱える課題についてであります。

国が示す「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」によると、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学習し、社会性を高めるといふ学校の特質に照らすと、小規模校は、「クラス替えができない」「人間関係が固定化する」「部活動の種類が限定される」「教職員の免許外指導の教科が発生する」などが挙げられており、本市においても同様な課題があると考えております。

次に、審議会立ち上げのスケジュールについてであります。

「北杜市立小中学校適正規模等審議会」の設置については、本年4月定例教育委員会において承認され、公募委員を、今月20日を期限として募集したところであります。今後は、審議会委員の委嘱について教育委員会の承認を得て、8月に審議会を設置する予定であります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

公共施設の適正配置の在り方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ワークショップでの意見集約についてであります。

昨年度、市内4地区で行われた「公共施設の在り方を考えるワークショップ」は、市民の公共施設への思いを広く聞き、様々な角度からのご意見を伺うために開催したものであり、意見集約を目的としたものではありません。

次に、公共施設分類ごとのスケジュールについてであります。

これまで個別計画の策定に向け、市民ニーズアンケート調査、利用状況調査、劣化状況調査、市民ワークショップ、所管課のヒアリング等、基礎資料の収集に努めてまいりました。現在、各所管課において個別計画素案の作成業務を進めております。

今後は、素案がまとまり次第、市民への説明会の開催、パブリックコメントを実施し、本年度末の策定を目指してまいります。

次に、市総合計画と公共施設等総合管理計画の整合性についてであります。

「北杜市公共施設等総合管理計画」は、最上位計画であります「第2次北杜市総合計画」に基づいて、策定されております。今後の公共施設の最適配置を進めることについても、総合計画と整合性を図ってまいります。

次に、指定管理者制度について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、株式会社おいしい学校の経営状況についてであります。

株式会社おいしい学校は、平成12年に官民の出資により旧須玉町を筆頭株主とする第三セクター方式で地域振興のため、公共施設「須玉町おいしい学校」の管理運営を行ってまいりました。平成18年度からの指定管理者制度導入後も、引き続き須玉町おいしい学校の管理運営を行っております。

経営状況は、平成24年度、平成25年度と2年連続で赤字が続き、平成26年度決算で3年連続の赤字となり、負債が資産を上回る債務超過の状態となりました。

その後、経営改善に努め、平成27年度には33万7千円の黒字、平成28年度には300万2千円の黒字に回復しましたが、平成29年度には売上高が前年対比で1,920万8千円減少するなど、再び経営状況が悪化し、493万4千円の赤字に転じ、更に平成30年度には、赤字額が768万7千円に膨らみ、債務超過の額も1,272万6千円に達しました。

須玉町おいしい学校は、食、農、歴史をテーマとした、3代校舎ふれあいの里にあり、人々が集い、地域の活性化を担う重要な施設であることから、市は、この施設を守り、存続していかななくてはならないと考えております。

また、株式会社おいしい学校は施設の管理運営を目的に、旧須玉町、施設に思いを寄せる地元企業、地元金融機関により設立され、これまで民間のノウハウを活かし、長年にわたり利用者サービスの向上を図ってきたことから、今後、抜本的な経営改善に努めてまいります。

次に、市と指定管理者の責任・リスク分担についてであります。

指定管理施設については、「北杜市指定管理者制度運用ガイドライン」の規定に基づき、それぞれの施設ごとに協議を行い、責任リスクの分担についても、基本協定書で定めております。

次に、経営・運営状況のチェック体制についてであります。

市では、基本協定書に基づき、指定管理者から提出された定期報告書および業務計画書により、運営状況を確認していることから、現在のチェック体制で進めていく考えであります。

次に、北杜市指定管理者候補者選定委員会の内容についてであります。

選定委員会の構成については、市民代表、税理士または公認会計士および市職員の15名以内で組織され、施設の管理業務、サービス向上策、経営の妥当性、地域貢献などの項目について審査、評価の上、候補者の選定を行っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

白州町関係事業の取り組みにおける、白州町内への新たな介護施設建設・誘致についてであります。

わいわい白州では、「認知症カフェオレンジサロンわいわい白州」を開催し、入居者や地域の方々が参加するなど、地域コミュニティの場として好評をいただいております。

新たな介護施設整備については、介護保険事業計画に盛り込まなければならず、そのためには、ニーズ調査を始め、施設の必要性、規模、場所、実施主体、さらに人材の確保等を検討する必要があります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

白州町関係事業の取り組みにおける、白州放課後児童クラブの移転についてであります。

白州放課後児童クラブは、交通量の多い国道20号に面し、下校時には国道を横断しなければならないことから、児童の安全を確保するため、放課後児童クラブ支援員が、集団下校に付き添い、横断は歩道橋を利用するなど、安全管理に努めております。小学校付近への放課後児童クラブの移設については、子どもの安全面を考慮し検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

指定管理者制度について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、増富の湯外2施設の運営状況についてであります。

増富の湯外2施設については、本年4月23日から「株式会社塚原緑地研究所」が指定管理者として新たに管理運営を行っており、4月27日には営業を再開したところであります。

雇用状況については、運営体制を整える中、地元から12名を引き続き雇用し、管理・運営が行われております。運営状況については、10日間の大型連休期間中に約5千人、5月の1カ月間で約7,600人の施設利用者を数えており、業務計画を上回る集客が図られているところであります。

次に、道の駅はくしゅうの指定管理者についてであります。

現指定管理者である「道の駅はくしゅう管理運営組合」は、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、市が行った業務改善指示の指示内容に従わず、管理体制も改善が見られないことから、白州町交流促進施設の管理を継続することは適当でないとして、本年4月25日付けで、指定管理者の指定を取り消す不利益処分決定の通知を行ったところであります。

指定取消しの期日については、利用者や白州道の駅利用組合への影響を最小限にするため、本年7月31日とし、指定取消し期日までは、経理や運営について、商工・食農課の監督の下、引き続き、現組合が管理を行っております。

次期指定管理者については、今回から新たに広く公募することとし、指定の期間を本年8月上旬から令和5年3月31日までを予定として、現在、今月28日まで公募を行っているところであります。

なお、候補者選定後、諸手続き行い、新たな指定管理者を決定してまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

北杜市における住宅問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、改修の進捗状況と今後のスケジュールについてであります。

「北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画」において改修を計画している住宅は、34団地あり、姥神住宅の改修を完了し、現在、武川団地と下笹尾団地の改修とサンコーポラス団地の浴室給湯器の更新を年次計画で行っております。

次に、建て替えの計画についてであります。

計画では、明野町の富士見ヶ丘団地、高根町の長沢団地、大泉町の西田団地、井出原団地、小淵沢町の平井出団地、白州町の竹花2号団地をそれぞれ近隣の団地と統合して、建て替えることとしております。

次に、老朽化した市営住宅の解体の状況についてであります。

昭和30年代から40年代にかけて建築された木造戸建ての建物を中心に、退去したのから順次解体を進めております。昨年度までに、木造戸建て50棟、簡易平屋7棟の計57棟を解体したところであります。本年度は、木造戸建て8棟、簡易平屋2棟の計10棟を解体する予定であります。今後は、残りの87棟の解体を予定しております。

次に、子育て支援住宅の利用状況と問題点についてであります。

現在、子育て支援住宅として3団地54戸を管理しておりますが、すでに3世帯が市内に新築や中古住宅の購入を行って退去しております。今月1日現在52戸が入居しておりますが、子どもの人数は未就学児童71人、小学生23人、中学生以上はおりません。また、入居後36人が誕生しております。

今後の課題としては、地域との交流を図ることが挙げられます。地域に親しみ、北杜市の素晴らしい環境の中で、北杜市の将来を担う心豊かな子どもが育つよう、地区の行事への参加を呼びかけるなど、交流促進を行ってまいります。

次に、就業促進住宅白州甲斐駒団地の子どもの入居者数と地区との連携についてであります。

就業促進住宅白州甲斐駒団地は本年1月から入居を開始し、18世帯、43人が入居しました。そのうち未成年者は11人で、未就学児童9人、小学生1人、中学生1人という構成でしたが、その後の誕生もあり、現在子どもの入居者は12人です。地区との連携については、地元の行事に積極的に参加していただくよう期待しております。

次に、白州町関係事業の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、県道駒ヶ岳公園線の横手地内の拡張事業の進捗についてであります。

この道路整備改築事業は、県で実施しており、全長380メートルの区間について、道路幅員を5.5メートルから7メートルに拡幅し、幅員2.5メートルの歩道を整備する計画であります。平成29年度に用地測量および補償調査を行い、昨年度は大規模な用地および建物等の物件補償に着手しました。本年度からは、小規模な用地買収および物件補償を行い、来年度には一部の区間について、工事着手する予定であると聞いております。

次に、駒城橋架け替え事業の進捗についてであります。

駒城橋の架け替えについては、昭和57年の災害以降、地域住民の悲願であり、市でもこれまで、地域防災のために、県に対し強く要望してきたところであります。県では、防災と道路機能の向上を目的に、現在の位置から上流約100メートルの位置に変更し、橋長が171メートルで、道路幅員を5.5メートルから7メートルに拡幅するとともに、幅員2メートルの歩道を整備する計画としております。平成29年度の地区説明会の後、現地測量を行い、昨年度は橋梁および取付道路の予備設計を行いました。今月、柳澤区および横手区において地権者説明を行い、計画への同意を得たところであります。

これから、県の公共事業評価委員会の認定を受け、本年度からの事業着手とし、路線測量および詳細設計を行う予定でありますので、引き続き、県および地元の推進委員会と連携し、早期完成について、引き続き要望してまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

白州町関係事業の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、拡張工事に伴うスクールバス車庫の建て替えについてであります。

市道台ヶ原・白須2号線道路改良工事に伴う、既存のスクールバス車庫については、取壊しを予定しておりますが、建て替えについては、建設場所の検討を進めているところであります。

次に、白州総合会館の緞帳の改修についてであります。

昨年、当該緞帳の舞台装置復旧について、白州地区行政区長会長および白州地区文化協会長から要望書をいただき、使用頻度、緊急性および危険性が低いこと、併せて多額の費用がかかること等から早急な対応ができない旨、回答したところであります。舞台演出上、舞台転換が必要な場合については、前引き幕や中引き幕の使用をお願いしております。

なお、この緞帳は当該施設竣工時に白州町の名所を図柄としたオリジナルのものとして、寄贈されたものであることから、今後も、保管に十分留意してまいります。

次に、白州中学校の雨漏りへの対応についてであります。

白州中学校の施設は、建築から約40年が経過しており、老朽化により一部で雨漏りが発生しております。体育館については、壁面を伝って雨漏りが発生していることから、昨年度、屋根の樋の清掃を行い、経過を観察したところでありますが、その後、引き続き雨漏りが発生していることから、設計業者による構造確認も行いましたが、原因の特定には至りませんでした。

体育館は、災害時等の避難所に指定されていることから、関係部署と協議し、原因を特定し対応してまいりたいと考えております。

また、校舎については、2教室において雨漏りが確認されたことから、昨年度一部防水工事を行っており、現在、経過を観察しているところであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

原堅志君の再質問を許します。

○12番議員（原堅志君）

5項目にわたりまして、順次再質問をさせていただきます。

まず第1項目めの公共施設の適正配置の在り方についてですけども、先ほどワークショップは意見集約を目的ではないというご答弁があったんですけども、公共施設の在り方を考えるワークショップに参加募集という中で、Q&Aというのが出されているんですけども、その中でワークショップは参加者同士が学びながら新しいものをつくり出していく方法で、自分の意見、感じたことを伝え、互いの視点やアイデアを生かしながら課題の答えを探していきますと。もう1点は、ワークショップは何をするのかということで、公共施設の老朽化など課題を共有するものとともに、グループに分かれて地域に必要な施設や将来の公共施設の再配置を実現するために共に考え、皆さまのアイデアを提案していただきますということの中で、募集がかかっているわけなんですけども、そこでワークショップは参加者同士が学びながら新しいものをつくり出していく方法、自分が意見、感じたことを伝え、互いの視点やアイデアを生かしながら課題の答えを探していくと行政では答えていますが、今回、4地区のワークショップでの課題や提案はどのようなものがあったのか、まずお伺いいたします。

それと本庁舎の位置付けですけども、この合併当時に10年を目処に位置を決定するということが合併のときに決められております。この問題については、非常に難しい問題を秘めていますけども、合併15年目という最大の課題として残されております。この個別計画策定の中で検討とのことですが、大分類の行政系施設と考えてよいのでしょうか。また、市民に直結する身近な施設を優先することは分かりますが、本庁舎の位置付けを確定することが今後のそれぞれの個別計画策定に必要であり、北杜市の将来のまちづくりを進める上で、最も重要な位置付けと考えますので、再度市長の見解をお伺いいたします。

この2点について、よろしくお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

ともにあゆむ会、原堅志議員の再質問にお答えいたします。

まず最初に、ワークショップではどのような意見が出されたのかという質問でございますけども、ワークショップを4回行ったということでございますけども、1回目は市の公共施設の現状や再編等の必要性を共有した上で、市全体の視点から幅広く再編や最適配置に関する意見、アイデアをいただいたということでございます。

2回目は行政系、市民文化系、社会教育系、スポーツ系の4つの分類の施設の再編について、

やはり意見やアイデアを伺ったということでございます。

3回目は産業系、保健・福祉施設、医療・子育て支援施設、学校施設について意見、アイデアを出していただいたということでございます。3回にわたって行っています。

そういう中で、ワークショップでの主な意見としましては、全体的な再編に向けての意見ということでございます。再編に向けての条件ということでございますが、地域によって必要な機能が違うので、再編に当たっては十分注意が必要だということ。また地域の特性を生かした再編が必要である。8つある施設については、4つや2つにすべきではないかというような意見が出されたということでございます。

その中で庁舎等については、現在の場所でいいという意見のほか、北杜市の中心に市役所を設けるべきだというような意見、様々な意見が出たところでございます。

また、社会教育系の施設の中で図書館についてでございますけれども、図書館は8つ残す、また図書館の統合という意見もございました。4つほどに統合したらどうかというような意見もございました。

スポーツ系施設におきましては、地域ごとに特色、充実させることが必要なんだよということ。スポーツ系施設は利用度を考えて集約させる。また、利用されていない施設は統合してもよいのではないかということ。競技人口の少ないスポーツ施設の廃止、または統合を進めてはどうかというような意見が出されました。

産業系なんですけれども、これは観光施設とか温泉、それから農業系施設になるわけなんですけれども、こちらのほうでは、民間のほうに移管をすることによって効率化を図ったらどうかというような意見などが出たということでございます。

ワークショップの意見については、以上でございます。

次に、本庁舎の位置付けということで質問をいただいております。

本庁舎のあり方、位置につきましては、東日本大震災により現庁舎を耐震化したことにより議論を先送りにしてきた経緯。あとは今後、普通交付税の段階的縮減、市を巡る財政状況の事情が厳しくなってくるという状況の中で、現時点では本庁舎の議論をする時期ではないというような答弁をさせていただいたところであります。

北杜市の公共施設等管理総合計画の中におきましても、その推進に当たりましては、公共施設の維持管理にかかる経費の将来的な負担を残さないために、公共施設の再配置を進めていくんだということが書かれております。そういうことに向かって事業のほうを推進していかないといけないということでございますので、まずは他の公共施設の再編を優先するということが、現在考えているところでございます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

原堅志君の再々質問を許します。

○12番議員（原堅志君）

たしかに、この本庁舎の位置付けの問題については微妙な問題で、なかなか口にすることが難しい問題だということは私も承知しております。しかし、私もこの北杜市を、合併協の中でつくった人間の一人として、これは非常に重要な問題だという位置付けをしておりますので、今お話がありましたように、この大分類を行政系の施設として、実は数年前に大雪があったときに、これは市長の判断で総合支所についても考えなければいけないのではないかというよう

なお話を市長のほうからお伺いしたこともあります。

そんな中で、今、ご答弁がありましたけども、ある意味、今、15年目を迎えて、1つの方向性を、総合支所を含めた形でやはり検討していかなければいけないのではないかと。これがやっぱり公共施設の適正配置の一番の要になって、次の、例えばそれぞれの施設にも連携してくるというように考えますけども、再度この点について市長のご答弁をよろしく願います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

ともにあゆむ会、原堅志議員の再々質問でございますけども、先ほども申し上げたとおりでございます。北杜市の公共施設等総合管理計画の推進に当たりましては、公共施設の維持管理にかかります経費の将来的な財政負担をやはり考えなければいけないということでございますので、まずは今ある公共施設の再編を優先して行いたいという考えでございますので、ご理解のほどよろしく願います。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

次に、2項目めの北杜市における住宅問題について、3点ほどお伺いいたします。

北杜市営住宅活用計画・長寿命計画に基づき建て替え等を含めて、どのように実施計画されているのか、再度お伺いいたします。

2点目として、昨年度までに57棟解体したということですが、本年、また10棟を予定しているということですが、解体後にどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

3点目として、子育て支援住宅の入居者も市内への住宅購入を希望しているとお伺いしています。解体後の土地について、今後売却予定、例えば今、ご答弁がありましたように市営百観音団地跡地のように、積極的に推進して地域活性化につなげることが大事だと思いますけども、見解を求めます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の再質問にお答えをいたします。

計画に基づき建て替えを含めてどのように実施計画されているのかという質問かと思えます。

「北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画」では、市営住宅を市営住宅として活用しない団地、他の市営住宅との統合を含めた建て替えをする団地、それから現在整備中および計画がある団地、市営住宅として整備、改善、維持していく団地の4類型に分類をして市営住宅の活用を図っております。

このうち今後、市営住宅として活用しない高根町の新町団地ほか12団地は入居者の転居、

それから退去と解体を伴うことから、空き家になったものから順次、解体を進めております。次の段階に進むべく取り組んでおりますが、退去が進んでいません。高根町の上の原団地の戸建てと東尾根団地の退去は完了した状況であります。

建て替えにつきましては、計画では明野町の富士見ヶ丘団地、高根町の長沢団地と西田団地、大泉町の井出原団地、小淵沢町の平井出団地、白州町の竹花2号団地をそれぞれ近隣の団地と統合して建て替えることとしております。

以上であります。

それから2点目でございますが、解体後の住宅跡地はどのようなになっているのかという質問かと思えます。

昨年度までに57棟を解体したところであります。今年度は10棟予定をしております。解体後の土地につきましては、いずれも更地の状態で管理をしております。面積や形状等により市営住宅としての活用に適さない跡地の今後については、定住促進のための住宅用地等として活用するなど有効活用をしてみたいと考えております。

それから解体後の土地について、旧市営百観音団地跡地のように地域活性化につなげるような活用ができないかというようなご質問だと思います。

これにつきましては、今年2月に子育て支援住宅3団地の入居者を対象に行ったアンケートでは、約3分の1が新たに土地を購入して住宅新築リフォーム、中古住宅購入、親からの土地譲渡を計画しているという結果を得ております。そのうち5件は、すでに土地を購入済みということでありました。

庁内には普通財産有効活用庁内検討会が設置されておりまして、普通財産となる見込みのあるものを含めて、北杜市における普通財産の有効活用および、その処分に関する事項の検討および研究を行っておりますので、今後も移住定住施策として住宅跡地の有効活用に取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

1点だけ再々質問させていただきます。

先ほど答弁の中で、新しく入居された中で、たしか3世帯、新築と中古で出たということをお伺いしたんですけども、この空いた3世帯は今現状、どのような動きになっているのか、もしよろしかったらお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の再々質問にお答えをいたします。

3世帯の退去のあとの状況ということかと思えますが、1世帯につきましては、入居が済んでおりまして、あと2世帯につきましては、現在、募集をしている状況というところでございます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに再質問はありますか。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

では3問目の指定管理者制度について、3点ほど質問させていただきます。

まず1点目は、甲武信ユネスコエコパークが認定されましたが、これによって増富の湯外2施設が中心的な役割を今後果たすのではないかという考えを持っていますけれども、これについての見解をお伺いいたします。

次に、道の駅はくしゅうの指定管理者が取り消しになりましたけれども、これは白州町民にとって非常に残念なことであり、最後までできなかったことは痛恨に堪えないのではないかと私も考えています。

その中で、今、若い生産者が今後われわれはどうなるのかということ非常に不安に感じております。生産者組合を頑張っていれば大丈夫だということで私も話をしていますが、今後、生産者組合に対して新しい指定管理者が決まったときに、市はそのへんについてどのような対応を考えているか、お伺いいたします。

次に第三セクター、株式会社おいしい学校につきましては、27日の最終日に筆頭株主から一般株主になる提案がなされたとのことですが、株主総会でどのようなことが決定されたのか伺います。

また、今後施設管理を考えると3代校舎ふれあいの里を一括して指定管理するようなことも検討する必要があるのではないかと思いますけれども、ご見解をよろしくお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

以上3点ですね。

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

ともにあゆむ会の、原堅志議員の再質問にお答えをいたします。

指定管理施設の関係で3点、ご質問をいただいておりますけれども、私のほうで2点、答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、増富の湯外2施設の関係ですけれども、甲武信ユネスコエコパークに登録され、この施設がユネスコエコパークの活動の中心の施設になるのではないかという、ご質問でございますけれども、甲武信ユネスコエコパークにつきましては、須玉町、明野町のエリアの中で活動を行っているわけですけれども、これにつきましては、今後地域連絡会等を早急に構成しまして、また地域の皆さまの話し合いをする中で、どんな活動をしていくかということは、また決めていきたいと考えておりますので、そんな中でまたこの施設の活用方法についても検討されるものと考えております。

続きまして、白州道の駅の指定管理の取り消しに伴いまして、生産者組合の中で不安を感じている人がいるということでございますけれども、これにつきましても商工・食農課のほうで生産組合の総会に出向きまして、内容については説明をさせていただいたところでございます。

今後につきましても新しい管理者が決まりましたら、しっかりその管理者のほうに生産組合の内容等をお伝えする中で、生産組合との打ち合わせのほうはしっかりさせていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

ともにあゆむ会、原堅志議員の再質問にお答えいたします。

まず、株式会社おいしい学校の株主総会で、どのような決定がなされたかというご質問でございますけれども、これについては、6月18日に臨時株主総会があったわけでございますけれども、この総会の内容ということでよろしいでしょうか。

まず、この臨時株主総会におきましては、4件の議案が提出されました。まず1つ目は、定款の一部改正。そして2つ目は株式譲渡に関する件。3つ目が管理運営に参画する企業に関する件。そして4つ目が取締役および監査役の選任に関する件でございます。提出案件すべて承認をされたところでございます。

1点目の定款の一部改正でございますけれども、株式会社おいしい学校の株式を譲渡する場合は、これまで取締役会での承認を受ける必要があったということでございますが、改正により株主総会の承認を受けなければならないという内容に変更したものでございます。

次に株式の譲渡についてでございますけれども、株式の譲渡については北杜市の保有する株、これは560株あるわけなんですけれども、そのうちの460株を市内の高根町に本店を構えまず民間の企業に譲渡することについて、会社法によりまして承認を求めたものでございます。

6月18日の臨時株主総会までには、いろいろと経緯がございました。ご存じのとおり株式会社おいしい学校の再建というのは、喫緊の課題であったということでございます。6月18日までに取締役会、また株主総会におきまして、経営の立て直しについていろいろご議論いただいたところでございます。

最終的に経営権、当株式の譲渡、また役員の変更について意見集約が図られまして、6月18日の臨時株主総会に至ったという経緯でございます。

6月18日の臨時株主総会の前に、取締役会、また株主総会におきまして、経営方針、意見集約をされまして、おいしい学校のほうではこの株式会社おいしい学校の債権、これを引き継ぎ、経営に参画できる企業を公募しまして、1社が名乗りをあげて候補者となってございます。その後、この臨時株主総会におきまして、市の株式の一部を譲渡すること、また候補となっていた会社が経営に参加すること、また役員の変更について承認をされたということでございます。

新たに経営に参画する会社への株式の譲渡については、市の持ち株の一部となりますが、旧須玉町が地域の事業者の皆さまに投資の協力をお願いした経緯、またなんとか地域の皆さまもおいしい学校のために協力しようという熱い思い、そして他の株主の皆さまも、市も今後経営に関わるべきとの強い思いを尊重し、市の持っている株式の一部を譲渡するという事になったということでございます。

今後、市は株主として残りまして経営に携わっていくことを新たにしたところでありまして、市は株式会社おいしい学校を第三セクター方式の法人として存続させまして、経営の立て直し

に努力してまいりたいと考えております。

次に、取締役、監査役の選任につきましては、現在、監査役を含め4人の役員体制でありましたが、代表取締役、取締役の2名と監査役の1名が辞任したことに伴いまして、新たに経営に参画する会社のほうから3名が代表取締役となりました。また、監査役には会計事務所の税理士1名が承認をされたところでございます。

以上が、6月18日の株主総会で決定された主立った内容ということでございます。

次に3世代校舎、ふれあいの里を一体となった管理運営というご質問もいただいたところでございますけども、この3代校舎ふれあいの里には旧明治学校の校舎、今、須玉歴史資料館になっております。そして旧大正校舎、これは体験農園施設、大正館として復元されております。それぞれの特徴ある事業が展開されて、地域振興の拠点となっております。また、地域の方々のそれぞれの施設に寄せる思いは、強いものがあるというふうに受け取っています。

そのようなことから現在も各施設間での連携を図りながら、事業を行っているところでありますけども、今後さらに行政、地域の方々や企業と協力しあい、それぞれの施設の特性を生かし、3施設が一体となって市民の皆さまや北杜市に来られた方々に満足してもらえるような事業運営に当たる必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

再々質問、1点だけお願いいたします。

白州の道の駅のことですけども、今、募集中、28日ですか、募集中だと思いますけども、現在までの状況はどのようになっているのか。もし、例えば指定管理者が決まらない場合には8月1日からどのような方向で考えているのか、その2点についてよろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

端的に答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

ともにあゆむ会、原堅志議員の再々質問にお答えいたします。

白州の道の駅、指定管理者の募集状況についてということでございます。

6月28日までに公募しておりまして、今現在、3社が応募ということで連絡をいただいているところでございます。今後、選定委員会を開いて候補者の選定を行いまして、選定され次第、また議会のほうに議案の上程をさせていただきたいと考えているところでございます。

また、候補者が選定されなかったらということでございますけども、現在のところ、3社、応募していただいておりますので、選定委員会のほうで候補者として判断していただくこととなりますので、またその状況を見ながら、対応のほうはまいりたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

4項目めの白州町関係の取り組みについて、4点ほどお願いいたします。

（「議長、休憩を求めます。」の声）

○議長（中嶋新君）

ただいま原堅志君の発言中ですが、福井俊克議員は一身上の都合により早退する旨の届け出をいただいておりますので、ここで暫時休憩して福井俊克君の退室を認めます。

届け出をいただいているので、どうぞ退室をしてください。

休憩 午後 5時45分

---

再開 午後 5時46分

○議長（中嶋新君）

失礼いたしました。再開いたします。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

では4項目めの白州町関係の事業の取り組みについて、4点ほどお願いいたします。

まず1番目の駒城橋については、本年度路線測量および詳細設計を行う予定とのことですが、今後の事業完了までのスケジュールについて、お願いいたします。

次に、白州総合会館の緞帳につきまして、今後も丁寧に保管していくとの答弁ですが、舞台装置として復旧することが大事だと思いますけども、ご見解をよろしくお願いいたします。

3点目として、白州中学校の体育館屋根の雨漏りですけども、これは地域の避難所も兼ねておりますので、私も先日の大雨のときに見ましたら、床が一部変わりかけているというようなこともありまして、担当課のほうにもちょっとお願いしたんですけども、これはこれから、例えば台風シーズンになって、今現在、雨量100ミリと、1時間100ミリというようなことも実際に起きています。

そんな中で、特に白州町、武川町の場合については、台風については敏感になっております。そういうときに避難所に、体育館に行ったときに体育館が雨漏りして避難できなかったというようなこともあってはいけないと思いますので、どうかそんな形の中で再度、これについてのご答弁、よろしくお願いいたします。

もう1つ、4点目として先ほどご答弁いただきましたんですけども、白州放課後の児童クラブの前に国道20号線に面しておりまして、非常に危ないということの中で、実はこのところ人身事故が多かったので、私、ちょっと調べましたら、白州町内の20号線における人身事故ですね、これは平成27年度には17件、うち死亡事故が1件。平成28年度が15件。平成29年度が16件、うち死亡1件。平成30年度20件。4年で合計68件、うち死亡者が2件と。今年に入って4月からもう4件、事故が起きています。これに人身事故でなくて、普通の事故を絡めれば相当数の事故がここで発生していると。たまたま、児童クラブの前でなくて若干ずれていましたので、問題にはなっていないんですけども、そんな中で、地域の、北杜署等で地域の安全対策を考えて、いろいろ検討はしていますけども、このような交通事故を見るにつけて、早急な検討をぜひお願いできればと思いますけども、この見解についてよろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の再質問にお答えをいたします。

駒城橋の事業完了までのスケジュールというような内容かと思えます。

今年度につきましては、地権者の要望や課題を検討しながら詳細設計を行い、用地測量を進めていきたいと考えております。それから来年度からは、その成果によりまして用地買収を進めてまいります。

架け替えのスケジュールとしましては、新しい橋を先に設置工事をしまして、供用開始をしたのちに古い橋の撤去を行うというような工事の進めであります。

令和3年度から新しい橋の工事に着手する予定ですが、渇水期での施工となるため、完成までには6年ほどを見込んでいます。ですので令和3年から令和8年までということ、現在は見込んでおる状況であります。その後、古い橋の撤去を行いまして事業完了となります。すべての作業を完了するまでには、おおむね8年後というふうに県からは伺っております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

4点ありましたね。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の再質問について答弁をさせていただきます。

私のほうから、まずは白州総合会館の緞帳の件でございます。舞台装置として使用することが大事ではないかというご質問だったかと思えます。

これにつきましては、先ほど答弁もさせていただきましたけれども、白州総合会館の舞台装置の舞台転換、これにつきましては、緞帳を使わなくても前引き幕、あるいは中引き幕の使用によりまして、支障なく舞台転換が可能であるということ。また、年間のステージ等の使用回数、こういうものから早急な対応については、ちょっと難しいというような答弁をさせていただきました。

今後につきましては、緞帳を使うステージの使用頻度等の対応を見ながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして、白州中学校の体育館の雨漏り、白州中学校の体育館が避難所になっているから早急な対応を求めるとご質問だと思えます。

白州中学校の体育館、当然、体育の授業、あるいは部活動に使っておりまして、災害時の避難所ということになっております。

まずは雨漏りの原因、これを専門家の方にしっかり調査をしていただいて、その後、適切な対応を取ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

原堅志議員の再質問にお答えをいたします。

国道20号線は非常に事故が多発しているということ、それで白州の児童クラブについて早期移転についての考えはないかというご質問であったかと思えます。

国道20号線は、たしかに事故が多発している箇所だということも私も思っているところなんですけれども、車道と歩道の間にはたしかガードレールがあったかと記憶しているんですけども、そのガードレールがあるとはいえ、事故に巻き込まれる可能性というのは否定できませんので、学校の空き教室とか、あと公共施設への移転について学校とか保護者の方、また地域の方のご意見も伺いながら検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

1点だけ、再々質問させていただきます。

先ほどの白州保育園・西部こども園について、大規模改修について市長のほうから、これは施策の中に載っているんだというようなご答弁だったと思えますけれども、そのときに計画を立てたときに、私の記憶ですと付帯決議が3点ほどあったと思えますけれども、この付帯決議について、ご答弁のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

原堅志議員の再々質問にお答えいたします。

白州保育園・西部こども園の計画についての、付帯決議の内容についてであります。

白州保育園・西部こども園は昭和53年に建設されまして、41年が経過していると思えます。その間に平成12年には一部改修を行ったということでもありますけれども、この施設は早急に改修を行う施設であるというふうな位置付けになっております。併せて現在、園舎のテラスが屋外にあるということ、それからプールの改修が必要ということ。それから駐車場も狭いということ、この3点についても改修する際に整備内容ということを検討することになっておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

ほかに質問は。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

それでは最後に、中学校統合についての再質問をさせていただきます。

3点ほど、まず1点目は各地域委員会の意見集約で、小規模学校のメリットや通学の不安を危惧する意見があったということですが、少人数教育のメリットを研究することも必要と考えますが、また欧米では少人数学級を促進しているなど、地域を生かし、地域を守り、地域を元気にするには、小中一貫教育も視野に入れながら今後の教育環境を考えることも大事ではない

かというように思いますけども、見解を求めます。

2点目として、本年度の生徒数は997名とのことですが、平成22年度の北杜市小中学校適正規模審議会、平成29年度のその当時の見込み数はどのようになっていたのか。この比較について、どのようになっているのかお伺いいたします。

3点目として、小規模校が抱える課題につきましてですが、ご答弁のように、これは横のつながりと私は考えますけども、学年ごと、クラブ活動があるとか、そういう横のつながりを考えると適正配置を検討していかなくてはならないと思いますけども、小学校の連携を改善すること、一定の集団規模を確保して、縦ですね、小学校から中学校というように縦の統合と私なりに考えまして、縦の統合を行うことにより教育効果を高め、社会性を涵養する機会を確保するというのも1つの方法ではないかと考えますけど、見解をお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の再質問にお答えします。

北杜市立中学校統合について、3点いただいております。

まず、地域委員会での意見集約の中で出た意見で、少人数教育、あるいは小規模校のメリット、そこには欧米での少人数教育ということも出ています。そんなところで調査・研究が必要ではないか。併せて、今後の教育環境を考えるならば、小中一貫、こういうものも視野に入れた議論も必要ではないかと、その見解についてという質問だと思います。

これにつきましては、少人数教育、あるいは小規模校のメリット、あるいはそれに対するデメリットが多々あると思います。また、今後の教育環境を考える上で小中一貫教育、これにつきましても平成28年の法改正によりまして、小中一貫校、これは制度化されております。全国的にこれへ取り組むような、展開している事例等、こういうものを私ども審議会で審議する中で、状況を調査する必要があると思います。その中で、メリット、デメリットも含めた議論が必要ではないかと思っております。

いずれにしても、このような議論を含めまして、「北杜市立小中学校適正規模等審議会」で審議されるというふうに思っております。

続きまして2つ目の質問でございます。今年度の生徒数、先ほど答弁の中で997人と答弁をさせていただきました。平成22年度の適正配置実施計画、この中の資料で平成29年度の生徒数の推計がいくらかという、ご質問でございます。

平成29年度の生徒数の推移ですね。平成22年度適正配置実施計画の資料における推計値は1,028人でございます。今年度の生徒数997人ということで、比較をすれば約3%くらいでしょうか、下回っているというような状況でございます。

続きまして、小規模校の抱える課題、解決策の手法の1つとして、横の連携ではなくて、小学校の縦の連携、統合と言っていっても分かりませんが、そういうものも手法の1つではないか、その中で社会性の涵養とか、そういうものも出るのではないかとというようなご質問だと思います。

これについては、議員ご提案の教育を高めるというものを、社会性の涵養を高める1つの方法ではあるというふうには思っておりますけれども、これについては小中一貫校との議論と通

じるものがあるかと思えます。

今後については、様々、多角的な執行の中で事例等の調査・研究、情報収集、そういうものも含めまして、議論をしていくべきだと考えております。

いずれにしましても、審議会を立ち上げながら審議会の委員の先生の審議を受けたいと、審議によるものだと思っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

原堅志君の再々質問を許します。

○12番議員（原堅志君）

これで最後になりますけれども、審議会を立ち上げるということは、非常に私は良いことではないかというように思っております。

平成22年の審議会のときに、中学校のそのときに、先ほど数字的なものもちょっとお伺いしたんですけれども、そのときに中学校はどの程度がいいのかということ、ここにもありますけれども、そのときに出されたのが3校案なんですよ。平成22年度に3校案と。人数的に先ほど1千人を、今現在997人ということの中で、3校案ということが出ています。その中でもう1点、これはいろいろ議論のあるところですけども、このときに甲陵中学校については、併設型中高一貫教育のため審議対象から除外するというので、平成22年度にはなされていますけれども、一部の声は甲陵中学校も基本的には考えてもいいんじゃないかということもありまして、そんな中、審議会をやっていただければありがたいなということの中で、8月に審議会を設置予定ということですけども、その審議会をどの程度、考えているのか。例えば1年考えているのか、2年考えているのか。そのへんについて、ぜひ審議会の期間をお答えいただければありがたいと思いますけれども。

○議長（中嶋新君）

審議会の審議期間のことを言っているんですね。

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の再々質問にお答えいたします。

質問としては、8月に審議会を設置する予定であるけれども、その審議会の審議期間がどのくらいかということでございます。

これについては、審議会の審議の中でスケジュールとか、そういうものも審議をしていただく、これで決定をするわけですけども、多くの市民の方々の合意形成が得られるような情報提供をし、またワークショップなどを行って意見集約、その意見集約をしたものをもって計画案を作る、パブリックコメントの期間も必要だという予定でありますと、少なくとも2年、3年ぐらいはかかるんじゃないかなと思います。

しかしながらいずれにしましても、審議会の委員の審議の内容、先ほど平成22年度は3校案というようなことも出ましたけれども、今回につきましては、ゼロベースで審議をしていただくということでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

原堅志君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

公共施設の適正配置の在り方についてというところで1点、関連質問をさせていただきます。

本庁舎の位置についてという項目がありますが、今年の3月に行われました第3回の公共施設の在り方を考えるワークショップというのがありまして、このワークショップは市民の意見を出し合う場所だというふうに理解していますけれども、市内を4つのエリアに分かれて、市民たちが意見交換をしていると、そういう場所です。そこで4エリアそれぞれから本庁舎をどこに置くかを決める。はっきり決める。あるいは市の中心に置く。これがすべてのグループから出ているんですね。エリアから出ているんです。先ほどの答弁で、市長は本庁舎の位置は検討課題にはなっているけれども、今それを判断する時期ではないという趣旨のご答弁をなさっています。しかし、これはいずれは出てくる話で、どこかでその判断をしなくてはいけないわけです。今は、その判断をする時期ではないということでも結構ですが、ではいつならその判断をする時期なのか、お考えを聞かせていただければと思います。

というのは、本庁舎の位置というのは、どこにせよ、それがカチッと決まってはじめていろんなまちづくりの構想が決まってくるというふうに考えます。今、企画部を中心に苦労されている公共交通の再構築も然りで、本庁舎の場所が決まっていけば、そこが一種のターミナルになって幹線にしても支線にしても決めやすくなってくる。こういうふうに考えております。

したがって、できるだけ早いうちに本庁舎の位置をここにしようという話が出てきたほうがいいのではないかなというふうに私は個人的に思いますので、改めて市長のお考えを伺いたいと思います。

ついぞと言ってはいけないんですけども、このワークショップの中で市の中心に置くという意見が、2つのエリアから出てきています。何をもちて市の中心とするのかというのも併せて市長のお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

（「議長、暫時休憩をお願いいたします。」の声）

○議長（中嶋新君）

ここで暫時休憩いたします。

再開は6時20分といたします。

休憩 午後 6時10分

---

再開 午後 6時20分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

ともにあゆむ会、岡野淳議員の関連質問にお答えいたします。

本庁舎の位置について、いつ決定するかというご質問でございますけれども、この件につきま

しては、やはり公共施設の再配置を推進する中で、本庁舎の位置をどこにするかというのは判断していくこととなると考えております。

また、市の中心はどこかということでございますけれども、現時点においては、北杜市、どこが中心だということは、市のほうとしては申し上げることは適切でないと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はありますか。

齊藤功文君の関連質問を許します。

○9番議員（齊藤功文君）

2つ目の北杜市における住宅問題について、関連質問を行います。

先ほどの質問の中でも、移住促進や少子化対策のためには、住宅政策というのはとても重要だということでございます。その中で「北杜市営住宅総合管理計画・長寿命化計画」において、大泉町地内の西田団地、そして井出原団地ですか、現場へ行ってみれば分かりますけれども、すでに退去したりして更地になっている箇所もあつたりして、井出原団地についてはほとんど人が、2人か3人くらいしか入っていないくて、なかなか退去にも、住宅家賃との問題で聞いてみますと、なかなか出られないような状況があると。年金生活というようなこともありまして、そんなことの中で退去する場合の施策と言うんですかね、そういうものはどういうふうにご検討おられるか。また将来にわたっては、この西田団地と井出原団地は、どこの団地へ統合する計画なのか、併せて伺います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

ともにあゆむ会の、齊藤功文議員の関連質問にお答えをいたします。

今の西田団地、それから井出原団地ですね、それに関連する退去というような質問だと思っておりますが、別の建て替えの予定があるというところから住宅の引っ越しに対する費用等の助成も今、検討がされております。すでにあるものもありますが、現在、検討されております。

それから井出原団地等の取り壊し後の組み合わせということですが、この計画の中でも実際、どことの組み合わせが適切かというところもあるんですが、今後、その進捗状況において、随時計画を見直しをしていくというところで、現在につきましては、はっきりここでは申し上げられない、すみません、資料もちょっとないものですから、はっきり申し上げられない状況ですが、いずれにしても古い戸建て、あるいは長屋形式のものにつきましては随時取り壊しをし、新たに先ほど申し上げました、移住定住に対する新たな住宅用地というようなところでも提供の関係を今後、十分検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

齊藤功文君の、関連質問の再々質問ですね。

○9番議員（齊藤功文君）

今の関連で質問しますけれども、こうした住宅政策というのは、学校だとか公共施設、例えば大泉なんかの場合は小学校に近い、中学校に近い、保育園もそばにある、総合支所もそばにある、図書館もある、児童館もある、保育園もある、こんなようなところが一番近い住宅団地とすれば山崎団地が一番近いと思います。そうしたところへ集約して、そして子育てもしやすいような、そうした高齢者も若者もそうした近くへ整備するということが一番、これからのプランをつくる上で、一番最適地ではないかと思うんですけども、このへんについてのお考えをお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

ともにあゆむ会の、齊藤功文君の再々質問にお答えをいたします。

今、ご指摘の公共施設や、また商業施設に近い場所というところで、今の大泉町の山崎団地は、その部分では適地と言いますか、今後もその部分についても十分検討の余地がある団地かというふうに思います。それらも含めて、順次退去を促しながら、そういった集約化に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はありますか。

野中真理子君の関連質問を許します。

○16番議員（野中真理子君）

3項目めの指定管理者制度について、関連質問をさせていただきます。

指定管理者制度導入施設の状況をチェックする体制について、部長のご答弁では今の現在の体制を継続するということでした。しかし、私たちから考えてみても、職員の方たちの人事異動は基本的に2年とか3年のスパンであると思います。それに対して、指定管理期間というのが短くても3年、5年ということの中で、長期間の、通して見るということも大事ではないかということと、また指定管理料と納入金をどのようにするかということが、一番の大きなポイントになるのかなとは思いますが、そこについても経営状況を確実に把握して、しかも交渉もしていかなければいけないという難しい判断と、それから交渉力なども必要になってくるのではないかと考えます。

そうした中で、やはり専門的という意味で、長く、それからいろいろな経営が通して見られるというような体制づくりが必要ではないかということなんですけれども、そこも勘案して、いま一度ご答弁を願えればと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

ともにあゆむ会、野中真理子議員の関連質問にお答えいたします。

指定管理者制度、指定管理者とのチェック体制の専門性をやはり図るべきではないかというご質問かと思いますが、指定管理者制度につきましては、公の施設の適正な管理を確保しながら民間等の能力を活用して住民サービスの向上、また行政コストの削減等を図るという目的で行っております。

指定管理者には、公の施設の設置目的を達成するために管理・運営を行っていただいておりますので、行政においても指定管理者のほうから提出されました資料は正しくチェックする、このことが重要であるというふうに考えております。

よって、指定管理者と行政とは日頃からの連携を取りまして、指定管理者には指導・監督を行っていくことが必要だと考えておりますし、また指定管理者とは適度な緊張関係を保ちながら、それぞれ管理・運営に当たっていただくということでございまして、やはり行政自ら施設の設置目的を達成させるために、指定管理者に対しましては、的確に指導をしていくということが必要でありますので、現体制で進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに関連はありますか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、ともにあゆむ会の会派代表質問を終結いたします。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、21番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

通告に従いまして、5項目にわたり公明党の代表質問をさせていただきます。

中国のことわざに「水を飲むときに井戸を掘った人の顔を思い浮かべよ」という意味合いのことわざがございます。北杜市も15年が経とうとしております。また、旧北巨摩から脈々と命をつないできた私たちは、今ここにこうやっているわけでございますが、これからもあの時、あの人がいたからよかったというように言われるような、われわれはかじ取りをしていかなければならないというふうに思っております。

そういった思いを込めながら、質問をさせていただきます。

はじめに、国土の強靱化計画についてお伺いをするところでございます。

2013年成立の「国土強靱化基本法」で努力規定になっている「国土強靱化計画」は、都道府県では策定しているが、市区町村では、本年5月1日現在で111市町村、全体の6%に留まっているところでございます。人命の保護をはじめ行政機能や産業活動の維持などを柱に想定される自然災害によるリスクに対し、それぞれの地域のどこが弱いかを洗い出す。その上で自主防災組織の組織率や利用者が多い建物の耐震化など、具体的な取り組みを数値で表すもので市町村での作成は、人手とノウハウが必須となり、策定は難しいところでございます。

国土の強靱化計画は、この事業と相まって現在3カ年計画ということもございまして、山梨県が計画をつくっていたということでございます。そして本市におきましても、法面工事が2本、予算化されている現実があるということでございます。

それでは、そこで以下、質問いたしますが、1番目としまして、北杜市の策定状況についてお伺いをいたします。

また、2番目といたしまして、策定による効果についてお伺いをいたします。

3番目、策定による国県予算の獲得についてお伺いをいたします。

4番目といたしまして、緊急防災債をはじめとする起債発行について、どのような影響があるかお伺いをするところでございます。

5番目といたしまして、国土強靱化計画の計画内容について、お伺いをするところでございます。

2項目めに移らせていただきます。

食品ロス削減推進法に伴う今後の取り組みについて、お伺いをするところでございます。

食品ロス削減推進法が、5月24日参議院本会議において、全会一致により可決いたしました。衆議院も通過しているところでございます。同法は、政府や自治体、企業の責務や消費者の役割を定め「国民運動」としての問題解決に取り組むよう、定めているところでございます。未利用食品を福祉施設や災害被災時などに提供するフードバンク活動への支援なども、法律に盛り込まれているところでございます。そして、その効果も期待されるところでございます。

世界では約13億トンの生産された全食料の3分の1の食料が失われたり、廃棄されたりしているところでございます。労働力や水、エネルギー、土地などの食料生産に使われた資源を無駄にするだけでなく、廃棄の過程で不必要な温室効果ガスを排出させ、気候変動や地球温暖化の大きな原因となるというふうに現在、言われているところでございます。

食品ロス削減につきましては、市長も力を入れているところでございますが、ぜひとも次の5項目について、お答えをお願いいたします。

1番目といたしまして、削減推進計画の策定について。

2番目といたしまして、今後のフードバンクへの支援について。

3番目、市内企業との連携について。

4番目、学校給食をはじめ市内公共施設の取り組みについて。

5番目、市民運動から国民運動へと展開するための取り組みについて、お伺いをするところでございます。

3項目めといたしまして、児童福祉法等改正案「児童虐待防止対策」についてお伺いをするところでございます。

児童虐待防止対策を強化するための児童福祉法改正案が、5月24日衆議院厚生労働委員会で与野党の共同修正の上、全会一致で可決されました。改正案は、親などによる子どもへの体罰を禁止、親が子どもを戒めることを認める民法の「懲戒権」のあり方についても、施行後2年をめどに検討を行うこととしたところでございます。また、虐待を行った親に対する再発防止策に関して「医学的または心理学的知見に基づく指導を行うよう努める」と条文が盛り込まれたところでございます。

児童虐待については、この児童虐待がその子の発育にも影響する。そしてその発育に影響したことによって、社会適応ができなくなったりいたしまして、それがまた、新たないじめにつながってしまう。そのような負のスパイラルも生むということもございますし、また親がDVを受けていると。その影響があるがゆえに、また虐待も受けると、こういうスパイラルがあるということの中で、この改正法が作成されたということでございます。

そこで質問をするところでございます。

1 番目といたしまして、今後施行にあたり北杜市の対応方針についてお伺いをいたします。

2 番目といたしまして、子育て家庭への孤立防止策についてお伺いをいたします。

3 番目、SNSによる相談窓口の開設についてお伺いをいたします。

4 項目めに移らせていただきます。スポーツ少年団の充実と支援、今後についてでございます。

人材育成は、北杜市の将来にとって欠かせないものであると確信しています。市長の掲げる政策実現のためにも、人づくりであり、まちづくりに発展することは、歴史の証明するところでございます。

少子化は、中学校の部活の廃部や、複数校での大会出場、また学校区さらに市外への転校と、部活動に支障をきたしているところでもあります。中学校の統廃合は急務であると鑑みますが、諸事情により早急の統廃合は難しい状況にあります。

スポーツでの人材育成は、その後の人生に大きく影響するものであり、北杜市のさらなる発展に欠かせません。小学校単位のスポーツ少年団も、本年から中学生を対象とした少年団も発足しました。今後の活動に期待するものでございます。

スポーツ少年団は、そもそも中学生対象のスポーツ少年団もございましたが、9人というような、大きな人数が何人かかかるスポーツ少年団も本年から活動を始めているところでございます。

そこで以下、質問いたします。

1 番目といたしまして、スポーツ少年団の充実と支援について。

2 番目、中学生を対象としたスポーツ少年団の支援について。

3 番目、学校区を超えたスポーツ少年団の結成支援について。

4 番目といたしまして、指導者への支援について。

5 番目といたしまして、スポーツ専属担当の配属について。

最後、5 項目めについてお伺いをいたします。地域医療の充実と市民病院について。

北杜市において、今後の高齢化はますます進行し、それに伴い、医療・介護の充実と在宅医療、在宅介護、地域包括システムの構築は急務であり、塩川病院、甲陽病院ともその充実が必要と鑑みるところであります。来年度は病院改革プランの見直しの時期となっております。新聞報道では、公立病院の赤字経営が全国的に指摘され、北杜市においても例外ではありません。公立病院は地域医療の最前線であり、住民福祉に欠かせないものであります。

そこで質問いたします。

1 番目といたしまして、塩川病院、甲陽病院とも赤字経営による廃院はすべきでないとの鑑みが見解を伺います。

2 番目といたしまして、今後存続のため、一般会計からの繰入金に致し方ないと考えますが、見解をお伺いいたします。

3 番目といたしまして、地域医療の充実は、高齢化社会において必須であるが、見解を伺います。

4 番目といたしまして、今後の病院経営の改善のための医師確保の具体策についてお伺いをいたします。

5 番目といたしまして、2つの病院診療所との連携による患者確保についてお伺いをいたし

ます。

6番目といたしまして、サービス向上のための投資についてお伺いをいたします。

7番目、最先端医療、幹細胞、iPS細胞による再生医療導入についてお伺いをいたします。

以上5項目について、ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

スポーツ少年団の充実と支援、今後について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、スポーツ少年団の充実と支援についてであります。

スポーツ少年団は、次代を担う健全な体と心を持った青少年の育成をその理念とし、地域とのつながりなどによる、人づくり、地域づくりに貢献しており、本市の原っぱ教育推進の一翼を担う社会教育団体であります。

現在、本市のスポーツ少年団は13種目、40団体、787名が団員として活動しております。次代を担う人材の育成は、本市の将来に欠くことができないことから、各団に積極的な勧誘活動をお願いしており、市の広報紙やホームページ等を通じて団員募集を行い加入促進に向けた支援に取り組んでいるところであります。

今月4日にスポーツ少年団指導者の皆さまと行われた「飛び出せ！市長と未来を語る集い」での対話においても、最もご苦勞されているのが「団員の確保」と「中学校では生徒数が減少しており、部活の種目が少なくなっているため取り組んできたスポーツが繋がらない」でありました。その他、支援策としては、北杜市体育協会を通じて活動補助金を交付しているほか、スポーツ少年団本来の活動に関わるものについては、市内公共施設の使用料を全額免除しております。

また、県代表として県外の大会に出場する際には、別途単位団等に対する補助金の交付などの支援も行っているところであります。団員数の減少など、スポーツ少年団活動を取り巻く環境が厳しくなることから、関係者等の協議を進め、今後とも充実した活動が行えるよう人的にも、財政的にも支援に努めてまいります。

次に、指導者への支援についてであります。

現在、本市のスポーツ少年団の登録指導者数は227名で、そのうち、スポーツ少年団認定員の有資格指導者は140名であります。指導者の皆さまが日頃から仕事のかたわら、ボランティアでスポーツを通じて地域の子どもたちを育てていただいていることに敬意を表し、感謝しているところでもあります。

指導者には、子どもの安全や発育発達段階、競技特性に合った指導法や競技に関わる知識や技能の修得は必須であり、指導者の資質および指導力の向上を図るため、平成24年度からスポーツ少年団指導者支援策として、指導者登録料の負担および認定指導者資格取得支援を行っております。

このような支援策により、支援前に比べ指導者登録者数は30名、認定指導者については、40名近く増えているところであります。今後も、指導者の資質向上と育成、発掘などに努めるとともに、更に連携を深めて生の声を聞く機会を設けてまいります。

次に、地域医療の充実と市民病院について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、医師確保の具体策についてであります。

医師の確保を含む診療体制を確保することは、重要な課題であります。甲陽病院では、院長を中心に山梨大学医学部の各科医局へ定期的に訪問を行い、常勤医師派遣の要請を行っております。また、病院単独で医師確保を行うことは難しいことから、私も院長と共に、派遣元の大学を訪問する中で、昨年度から甲陽病院内科の常勤医師2名の派遣が実現したものであります。先月28日には、産学官の連携により、山梨大学、県および北杜市をはじめとする自治体で進めている、「山梨大学未来地域創造会議」においても、引き続き甲陽病院への常勤医師を強く要請したところであります。

今後も、地域の医療体制を守るため、あらゆる機会を通じて、大学に対し医師の派遣について、要請してまいりたいと考えております。

次に、再生医療導入についてであります。

政府は、日本経済再生に向けた成長戦略の柱に「健康長寿社会」を位置付け、幹細胞やiPS細胞などを用いた再生医療の実用化を進めております。また、今月、長崎知事が公表した山梨県総合計画の暫定版においても、産学官金が連携した医療機器産業の集積と医療・介護資源を活用した県外需要の取り込みを、成長戦略に係る具体的な施策・事業として示しております。さらに、各種の疾病に対する高度な診療機能の強化について、移植医療の推進に取り組むこととしております。

現在、市内に最先端技術を持っている医療関連の企業があることも伺っておりますので、こうした状況を踏まえ、市としても、市内における医療サービスの提供や、医療機器産業の立地に係る新たな可能性を念頭に、再生医療に関する国や県の動向を注視しつつ、県と連携を図りながら時期に合った対応をしてまいりたいと考えております。

その他については、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

スポーツ少年団の充実と支援、今後について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、中学生を対象としたスポーツ少年団の支援についてであります。

本市のスポーツ少年団には中学生が、10種目、21団に164名が登録し活動しております。中学校における部活動の競技種目減少は、スポーツ少年団活動の身近な目標を失わせ、活動の活力を削ぎ、スポーツ少年団で取り組んだ競技の高校での継続を困難なものとしており、スポーツを継続するために、学区外通学や市外への転校を選択せざるを得ないなど、スポーツ振興上の大きな課題となっております。

このため、中学生のスポーツ活動の受け皿として、スポーツ少年団の果たす役割は大きく、今後も、その活動を支援してまいります。

次に、学区を越えたスポーツ少年団の結成支援についてであります。

現在、児童・生徒数の減少等により、単独チームでの試合出場が困難となり、学区を越えた統合による単位団として活動している事例があります。将来の本市のスポーツ振興およびス

スポーツ少年団の活動を見越したとき、小中学校区の垣根を越えた団の結成は、今後検討すべき方向性であることから、関係団体および地域の関係者などのご意見を伺ってまいります。

次に、スポーツ専属担当の配置についてであります。

「健幸北杜」を宣言し、心身ともにたくましい北杜っ子を目指す「原っぱ教育」を推進している本市にとって、少子化によるスポーツ少年団の団員数の減少や中学校の部活動の減少は、大きな課題であると認識しております。中学校については、生徒数の減少も課題ではありますが、指導者となる教職員の不足も課題となっており、顧問のいない部では外部指導者をお願いしているところでもあります。

現在、スポーツ少年団には30人の市職員が指導者登録され活動しております。これらの様々な課題に対して、指導者や小中学校をコーディネートし、連携して取り組んでいくため、経験や知識を有する職員や指導者として経験を積んだ職員を専門職員として配置することを検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

国土強靱化計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市の策定状況についてであります。

「国土強靱化基本計画」は、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取り組みとして計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するための国の計画であります。

一方、「国土強靱化地域計画」は、都道府県や市町村が、国の基本計画との調和を保つ中で策定するもので、国土強靱化の観点から、様々な分野の計画等の指針となるもので、いつか起こりうる災害に備えて、策定するものであると認識しております。しかし、地域計画の策定が法律上、義務規定となっていないこと、新しい施策であるため、計画策定を進める体制づくりが必要なこと、本市においては、当面は地域防災計画の見直しを優先していることなどから、現時点では策定しておりません。

次に、策定による効果であります。

地域計画を策定し、計画に基づく取り組みを通して、地域が強靱化されることにより、大規模自然災害の発生時、被害を小さくすることが考えられます。また、国においても、計画に基づき実施する取り組みは、国土強靱化を推進するために必要な施策との認識から、交付金や補助金において優先配分の配慮がなされるものと伺っております。

さらに、計画策定により「防災等に総合的に取り組むまち」として、市民による安全・安心な地域づくりや、市外に向かっては移住定住の促進にもつながるとともに、被災による投資リスクが低くなることから、民間企業の本社・工場の移転などにも期待されるものであると認識しております。

次に、計画内容についてであります。

地域計画においては、地域の強靱化を総合的かつ計画的に推進することで、住民の生命と財

産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通して、地域の経済成長に資することが重要であります。そのためには、まず施策分野ごとの脆弱性の分析・評価、課題の検討を行い、その中で対応施策の重点化・優先順位付けをして取り組んでいく必要があると考えております。

しかし、地域計画は、地域防災計画で定める防災施設の整備や防災教育、自助・共助による減災力の推進のみならず、産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通など広範囲な分野を総合的に対策へ盛り込むこととなりますので、今後は国や県のご指導をいただく中で、本市において必要性、有効性、また実効性など、様々な面から調査・研究を行い、策定に向け、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

国土強靱化計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、策定による国県予算の獲得についてであります。

大規模自然災害等に備えるため、防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくりや産業政策も含めた総合的な取り組みにより、強靱な地域づくりを推進する国土強靱化の着実な実施のためには、国県予算の積極的な獲得は大変重要であると考えております。

国では、地方における国土強靱化のための取り組みを加速させるべく、市町村等が策定する「国土強靱化地域計画」に基づき、実施される取り組みに交付金、補助金等を活用する場合には、それら交付の判断に当たって、一定程度配慮する、いわゆる優先配分を行うこととしており、本年度の国の予算においては、9府省所管の34交付金、補助金はその対象となっているところであります。本市においては、これまでも市民の生命と財産を守り、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりのため、国県の補助金等を活用して事業展開を図っているところでありますが、この「国土強靱化地域計画」を策定することで、さらにスピードアップした取り組みが期待できることから、計画の策定を受け、交付金、補助金の活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、起債発行についてであります。

緊急防災・減災事業債は、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業を対象とした地方債であり、元利償還金の一部が地方交付税措置される、財政的に有利なものでありますが、来年度までの時限的な措置となっております。

その具体的な用途は、大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設整備、情報網の構築や、消防の広域化事業などであり、本市では、昨年度、防災行政無線子局の整備や、消防用小型動力ポンプの整備に活用したところであります。本年度については、消防ポンプ車両等の整備に充当することとしております。

また、国の防災・減災・国土強靱化のための3箇年緊急対策として実施される事業については、本年度創設された防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債が活用でき、本市では市道法面

の修繕・補強事業への充当を予定しているところであります。

なお、これまで国の補正予算により国土強靱化対策として実施された、ため池改修や市道法面の補強事業については、合併特例事業債や公共事業等債といった、交付税措置のある有利な起債を活用してきたところであり、今後も、こうした有利な起債を積極的に活用しながら、円滑な事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

地域医療の充実と市民病院について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市立病院の今後の経営についてであります。

塩川病院の経常収支比率については、これまで100%を超え、安定した経営を行ってまいりましたが、平成29年度は、経常収支比率が93.4%となりました。その原因として、塩川病院は、建設から13年余りが経過し、設備・医療機器の更新時期を迎え、平成29年度に電子カルテやMRIなど高額医療機器を更新したため、減価償却費が増加したことと合わせて、看護師など医療スタッフの人件費が増大したことが主な要因であります。また、甲陽病院については、平成29年度の経常収支比率は94.9%となりました。内科の常勤医師の確保が難しく、循環器・呼吸器疾患の患者の受入れなど、地域医療の需要に十分にこたえられないことが主な要因となっております。

現在、両市立病院において「第3次北杜市立病院改革プラン」を、また、甲陽病院においては、「北杜市立甲陽病院経営改善計画」を策定し、経営改善に向け取り組んでいるところであります。市民の健康維持のため、医療体制を確保する上で両市立病院は必要不可欠であり、今後も必要な医師を確保し、健全経営に努めてまいります。

次に、一般会計からの繰入金についてであります。

不採算部門を運営する公立病院の経営状況は、両市立病院を含め多くの公立病院においても、非常に厳しいものとなっております。甲陽病院においては、一般病院の類似平均と比較した場合、一般病床利用率や100床当たりの医師数などが劣っている他は、平均以上となっている状況にありますが、病院の年度末現金預金額も減少傾向が続くなど、極めて厳しい状況におかれております。しかし、市民にとって必要不可欠な身近な医療を充実させることは重要であることから、一般会計からの繰入も必要であると考えております。

次に、地域医療の充実についてであります。

現在、両市立病院の外来患者や入院患者とも、年齢構成では70歳以上の高齢者が80%以上を占めております。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供できる体制を構築するため、地域連携室を中心に、関係機関との連携に取り組んでいるところであります。

今後、高齢者の増加に伴い、訪問診療等の在宅医療や認知症の早期診断、早期対応のための認知症初期集中支援を実施し、地域包括ケアシステムの中核となるよう、地域の拠点病院として体制の充実を図っていくことが重要であると考えております。

次に、診療所との連携による患者確保についてであります。

辺見診療所および白州診療所と両市立病院との連携については、現在もCT撮影、MRI撮影などの診療所にはない高額な機器による検査をはじめ、入院が必要な患者の受入れを行っているところであります。辺見診療所および白州診療所から両市立病院への患者紹介については、患者本人の希望や症状による診療科があるか、受入れを行う医師がいるか、症状によっては、必要な医療機器があるかなどで判断をしております。

今後も、診療所のバックアップをはじめとした病診連携や病病連携に努め、利用増加につなげてまいりたいと考えております。

次に、サービス向上のための投資についてであります。

平成29年度、塩川病院では、電子カルテシステムやMRIなど、甲陽病院では、超音波白内障手術装置などを購入し、投資を行っております。病態に応じた検査や手術および治療が行えるよう、また、外来患者や入院患者に対する満足度調査などを通じ、よりニーズに沿ったサービスの提供が行えるよう、安定した医療体制を維持していくため、医療機器等の更新も必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

児童福祉法等改正案「児童虐待防止対策」について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、今後の市の対応方針についてであります。

本市では、母子保健と子育て支援が一体となった子育て世代包括支援センターを設置し、出産や育児の不安や悩みを抱え、誰にも相談することができずに孤立してしまうことのないよう、妊娠準備期から子育て期にわたる、切れ目のない支援をワンストップで行っているところであります。センター内に、家庭児童相談室を設置し、相談員2名を配置する中、家庭や保育園などからの相談に応じ、必要な支援を行っております。

また、母子手帳交付時や、新生児訪問、各乳幼児健診時の問診で、親などによる体罰や暴言は、子どもの脳の発達へ悪影響を及ぼすことなどについて説明し、子どもの気持ちに寄り添う子育てを推進しております。特に1歳6カ月児健診時には、啓発パンフレットを配布し、呼びかけや相談を行っているところであります。今改正案の施行後においては、国の要綱、ガイドラインに沿って対応してまいりますが、現段階では、つどいの広場、保育園、学校などとの連携を強化し、「しつけ」と称した体罰がエスカレートしないよう、親自身がSOSを出しやすい相談支援体制の更なる強化を図ってまいります。また、乳幼児健診の未受診者や、未就園児の把握と状況確認、転入者や不就学の状況確認などを行い発生予防に努めるとともに、保育園や学校などと連携し、相談内容のリスクの見極めを迅速に行い、児童相談所などと連携した支援体制を強化してまいります。

次に、子育て家庭への孤立防止策についてであります。

孤立防止策として、親同士の仲間づくりの場としてのママパパ学級の開催、産後うつや新生児への虐待予防を図るための産婦健康診査助成事業、保健師や助産師による乳児全戸訪問事業

や、利用者支援専門員による赤ちゃん訪問を通して、状況把握とともに相談支援を行い、臨床心理士による相談事業、つどいの広場、子育て支援センターなどの利用を勧め、孤立防止に努めております。

特に、北杜市に移住された子育て世代の方々には、つどいの広場や、市内で活動しているママサークル等を紹介し、情報交換や交流の場として活用していただくなど、移住されてきた方にも孤立することのないよう支援を行っております。また、子育ては、地域全体で支えていくことが大切であることから、本年度、各つどいの広場において、愛育会など地域の子育て支援団体のご協力をいただく中、地域の方々を交えたつどいの広場3世代交流事業を展開し、顔見知りの関係を築き、地域の子育て力を高めることで、なお一層の孤立防止を図ってまいります。

次に、SNSによる相談窓口の設置についてであります。

SNSは、若い世代のコミュニケーション手段として定着しており、子育ての悩みを抱える方や、虐待を受けた子どもからの相談などには、使いやすく、気軽に相談することができるツールであります。すでに、東京都や長野県などでは、無料通信アプリの「LINE」を使用した相談窓口を設置しておりますが、文字による相談は、感情を読み取ることが難しいなどの課題や不安も見えてきているとのことでした。

本市としては、国、県の動向や他の自治体の導入状況を参考にしながら研究を進め、県への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えします。

食品ロス削減推進法に伴う今後の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、削減推進計画の策定についてであります。

食品ロス削減については、ごみの減量化、再利用の促進などの施策の検証を行うとともに、今後、国が示す基本方針の内容を踏まえ、他の関連計画との調和を保つ中で、市民、企業が取り組みやすい「食品ロス削減推進計画」を策定してまいりたいと考えております。

なお、「北杜市一般廃棄物処理基本計画」においても、推進計画が策定されるまでの間、食品ロス削減に係る目標数値の追加を行ってまいります。

次に、今後のフードバンクへの支援についてであります。

フードバンクへの支援については、手付かずの食品の廃棄を削減するための重要な対策であると考えており、今後、国から具体的な施策が示された後、検討してまいります。

次に、市内企業との連携についてであります。

食品廃棄物の発生要因における直接廃棄量の削減については、事業者の責務であり、各企業においては、今後主体的にこの課題に取り組んでいくものと考えております。現在、市内企業から排出される製造ロス食品、未利用品については、民間のリサイクル施設において堆肥化、飼料化されている状況であります。また、コンビニエンスストアでの期限切れ食品、ロス野菜についての削減に対して、すでに取り組んでいる企業もあることから、今後、企業の皆さまからもご意見を伺いながら、食品ロス削減の効果的な推進を図るため、協力体制の構築を検討し

てまいります。

次に、市内公共施設の取り組みについてであります。

現在、学校給食、指定管理施設などの市内公共施設では、生ごみ処理機による減量化の取り組みを進めておりますが、食品の過剰除去、食べ残しなどの廃棄過程での削減方法については、各施設において独自に取り組んでいる状況であります。

今後は、食品ロスの発生要因ごとの削減対策が求められることとなりますので、より効果的な削減方法に関する調査・研究、情報収集を行ってまいります。

次に、市民運動から国民運動への展開についてであります。

食品ロスを削減していくためには、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことと、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要とされております。現在、市においては、「安全安心日本の台所」、「おはよう朝ごはん」など宣言を行い、また、保育園の教育ファーム、キッチン事業などの食育教育を行う中で、食に対する意識の向上に取り組んでおります。

今後は、国、県および事業者、関係団体などとの連携を図りながら、宴会における食べ残しを削減するため「30・10運動」等を推進し、市民運動から取り組んでいくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

内田俊彦君の再質問を許します。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

それでは1項目ずつ、再質問を行わせてもらいますのでよろしくお願いいたします。

まず1項目めの国土の強靱化計画についてでございますが、先ほど答弁をいただいたわけでございます。

国土の強靱化計画につきましては、この計画を策定することによってのメリットというのは、先ほど答弁をいただいたところでございます。

北杜市を振り返って鑑みますと、あらゆる国の政策に素早く乗りながら、それに呼応しながら本日まで自治体運営をしてきた。それがゆえに、あらゆる財政的な向上にもつながった。また、多くの事業もできたという現実がございます。しかし、それは非常に職員に負担がかかるものであることも承知はしているところでございます。

強靱化計画を策定いたしますと、これは多くが多岐にわたって、いろんな計画をつくらなければならない。しかし考えてみますと、今、ちょうどプレ計画、また総合計画という段階にあるわけございまして、それらは国の政策と市の政策をリンクするということについては、これは非常に効果が高いものというふうに私は考えております。

先ほどの答弁でもありましたが、これは検討ということでございますが、私としては、これはもうすでに進めていかなければならないというように思っておりますが、答弁をお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

公明党の、内田俊彦議員の再質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるように、この計画につきましては、国・県の予算を取る面でも大変有効なものであるということは認識をしております。しかしながらこれまで、この計画策定に向けた取り組みをまだ進めていないというような状況もありますので、その庁内の体制というものも考えながら、早急に策定に向けての取り組みを進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君の再々質問を許します。

○21番議員（内田俊彦君）

国は防災・減災という安全・安心というものについて、政策の1つの柱にしているわけでございます。そしてそれに乗っかることは、北杜市にとって多くの箇所を見ますと、それについては乗っかるべきだということでございますから、これは防災・減災の観点からやはり、これは考えていかなければならないと思っております。それは多くの産業、例えば農業にも観光にも、その他道路でも河川でも、またそれがソフトでもハードでも、すべてこの事業は関わるわけでございます。ですから先ほどの答弁にもありましたが、これは庁内体制を整える中でやりましょうという答弁ではありますが、なかなかそこには庁内体制を整えるのは難しい現実があるかもしれませんが、本年から政策秘書部という部をつくったわけでございますから、そこについてはきちっとした素早い対応をしていかないと、よそに乗り遅れないように私はしていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

公明党、内田俊彦議員の再々質問にお答えをいたします。

議員、先ほどおっしゃいましたように現在、プレ計画ということで第2次総合戦略の計画づくりを進めているところであります。それに関連します事業につきましては、防災であるとか減災、またため池であるとかという農業施設であったり、市道の法面の改修であるとかという多岐にわたる事業をすべて盛り込んでいこうということもありますので、その事業内容をちょっと整理をさせていただきながら、議員おっしゃるように計画づくり、素早い対応を取れるように検討を進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君の再質問を許します。

○21番議員（内田俊彦君）

それでは2項目めの食品ロス削減推進法に伴う今後の取り組みについて、お伺いをするところでございます。

国連は持続可能な成長目標というのを掲げております。そういった項目の中の1つにも入る、

SDGsという言葉もございますけども、その中でやはり本市といたしましても、この食品ロスには取り組んでいかなければならない現実があると思います。なかなか策定の中では難しいものがあるし、また給食にしても簡単に、みんな食べなさいと、こういう強制もできない現実の中で、難しいということはよく理解をしているところでございます。

しかし、フードバンクの支援については、これについては本市にも備蓄食料があるわけでございますから、これは備蓄食料はいつか賞味期限、消費期限が切れるわけで、そのときの更新があるわけでございます。そういたしますと、その更新時にはフードバンク山梨へ特に計画をつくらなくても、いずれどういった、庁内で使う場合もあるでしょうし、また市内での困窮している方にお配りする場面もあるとは思いますが、しかし庁内にある備蓄食料というのを全部というわけにはいかななくても、やはりフードバンク山梨へ送るということも1つの考え方と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

内田俊彦議員の、公明党の再質問にお答えいたします。

フードバンクへの支援についてということでございます。

環境基本計画においても、生ごみの削減、環境利用の推進についての取り組みが示されておりまして、具体的にフードバンク山梨と協力し、まだ食べられるが廃棄してしまう食品の有効性を行いますという部分がありますから、今後フードバンク山梨との連携を強化していく必要があるとは考えております。

食品の提供に伴って生ずる責任のあり方についても、国の基本方針を参考に今後審査、調査、検証するというところであります。また災害時の備蓄食品の活用についても今後、検討していきます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

それでは児童福祉法等改正案「児童虐待防止対策」について、再質問を行います。

先ほど答弁でもありました非常に昨今、心配されることが多くあります。本市でも起きてもおかしくない状況かなと思っております。

児童虐待が起こりますと、基本的には児童相談所ということになるわけでございます。そして、児童虐待が起こる原因というものが非常に難しく、配偶者のDVというようなことがあったり、またいろんな社会的、今の現象の中で難しい、言うに言えない現実の中で虐待が行われてしまうという現実も、私はあると思っております。

そういった中で、そのことによって、虐待を受けることによって、冒頭でも述べましたが、心身の成長に異常をきたし、またそのことによって、学校ですとかで、きちっとした共同的なことができないとか、適応できないという中で、そのあといじめを受けてしまうというような、負の連鎖にいつてしまつては、私は不幸だと思っております。

今回の改正法のポイントというのは、親などによる体罰を禁止しておりますし、その体罰の

懲戒権のあり方についても施行後2年をめどに検討するとなっております。そしてDV対策と連携を強化しておりますし、ここで大きな点がありますが、一時保護などの介入と保護者の支援も行う。つまり保護者の支援と子どもに対しての対応は別々の方がされると、こういうことになっておりまして、やはり市といたしましてもこういったことには重々承知をしながら、その対応を迫られるようなことがあると思います。虐待にしろ、いじめにしろ、いずれ本当に誰かが困っていて、それをどのように表現していいかがやはりつながってくるというふうに、それで起きるといふふうに考えておりますので、そこについて担当部長はどのようにお考えなのか、お伺いをするところでございます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

虐待にはいろいろな要因があつて、またそれを受けたことで保育園とか学校に行った際にも負の連鎖みたいなことが起きてしまうのではないかと。あと今回の改正のポイントというものも受けて、今後、市はどのような対策をしていくのかというふうなご質問でよろしいでしょうか。

あるものを書いてあつたんですけども、親などの養育者によって虐待を受けていたことがある子どもさんというのは、感情や行動のコントロール、それから行動の抑制力などにも関わる脳の部分というのがあるそうなんです、そういった脳の部分が小さくなってしまふということ。それから集中力や意思決定などに関わる脳の部分というのものもあるそうなんです。そういった脳の部分が小さくなってしまふ、ダメージが出てしまふということ。それからそういった脳にダメージを受けると気分障害や非行を繰り返す素行障害というものにつながってしまうということが心の発達研究センターの研究で分かりましたという文献がございました。

また、そういったことが保育園や学校において仲間となじむことができなかつたり、先ほど議員もおっしゃいましたが心が荒れてしまつたり、いじめとか、ひいては自傷行為などにもつながってしまうことがある、いわゆるそういった負の連鎖というものがあるのではないかと。それからまたそういった子が大人に成長したときに、自分の子どもにも同じことをしてしまうという世代間に受け継がれてしまふという、これもまた負の連鎖なんですけれども、そういったケースが多いというふうに言われております。

そして今回の改正法のポイントなんですけれども、来年の4月から施行されることになりましたけれども、子どもへのしつけと称した体罰がエスカレートして虐待につながっていることを受けて体罰の禁止を明記したということ。それから虐待が疑われる家庭から児童相談所が行う支援に対して、子どもを一時保護する場合の介入者と、その保護者への支援を分けて、職員が分担して行うということ。それからそういったことで保護者へのケアも行うとされたことが、大きなポイントであるというふうにご理解しております。

こういったことを踏まえまして、市としましてもこれまでも体罰は子どもによい影響を与えないよということの啓発や虐待防止、早期発見にこれまでも努めてまいりましたのが、これまで以上に子育て世代包括支援センターを中心とした支援体制を強化するとともに、医療関係、それから警察、民生委員児童委員、それから保育園や学校などとの十分な情報共有と連携を強化しまして、虐待リスクの見極めを迅速に行つて児童相談所への送致、それから援助依頼を行

う中、虐待防止に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

4項目めのスポーツ少年団の充実と支援、今後について再質問を行わせていただきます。

先ほど市長は人的・財政的支援を行っている、こういう回答があったわけでございます。そうした中で、先ほどの回答を聞いておりますと、非常に指導者の皆さまにボランティアを願っていると、こういう現実が実際、私も肌で感じておりますし、また私も多くの皆さまに、指導者の皆さまに育てられてきました。また、今もそういったつながりがあるわけでございまして、スポーツというものがいかに地域コミュニティをつくり、また一度は北杜市から離れても、またこの北杜市へ帰ってくると。そういったことについては、非常に効果があるものというふうと考えておりますし、また地域力、何かをやろうとしたときに、やっぱり力を結集できるというのはスポーツ経験者にとって、スポーツ経験者は非常に私はできると信じております。

そういった中で、先ほど指導者も何人もいるということでもございました。そして素晴らしいことに、この北杜市の庁舎内にも30人の指導者がいるというご回答でもございました。そういたしますと、たしかに市長は外へ出て行ってお話を聞くということもありますが、であれば、この庁舎内にせつかく30人の指導者がいるのであれば、その皆さま方から忌憚ない意見、つまりワークショップ的なことをしながら、今後どのようにしていけば、各競技があります。野球、サッカー、バレー、バスケット、剣道、弓道、柔道、いろんな競技があります。そういった人たちがやはりどのように考えているのかお聞きしながら、やはりスポーツ少年団の充実というのは考えていかなければならないと思っております。せつかく、一生懸命市の仕事をしながら、またその時間の合間を縫いながら、また自分の時間を割いて指導していただいている、この庁舎内の職員の皆さん、これは敬意を表さなければいけないと思っておりますし、また今回30人というのは、この質問によって分かったのではないかなと私は思っているところでございます。その30名の皆さま、ぜひとも忌憚のないご意見の中で今後の北杜市のスポーツ少年団、また地域づくり、スポーツを語っていただき、それを1つの形につくり上げていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

公明党、内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

スポーツ少年団活動にかかわらず、スポーツ活動を継続していくということは非常に重要なことでありますし、また非常に大きな課題というか、大変さもあります。その中で、北杜市のスポーツ少年団、その中で市の職員がスポーツ少年団の登録をしている、登録者ということで30名おります。これは答弁の中で申し上げました。そのほか、市の職員でコーチとか、あるいは大会の裏方運営に関わっている職員も数多くおります。こういう職員と、あとスポーツ少年団等の競技の運営に関わっている方、227名の指導員、140名の認定指導員、こういう

方々と議員のご提案のとおり、例えばワークショップを行って、そこから真に、どんな支援が必要なのかということもつくり上げていく必要があるのではないかと考えております。そこから、市の職員が関わっておりますので、市とスポーツ少年団等のスポーツ関係団体の皆さんとのキャッチボールもできるのではないかなと思っております。そういう中で、真に必要としている人的な支援等を見出して、しっかりした支援ができるのではないかと考えております。それがひいては、議員おっしゃるとおり北杜市の将来にわたる人材育成、地域力の向上になるのではないかと、継続した形になるのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

球技であれ競技であれ、スポーツ少年団の1人の子どもがいますと、そこには家族が来ます。またそこにおじいちゃん、おばあちゃんも来ます。地域の方も応援します。そういった中では職員の皆さまもその指導をしていただいているということは、非常に地域に溶け込みながら、地域をより知っている。そしてそれは、ひいては将来の仕事にもつながっていく。将来の地域の形成にもつながっていく。いろんな計画や、いろんなことをしようといったときに、誰かに相談できると、こういう、ある意味、非常にいい方向へどんどん転がっていくと思うんですよ。そこはたしかに今、非常に子どもたちが少なくなって、活動はなかなか前よりは活発ではなくなったかもしれない。しかし今までは競技者の団体同士は、競技者同士はいろんな連携を取っていた。しかしいまや競技者の団体、種目を超えた中での連携というのも今後やっぱり必要になってくると思いますので、そういったことをお考えになりながら、地域コミュニティを将来にわたって、持続可能にしていくにはやはりそこにお金をかけたり、人をかけたりしなければ、私はいけないと思っています。これが、北杜市が次の世代に引き継げるかどうかの大きな課題となると私は信じております。そこは、私はすべきだと思っています。そのへんについて、もう一度、答弁をいただけますか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

公明党、内田俊彦議員の再々質問にお答えしたいと思います。

北杜市の市の職員、30名の指導員が登録されている。そのほかに大会運営、あるいはコーチとして多くの職員が関わりを持っている。その職員がそういう中で関わりを持つことによりまして、地域を知ったり、あるいは人を知る。それがひいては、仕事のほうにも生かされるということの中で、スポーツの競技ばかりではなくて、例えばスポ少の場合、平日も子どもたちの送り迎え、そういうことの中で、多くの人を知ったりとかもできますので、そんな中でしっかり支援というような形の中でやっていきたいと考えています。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

最後の項目になります。地域医療の充実と市民病院について、お伺いをするところでございます。

塩川、甲陽病院ともたしかに新聞報道では赤字ということでございます。しかし私は、公立病院の中では不採算部門を絶対受け持たなければならないということですから、当然、赤字になっても私は仕方がないと思っておりますし、今まで2つの病院を抱えながら決算になると、大体2千万円ぐらいの赤字だったんですね。すべての施設を考えたときに、そういたしますと、やはりこの赤字というのに、あまりにもこだわる必要は、私はないと思っております。おそらく一般会計から繰入をしていると言っておりますけれども、これは未曾有に、青天井で繰入ということについては、私は賛成致しかねますが、やはりその地域医療を守るためには、サービスを守るためには、そして地域包括ケアシステムも今から構築していかなければならない。1つの市に2つの市民病院があるということは、本来財政負担になっているわけでございますが、それを今まで、そんなに財政負担でなくきた。これはラッキーだったと思っております。しかしこれからは、もっとここ1、2年、厳しい時代が来て、財政負担をしていかなければならないというふうに考えています。

そういたしますと、繰入をどのくらいするかということは、おそらく基準内でしか繰入をまだしていない状況だと思っておりますけれども、そこについてのお考えを伺うところでございます。

そして先ほど医師確保の問題、非常に努力されているということだと思います。でもなかなかこの自治体も医師確保には非常に苦しくて、大変な状況だと思います。そういった意味では、当然、先生がこういったものがほしい、ああいったものがほしいという投資もしていけないという現実があって、先ほど投資についてもされているということでございますが、それらについても、市民サービスのためにはやはりまだ投資もしていかなければならないというふうに考えますが、いかがお考えか。

そして最先端医療につきましては、おそらくここ1、2年で急速に進むと思われまます。これは国の成長戦略の中に入っているということでございます。北杜市が今、置かれている状況というのは、この最先端医療により近い企業が、関わる企業もあるということでございますし、また2つの市民病院も最先端医療というのは、人から細胞を取って、また培養して戻すという、非常にある意味、生命力を高め治癒力を高め、そしてそれががんであれ、また脊椎等の損傷であれ治っていくと、こういうことでございます。おそらく近い将来、10年くらいを見越せば日本全国そういった医療がどこでも受けられるような時代が来るかもしれません。それは世界的にも、そういう時代が来るかもしれません。そういたしますと、ここ1、2年が勝負でございまして、そこには市が大きくアンテナを張りながら、どのようにやっていくか、バックアップをするなり、また市が自ら対応するなり、いろんなことも考えていかなければならないと思っておりますが、いかがお考えか伺うところでございます。よろしくご答弁、お願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

公明党、内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

ご質問、3点いただいたかと思っております。

まず1点目が、会計の繰入基準についてということで、どんなふうになっているかという状況のご質問だったかと思います。

繰入金につきましてですけれども、この繰入金につきましては、総務省が定める繰入基準に基づいて、一般会計から病院会計へ繰り出していいかという基準がございますけれども、そちらの基準を使いまして、算出された額で適正に処理をされているという金額になっております。

繰入金については、総務省で定める基準というものが能率的な経営を行っても、なお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難である経費として、具体的には救急医療体制確保に要する経費、あと不採算地区病院の運営に要する経費、あと建設改良に要する経費などであり、これらは一般会計から繰り出していいということになっておりますので、北杜市としては現状の中では、今、基準内の繰入で運営を行っているという状況になっております。

あと2点目として、医療機器への投資というご質問であったかと思います。

医療機器等については、必要性ということで、現場の医師等は新しい病気への対応をしなければならぬという状況でございます。病院としまして、なるべく補助金や起債等を使って、有利な財源を使いながら医療機器等を購入しているわけではございますけれども、医師等、判断ミスをなくすことや患者のニーズ、また安全・安心な医療体制を確保する観点からも新しい機器等の導入ということは必要なことと考えておりますので、更新等を行っているという状況でございます。

あと一番最後のご質問だったかと思いますが、最先端医療への取り組みというお話がございました。

たしかに議員おっしゃるとおり10年先は、こんなふうなことが本当に実現可能になっているという状況の中であるということですので、最先端医療や再生医療等は、現状の病院の中では難しいということもございますけれども、今後のこと等を踏まえまして、病院の収益の増加とか市民の健康増進、また市内企業の活性化につながるという状況等がございますので、早い段階からアンテナ等を高くして、情報を見逃さないようにということで対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

最後になりますが、先ほど繰入については基準内繰入で今、できていると。これは素晴らしいことだと思います。ただ、今後、そこで納まらなくなっても、私は不採算部門の病院ということは、これは逆に言うと住民サービス、市民サービスをしているわけでございますが、採算が取れるような運営努力は当然していかなければならないわけでございますが、やはり2つの病院を守っていかなければ、今後北杜市内の高齢化に伴う患者に対しての対応というのは、非常に難しくなると思います。

医大でがん手術を受けた、甲陽病院で抗がん剤を受ける、こういうケースはあるわけでございます。そういったしますと、なければならぬですね。お金がかかってもなければならぬものは政策的に残さなければならぬです。そういった意味では多くの病院関係者は当然、赤字ということを知っていますから努力もしているだろうし、いろんな工夫もたぶんすると思

ます。

未曾有にお金を繰り入れるということには賛成致しかねますが、仮に基準外になろうと、やはり2つの病院は今後、将来にわたって、今の状況は守っていかなければならないと思っています。そうしないと、高齢者にかかる医療拠点というのを、高齢者が増えれば、やはり増やさなければならぬわけでございます。ここを減らすという議論は、私は賛成致しかねるんです。そういったことについて、いかがお考えか伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

公明党、内田俊彦議員の再々質問にお答えいたします。

病院の経営ということで、基準外にあっても病院は市民のために必要ではないかということで、存続についての考えということでご質問をいただいたと思います。

両市立病院については、厳しい経営状況等が続いておりますけれども、病院の果たす役割というものは、本当に両病院、市民の身近なところにあつて、かかりつけ医としての地域に密着した病院の機能があるという反面、救急医療であるとか、へき地医療、あとは在宅診療などを実施しており、地域の高齢者をはじめ市民の皆さんの健康を守る医療拠点としての役割を担っている状況でございますので、今後も患者さまのために尽くす、やさしく親切に地域から信頼される病院を目指すということで、今後も経営等を、運営を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

内田俊彦君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は6月26日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 7時47分

令和元年

第2回北杜市議会定例会会議録

6月26日

令和元年第2回北杜市議会定例会（3日目）

令和元年6月26日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

日本共産党 清水 進君

日程第2 一般質問

14番 相吉正一君

1番 栗谷真吾君

6番 清水敏行君

7番 井出一司君

3番 秋山真一君

13番 岡野 淳君

9番 齊藤功文君

4番 進藤正文君

2. 出席議員 (21人)

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原堅志
13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進	16番	野中真理子
17番	坂本静	18番	中嶋新
20番	千野秀一	21番	内田俊彦
22番	秋山俊和		

3. 欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（44人）

市	長	渡辺英子	副	市	長	土屋裕
政策調整参事		櫻井順一	政策秘書部長			小澤章夫
総務部長		丸茂和彦	企画部長			山内一寿
市民部長		浅川辰江	福祉部長			伴野法子
生活環境部長		早川昌三	産業観光部長			清水博樹
建設部長		仲嶋敏光	教育長			堀内正基
教育部長		中山晃彦	会計管理者			板山教次
監査委員事務局長		上村法広	農業委員会事務局長			有泉賢一
明野総合支所長		清水能行	須玉総合支所長			坂本孝典
高根総合支所長		土屋智	長坂総合支所長			中澤貞夫
大泉総合支所長		小澤隆二	小淵沢総合支所長			宮川勇人
白州総合支所長		大輪弘	武川総合支所長			堀込美友
政策秘書課長		水石正幸	総務課長			加藤郷志
企画課長		平島長生	財政課長			加藤寿
地域課長		大芝一	防災調整監			坂本賢吾
管財課長		進藤聡	介護支援課長			八巻弥生
福祉課長		植松宏夫	子育て応援課長			中田治仁
ほくとっこ元気課長		中田はるみ	上下水道総務課長			輿水伸二
上下水道施設課長		齊藤乙巳士	北部上下水道センター課長			花輪孝
農政課長		小澤永和	商工・食農課長			日向勝
道路河川課長		小澤茂	教育総務課長			堀内典子
中央図書館長		坂本あけみ	増富出張所課長			津金胤寛

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 清水市三  
 議会書記 平井伸一  
 〃 進藤修一



開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、お願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承ください。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおり会派代表質問および一般質問を行います。

---

○議長（中嶋新君）

日程第1 会派代表質問を行います。

それでは、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、15番議員、清水進君。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

日本共産党の代表質問を行います。

年金だけでは老後の生活に2千万円不足するとした金融庁の審議会報告書を機に、年金制度への国民の不安が広がりました。

現在の年金には、2004年の法改悪でマクロ経済スライドという仕組みが導入されています。毎年の年金額を決める際、物価・賃金の上昇より年金引き上げ分を低く抑え込み実質的に削減するものです。現在41歳の方が64歳になる2043年まで続くとされ、受け取る年金は平均的な夫婦世帯で月4万3千円、30年間で約1,600万円減ることになります。この仕組みでは老後への不安がますます高まります。日本共産党はマクロ経済スライドを廃止し、高額所得者を優遇する保険料のあり方をただすことを提案しています。

今、ボーナスを含めて1千万円を超えると保険料は増えない仕組みです。年収が2千万円でも1億円でも年間保険料は同じ95万5千円です。上限額を2千万円まで引き上げて、保険料収入を増やし、高額所得者が受け取る年金給付を抑制する、これを実行すれば1兆円の収入増になり、減らない年金の財源に充てることができます。高額所得者の年金を抑えることは、アメリカでも行われております。政府与党がいくら金融庁報告書の受け取りを拒んでも、貧しい年金の現実は変わりません。国民が本当に安心できる年金にするため、政治が役割を果たす時と考えます。

質問の第1項目に、子ども・子育て支援法について市長の見解を伺います。

10月からの消費税税率10%への引き上げと抱き合わせで幼児教育と保育の「無償化」を実施することなど柱にしています。「無償化」財源が、低所得者ほど負担が重い逆進性を持つ消費税の増税頼みであること、保育料が軽減されている住民税非課税のひとり親世帯では、無償化による恩恵はなく、消費税増税分が重くのしかかるだけです。経過措置期間の5年間は保育士がいない施設も給付対象とするなど、保育に対する公的責任が後退する危険があります。

法案は保育料に含まれていた3歳から5歳児の給食おかず費を施設側に徴収させます。給食

の実費化は公的保育制度を後退させます。

以下、市長の見解を伺います。

1. 「無償化」財源が、消費税の増税頼みであること。格差と不公平を広げることにならないか。
2. 「無償化」にかかる市の負担は、私立では4分の1、公立は全額自治体の負担。公立が多いほど自治体負担が増える仕組みで、公立つぶし、民営化に拍車がかかること。
3. 保育士の配置数や保育室の面積などで国の基準に満たない認可外施設の利用者も、補助の対象になるため、「保育の質」が保てない施設に国がお墨付きを与える、こうした懸念があること。
4. 「無償化」は、比較的所得の高い世帯への思恵に偏るものではないか。
5. 給食費の実費化されることは。
6. 国の「無償化」実施による市の財政的負担はいくらになるのか、お伺いをいたします。

第2に、水道事業について伺います。

国は水道法改正により、2つの柱を中心に水道事業の基盤を強化し問題解決を行うとしています。

1. 水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを作り、運営権は民営に売り渡す方式、コンセッション導入の促進。
2. 国や県が水道事業の基盤強化のため、基本方針を定め広域化によるスケールメリットでこの危機を乗り越えるとしています。国は、広域化民営化の方向です。命の水を守り持続可能な水道事業をつくり上げていくためには、きちんとした現場の分析や水道財政を維持するため、市民の理解が必要です。この方針のもと、北杜市の水道事業が整備できるのか、お伺いをいたします。

市には2つのダムがあります。本来なら人口50万人でダム1個という基準を人口8万人に引き下げた特例をつくり、八ヶ岳山麓では人口増加で水不足が起きると試算し、当初、災害防止のダムを水道事業に利用できる多目的ダムに替え、建設しました。豊富な湧水がある当時の大泉村を人数合わせに広域化に参加させました。現在、企業団を維持するために割り当てられた基本水量に対し、現在の実績でも約74%前後の使用であり、年間約1億5千万円は使用していない代金を負担しています。市の簡易水道会計の赤字の1つの要因です。

市の現状は、簡易水道が非常に多く、水源の種類も水源数も多くあります。簡易水道特別会計は、一般会計から毎年7億円以上の繰入がされています。現状からは、民営化は困難と考えます。

市の上下水道事業経営基本計画で、今後予定している取り組みで広域連携の検討や、民間資金・ノウハウの活用などが挙げられております。国はコンセッション導入で、運営権を民間に売れば対価が入ってくるから財政健全化に資すると説明しますが、民間企業に経営権を売り渡せば、民間企業が水道料金を決め、料金も市民から受け取ります。そのため企業として利益確保は大幅な水道料金の引き上げになります。市で公営企業会計移行が準備され、進められていますが、こうした国の動向も含めて以下、見解を伺います。

1. 民間委託は困難と考えますが、市の見解は。
2. 公営企業会計移行で、水道料金は、現行2体系の料金が維持されますか。
3. 各町ごとに水道給水原価は算定されておりますか。

4. 人口減少により、企業団から責任水量買い取り制は、使用しない量の増大になる。見直す考えはありますか。

次に、第3項目に就学援助、内容の充実をすることについて伺います。

親などが貧困の状態にある家庭で育つ18歳未満の子どもの割合を示す日本の子どもの貧困率は13.9%、約7人に1人の子どもが「貧困ライン」を下回っております。これは厚生労働省2017年6月公表の国民生活基礎調査であります。中でもひとり親家庭は、貧困率50.8%で、主要国で最低です。

貧困が広がる中で子どもの食のセーフネットとなり、子どもの健康や発達を支える学校給食の果たす役割がますます大きくなっています。給食費の未納などの問題の裏にあるのは貧困の問題です。義務教育の子どもの就学援助利用者の割合が小中学生全体の15.39%（2014年）で、6人に1人の子どもが利用をしています。

東京世田谷区では、今年10月から就学援助の対象となる所得基準を引き上げます。また、新たに給食費のみを対象とした区分を設定いたしました。

そして平成29年度就学援助制度の準要保護の援助単価の比較では、新入学児童生徒学用品等は、小・中学校ともに約1,200市町村が、要保護児童生徒援助費補助金の予算単価と同額以上の単価を設定しています。

市の現状は、国が定める基準の10分の10以内であり、改善が求められます。「義務教育は無償」と定めた憲法26条を具体化するため、見解を伺います。

1. 就学援助の対象となる世帯の所得基準を、生活保護基準の何倍まで可能としているのか。

東京23区では生活保護基準額の1.1から1.4倍にあたる世帯にあります。

2. 給食費のみ認定世帯を設けることは、これは世田谷区で、給食費については基準の2.06倍まで広げております。お伺いをいたします。

そして第4に、北杜市補助金等の適正化ガイドラインについて伺います。

市が243件に対する補助事業を見直す適正化ガイドラインを、今年3月に定めたことが先日の議会全員協議会で説明されました。体育協会や文化協会など団体運営費補助、明野サンフラワーフェスなど各地のイベント運営費補助、公民館分館整備費など施設整備費補助、地域委員会提案事業費補助など、243件すべてについて評価シートで公益性や成果について毎年点数を付け、3年を目途に廃止、縮小、改善、継続の方向を定めるものとするものであります。

ガイドラインにあるように地方自治法に基づいて、補助金交付にあたって「公益上の必要性の有無を客観的に判断する」、このことに異論はありません。しかし、なんの検証もなく見直しの必要性を「厳しい行財政状況」としていること、つまり「財政が厳しいから補助は減らしていきます」という考えには同意できません。

市内では市民の手によって様々なイベントや自主事業、行事が維持されております。その財政的な中心は補助金であっても、多くは手弁当的な市民の皆さんの献身的な努力・協力によって維持されているのが実態ではないでしょうか。そうした方々の意欲と努力に水を差すようなガイドラインのあり方は問題だと考えます。伺います。

1. 評価シートは所管する各課が作成し、必要に応じて交付団体にヒアリングするとしておりますが、職員だけで評価できるのか。イベントや補助事業に参加している市民の声こそ聞くべきではないか。

2. 地域での公民館活動や伝統ある各地のイベント、文化・体育活動などへの支援を弱めかねないガイドラインの方針は「健幸北杜」を謳う市長の方針と相容れないものとならないか、お伺いをいたします。

最後、5点目に運転免許証返納者支援事業の改善について、お伺いをいたします。

山梨県内でも今年、1月から5月末まで運転免許証を自主返納した65歳以上の高齢者は1,149人で、過去最多ペースで推移しています。事故を起こせば生活や人生を一瞬にして奪い取る、そうしたことの対応と考えます。

市では、現行運転免許証を自主返納した高齢者に対し、1回限定の市民バス回数券1万2千円分交付しています。改善を求める声があります。伺います。

1. 市民バスの限定でなく、タクシー券等の拡大については。

2. 他市では無料バスなどの援助をしています。1回限りでなく恒常的な支援策の検討について、お伺いをいたします。

よろしくお伺いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

おはようございます。

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援法の市長の見解における、無償化施策の格差と不公平、高所得世帯へのかたよりおよび無償化に係る市の負担についてであります。

無償化の財源を消費税の増税分に求めたことや無償化に伴う格差や不公平、また、所得の高い世帯への適用に関する課題については、国において十分議論した上で、今回の決定がなされたものと理解しております。また、今回の国の無償化では、公立施設については、自治体の負担とされておりますが、全額、特別交付税、地方消費税の増税分が充てられることから、新たな市の負担は生じることはありません。

本市においては、平成21年度から全国に先駆け、少子化対策として、また働きながら子育てをする世帯への支援の充実から、民間保育施設を含め、第2子以降保育料完全無料化や、すべての子どもの受け入れができる、公立の認定こども園の開設など、独自の施策に全力で取り組み、将来の北杜市を担う子どもたちを育てまいりました。このように、国の制度を先行してきた本市においては、今回の制度改正により、本市の保育環境が大きく変わることはないため、民営化に拍車がかかるものとは考えておりません。

次に、補助金等の適正化ガイドラインにおける、ガイドラインの方針についてであります。

補助金等適正化ガイドラインは、補助金の公平・公正で透明性の高い制度を確立するためのものであります。市からの補助金は、地域活性化のためのイベント、健康福祉等の増進を図るための事業など、地域や市民の生活に直結する事業のほか、市民による環境保全活動や文化活動など、市の政策の補完となる取り組みも多くあります。補助金等適正化ガイドラインは、単に、補助金の減額や廃止を目的としているものではなく、目的達成に向けて有効性が認められる事業については、政策面や市民ニーズ、費用対効果を見極めながら、公益性の有無を見極めた上で、引き続き、補助金を交付してまいります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

補助金等の適正化ガイドラインにおける、内部評価と市民の意見聴取についてであります。

補助金の評価については、行財政システムの補助金等評価シートを用いて職員が作成し、補助金所管の各課にて評価することとしております。

評価に当たっては、交付団体にヒアリング等を行い、イベント等の参加者の声を聴取してまいります。

なお、評価結果は、交付団体にお知らせするとともに、市ホームページでも公表してまいります。

次に、運転免許証返納者支援事業改善における、タクシー券への拡大と恒常的な支援策についてであります。

全国的に高齢者の運転による事故が社会問題となる中で、ご自身や家族、友人の勧めにより、運転免許証の返納者が増える傾向にあります。免許返納後の高齢者の移動手段を確保するため、市では、現在、公共交通の利便性を図るため、ワークショップを行い、市民目線で検討を進め、高齢者ばかりでなく市民にとって使いやすい公共交通の体系の再編を目指しているところであり、その利便性が図られることにより、タクシー券への拡大は考えておりません。また、恒常的な回数券の支給についても、高齢者を対象とした福祉定期券が利用できるため、現状どおり進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援法の市長の見解について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、認可外施設の扱いについてであります。

無償化の対象となる認可外保育施設は、市に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要ですが、基準を満たしていない場合でも、無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けることとしております。これらの施設については、子どもの保育環境の安全確保の観点から、市において適切に指導監督を行うため、必要な保育の質は確保されているものと考えております。

次に、給食費の実費化についてであります。

給食費については、これまでも保育料の一部に含まれていたことから、保護者の負担は変わらないものと考えております。

次に、国の無償化実施による市の財政負担についてであります。

今回の幼児教育・保育の無償化による市の負担額については、消費税率引上げに伴い、国と地方へ配分される増収分を財源として充てるため、市の財政的負担は生じないものと考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えします。

水道事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、民間委託についてであります。

昨年12月に水道法が改正され、民間委託であるコンセッション方式の導入促進が図られたところであります。今後、説明会の開催が予定されており、制度内容や導入に係る課題も含めまして、十分に研究してまいりたいと考えております。

次に、公営企業会計移行後の料金体系についてであります。

現在の水道料金については、平成23年1月から経過措置を講じ、平成29年1月から2体系による料金に統一となりました。来年4月からの地方公営企業法の適用後も現在の料金体系のままでありますが、令和2年度以降の財務諸表が整理され、経営状況が明らかになったところで、これらの指標を基に、諮問機関である北杜市上下水道事業審議会の答申をいただきながら、慎重に検証をしております。

次に、給水原価の算定についてであります。

本市の水道事業は、市全体を一つの特別会計として経営されていることから、旧町村ごとの原価計算は算定しておりません。

次に、峡北地域広域水道企業団からの責任水量制の見直しについてであります。

水道企業団からの受水に当たっては、北杜市・韮崎市・甲斐市の3市の構成団体からの要望により、必要な整備投資を行ってまいりました。

独立採算で運営している水道企業団は、将来にわたり安定した水道水の供給が図られるよう、責任水量制を導入したものであります。水道企業団の構成市として、必要な使用料を支払っているものでありますので、見直しは難しいものと捉えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

就学援助の内容充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、対象世帯の所得基準についてであります。

本市における就学援助費の支給対象者は、生活保護法に規定する要保護者または要保護者に準じる程度に困窮する者としており、就学援助の対象となる世帯の所得基準はありません。

次に、給食費のみ認定世帯を設けることについてであります。

本市では、国の補助基準を参考に、児童生徒の就学に関し必要とされる経費について支援を行っており、給食費のみの認定世帯を設けることは考えておりません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

○15番議員（清水進君）

それでは項目ごとをお願いをいたします。

再質問、1項目めについて、企業主導型の保育所、認可施設にならない施設、このように内閣府も認めています、政府では子育て安心プランで企業主導型保育を待機児童の受け皿として組み込み、推進をしています。企業主導型保育を今回の無償化の対象とすることで、市町村が設置や監査に関与せず、認可基準以下で整備、運営できる企業主導型が拡大する、こうしたことは目に見えております。結局、認可保育所による自治体の保育実施義務に支えられた公的保育制度を大きく、この内容は後退するだけで、断じて認められることはできません。

こうした観点から再度、先ほど問題なしというふうなお話がされましたが、見解をお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

日本共産党の、清水進議員の再質問にお答えをいたします。

企業主導型の保育に関するご質問であったかと思いますが、企業主導型の保育事業は企業のニーズに応じた保育の柔軟な設備運営を助成する制度で、平成28年度から始まった制度であります。企業主導型保育事業は国が委託した公営財団法人児童育成協会が自治体を通さずに実施するものでありまして、指導・監督も同法人が行うということになっております。

北杜市には現在のところ、企業主導型保育園はございませんが、今後施設が設置された場合には市としても保育の安全確保に向けて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水進君。再々質問ですね。

○15番議員（清水進君）

はい。それでは2点、お願いをいたします。

今、問題なしということをおっしゃいました。その中で給食費の実費ということで、法案の中では3歳から5歳児のおやつ代、給食費を徴収させるとしていますが、この点について先ほど保護者負担は変わらないということで、市としては、これは保育料の中に含めて法案にあるような徴収はしないということでよろしいのか、確認をさせてください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

日本共産党、清水進議員の再々質問にお答えいたします。

給食費は実費とするのか、どうするのかというご質問であったかと思いますが、給食費は食

材料費ですね、それは在宅で子育てをする場合でも生じる、どこでも生じる費用であるということから、従来から保護者の負担としております。北杜市では給食費として、これまで実費徴収はしておらず、保育料の一部としてまいりました。今回、国が行います無償化では、先ほど議員が申しましたとおり3歳以上の子どもの副食費を新たに実費徴収するという提案ですが、併せて副食費の免除対象者をこれまでの生活保護世帯やひとり親世帯、それから年収360万円未満相当の世帯も免除の対象へと拡大しているということですので、低所得者の方にとっての負担増にはならないと考えております。

市ですが、これまで第2子以降完全無償化を実施してきました。第2子以降は、これまでと同様に副食費を含めて無料とし、第1子の3歳から5歳の副食費は国の施策に沿った方向で、現在検討をしているところです。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

清水進君。

○15番議員（清水進君）

それでは2項目めについて、再質問をさせていただきます。

先ほど民営化についてということで、説明会等がある、その中でというお話でしたが、民営化はこの北杜市にとってなじまないということは、はっきり言えるのかどうか、その点を確認させてください。

今年1月に上下水道審査会が行われていると思います。その中の議事録を見ますと、やはり北杜市では120カ所もの水道施設があるところで、民間がやろうと思う事業であるかどうか疑問に思うところである。コンセッション方式というのは考えておりませんというふうに、はっきり述べておりますが、今の答弁だと後退ではないか、その点の確認をまず、させてください。どのように考えているのか、伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

清水進議員の、日本共産党の再質問にお答えいたします。

コンセッション方式につきましては、市が当該事業にかかる施設などの所有権を持ち続けたまま、事業の運営権を民間事業に与え任せるものでございます。今回の水道法改正では市町村が水道事業を運営するという原則は変えずに、国の許可を受けて公共施設等の運営権を民間に委託するというところで、制度の内容がどういうふうに、導入にかかる課題も含めて、今後は研究したいということになります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

再々質問です。はっきりと民営化は無理だという回答はなりませんでした。もう1点、2項目、3項目との関係で、当面は企業会計、公会計に移行されても現行の料金体系ですね、水道

料金体系、ダムを使う地域と武川町、白州町の地域は分けて料金は設定していくということで、当面それは続くというふうに考えてよろしいか。

もう1点は、先ほど審議会等の開催というのがありますが、いつごろをめどにそうした、新しい料金体制を市としては考えているのか、その点について再度、お願いをいたします。

4点目について、企業団からの買い取りというのは、それを制度として変えるのは難しいというお話がありました。しかし人口減が続きます。明野町等で農業法人が来ていますが、自社で井戸を掘る。そして使っています。ですので、企業団からの買い付けの水が人口減少とともにだんだんと、やはり減っていくという可能性は出てきますので、そうすると、どうしても責任水量から余ってしまう水がどうしても出る。そのことは、今後改善が必要だと考えますが、その点について3点、お伺いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

清水進議員の、日本共産党の再々質問にお答えしたいと思います。

3点いただいております。水道料金の体系について、今後どうなるかということです。

まず、水道料金につきましては、先ほど申しましたとおり、企業会計に移行した段階でも変わりはありません。

また、いつごろ検討してくるかということですが、平成元年度から固定資産税の諸帳票が整理されて、経営状況が明らかになるのは公営企業の決算、初年度であります平成2年度であります。経営状況を明らかにするためには、昨年度の情報が必要となるようなこともありますから・・・すみません、令和元年度です。申し訳ございません。令和元年度から諸表が整理されておりまして、3年程度の情報が必要であります。そんなところを含めて情報の集積にならないということで考えていますので、現在、整理していることから現在の料金体系は考えておりません。

最後に水道企業団の水について、量について見直す必要があるかということです。

水道料金につきましては、先ほど申しましたとおり、北杜市ばかりでなく甲斐市、韮崎市の構成からの要望により運営している団体でございます。北杜市のみで考えるのではなく、企業団の中で討議していくことと捉えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

3項目め、就学援助の内容の充実について、お伺いをいたします。

先日6月16日に山梨日日新聞に「学校給食費 進む無償化」ということで記事が出ています。子育て支援や少子化対策、移住定住促進につなげようと実施する自治体数は2017年度までに3年間で約2.5倍に増えた。山梨県内でも昨年度から無償化が3自治体に増え、本年度は8町村で無償化や一部無償化を実施。6月議会に無償化する議案を提出している自治体もあるというふうなことが述べられています。

議員の皆さんと当局の皆さんに、関連する資料を添付させていただきました。ここで私が取り上げた東京の世田谷区の実例であります。ここでは生活保護費の1.24倍だった対象を1.4倍まで広げて拡充をする。さらに月4千円から5千円かかる給食費については、生活保護基準の2.06倍まで上げます。4人家族の年収で約760万円まで上げた。これで給食を食べている子どもさんの3分の1世帯が対象になりますということで、県内で無料化する自治体ですとか、こうした世田谷のように就学援助を拡大して、やはり格差と貧困をなくそうということで、子どもの給食費について特別な枠を設けて、無償化を進める。

たしかに、私の前々回の質問の中で賄い材料ですとか、市は一定額の補助を、高騰しないように使っているんだと。それがあから十分だというお話ですが、やはり今の貧困の状況だとか、子どもたちの体力のバランスですね、例えば長期間の夏休みだとか冬休みが終わると子どもが痩せて学校に登校すると。それはやはり給食が本当になくはならない1つの食材になっているということで、どこでもやはり子どものすこやかな成長を願うという意味で、そうした充実な対策が取られておりますので、先ほど部長のほうから生活保護基準の何倍かというのは設定しないというお話でしたが、やはり市として十分こうした対応をするためには生活保護基準の何倍に当たるところまで救済するという必要が考えられますので、再度お願いしたいと思います。

もう1つ、それに関連して、ホームページ等でこの就学援助の、市民の皆さんにお知らせをしているんですが、市の場合は本当に条例というか、規則の中身をそのままにしてあって、本当にこういう形で申請して、ここに世田谷の4ページになっていまして、ぜひこういう世帯はどうぞ言ってくださいという形で、誰もがこれを見れば利用しやすい、就学援助の中身になっているんですけれども、北杜市の場合はこれ以外にもあるんですが、本当に市民にとって使いやすい制度を紹介するだとかというのが本当に弱いと言うんですかね、感じがします。ですので、併せて先ほどの生活保護の基準から何倍にするんだということだとか、本当にこういう形で全体の生徒の救済をしていく方針というのをしっかりと考えてほしいということで、再度、その点について伺いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

清水進議員の、日本共産党の再質問にお答えをいたします。

3点いただきましたけれども、まず就学援助の基準、対象となる世帯の基準、所得基準ということでございますけれども、これにつきましては、先ほど答弁させていただきましたけれども、北杜市としては要綱に基づきまして、北杜市の要保護および準要保護児童等の支給要綱、これに基づきまして対応しているということでございます。その中では住民税の非課税世帯、あるいは児童扶養手当、あるいは学校納付金の減免が行われる世帯というようなことの中で、しっかり対応しておりまして、世帯の所得基準というものについては、答弁のとおり考えてございません。

続きまして、給食費の無償化等についてでございます。

新聞報道で無償化する自治体が多いということは承知はしておりますけれども、北杜市につきましては、従来より給食費の補助、保護者負担がなるべく少なくなるようにということの中

で、子育て支援関係、あるいは地産地消関係で補助金等で対応しております。

ちなみに1食当たり小学生では276円、切り上げなんですけど276円。そのうち36円を市の負担としておりまして、保護者負担を少なくするようにしてあります。また中学校の1食当たりの単価も334円ということございまして、市の負担が54円ということで、これにつきましても保護者負担をなるべく少なくするようにしております。また、北杜市といたしましては、子育て世帯の経済的負担軽減、あるいは先ほど申しましたように給食費の保護者負担の軽減策、様々取っておりますので、そういう全体的な面から考えまして、給食費の無償化というところは現在、考えてございません。

続きまして、就学援助ですね、これのPR方法がどうかと。もう少しというようなご質問でございましたけども、これにつきましては、内容等をもう一度精査しながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

その点について、再々質問をさせていただきます。

別紙の資料で②というのを付けさせていただきました。これは厚労省のほうで調査をしておりますが、国が決めた準要保護の単価について、小中学校ともに1,200市町村がそれを上回る単価を設定しているということで、いろんな項目でそれが使われておりますが、そういう意味で本当に子どもにやさしい北杜市であるならば、こういった補助単価を引き上げていくということも併せて必要ではないかと思っておりますが、その点について伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

清水進議員の、日本共産党の再々質問でございます。

就学援助の国の単価ということで、国のほうでは予算措置をするために単価等を示されているということでございます。市のほうでは、この単価をもとにいたしまして、行っておるわけですけれども、清水進議員ご指摘の子どもにやさしいという施策ということでございますけれども、北杜市、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、子育て支援策の関係で、子育て世代の皆さんに対する経済的負担の軽減策というのは十分取っておりますので、それらの国の基準の上乗せというようなことは、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

それでは最後の5項目、運転免許証の返納者についての状況ということで、先ほど実施の考えはないということですが、やはり今、バスが通っていない地区があつて、公共交通のほうで

デマンドを早く整備してほしいというの出されていますが、やはりバスがない地域に、このバス券を配っても使い道がないということで、やはり高齢者の皆さんは普段の足、例えば医療機関ですとか、買い物への足というのが非常に困るわけで、その点で1万2千円分を、同じ、出すんだったら、それをタクシー券にも使えるように変更してもらえば、予算的な措置としては本人にバス券がいいですか、タクシー券がいいですかというふうにすれば、同じ予算が生きてくると思うんですが、そうした可能性、ぜひ早急につくってほしいと考えます。

やはり日常的に困るということでは、将来にわたって持続可能な救済策と言うんですかね、援助策が必要だと考えますが、その点について再度、答弁をお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

日本共産党、清水進議員の再質問にお答えいたします。

免許返納者への対応策ということで、2点質問をいただいたところでありますけれども、まず地域公共交通が整っていない地域に対して、どういうふうにしていくんだというところでありますけれども、現在、地域公共交通の再編を目指してエリアごと、4つのエリアに分けて今、それぞれの運行を計画しておりますので、その整備が整ったときには、高齢者にも移動しやすい公共交通網が確保できるということになりますので、ですので高齢者の免許返納者については、地域公共交通を使ってもらうようお願いしてまいりたいと考えていますし、また現在、高齢者等に向けた福祉定期券というのがありますので、そちらのほうも利用する中で地域公共交通バスの利用をしていただけるように促していきたいと考えているところであります。

また、持続可能なそういう対策についても、やはり基本的には地域公共交通、バスを利用してもらうということで、自主返納者の方々にはお願いをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

再々質問で最後になりますが、今の点、返納者について、やはり安心して免許が返せるという状況は必要だと思います。公共交通を整備するというのは、本当であれば今年度から実施という計画だったと思いますが、やはり遅れている。そういう状況である中には、高齢者の事故を起こすよりも、やはり同じ金額を活用するのであれば、ぜひタクシー券等を実施していただきたいと思います。その点について、最後にお伺いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

日本共産党、清水進議員の再々質問にお答えいたします。

先ほども申したとおり、今現在、高齢者、そしてまた市民が使いやすい、また利便性の高い地域公共交通網の整備ということで、エリアごとの意見集約等も図っておりまして、来年度の

運行に向けて今、進めているところでございますので、まずはそのバスの利用をしてもらうということで、市のほうでは考えておりますので、免許の返納者につきましてもなるべく多くの方々にバスを利用してもらうということで、また返納者のほうにはお願いをしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

清水進君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

志村清君の関連質問を許します。

○8番議員（志村清君）

清水進議員の代表質問に対する関連質問を行います。

質問時間が限られているので、4点目の適正化ガイドラインについて質問しますが、先ほど市長は単に減額・廃止ではないという答弁がありました。昨日も2人の議員の方が、この課題について質問しました。お祭りなど、地域のイベントなどの補助を含めて考えれば、かなりの市民が子どもさんからお年寄りまで、いろんなこういう行事も含めれば、あるいはいろんな団体の補助を考えれば、年間で何度もこの補助金によって活動の中へ参加してくれているというふうと考えられると思います。

そういった点で遡れば、第1次、第2次、第3次とすでにアクションプランというのを行って削減をしてきているわけです。第1次は平成18年から平成22年まで、このガイドラインに書いてありましたが、5%の目標で1億2千万円減らしたと報告されています。達成できましたと。第2次アクションプランでは10%の目標を掲げて、対前年度比ですね、8,300万円減らすことができましたと。第3次は平成26年から平成28年の間に3%の、今度は目標を掲げて9,100万円減らすことができましたと。合わせれば3億円近い補助金は、すでに減らしてきているんです。前の白倉市長の下で。

私は体協や文化協会などに地元で関わっていますが、直近の例を出すと穂足文化協会が史跡巡りというのをやりました、半日かけてバスを借りて。代表者が出発してバスが動き出したらずぐに、皆さん申し訳ないけど予算が大変逼迫していますので、来年からは有料にしますと。半日バスを借りて3万円くらいだと思うんですが、みんな出発前に聞かされて、しょんぼりですよ。また行ってくれますかといったら、半分の方は嫌々でしょうけど手を挙げました。そういう事例はもうすでに始まっているわけですね。

このガイドラインを見ると唯一の理由付けが、清水議員も言いましたけど厳しい行財政状況を踏まえ、歳出削減等の推進を図ると。厳しい行財政状況を踏まえとさえいえば、すでにどんどん減っていくよということは許されるかのように、こういう姿勢は私はおかしいと思います。

昨日、山内企画部長は公債費比率も改善したとか、財政調整基金の取り崩しも回避できて繰上償還、借金を返すこともできたというふうに財政が、言ってみれば成り立っているということ強調されて、市長は実質単年度収支は令和5年度以降はマイナスになる見通しだと言いましたけども、もろ手を挙げてうまく行っているという判断ではないにしろ、そういう答弁が昨日もありました。そこへもってきて、市民には財政が厳しいから財政が厳しいから、分かりやすい言葉ですよ。そう言って、だってこの表を見ると、ガイドラインを見ると0点から20点まで職員が採点を毎年して、継続、改善、縮小、そして9点以下は廃止。増やすとかというの

はどこにもないです。ガイドラインをよく見ると、枠の外に将来的に必要なであるなどの場合は、発展性などが見られれば、充実となる方向も考慮しますと。充実の方向を考慮するしか書いていないんです。どうして頑張ったところは22点、25点とかあげて増やすとかということを書かないんでしょうか。文字どおり昨日の2名の方も指摘した、心配されたように削減ありきのガイドラインではないかなと思います。

私、質問を最後にまとめますけども5%、3%、10%とこれまで目標を掲げてやっていたけども、今回のこのガイドラインについては目標を掲げるのかだけ、まず答えてください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

日本共産党、志村清議員の関連質問にお答えいたします。

補助金適正化ガイドラインの目標ということでございますけども、このガイドラインにおきましては、目標の数値というものは定めてございません。あくまでも補助金の適正化を推進するということのガイドラインでございます。これまでも答弁の中でもさせていただいたところもありますけども、このガイドラインを定めることによって、補助金の公平・公正な、そして透明性の高い補助金の制度を確立することを目指すということをお話させていただいたところでもあります。決して補助金を削減する目的ということではないということでございます。

公平・公正な視点から補助金交付の妥当性を検証するというので、評価をするということでございますけども、その評価によって公平性を判断しまして、これから補助金の必要な市民活動をしっかり支えていくということで、補助金の運用をしていくものでございます。ですので、ご心配していただいております公民館活動や各地のイベント、そして文化協会だったり、体育協会だったりの補助金の削減、そういうところを目的とするものではないということでございます。必要な方々に必要な補助をしていくということで、ガイドラインを適正に運用して補助金を交付していくというところが、このガイドラインを定めた目標・目的でございますので、決して財政的な視点から、このガイドラインを定めたということではないということ、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

再関連質問です。

○議長（中嶋新君）

関連の再々ですね。認めます。

○8番議員（志村清君）

市長はよく体育祭や文化祭に足を運んでいただいて、激励の言葉をいただいている、そういうありがたい行動と、この方針はなかなか相容れないのではないかなと思います。

最後の質問は、こういうことに議会がどうして関われないのか。ガイドラインとして発表される、これはいいんでしょうけども、それをつくる過程で議会議員は、こうやって質問するこ

と、あるいは3月議会で出された予算について減ったところ、増えたところをチェックすることはできないんですが、議会が関われる方法はないんでしょうか、それを最後に答弁を求めます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

日本共産党、志村清議員の関連質問の再々質問にお答えいたします。

このガイドラインに議会が関われないかということでございますけども、このガイドラインにつきましては、補助金を交付している執行側、行政のほうで自ら評価をして適正な運用を図るということでございますので、行政のみの適正な運用を図るという目的で策定をしているものでご理解いただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時00分

---

再開 午前11時15分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、8人の議員が市政について質問いたします。

ここで、一般質問の質問順序および割り当て時間をお知らせいたします。

最初に明政クラブ、9分。次に無所属の会、5分。次に無党派 清水敏行君、15分。次に北杜クラブ、65分。次にともにあゆむ会、27分。最後に公明党、4分となります。

申し合わせにより一般質問での関連質問はできませんので、よろしくお願いいたします。

なお、残り時間を掲示板に表示いたしますがその都度、残り時間を私のほうから通告いたします。

それでは順次、質問を許します。

最初に明政クラブ、14番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

令和元年6月定例会市議会にあたり、身近な問題について2項目の一般質問をいたします。

最初に、8050問題、いわゆる中高年の引きこもりについて伺います。

今、8050問題が、社会問題になりつつあります。この言葉は、私が言うまでもなく80代の親が50代のひきこもりの子どもの面倒を見続けていることを指しています。

「ひきこもり」という言葉が、社会問題として世の中に出始めたのは、1980年代から1990年代にかけてのことです。当時は若者の問題とされてきましたが、その当時の若者が、

約30年を経た現在まで、ひきこもり続けていることが多いことが分かりました。

厚生労働省の調査によると、65歳以上の世帯で親と未婚の子のみの世帯の増加が、1986年には11.1%だったものが2016年には21%と倍増しています。親が年を取れば健康上、また経済上の理由により、いつか子どもの面倒を見ることができなくなり、親子ともども社会から孤立し、生活に困窮する。または親が亡くなり、子どもが経済的に困窮して生活ができなくなるなどのケースが考えられ、孤独死、親子共倒れという悲劇も起こる可能性があります。

また、最近では、川崎市内で小学校のスクールバスを待っていた小学生らが命を奪われる事件や東京の練馬区で父親が中高年のひきこもりの子どもを殺す悲惨な事件が発生しています。

今回の事件を契機として、市内での現状を把握して、普段から孤立しないように支援をし、見守っていくことや定期的に訪問してケアを図っていくことが必要不可欠であると思います。中高年のひきこもり問題について、市内の現状と支援策について伺います。

次に、介護保険で行える住宅の改修について伺います。

介護保険には、在宅介護を推進するため、手足の不自由な方などを対象にした手すりの取り付けや段差をなくすなどの住宅改修制度があります。この改修制度の上限は20万円で、自己負担は、原則として1割となっています。本市でのこの制度の利用状況と申請手続きなどについて伺います。

1つ目として、この制度を利用できる対象者の範囲と申請手続きについて。

2点目として、この制度の対象者への周知と市内での利用状況はどうか。

3点目として、手すりの取り付けや段差の解消以外に、この制度でできる改修工事はあるのかどうか伺います。

以上で私の質問を終わります。よろしくご答弁のほどをお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

14番、相吉正一議員の8050問題における、中高年のひきこもりについてのご質問にお答えいたします。

市内における40歳以上のひきこもりの状況は、平成27年7月に県が実施したひきこもり実態調査では、32名でありました。支援策としては、県のひきこもり地域支援センターと連携し、平成29年度にひきこもりについての正しい理解と知識を深めるため、民生委員児童委員の方々を対象にひきこもりサポーター養成講座を開催し、現在41名の方がサポーターに登録していただき、体制を整えているところであります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

14番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

介護保険で行える住宅の改修について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、在宅介護住宅改修制度の対象者の範囲と手続きについてであります。

居宅介護住宅改修のサービスを受けるためには、要介護認定を受けている必要があります。申請については、はじめにケアマネージャーや市の窓口にご相談していただき、工事を始める前に必要書類を添えて事前申請を行っていただきます。申請受付後、担当による現地調査と確認により、適正と判断した場合、工事に着手し、完了後、工事費用については、全額を施工業者にいったん支払い、領収書を添えて事後申請をしていただくと、後日給付費として自己負担分を除いた金額をお支払いいたします。

次に、制度の周知と利用状況についてであります。

介護に関する相談に来られた方に対し、制度の説明を行うとともに、介護サービスについての説明を行っております。また、本庁および各総合支所の窓口にも、介護保険制度を網羅した内容の冊子を設置するほか、市の広報紙やホームページで周知を行っております。利用状況については、昨年度64件の利用があり、利用者は増加しております。

次に、制度の対象範囲についてであります。

居宅介護住宅改修サービスでは、手すりの取り付けや段差の解消のほか、転倒による重症化防止や、在宅生活を継続するために、滑りにくい床材や移動しやすい床材への変更、開き戸から引き戸への取り替え、扉の撤去、ドアノブの変更、和式から洋式への便座の取り替えがあります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

○14番議員（相吉正一君）

2項目について、再質問をさせていただきます。

最初に8050問題について、2点再質問をいたします。

1点目として、本年3月発表の内閣府の調査によれば、40歳から64歳までの引きこもりの状態の人は全国推計では61万3千人とのことです。先ほどの答弁では、北杜市では32人ということでした。本市は現状32人ですが、相談できる体制づくりはできているのかどうか。先ほどの答弁では県の支援センターと相談というような答えでしたが、相談できる体制づくりはできているのかどうか。特に中高年のひきこもりの深刻な問題は、本人と家族の高齢化に伴う困窮と孤立の問題だと思います。今まさに孤立する家族をつなぐ支援が求められていると思います。現在、閉鎖された社会環境にあります、なかなか情報も公開できず、また非公開の面もありますし、大変難しい問題ですが、そのへんについて伺います。

2点目として安心できる居場所への参加、その人の段階に応じた支援と家族を孤立させないようにすることが大変重要であり、生きていくための支援が必要だと思います。今、社会から寛容されなくなり、労働環境も厳しさを増す中で誰もがひきこもりに陥る可能性があると思います。ひきこもりの人を排除するのではなく、ひきこもりの人を孤立に追いやる社会にこそ目を向けるべきではないかと思います。

参考までに川崎市の家族の方は行政に14回相談していましたが、この事件を防ぐことができなかつたと聞いています。この問題は大変デリケートで難しい面がありますが、心のケアを継続的にやっていくことが大切だと思います。

以上、2点についての見解を求めます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

相吉正一議員の再質問にお答えいたします。

2点いただいているかと思いますが、まず相談できる体制は十分なのかというご質問に対してでございます。

市では福祉相談窓口を設置しまして、自立支援相談員を2名配置する中で、保健師や精神保健福祉士、それから社会福祉士が家族などからの相談に応じて適切な関係機関へつなぐなどの対応を行っております。

また、家族にひきこもりの方がいらっしゃるということは、非常に心配なことでもあります。どうしたらいいのかという家族の解決方法が見つからずに、諦めてしまって相談に至らないというふうなケースも、中にはあるかと思えます。そういったことも推測できます。それで相談窓口には、これまで諦めてしまっていた方が生活に困窮してしまったからとか、あと親が介護を受けるようになったなどのことから、このところ相談が多くなっているというふうな状況もでございます。市ではこういった相談を受けまして、こういった相談は非常にデリケートな問題でありますので、一つひとつのケースに対して支援調整会議というのを開いてございます。そこでスクリーニングとプランニングを行い、慎重に対応を進めております。

次に2つ目のご質問で、安心できる居場所への参加はというご質問についてでございますが、まずは家族の話を書くという家族支援が大切であるというふうに思っておりますので、家族が発するSOSをきちんとキャッチして、寄り添って継続的な支援を行っております。また、今年度からですが、ひきこもりサポーターの方のご協力を得て、当事者や家族に自宅以外での活動の場所を提供して習慣化した生活に変化をもたらせるとか、自己肯定感を取り戻すためにレクリエーションや作業体験などの集団活動を行ってもらおうという、AG活動と言うんですけれども、そういったものも行いながら支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

最後に介護保険で行える住宅の改修について、再質問をいたします。

先ほどの答弁では、市内では64人という利用者がいるということでしたが、私はこの制度、要支援1から2、要介護1から5、3とか5の人は要介護の方は使わないと思いますが、約2千人以上の対象者がいると思っています。せっかく、利用者が大変少ないとの先ほどの答弁でしたが、これからの取り組みについて、どのように考えているのか。せっかくこのように良い制度があっても、利用者がいなければ大変もったいない話だと思います。この制度の周知と利用者の促進を図っていただき、在宅福祉介護のさらなる推進をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

14番、相吉正一議員の再質問にお答えいたします。

ご質問がこれからの事業の取り組みと併せ、周知をお願いしたいというご質問だったかと思  
います。

近年は介護保険制度については、要介護状態になることを防ぐということで、予防を重視し  
た取り組みを積極的に行っているというような状況になっております。そんなふうな中で、こ  
の事業は手すり等や階段等の段差を解消するというところで、転倒をすることによって骨折等の  
重症化をしないために大変効果がある事業というふうに感じておりますので、積極的に利用を  
していただきまして、住み慣れた自宅において安心して生活ができるようにというふうにか  
えておりますので、市としましてもケアマネージャー等を通して周知することと併せまして、市  
民の方には気軽に地域包括支援センターのほうにご相談をしていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

○14番議員（相吉正一君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで14番議員、相吉正一君の一般質問を終わります。

次に無所属の会、1番議員、栗谷真吾君。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

残り時間がちょっと少ないので、早口になってしまいますが、よろしく申し上げます。

図書館のあり方について、質問させていただきます。

図書館は、まちづくりの重要な拠点となる施設だと捉えています。また、これからの社会を  
築いていく子どもたちにとって、図書館機能や事業の充実は、人間として成長していくため  
にとっても意義のあるものだと考えています。

そうしたことから、北杜市での図書館の未来をどのように考えているのかを含め、以下質問  
します。

1. 市が考えている理想の図書館像とは、どういったものか。また、参考にしている自治体  
などはあるか。
2. 図書館運営において、市が掲げる成果目標とは具体的にどういったものか。
3. 現状の図書館運営の中で、市として認識している課題とは何か。また、その課題に対す  
る解決策は実施しているか。
4. ほかの自治体では、図書館で様々な取り組みが行われています。例えば、例を挙げると  
ナイトライブラリー、まちライブラリー、一箱古本市などです。市としてこのような取り  
組みを積極的に行っていく考えはありますか。また、仮に市民から自主企画でこのような  
取り組みを行いたいというような相談があった場合、市や図書館としてどのような協力体  
制を築いていくのか。

5. 図書館主催のイベントは、年間どの程度開催されているか。また、どのような内容のイベントが開催されているか。

6. 図書館ボランティアの活動内容は、具体的にどのようなものがあるか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

1番、栗谷真吾議員の図書館のあり方における、理想の図書館像についてのご質問にお答えいたします。

本市の8つの図書館は、多くの市民が集う、総合支所やホールなど複合施設にあることから、地域の特色を活かした、生涯学習の場としての役割も担っており、人口減少や少子高齢化が進む中において、子どもからお年寄りまで、幅広い層の市民との協働による運営の下、地域住民が集い親しまれる図書館を理想としております。

本市においては、地域のボランティアの皆さまと協働で図書館まつりや読み聞かせ、古本市など各種イベントを開催し、地域づくりの一翼を担っていただいております。併せて、今後も図書館事業から地域活性化に成功している、他市町村を注視しながら、一層魅力ある図書館づくりを目指してまいります。

その他については、教育長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

1番、栗谷真吾議員のご質問にお答えいたします。

図書館のあり方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、図書館運営の成果目標についてであります。

本市の図書館は、県内においてレファレンスサービスの利用率が高く、利用者が気軽に相談できるサービスに努めております。また、住民1人当たりの貸し出し数が、県平均5.3冊に対し、北杜市は7.3冊と高く、アピールできる一つであります。

次に、図書館運営の課題と解決策についてであります。

子育て世代の図書館利用を促進するため、おはなし会やイベント・展示会など、効果が得られる周知方法として、SNSの活用があります。幸い、図書館ボランティアからの協力要請があることから、子育て応援課やほくとっこ元気課と連携の下、子育て関連事業の情報を一本化し、おはなし会やイベントなどについて「ママ記者ブログ」へ、図書館独自の記事を掲載する体制を、確立してまいりたいと考えております。

次に、図書館運営の取り組み、市民自主企画への協力体制についてであります。

子どもからお年寄りまで、幅広い層の市民との協働の下、地域住民が集い親しまれる図書館運営を基本とし、8つの図書館独自に、各世代に親しまれるような、図書館の設立に関する企画イベントや地域住民が主体となって作り上げるイベントなど、様々な取り組みを行っております。

今後も、市民との協働による取り組みを積極的に行うとともに、市民からの持ち込み企画な

どについて、北杜市図書館協議会のご意見等を踏まえ、適切に行ってまいりたいと考えております。

次に、図書館主催イベントの回数、内容についてであります。

図書館主催のイベント回数は、昨年度、8図書館で530回でありました。その多くは、図書館ボランティアの皆さまにご協力をいただいて開催するもので、乳幼児向け定例おはなし会や、本年6月現在116回を数える、一般を対象とした朗読会、また、8つの図書館のコレクションを生かした各種イベント、日本遺産に認定された縄文遺跡に関する本と遺跡の展示会・講演会等、世代を超えて多くの利用者に喜ばれる、多様なイベント内容としております。

次に、図書館ボランティアの活動内容についてであります。

図書館ボランティアの登録者は、24団体187名と個人61名で、職員と連携の下、読み聞かせやおはなし会、自主企画のイベント活動、館内の書架整理や敷地内の環境美化活動など、図書館運営等に幅広くご協力をいただいております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

栗谷真吾君の再質問を許します。

○1番議員（栗谷真吾君）

では、再質問のほうをさせていただきます。ご答弁ありがとうございました。

2点についての再質問になるんですけども、先ほどの答弁で、ほかの自治体の事例を参考に図書館運営を行っていきたいということを伺いましたけれども、先日、過去になりますが清水敏行議員も質問のほうをされていたんですが、昨年10月に文教厚生常任委員会の視察で岐阜市の図書館のほうに行ってきました。岐阜市の図書館というのは、私もすごく個人的には一つの参考になるのかなと思っています。当時の教育長の答弁ですと、今後の図書館づくりの参考にしたいというようなこともおっしゃっていたので、内容等は割愛しますが、岐阜市の図書館でもう1つ、特長的だったのが図書館長を民間登用という形で採用していたということ。外からの柔軟な視点でかなり自由にお任せするような形で図書館に新しい風を吹かせていたというのが印象的でありました。おかげで来場者も格段に増えて、全国からも多く視察に来るようになってきているというようなことをお話されていたというのを記憶しています。

もちろん北杜市の現在の図書館長もとても熱意のある方で、一生懸命、図書館運営に取り組まれているというのは耳にしていますけども、今後の中でそのような図書館長の民間人登用の検討も一つ面白いのかなと思いますが、その点について1点お伺いします。お願いします。

2点目になるんですが、答弁の中で様々なイベント等の取り組みをしているというのが分かって、積極的に事業をされているなというのが理解できたんですけども、1つ懸念としてるのは、逆にイベントを開催しすぎていないかというふうに考えることもできると思います。要は何が言いたいかという、イベントの中には参加者が少ないものもあると聞いています。実際、僕も1歳になる子どもがいるので読み聞かせとかに参加することもあるんですが、例えば参加者が2人とか、少ないケースというのもあって、ちょっともったいないこともあるのかなと感じています。

そうした中で、図書館に限った話ではないんですけども、職員の方々が日々こなさなければいけない業務がたくさんあって、夜遅くまで働かれていたり、なかなか有給休暇とかも取れな

いというようなことも伺っていますので、ぜひイベント等を開催するのはいいんですが、要はもう少し精査した上で、一つひとつの質を高めていくということも必要になるのかなと思います。そちらの見解を合わせて2点お願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

栗谷真吾議員の、ともにあゆむ会の再質問にお答えさせていただきます。

まず第1点、今後の図書館運営についてだと思っております。

先ほど答弁をさせていただきましたけども、北杜市の図書館の運営についての理想像ということで、まず3点ありまして、まずは図書館の本来の機能、蔵書の数とか資料、こういうものの充実、これが第1点だと思っております。続きまして、答弁にもありますけども、8つの図書館、それぞれの立地条件等がございます。そういう地域の特色を生かした中での生涯学習の場としての図書館像。また人生百年時代を迎えて、子どもからお年寄りまで気軽に立ち寄れるような図書館像。こういう3つの理想をしております。

議員ご紹介の岐阜市のほうでしょうか、図書館長が民間の方でというようなご提案でございますけれども、これについては現在のところ考えてはございません。

続きまして、イベントの数、答弁の中で年間530回というような、非常に多くの図書館ボランティアの皆さんの協力を得ながら開催をさせております。その中で、事業の内容精査、イベントの内容精査をしたらどうかということでございますけども、これにつきましては、市の事業でも同じなんですけれども、PDCAサイクル、こういうものを十分まわしながらやっていきたいと思っております。内容といたしましては、図書館協議会に諮りながら精査というか、協議をしながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

土屋副市長。

○副市長（土屋裕君）

ただいま、教育部長の答弁におきまして、冒頭におきまして1番、栗谷真吾議員の会派、誤った会派でお読みしたということに対しまして、この場でお詫びを申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

すみません、内容ですけれども、会派名につきまして無所属の会、1番、栗谷真吾議員のご質問と言うべきところを、ともにあゆむ会というふうな発言を申し上げました。大変申し訳ございませんでした。以後、しっかりとしてまいります。

○議長（中嶋新君）

失礼いたしました。認めます。

答弁が終わりました。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

現無所属の会の栗谷真吾、再々質問させていただきます。

市長にお尋ねしたいんですけども、渡辺市長は今、図書館を利用することがあるのかなと思っ

ていて、日々、仕事が大変忙しいのは理解するんですけども、そういったときにこそ、ほっと一息つけるのが図書館なのかなというふうに僕は思っています。図書館という施設は、なかなか成果目標のようなものの設定が難しいんですが、単に来場者を増やせばいいというものでもないと思っています。ただ、数値では見えない、地域を元気にするための要素はたくさん詰まった場所だと思っています。ぜひより一層、魅力的な場所にして、職員の方が楽しく働ける環境であり、そして利用者が幸せになれるような環境をつくってほしいと思いますので、ぜひ見解のほうをいただければと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

私も大変、読書は好きで読みますけども、図書館に行ってゆっくり読むということは、今、時間的に大変厳しいものがありますので、興味のある本は市役所から図書館に取り寄せております。

そして、そのほかの、それぞれ職員ですけれども、大変、図書館を巡って歩いたりとか、様々な資料を置くときには、それぞれの図書館に行って資料も置いておきますので、それぞれの職員も大変図書館を巡るということは、それぞれの機会にしております。それぞれの図書館内容、それから図書館については、ゆっくり読むことはありませんけれども、立ち寄ることは数多くし、内容を理解しているところであります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで1番議員、栗谷真吾君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は午後1時20分といたします。

休憩 午前11時49分

---

再開 午後 1時20分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後もよろしく願いいたします。

次に無党派、6番議員、清水敏行君。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

4月より早くも2カ月が過ぎました。職員の皆さんにとり、この2カ月間はいかがだったでしょうか。特に新職員の皆さんは、社会人としての高揚感、また戸惑いや不安など思いは様々かと思いますが、市民のためよろしく願いいたします。

職員皆さんの続くそれぞれの人生、オンとオフを分けながら、時に緊張感をもち、初心を忘れないでほしいと思います。

お願いしたいことの1つは、笑顔を大切にしてほしいということでもあります。私自身、反省の毎日ではありますが、思えば思われる、笑顔は笑顔を生んでくれます。また公務員という立場と地方自治の仕事。仕事も大切ですが、自分の健康が第一です。人間、まさしく人と人の間で悩むわけではありますが、笑顔と自分を大切にいただきながらの活躍に期待しまして、以下6月定例会、一般質問をいたします。

大きく4項目、お願いいたします。

まず最初でございますが、本市の今後の教育的課題、中学校統合という考え方についてお伺いします。

本市の小学校統合については、平成31年4月に新しい高根東小学校が開校し、1つの区切りとなりました。平成26年10月設立の高根地区新しい学校づくり会議、そこでまとめられ市へ報告、今日に至りましたが、当時その会議に関わった一人として、大変厳しい選択だったことを覚えております。小学校という存在が、児童はもちろん、その地域にとり、地域の歴史とか、地域の思い出の中心にある重要な存在であるからであります。校舎などは、人格を持った建物でもあるとも思います。故に寂しさもひとしおなのだと、自分の母校でなくても、そう思います。

こうした思いは、中学校でも同じではありますが、一方、その時代に合った教育環境を整えていくことは、その時の大人の責任だと考えますので、今後の中学校のありようを議論し、場合によっては、具体的な方向性が出されるかもしれません。

ただその中で、大切に考えていただきたいことは、各地区の方へ、中学校を取り巻く現状、市の今後の課題等を詳しく伝えていただくこと。以前の各地区説明会、4カ所、これは白州町、武川町、明野町、高根町と4地区出席させていただきましたが、その各地区による違いを実感いたしました。そのときの意見等も踏まえ、まずは広く深く話し合う場をお願いしたいのであります。

そんな思いを込めながら、以下ご質問いたします。

1. 各地区へは、答申を受けた後、説明会をとるのでしょうか。議論を深めるため、答申と並行して各地区への課題投げかけはいかがでしょうか。
2. 中学校統合ということに対する、本市の考え方、基本姿勢をお伺いいたします。

次に、大きな項目の2でございます。交通事故対策についてお伺いいたします。

まったく罪のない人間を、ある日突然襲う事故や事件。そしてあまりの理不尽さに怒りを、悔しさを抑えきれない事件や事故の多いこと。被害にあった人たちの、あったであろうこれからの長い人生の時間。その無念さを思うと、いたたまれない気持ちになってまいります。ここでは、交通事故について、その事故対策、防止策などについて、お聞きいたします。

これは新聞報道ですが、内閣府調査によれば、80歳以上の26%が車を運転。ほとんど毎日が7割とのことです。年齢で、また支障あれば「やめよう」が80.2%の一方、年齢や身体的な支障の有無にかかわらず「続ける」が11.5%とのことです。個人差もあり、一律の判断は難しいわけではありますが、ただ客観的にみる視点は大切かと思います。

そこで、お互いの人生を、場合によっては大きく狂わせてしまう交通事故対策について、ご質問いたします。

1. 本市としての交通事故防災対策は、どのようにされていますか。また、高齢者ドライバーの交通事故防止対策は、どのようにされているのでしょうか。

2. 例えば、ドライブレコーダーは、交通安全や、運転意識の向上に有効なツールと考えます。自治体によっては、高齢者へ無償で貸し出し、職員が個別診断をしているところもありますが、その推奨のため、まずは高齢者への補助金制度などのお考え、検討などはいかがでしょうか。

3. ドライブレコーダーは、本市の公用車には何台か装着されていると思いますが、本市の公用車の総台数、そのうち何台装着されているか。また、その機能は。これは前だけなのか、前後なのか、そのような機能はどうでしょうかということであります。また、事故のみならず、職員の安心感、防犯上の効果もあり、全車への装着が、できれば前後型、車の前とうしろの前後型を提案いたしますが、いかがでしょうか。

続いて大きな項目の3でございます。前の質問と若干関連はしますが、児童・生徒の通学路安全対策についてお聞きいたします。

通学時、防ぎようのない凶行が現実には起きている中で、本市として、現在の通学路安全対策に加え、どのような対策を考えるのでしょうか。県教育長は、学校の位置や規模から具体的な対策を。また、危険に対し、想像力を働かせ、想定外としないよう話されたかと思います。私は、求められる学校対応の難しさを思いながら、以下ご質問いたします。

1. 本市のこうした事案への新たな取り組み方、考え方はいかがでしょうか。
2. 教職員が異動になっても、継承される地域とのつながりが住民と共有されること、そしてお互いの人間関係力を学校行事、地域行事を通して深めていく。その中で、地域の方に子どものことを知っていただく。自分の子や孫のように、自発的に見守っていただく。学校周辺の目が、子どもたちに向けられる。PTAを含め、関係者が連携し、そんな自然の見守り形態をつくっていくことが、これまで以上に重要になると考えますが、いかがでしょうか。

最後の大きな4項目でございます。北杜市土砂災害ハザードマップ、三分一湧水地内指定について、お伺いいたします。

本市の八ヶ岳南麓高原湧水群の三分一湧水は、名水百選として、また観光資源としても大切な湧水であります。何より農業用水として、重要な役割を果たしています。1日の湧水量は8,500トンとのこと。

この場所を本市の土砂災害ハザードマップで見ますと、土石流の土砂災害特別警戒区域に入っています。ここの河川、高川にかかる高川橋には、県の看板があり、「土石流危険溪流 富士川水系 高川 土石流が発生する恐れがありますので十分注意してください。山梨県」とあります。想定外を想定した対策が急務であります。

ここへは、天皇陛下が皇太子様時代にご視察されておりますし、第8回世界水フォーラムにおきましても、三分一湧水をご紹介いただいております。国際的な場でご紹介いただいた三分一湧水であります。そこで市長へご質問いたします。

1. 世界に誇る三分一湧水。市民にとり極めて重要な水資源。万一の場合に備え、それを守るために、市長から山梨県へ、一刻も早く土砂災害特別警戒区域解除対策を講じるようにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、よろしくお聞きいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

6番、清水敏行議員の児童・生徒の通学路安全対策における、通学路安全対策の新たな取り組みについて、ご質問にお答えいたします。

学校では、学校安全計画、危機管理マニュアルを基に、登下校時における児童生徒の安全確保に努めておりますが、教職員の取り組みだけでは限界があり、保護者や地域住民、警察との連携が必要だと考えております。

登下校時には、防犯対策を含め、北杜市専門交通指導員やスクールガードリーダーをはじめ、地域の皆さまによる見守り活動が行われております。川崎市の児童殺傷事件を受け、市教育委員会では、児童生徒の登下校の見守りを警察に依頼するとともに、学校を通じて、保護者・地域の皆さまの見守り活動を、改めてお願いしたところであります。

また、学校では、児童生徒自身が危険を予測し、自ら回避することができるような安全教育を行っておりますが、家庭での日常会話の中で身の守り方や危険回避の方法など、親子で話し合っただくことも大切であると考えております。引き続き、児童生徒への防犯教育を行うとともに、現在行っている引き渡し訓練などの機会を通して、親子で通学路の安全確認や登下校時に不審者に遭遇した際の対応の仕方などを学ぶ機会を設け、危険予測、回避能力の育成にも努めてまいります。さらに、学校と保護者、地域住民が協力し合い、「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識の下、登下校の見守りが行われるようさらに取り組みでまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

本市の今後の教育的課題中学校統合という考え方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、各地区への説明会の時期についてであります。

本年度、各学区において中学校統合における今までの経緯や課題について説明会を行う予定であります。来年度以降は、説明会などにおける地域の意見等も合わせて、小中学校適正規模等審議会で協議検討し、地域の意見を反映させて、審議会の答申としてまいりたいと考えております。

次に、中学校統合の考え方についてであります。

少子化に伴い生徒数が減少する中で、学校の適正配置は避けては通れない課題ではありますが、審議会において慎重に審議していただきたいと考えております。

次に、児童・生徒の通学路安全対策における、地域と連携した見守りの体制についてであります。

市内小中学校では「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識の下、保護者や地域住民によるスクールボランティアや安全パトロール、また、北杜市専門交通指導員やスクールガードリーダーによる安全確保など、様々な活動が行われております。こうした活動を組織化し、コミュニティ・スクールにつなげることで、学校、保護者、地域の連携が強化され、登下校の見守り活動においても充実するものと考えております。本市の宝である子どもたちが、安全・

安心に登下校ができるよう、登下校の見守り体制の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

交通安全対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、交通事故防止対策、高齢者ドライバーの事故予防対策についてであります。

北杜警察署や北杜交通安全協会と連携し、春・秋の交通安全運動期間中を中心に、交通安全街頭指導において、啓発を図り、交差点やカーブ等の危険箇所での注意喚起により、一人ひとりの意識の高揚を図り、交通事故の予防につなげております。また、交通指導員による保育園児、小学生を対象にした交通安全教室や広報活動、平日早朝の安全指導、高齢者を対象にした交通安全教室を開催して交通事故防止に努めているところであります。さらに、高齢者運転免許証自主返納支援事業により市民バス回数券を交付しているところであります。また、交通安全施設整備事業として、地域の要望により、優先順位を付けながら、カーブミラー等の新設や修繕を実施しております。

次に、ドライブレコーダーに係る補助制度についてであります。

ドライブレコーダーは、交通安全や運転意識の向上にも有効ですが、直接、運転を抑制し、交通事故を軽減できるものではないため、現在、補助事業の取り組みとしては考えておりません。

次に、本市の公用車の総数とドライブレコーダーの設置状況についてであります。

公用車391台のうち、現在のところ122台に設置しております。機能については、連続30分間の走行時の映像と音声記録されるものであります。現在のところ、公用車の新規購入の際には、全車両への装着に向けてドライブレコーダー装着車両を購入しており、今後も順次、設置を進めてまいります。

なお、前後型については、現在、必要ないものと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

6番、清水敏行議員の北杜市土砂災害ハザードマップ三分一湧水地内指定における、土砂災害特別警戒区域解除対策についてのご質問にお答えいたします。

長坂町小荒間地内にあります三分一湧水については、一級河川高川に面しており、県が指定する土砂災害特別警戒区域に入っております。

三分一湧水は、古くから農業用水として利用されており、名水百選にも選ばれていることから、農業や観光面を含め、地域の貴重な水資源であります。また、この地域は、JR小海線の沿線であることから、甲斐小泉駅や小泉郵便局などがあり、地域住民の主要エリアとなっております。

指定解除については、地域住民の安全の確保や重要な水源への影響等、課題も多いことから、慎重に検討してまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

清水敏行君の再質問を許します。

○6番議員（清水敏行君）

それでは2項目めですね、交通事故対策について再質問をさせていただきます。

この高齢者の事故防止に有効と考える対策というのは、いくつかありまして、自動ブレーキ装置、そういう車のみ運転許可すること、あとはマニュアル車のみ運転許可とかいくつかあるんですが、そうした中に高齢者の運転標識ですね。高齢者マーク。これをできれば市として車の前後に奨励を、推奨と言いますか、していただけないかなという、これが1点ですね。

それと、先ほど公用車の総台数の391台、それから装着車が122台ですか。新規については付けていきますよということなんですが、今、付けていない車への装着は可能なかどうか。その2点をお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

6番、清水敏行議員の再質問にお答えします。

高齢者ドライバーの運転マークの装着の推奨ということでございますけども、交通安全につきましては、北杜市単独だけではなくて、警察署、また北杜安全協会と連携しながら交通事故の防止、交通安全運転の啓発に努めているところでございますので、今後そういう各機関と連携する中で、また高齢者のそういう運転マークの装着の推奨を図ってまいりたいと考えております。

次に公用車のドライブレコーダーの装着でございますけども、これから新規購入する車両については、ドライブレコーダーを備えた車両を購入していくということでございますけども、今、装着していない車については、これは公用車の更新計画というのを立てて、順次更新をしていくという考えでもございますので、そういうことから新規購入の際に付けていって、全車両に装置を備えていくというような考え方で、今、進めているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

ありがとうございます。それでは次に、4番目、最後の北杜市土砂災害ハザードマップの件で再質問をさせていただきます。

先ほど、県のほうにお願いをしていただけたという回答だったと思うんですが、西日本豪雨の被害を受けた、その倉敷市、これは真備町地区、これも当然、2016年度にハザードマップを作っていて、そのハザードマップの浸水域と今回の被害の被害区域と言いますか、これがほぼ重なっているということなんですね。ですから、何が言いたいと言いますと、ぜひ

難しい県への依頼、しかも湧水への影響とか、諸々あって単純に工作物を作れば良いという問題でもないと思いますので、そこは大変だと思うんですが、さはさりながらと言いますか、そうは言いながらも実際に、世界的に発信していただいている三分一湧水ですので、市としてできる限りの県への対応はしていただきたいということで、再度確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

6番、清水敏行議員の再質問にお答えいたします。

ハザードマップの指定解除というところかと思いますが、指定解除をするには下流域に土砂等の流出を防止する施設として、砂防堰堤などの整備をしなければならないというところかと思えます。また、その湧水の上流で、その堰堤の工事を行うということになるということが予想されます。それから三分一湧水は、名水百選にも選ばれた貴重な水資源であるということ、工事によりまして、湧水量の減少や水質の変化など歴史のある貴重な水資源への影響について、水脈や地質など専門的な分野において、調査・研究する必要があると考えております。

今後、事業主体となります山梨県との協議をしてみたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

再々質問と言いますか、実際にそういう景観も大事な場所ですので、なかなか難しいかもしれませんが、そういう景観に配慮した何か予防、そういう何か標識と言いますか、なかなかこれも景観上、その場所で考えるのは難しいかもしれませんが、すぐにそうしたことができないというのは私も分かるわけで、ただ、できることがあればやっていただきたいということを申し添えて終わりたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

清水敏行議員の再々質問にお答えいたします。

たしかに景観的な部分に配慮したというところで、今後整備をして指定解除の要望を県にも挙げていきたいと考えております。また、地域へも土砂災害の警戒情報の伝達システムの構築や地域での避難体制の確立など、ソフト面の対策も必要と考えておりますので、その部分につきましても、引き続き検討してみたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで6番議員、清水敏行君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、7番議員、井出一司君。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

大きく3項目、質問をいたします。

まず1つ目として、商店街対策について。

商店街の衰退が大きな問題となってきています。商店街が衰退し、機能しなくなることで買い物弱者が生まれてしまうことが挙げられていますし、商店街の衰退は買い物環境の悪化につながり、地域の人々にとって貴重な買い物場所がなくなることを意味するものであります。また、商店街は地域のコミュニティを形成している機能を備えているとともに、地域の人々が集う場所としての側面を持っています。商店街が衰退してしまえば、地域コミュニティの機能も失われてしまいます。

シャッター通りの広まった原因としては、これは古い話になるわけですが、旧まちづくり三法の中心市街地活性化法、改正都市計画法、大規模小売店舗立地法と、そしてモータリゼーションの2つが言われています。商店街の類型につきましては、近隣型商店型、地域型商店街、広域型商店街、超広域型商店街の4つに分類がされていますが、本市は近隣型商店街、地域型商店街に入る分類であると考えています。

買い物弱者の問題という観点から見ても、近隣商店街、地域型商店街はこの問題を解決する重要な存在となります。

ご承知のとおり近隣型商店街は買い物をする客は、ほとんど、その商店街の周辺の住民で徒歩や自転車などで生活必需品を買いに来る商店街であります。

商店街の景況調査から「全国的に見ると自分の商店街が繁栄している」「繁栄の兆しがある」は全体の3%から5%で、「衰退している」「衰退の恐れがある」は合わせると全体の60%から70%となっています。「衰退している」「衰退の恐れがある」と回答した商店街は、最近減少傾向にあるわけですが、その分、「横ばいである」と回答した商店街が増加していますが、一見すると事態が好転しているようにみられますが、衰退した商店街がそのまま横ばいの状態であると考えるのが自然であります。

次に全国的に見て、商店街の空き店舗について平成12年から平成27年において、商店街の空き店舗率の推移は1商店街当たり、平均で平成12年では3.9店舗、平成27年では5.3店舗と増加しており、15年間で1商店街当たり空き店舗が約1店舗増えているということになります。空き店舗率は平成12年、8.53%でありましたが、平成27年には13.17%まで上昇しています。空き店舗が増加したということは、それだけシャッター化が進んでいるという意味であります。

次に全国的に見て商店街の衰退の原因については、平成15年から平成27年におけるアンケート調査結果では、後継者問題、魅力ある店舗の少なさ、集客力の高い店舗の少なさ、また核となる店舗がないといった集客力の低さであります。

そこで以下伺います。

①商店街の衰退の原因は経営者の高齢化による後継者不足や高い話題性がある店舗、業種が少ないか、あるいはないなどにより、集客力が低下する2点が大きな要因と考えるが、市の考え方を伺います。

②として、後継者問題によって多くの商店街内の店が閉店に追い込まれ、街の景観はさびれたものとなり、商店街は絶滅してしまう恐れがあるが、市として後継者問題に対する対応と対策はについて、お伺いします。

③として、近隣型商店街は大型店舗、専門店などの核を持たない小規模店舗で構成されており、集客力の低下は起こりやすくなるが、北杜高校生と開発した商品などを扱う店舗は話題性があると考えます。本市として魅力ある商品づくりに対する考えをお伺いします。

④空き店舗は、まちのイメージおよび魅力を損ない商店街全体の活力に大きな悪影響を及ぼすと考えますが、本市として空き店舗に対する対応と対策を伺います。

⑤番目として、商店街がにぎわっていたのは、買い物の場所であるなど商店街に行く理由があった。しかし、現在は大型店やインターネット販売など商品を購入する方法は多様化し、人の流れが変わっている。それに合わせ、商店街の役割も変化している。今の商店街をかつての商店街に戻すのではなく、商店街に集客する新しい意味をつくる必要があると言われていますが、今後の商店街のあるべき姿とその対策について伺います。

大きく2つ目といたしまして、集落営農組織について。

農林中金総合研究所によると、集落営農は地域農業の維持存続を図るため、農業集落を単位として農家が共同して取り組む営農であると認識しています。1970年代ごろ、近畿・北陸などで徐々に見られるようになり、近年2007年度に土地利用型農業の担い手の経営安定を目的として導入され、米、麦、大豆など5品目を対象とした水田畑作経営安定対策におき、20ヘクタール以上の集落営農組織が開設をされ、また2010年には農業者個別所得補償制度、2013年度から経営安定対策に改称されたわけですが、対象とされたことで、集落営農は約1万63であったが、2016年には約1万5千台に達している。一方、法人化は集落営農組織に占める割合は、2005年6.4%であったが、2018年には33.8%と急速に増加を見せています。現在の集落営農は、全国の農業集落の約1割以上をカバーしていると考えられます。

しかし、集落営農は近年、集落営農組織数が2010年代に入って停滞気味に推移し、2018年は1万5,111と2017年に比べ減少に転じていることは、将来に向けて不安を感じているところであります。2018年農業新聞の調査が発表され、それを見ると2018年に減収した集落営農組織が7割に達したことが判明、2017年に続いて、減収割合が拡大し、特に大規模経営は大変な状況であります。基幹作物の水稲の作柄の低下が影響しているとともに、他の野菜なども生産量や販売価格の下落が影響していると考えられます。

このような中、北杜市においては、稲作、野菜を中心に営農をしてきましたが、近年、ブドウ、マンゴー、サクランボなど果樹栽培に乗り出している人も出てきており、これは温暖化で果樹栽培にも変化が出てきていることが要因であると考えます。担い手は、このような環境変化への対応とともに経営の効率化に向け、規模拡大や設備投資などに関心を示していますが、高齢化や労働力不足という経営基盤の課題を抱えています。

そこで以下、伺います。

- ①本市の集落営農組織数と規模は。
- ②本市の集落営農組織に対する経営支援等内容は。
- ③集落営農組織が果樹に取り組んでいくことへの考えと支援は。
- ④集落営農組織の課題と市の対応は。

最後に3番目といたしまして、子どもの読書活動推進について伺います。

文部科学省が子どもの読書活動推進に関する有識者会議の論点を2018年に公表いたしました。文部科学省では、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、おおむね5年に一度、子どもの読書活動に関する基本計画を策定していると認識しています。

子どもの読書活動に関する現状は、社会環境、雇用環境の変化から予測が困難な時代対応が求められています。情報社会の進展から多くの情報へのアクセスがしやすくなり、他方、視覚的情報と言葉の結びつきが希薄化してきています。

課題としては、不読率の改善を図ることが必要となっており、特に高校生の不読率は57.1%にも上がり、実に5人に3人がまったく本を読まないということは、由々しき問題であるとしています。その理由の最も多いものが、ほかの活動で時間がない。次に、ほかにしたいことがあるで、行動範囲が交遊関係の広がり、勉強や部活などの活動に力が入り、読書に時間を割くことができないのだということが分かっています。

他の活動で時間がない高校生は、中学生までの読書量が多く、本に親しんできた傾向がありますが、一方、普段から本を読まない高校生は中学生までの読書量が少なく、本が好きでない傾向であると言われていています。高校生になると家族や学校からのアプローチより、テレビや雑誌、ネットなどの宣伝からの情報をもとに読書をする傾向があり、また知りたいことや興味、関心を引くことといった自分に起因するものと友だちの影響などが高い傾向があり、以上からSNSを含んだメディアに高い情報を流す、友人と一緒に読書をする時間を設けることなどが取り組みとしては有効だと言われていています。

国においては、平成25年5月に第三次の基本計画が策定され、この第三次基本計画の中で、平成24年から平成34年の10年間で、不読率を半減させられるとしています。

本市は国、県が策定した第三次計画をもとに、本市の第三次計画の中で、未来の子どもたちが夢の実現に向けて、他者への思いやりを大切にしながら、たくましく、しなやかに生活するために多くの本と出会い、読書の楽しさを知る喜びを体験できるように、家庭・地域・学校・図書館がそれぞれの役割を明確にし、その役割を果たすべく連携・協力しながら、市全体で子ども読書活動を推進していくとして、具体的な方策を示しております。

そこで以下、伺います。

①全国的に見て特に高校生の不読率が高い調査結果が出ていますが、本市の小学生、中学生、高校生の過去5カ年の不読率の状況について伺います。

②家庭・地域等における子どもの読書活動の推進では、(1)として、身近な大人が意欲的に読書活動に取り組み、その姿を子どもが目にするにより、子どもの読書への興味を高め、家庭における読書環境を整えることができるとしています。

(2)として、地域における子どもの読書活動の推進では、種々の活動と読書活動をリンクさせボランティアや保護者等の協力を得ながら、地域からの子どもの読書活動を推進するとしています。

(3)つ目として、行政による子どもの読書活動の推進では、子どもの育成に関わる行政機関は、市立図書館等と連携を図りながら、読書活動を推進していくとしていますが、連携状況ならびに推進状況および課題について伺います。

③学校等における子どもの読書活動の推進では、(1)つとして、学校における読書活動の推進については、学校図書館は、児童生徒の読書習慣を形成するうえで、大きな役割を担ってお

り、その中でも学校図書館は、読書を通じて豊かな人間性を育む活動の拠点である読書センターとしての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援する学習情報センターとしての機能を果たしている。学校図書館がこのような機能を十分果たせるような環境整備を進める必要があるとしています。

(2) つ目として、保育園における読書活動の推進では、保育園においては、保育士が日常的に読み聞かせなどを行っており、園児が読書に親しむ取り組みが積極に行われている。子育て支援センターなどが併設されている保育園もあるため、親子が一緒に読み聞かせを楽しむことができるような環境づくりも必要としています。その推進状況および課題について、伺います。

④として、市立図書館等における子どもの読書活動の推進では、市立図書館では、おはなし会の実施やおすすめの本の展示等を実施し、また地域住民団体やボランティアグループ、学校図書館等の子どもの読書活動の推進に携わる機関との連携を図り、よりよい子どもの読書環境の整備に努めるとしていますが、その推進状況および課題について伺います。

⑤といたしまして、子どもの読書活動推進の啓発・普及・広報の推進については、子どもの読書活動の推進に対する意識向上、理解を高めていくことが重要としています。その状況および課題について伺います。

⑥番目といたしまして、子どもの読書活動推進体制の確立では、子どもの読書活動の推進を図るためには、学校、市立図書館、その他の関係機関および民間団体との連携・協力が不可欠で、この計画を推進するために毎年、調査を実施して進捗状況の把握に努めるとしていますが、連携・協力状況ならびに推進状況および課題について、お伺いをいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

7番、井出一司議員の商店街対策における、魅力ある商品づくりについてのご質問にお答えいたします。

昨年度、次世代を担う高校生が本市の魅力に気づき、郷土愛を醸成することを目的に、市内事業者10社と北杜高校総合学科の生徒76名の共同による商品開発事業に取り組みました。本市の農産物を使用し、高校生の柔軟なアイデアを取り入れた商品は、事業者の度重なる試作品づくりと熱意に支えられ、星空をイメージしたゼリーや桃色のマカロンなど、若い感性を生かした見た目も斬新な作品として完成しました。

立川駅や道の駅こぶちさわで行った販売会では、高校生自らが販売員となり、新たな地域ブランド商品の魅力を伝えながら販売している姿は、自信と誇りに満ちており、改めて本市の魅力や生徒の成長を実感する場面でもありました。本年度は、販売促進を進めるとともに、さらに、高校生との連携により、地域資源を活かした魅力ある商品づくりや定番メニューの開発を推進し、地域ブランドの創出はもちろんのこと、高校生が本市の良さに気づき、この「ふるさと北杜」に住み続けたいと思うような事業となるよう取り組んでまいります。

次に、集落営農組織における、果樹への取り組みの支援についてであります。

本市では、市の地域性を考慮する中で、水田を中心とした集落営農を推し進めてきたところ

であります。そのため、合併以来、多くの集落営農組織が法人となり、地域になくってはならない存在となっております。

今後も、地域農業の中心的な組織として活躍が期待されるところであり、現組織の強化を支援してまいります。

一方、地域の新たな担い手となる集落営農組織の育成の必要性も感じているところであります。近年の温暖化の影響により、作物の適地が変わりつつある中、北杜市においては標高差を生かして、多様な作物の生産が可能となっており、米や野菜のほかに果樹等が生産されるようになってきております。特に、組合や法人組織において、さくらんぼ、いちご、ラ・フランス、マンゴーなどの生産が行われ、品質や味などで高い評価をいただいているところであります。また、醸造用ぶどうの栽培適地として、多くの農業生産法人の参入をいただいている状況であります。このため、市としては、高収益が期待できる果樹を中心とした組織経営も視野に、果樹などの新たな作目に取り組む、営農組織の支援を行ってまいります。また、国や県の補助事業を活用しやすい組織づくりも合わせて検討してまいります。

その他については、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

7番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

子どもの読書活動推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、小中高校生の過去5年の不読率についてであります。

北杜市の小中学生の不読率については、小学6年生・中学3年生を対象とした全国学力・学習状況調査において、「1日どのくらいの時間、読書をしますか」の質問に対し、「まったく読まない」との回答が、平成26年度は小学生10.2%、中学生20.4%、平成27年度は小学生10.8%、中学生19%、平成28年度は小学生24.2%、中学生9.3%、平成29年度は小学生10.2%、中学生18.6%、平成30年度の調査結果を全国の数値と比較しますと、北杜市の小学生10.8%に対し、全国平均が18.7%。また、北杜市の中学生13.5%に対し、全国平均は32.9%となっております。家庭における、北杜市の小中学生の不読率が低いことが伺えます。

次に、高校生の不読率の調査については、山梨県では行われておりませんが、本市図書館の、第三次北杜市子ども読書活動推進計画の策定において、平成29年9月に市内4校の高校生を対象に「あなたは1週間にどのくらい本を読みますか」と質問をしたところ、0から1冊と回答した生徒が多く、69.3%でありました。

なお、本市すべての小中学校において、朝読書に取り組んでおり、不読率0%を目指しております。

次に、家庭・地域・行政の連携と推進状況、課題についてであります。

家庭における読書活動の推進状況は、親子での読書や本の感想を記録するなど、市内すべての小中学校で家読の推進を図っており、学校と家庭の連携により、子どもが本の世界に興味を持つよう、趣向を凝らした取り組みを行っております。また、地域においては、図書館ボランティアや図書館司書により、児童館や放課後児童クラブにおいて、読み聞かせ、おはなし会を開催し、図書館と共催によるイベントは、年間70回前後、実施しております。

なお、課題としては、多くの子育て世代の方が使用しております、SNSを使った図書館独自の情報発信の体制を確立していないことであります。

次に、学校での読書活動の推進状況と課題についてであります。

学校における読書活動の中で、たくましく、豊かな人間性を育むため、年間を通して子どもたちが読書に興味や関心を持つよう、各学校で積極的に取り組んでおります。始業前に毎朝10分間行う朝読書や、家族や親子で読書を行い、感想を書くなどの家読については、全市立小中学校で取り組みを行っております。須玉中学校においては、生徒たちが同じ本を読み、その内容について感想や意見を交わす一斉読書のほか、独自のお薦めカードを作成し、友人に本の紹介をする、読書郵便などの取り組みが高く評価され、平成31年度子どもの読書活動優秀実践校として文部科学大臣賞を受賞したところであります。また、学校の授業で学ぶことと並行し、図書館を利用してさらに学習を深めるための資料の充実に努めております。課題としては、市内で統一した学校図書館運用マニュアルを作成していくことが必要であり、取り組みに向け進めているところであります。

次に、市立図書館での読書活動の推進状況と課題についてであります。

市立図書館では、幅広いジャンルの児童図書について、積極的な収集に努め、資料を充実させ、多くの子どもたちが図書館で過ごす楽しさを提供できる環境づくりに取り組んでおります。また、図書館ボランティアのご協力を得る中で、7カ月相談と2歳児健診の際に、本を通じて親子や家族で過ごすことの大切さを伝えるブックスタート事業への取り組みや、家族で楽しめるおはなし会・イベントの開催も行っているところであります。

なお、多くの事業において、高齢者の図書館ボランティアの方々にもご協力をいただいております。今後、若い世代や男性にも図書館ボランティアへの参加を呼び掛けてまいります。

次に、子どもの読書活動の推進状況と課題についてであります。

図書館で開催される児童向けおはなし会やイベントについては、チラシや市の広報紙やホームページ、ほくとニュースのテロップ等で周知に努めております。しかしながら、現代の子どもたちが得られる情報や媒体は、多種多様であり、子どもたちの好奇心を満たすことができる図書資料の提供が、課題であると感じているところであります。子どもが実際に求めているものと、大人の目線や知識、経験値で薦めたいものの開きが問われていることから、子どもの素直な意見にも耳を傾け、それに応えていく姿勢を大切にしていきたいと思います。

次に、子どもの読書活動推進体制の連携・協力状況および進捗状況と課題についてであります。

学校図書館、市立図書館は、町単位で年3回程度連携会議を開催し、情報交換を密に行い、協力体制を確立しているところであります。また、ブックスタート事業の開催については、ほくとっこ元気課に情報提供を行い、図書館のイベント情報については、生涯学習課で発行している「まなびの杜」へ掲載するなど、他の機関からも読書の推進について協力を得る中で、実施しております。

毎年の調査の実施については、市内全保育園、小中学校の協力を得て、読書活動の取り組み状況に関するアンケート調査を実施し、回答を得ており、課題としては、公立図書館と学校図書館の連携状況に地域差が感じられるため、すべての地域で同一の取り組みができるよう、その実現に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

7番、井出一司議員の子どもの読書活動推進における、保育園および子育て支援センターでの読み聞かせについてのご質問にお答えいたします。

幼児期の読み聞かせ体験は、言葉を学ぶだけでなく、保護者の声や、抱かれた肌のぬくもりを通して愛情を感じ取り、情緒の安定を得るとともに、その楽しさを読み手と共有することで、コミュニケーション能力を身に付けていくなど、子どもが成長していく上で、欠くことができない大きな意味を持っております。親子が利用する、子育て支援センターでは、図書館司書や支援員による、親子読み聞かせなどを通じ、読み聞かせの大切さを保護者に伝え、保育園においては、保育園参観時など限られた機会にはなりますが、保育士による取り組みも行っているところであります。

しかし、保護者に対しては、その効果について引き続き周知が必要であるため、今後も様々な機会を通じて、親子の読み聞かせの大切さを伝えてまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

7番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

商店街対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、商店街の衰退の原因についてであります。

本市においても全国的な傾向と同様に、近郊に大型店が多数立地しており、それに伴う買い物客の流出や、インターネットによる通信販売の利用の増加が、衰退の原因であると考えられます。市内の商店街における買い物客の減少は、店舗経営の意欲の低下を招き、後継者不足、店舗の廃業、空き店舗の増加へとつながり、商店街を取り巻く環境は、大変に厳しい状況にあると認識しております。

次に、商店街の後継者への対策についてであります。

人口減少の進展により、事業経営者の後継者不足は、全国的な問題となっております。市内商店街においても、親族内に後継者が見込めない店舗もあり、特効薬が見つからない厳しい状況にありますが、事業の継続を希望する経営者には、第三者への事業の譲渡など、廃業せずに事業を継続できる方策を講じるよう、努めてまいります。

本年度、北杜市商工会と連携し、経営者の後継者問題や経営課題を把握するアンケート調査など調査を計画しており、収集した情報に基づき、やまなし産業支援機構内に設置されている事業引継ぎ相談センターや商工会、金融機関などと連携し、後継者問題を抱える経営者に対し、支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、空き店舗への対策についてであります。

商店街の活力の再生には、空き店舗を有効に活用することが必要となるため、商工会と連携し、商店街の若手経営者と活性化に向けた検討を行うとともに、活用できる空き店舗の情報を収集し、創業希望者などに対して情報提供することで、空き店舗の解消に努めてまいりたいと考えております。

なお、空き店舗を活用して創業する場合には、店舗の改装経費などの初期投資費用を助成できる、商工会と連携した市の単独補助制度があることから、本制度の活用を図りながら、商店街への出店を促進しているところであります。

次に、商店街の今後のあるべき姿と対策についてであります。

商店街は、単に買い物する場所だけではなく、地域の皆さまが交流する重要なコミュニティの場であると考えております。商店街に足を運んでもらい、にぎわいを創出するためには、店舗が増えることも大事であります。高齢者などが集い交流できるサロンとしての活用や、シェアオフィスとしての活用など、商店街に集客が図られる可能性のある多様な活用策を、商工会や地元商店街とともに、検討しているところであります。

なお、本年10月から、地域における消費を喚起、下支えする目的でプレミアム付き商品券事業を実施してまいります。商店街をはじめ、地域内で買い物していただく絶好の機会となりますので、多くの店舗に商品券取扱い店舗として登録していただき、地域内消費が促進されるよう努めてまいります。

次に、集落営農組織について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、組織数と規模についてであります。

本市の集落営農組織は、21組織あり、そのうち19組織が法人化しており、認定農業者を取得しております。21組織の耕作面積は約350ヘクタールで、1組織当たりの耕作面積は約50アールから59ヘクタールであり、規模の拡大傾向となっております。これらの組織は、農業振興を担う存在として地域に根付いた担い手であり、遊休農地の防止・解消や規模拡大などを図りながら、力強い経営を行うことで地域の農業・農地が守られているところであります。

次に、経営支援の内容についてであります。

市では、組織の育成や組織経営について、必要に応じ県などの関係機関に協力を求め、的確な作付け誘導や経営指導を行い、ニーズに合う支援を行っております。特に、水田を中心に面的農地集積を行っている集落営農組織、16組織については、産地交付金制度により、農業経営の安定と生産力の確保を図るとともに、機械の取得に対する補助も行いながら、麦・大豆などへの生産拡大を促進しているところであります。

次に、課題と対応についてであります。

地域農業を維持し永続的に活動していくためには、個人農業者のみでは限界があることから、地域農業者の集合体である集落営農組織への誘導や新たな集落営農組織の構築を図っていくことが必要であります。しかし、営農組織の運営上の課題としては、構成員の高齢化に伴う、労働力不足や農業機械の更新など設備投資が大きな課題となっております。このため、地域の合意形成を整え、力強い組織構築へ向けた密接な支援を行うとともに、更なる組織強化のための法人化移行を支援し、設備投資についても、各種補助事業の活用を提案し、収入の安定化のため、産地交付金制度などを活用し、支援を図っているところであります。

また、本市では、農政課内に担い手担当を置き、担当内に新規就農指導員を配置する中で、新規就農希望者の相談を受けるとともに、集落営農組織の会議などにも職員が出向き、就農者に寄り添い、相談しやすい環境を整えております。また、就農希望者の中には、組織での就農や研修を望む方もいることから、マッチング支援を行うことで、組織の新たな担い手の確保と就農支援を引き続き実施してまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は2時45分といたします。

休憩 午後 2時29分

---

再開 午後 2時45分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

当局の答弁が終わりました。

井出一司君の再質問を許します。

○7番議員（井出一司君）

それでは、項目ごとに質問をさせていただきます。

まず、商店街対策についてであります。後継者問題につきましては、非常に難しい問題であると私も承知をしているところであります。後継者については、事業主に近い方などを第一に考えることは当然であります。これは先ほども若干、答弁の中でも触れていると思いますが、それがかなわないときというところで考えてみたということですが、見方を変えて従業員、商売に興味がある人などを対象とするとともに、ほかの活用なども考慮して事業主の理解を得て、店舗および店舗活用の継続を図る努力はしていかなければならないと考えますが、その市の見解についてお聞きをしたいと思います。

次に、集客力についてですが、大型店だけが集客力があるのではない、これは当然、そのとおりだろうと思います。小売店でも魅力のあるものを扱うことにより、集客力ができると思います。例えば先ほどの答弁の中でも関連があるわけですが、北杜市のソウルフードを創出するという事で、市内飲食店とともに地産地消をテーマにメニュー開発を行っていること。またHOKUTO SAKE GURUGURUと称して、食と酒をバスで結ぶイベントなどは大変話題性があるとともに、集客にもつながるのかなど、このように考えておりますので、これらについて積極的に対応していくことは必要であると思います。

ただ、成功するにはどうしても地元の人たちのやはり理解が必要だと私は思っています。ですから、しっかりと地元の人たちへの周知を高めていくということをしてもらいたいということと併せて、しっかり市内外への啓発を行うことも成功の大きな要因となると考えますが、これについての見解、対応を伺うわけであります。

さらに異業種を集めての商売をしていく、昔は同じ商売についてはいろいろな形の中で、なかなかうまくいかなかった面があるわけですが、今日の状況からすればそんなことは言ってもらえるような商店街の状況ではない。そういう観点の中で、同業種であっても力を合わせた中で、店の力を合わせて、その店の特色のある商品などを集めて商売をしていくということも話題性が出てくるかなど思っていますし、集客にもなると思っています。これを行うには、どうしても誰か中心になるコーディネーターが必要となりますが、こういうコーディネーターを設置して、商店街の活性化を図っていくお考えはあるかどうかを伺います。

次に、空き店舗が商店街の魅力を損なってしまうことは自明の理でありますし、皆さんご理解がいただけるわけですが、店をやめても生活基盤がそこにあるなどで、大変難しい状

況であることは承知をしていますが、すべてが駄目ということではないかもしれませんので、これは根気よく家主と話し合うことが大事だと考えます。

例としてよかったかどうかは別として、葦崎市のアメリカヤですが、これは私もアメリカヤ、今の状況がどういうふうな所有権のあれになっているか分かりませんが、たまたま私も葦崎のほうに行っていて、アメリカヤの息子とは同級生ということで、いろいろな形の中でアメリカヤを利用したわけでありますが、今回、葦崎市のアメリカヤでいろいろの活用ということが新聞や何かで報道され、それなりの話題性があったということでもあります。

そこらへんのところを考えた中で対応していくのも一つの手かなと思っていますので、よろしくお願ひしますということと、せっかく市長の中で長坂総合支所のほうへ移住定住・しごと相談窓口をやったわけでありますから、当然、移住なので家を、そこに住んでもらうというのが主であります、それと一緒に商売的なところについてもなんらかの助言等々をやっているんだらうと思いますので、そこらへんを一つよろしくお願ひをしたいと思ひます。

また、現在、活用可能な空き店舗の把握をしているかどうか、ここらへんについてお聞きをしたいと思ひます。

そして確認ですが、買い物の場所である商店が時代とともに、環境変化の中で従来の目的とは違った、ほかの目的を持ったまちづくりの観点から、多様な活用策を検討していくことを言っていたと思ひますが、どのような形で、どのような組織などで検討していくのか伺いたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

井出一司議員の再質問にお答えいたします。

大きく4点ほど、ご質問いただいていると思ひます。

まず1点目でありますけれども、後継者問題ということで、身内に後継者がいない場合に、従業員とか第三者の方にその商店を活用していただく。あるいはそこを店舗として継続を図っていく方法についてということのご質問であったと思ひますけれども、優良な事業を行っているにもかかわらず、親族内に後継者がいないため、廃業に追い込まれることは雇用の維持や地域経済にとって損失となります。従業員や第三者に事業を承継し、事業を継続していただくことが重要だと考えておりますので、これにつきましては商工会で、先ほど答弁で申し上げましたように、商工会と一緒にアンケートを実施したいと考えておりますので、このアンケートの結果等で、従業員や第三者への事業継承を希望する事業者の情報を把握していきたいと考えております。

また、やまなし産業支援機構内に設置されております事業引継ぎ支援センターがありますけれども、商工会やこちらと連携をする中で、この事業を、このような内容を支援していきたいわけですが、この事業引継ぎセンターでは、課題に向けた相談を無料で応じていたり、また引き継ぎ先のマッチングということで、M&Aの支援も行っているということでございますので、このような組織をしっかりと活用していきたいと考えております。

続きまして、2点目になりますけれども、集客力ということで、先ほども答弁の中で新しい高校生との取り組み等も紹介させていただいたわけですが、これらを進めるに

あたっては、地元の人たちの周知と理解を深めることが成功の大きな要因になる。それに対しての対応ということで、ご質問いただいたと思いますけれども、本市の恵まれた農畜産物である地域資源を活用し、魅力を発信していくためには地元事業者や農家の方の皆さまにご協力いただければならない状況であります。こうしなければ実行ができないと考えております。事業を展開するにはしっかり、そういう関係者の方に説明をして、ご理解をいただく中でやっていきたいと考えております。

また、よいイベントを行っても地域の皆さまに参加していただかなければ、当然もったいない内容でもありますし、地域全体でイベントが盛り上がり、成功するようにしていかなければならないということでもありますので、チラシや広報などを活用して周知に努め、地域の皆さまの参加が増加するように努めてまいりたいと考えております。それに併せて最近のことでもありますから、SNSなどを活用して情報発信にも力を入れて市外への集客についてもしっかり対応してまいりたいと考えております。

そんなようなことをしながら、高校生が開発した商品のさらなる展開とか、またHOKUTO SAKU GURUGURUのようなイベントについても、しっかりPRをしていきたいと考えております。

その関連で、異業種を集めて販売したり、特色ある商品を集めて販売していくというような新しい売り方についての考え方、またコーディネーターが必要だけれども、そういうものを設置できないかという質問だったと思いますけれども、これにつきましても、異業種を集めた取り組みや複数の事業者を集めて事業展開をするためには、どの年代、誰をターゲットにどんな販売戦略を行うかなど、コンセプトの設定が重要であると考えております。このために、これにつきましても商工会と連携を図る中で、売れる商品づくりを行い、持続性のある商品価値とするためのマーケティングに精通した専門家による助言をいただきながら、事業展開をすることが成功への近道となるため、専門家派遣事業などと連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

3点目でございますけれども、空き店舗が商店街の魅力を損なってしまうことは、先ほどから話が出ているとおりでありますけれども、こんな中でこの店舗を活用するためには根気よく地主と話し合うことが大切ということでもあります。これについても、しっかりそういう対応をしていきたいと考えておりますけれども、その中で移住定住・しごと相談窓口との連携ということでございます。長坂総合支所に設置しております移住定住・しごと相談窓口には、非常に多くの方が訪れておりまして、この中には事業、あるいは北杜市でお店をやってみたいというような方も訪れると聞いておりますので、しっかりそういう方を取り込みながら、創業したい希望者に対しては、空き店舗の活用をして開業するという一方で、空き店舗情報を案内し、またそれには、市のほうで行います創業の補助金等を活用する中で、空き店舗が活用できればよろしいのかなと考えているところでございます。

また、その中で空き店舗情報を把握しているかということでございましたけれども、現在、活用可能な空き店舗の物件の把握については、数件、把握はしておりますけれども、具体的な数字というものはまとめていない状況にあります。今年度、商工会と連携して聞き取り調査などを行いながら情報収集には努めてまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、4点目でございますけれども、商店街対応ということで、あくまでも商店街は買い物の場所だけではなくて、地域のコミュニティの場所ということでございます。

あくまでもこの地域のコミュニティとなる商店街を今後どのような形で、これはまちづくりの観点から守っていくのかということ、どう考えているかというような質問であったと思いますが、これは先ほど答弁の中でも申し上げましたけれども、空き店舗の活用方策としては、ただ単に店舗として利用するだけではなく、地域住民の暮らしに寄り添うコミュニティの場になることがまちづくりの観点から必要と考えているところであります。

このようなことから、市として、このようなことを検討する組織をつくって、検討を行っていきたいと考えているところでございます。このような組織については、商工会や地元商店街、県、金融機関、不動産業者などを構成員とした組織が考えられますけれども、このような組織をつくりまして、今後検討を図っていききたい、そんな中で空き店舗については補助制度もありますから、そういうものの活用も図りながら、ほかの活用の方法も、店舗としてではない活用方法も考えながら、地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

再々質問させていただきます。

今、商工会との連携という言葉が何回か出てきています。当然、商工会との連携をしていくことは大切であると思います。この質問をして、私は聞いている人たちが天つばみみたいな話に思われるかもしれませんが、私も退職してから何年も経ってしまして、商店街の状況も非常に私がいたころより、さらに悪くなっているということで、これについてはなんとかしていかねばならない、そんな思いの中で聞いているわけですが、その中で連携をしていく、そういう点から考えて、いろいろ今、商店街の対応というのは遅きに失している部分があることは分かっているらっしゃるんだろうなと思っています。ですから連携しながらしっかりアンケートを取ったり、いろいろする。それを早急にやって、答えを出していってほしいなと、これは一つ、もう一度再確認をしたいと思います。

そしてもう1点ですが、集客の面から考えて、例えば北杜高校生と地元の業者が、先ほどありましたようにコラボとして開発した商品を、今のところは反響を見る意味で、他市町村でイベントということですが、評判が良いようですので、この商品、せっかくコラボして作ったということですので、ご当地商品と、こういうような形の中に持ち上げていって、またその商店でもしっかりとそれを宣伝する、また行政としてもそれをしっかり支援していくというような格好で、ここらへんをやっていくと、また集客につながるかなと、このように今、感じたところですが、これについての見解をお願いしたい。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

井出一司議員の再々質問にお答えいたします。

商工会との連携ということで、議員も長く商工会に携わっていただく中で、市と連携をしていろいろな事業に取り組んでいただいたわけですが、退職してから何年か経っていると

いうことの中で、早い対応ということでございますので、これにつきましてもしっかり商工会の皆さまとも話し合いをする中で、地域の方を巻き込んで早い対応をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

次に、高校生のコラボ商品、新しい商品をご当地商品として活用していく、非常に良い取り組みということでございます。

これにつきましても、市のほうではしっかりPRを図りながら、協力してくれた店舗の皆さまを支援しながら、この地域の特産品として磨き上げていきたい。また、同じような商品をさらに今後も開発していきたいと考えておりますので、ご協力のほうをお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

次に、2番目の再質問をさせていただきます。

集落営農組織についてということですが、組織強化のための法人化移行を支援していくとのことですが、法人化支援、この組織に次代を担う新たな担い手などが入らなければ、地域農業の位置を前進させていくことが難しいと考えるわけですが、就農希望者とのマッチングは理解をするわけですし、これを進めていってもらいたいと考えていますが、これをどのように新たな担い手に理解をしてもらうのか。また、どのように新たな担い手の確保を行う支援をするか、この点について見解を伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

井出一司議員の再質問にお答えいたします。

集落営農組織の担い手対策ということで、ご質問いただいております。担い手を確保する、これをどのように行っていくか、これに対する支援策というご質問でありました。

新規就農を希望する方には、当然、相談者の要望等を伺う中で助言やアドバイスを現在、行っているところでございますけれども、こんな中で就農先としまして集落営農組織を紹介しているところでもあります。また、自分で就農したいという方についても、就農するまでの研修機関として集落営農組織を紹介して、そういう中で集落営農組織に関係を持ってもらうようなことも行っているところであります。

また、農業経営の法人化を目指す場合につきましては、市のほうで補助金がありまして、この補助金を活用していただけるよう紹介をする中で、法人化を行っていただくということで行っております。法人化することによって、ある程度、収入等の見込み等ができますので、そういうことで新しい後継者と言いますか、担い手の方を、新しい組織に迎えることもできるようになりますので、まず法人化を進めていただけるように支援をしているところであります。

また、どうしてもこれから営農組織は高齢化をしていきますと、どうしても若い人たちを入れていかなければ、今の段階はいいかもしれませんが、これから先、だんだん厳しくなってくるということになると思います。そんな中で、市としましては、法人組織に若い人たちが

入るためには、やはりこれから年間報酬であるとか給料制とか、そういうことも、企業的な経営も考えていかなければ、なかなか新しい若い方を入れていくことは難しいということになると思いますので、これらにつきましては、そういう企業経営のアドバイスができる、あるいはコンサルタントができるような方についても、農政課のほうで支援内容として、そういう方を各法人に送り込めるような支援策も検討する中で、新しい担い手の確保というのを図っていくことを考えていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

井出一司君の再質問を許します。

○7番議員（井出一司君）

それでは最後の、子どもの読書活動推進についての再質問をいたします。

本市として読書活動を積極的に取り組み、その取り組みが認められて、大臣表彰を受けていることに対しては、大変評価をしているところであります。先ほどの答弁の中でもそれなりの形の中で対応しているということが分かったわけであります。ただ、まったく家で読書しない児童生徒もいることから、この解消と高校生の読書率の向上を図っていく必要はあると考えています。読書の推進を図るということで、自治体によっては読書通帳なるものの手法を取って、これが効果を挙げているということを知っていますが、これについての本市の考えを伺いたいと思います。

そしてもう1点、家庭・地域・行政の連携と推進状況の課題で、SNSは課題ですと、こういう答弁があったかと思いますが、このSNSを使った情報発信の体制の発信をしていくことは時代に合った対応であると思いますので、このSNSの対応の状況、予定状況、また今後について見解を伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

7番、井出一司議員の再質問にお答えをいたします。

子どもの読書活動の推進にかかって、2点、再質問をいただいております。

まず、読書活動の推進において、効果がある1つとして、読書通帳の活用はいかがかというご質問でございます。

読書通帳というのは、読んだ本の題名とか、あるいは内容、こういうものをカード的な、いろいろなタイプがありますけれども、そういうものに記録をして、子どもが読んだ本とか、そういうものを記録して、見える化する。それによって読書の動機づけ、そういうことの中から子どもたちの発達段階に応じた読書の習慣づけがなされるというような中で、読書活動の推進が図られるのではないかというような効用があると言われていたものだと思っております。

これにつきましては、その通帳のやり方、3つほどタイプがございます。読書通帳ということですので、銀行のATMみたいな機械を用いてやる方法、あるいは昔、われわれがやったみたいな、図書カードみたいなカードにそれぞれ記入をしてやっていく方法、それとあと最近では、読んだ本等について、薬局でくれるお薬手帳ではございませんけれども、そういうものに印

刷をするというようなタイプがあることは承知しております。

いずれにしても読書通帳のものにつきましては、県内でも導入している団体等もございますけれども、そういうところをよく調査いたしまして、具体的に進められるか否かも含めまして、ちょっと調査を進めたいと思っております。

またこれらにつきましては、方式によりまして、図書館ボランティアの協力を得たりする必要もございますので、図書館協議会にお諮りしながら検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、SNSの活用ということですが、これにつきましては、図書の情報発信というものは様々あります。SNS、ツイッターとか、あるいはLINEというようなものもありますので、これらにつきましては、今の子育て世代のお母さん方の状況を見て、しっかりそれについては対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

○7番議員（井出一司君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで7番議員、井出一司君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、3番議員、秋山真一君。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

北杜クラブの一般質問をさせていただきます。

多くの地方自治体は少子高齢化、都市部への生産人口の流出、介護・子育て支援など厳しい課題に直面しています。厳しい現状の中でも活力ある地方自治を行っている場所もあります。明暗を分ける違いはさまざまな要因があるのでしょうけれど、行政の役割として市民一人ひとりが希望を持てる地方自治を進めることこそ重要と考えます。心が通う行政サービス、ほんの少しの利便性の向上で、人の意識は変わり活力を取り戻すと思います。

実現させるためには、さまざまな立場の方からより多くの意見を聞き、問題点に真摯に向き合い、はじめは小規模でいいので実行していくことが大切です。小さな積み重ねが厳しい課題の解決策となることを信じ、今回は移住定住・しごと相談窓口のさらなる活用、レンタルオフィスの創設、衝突被害軽減ブレーキの3項目について質問いたします。

最初に、移住定住・しごと相談窓口について。

移住定住政策については、平成27年に策定された北杜市定住促進計画で7つに政策体系を分け、A. 子育て教育では、子育て支援や教育環境の充実を。B. 産業振興・雇用では、就業支援や企業誘致の促進を。C. 交流・観光では、交流の場の創出や観光地の再整備を。D. 住宅では、子育て支援住宅や空き家バンクの充実を。E. 生活環境では、地域公共交通体系の検討を。F. 情報発信では、ホームページの活用や相談窓口の強化を。G. 連携では、市民、自治体、企業との協力・協働体制の構築を推進してきました。

今年4月に長坂総合支所内に設置され、新たにスタートした移住定住・しごと相談窓口は、

長坂駅の近くという交通の利便性、利用しやすい開放的な空間など好評を受け、利用者も前年に比べ大幅に増加していると聞いています。情報発信政策を1段階前進、実行した取り組みであり、移住定住政策の推進のためにも、この窓口の利便性を高め、より活用してもらうためにもさらなる工夫が必要と考えます。

地域住民と移住者の意見、情報の交換ができる交流の場の創出や市民、自治体、企業との協力、協働体制の構築など多くの実現可能な政策が新しい移住定住・しごと相談窓口には秘められていると考えます。

そのために、行政だけでは行き届かなかった情報やサービスを、提供可能な行政から一步踏み出した機関と位置付け、官民一体となった運営ができないのでしょうか。行政の枠組みを緩和し、民間のあらゆる情報を持ち寄れる体制を整え、集まった情報を整理し安心して利用できれば、多くの北杜市の情報が網羅できる情報の核となることができると考えます。

以上のことを踏まえ、以下お伺いします。

- ①現在、本庁舎内にあるハッピーワークの機能を、移住定住・しごと相談窓口に移動することは。
- ②さまざまな情報の展示など、より市民が活用できるようにフリースペースを作り、ジャンルごとの掲示板などを設置することは。
- ③インターネットの活用など、情報の発信基地となるような試みは。
- ④仕事と住まい探しが一度に行えるよう不動産業者や住宅業者などと連携を行い、官民一体となった情報提供は。
- ⑤近隣に、市民と移住者が自由にコミュニケーションを行えるようなコミュニティエリアの設置は。

次に、レンタルオフィスの創設について。

総務省では、地域での新しい働き方や仕事を生み出す政策として、お試しサテライトオフィスプロジェクトを推進しています。この政策は空いている公共施設などを利用し、サテライトオフィスやレンタルオフィスの開設、誘致に向けた具体的な取り組みを行い、年から地方への新しい人の流れや地元企業や人材と連携したビジネスの創出に結び付けることを目的としています。

山梨県では、すでに甲州市がシェアオフィス甲州をスタートさせ、さまざまな活動と市のPRが総務省のホームページで紹介されています。大手企業も副業を認め、多種多様な人材を求めたダイバーシティ構想、仕事や生活の多拠点化などが当たり前になりつつある現在に乗り遅れないよう、柔軟な姿勢をもって政策に反映していくことが重要と考えます。

北杜市においては、来年度から始まる第2次北杜市総合戦略において、女性起業家活躍推進事業など創業に必要な費用について助成を計画していますが、新規に事業を立ち上げる際には、まず拠点の選定に苦慮することが考えられます。ましてや市外から新たに参入する人にとっては、拠点選びに苦勞し起業を断念することもあると思います。

北杜市では立地条件の良いところに事務所を探すのは難しく、車など自由に移動できる手段のない人には、より困難になります。交通の利便性のよいところに集合オフィスを設置し、インターネット環境を整え、ブースで分けるなど簡易的な間仕切りだけのエリアを作り、安い家賃で仕事をスタートできる施設があれば、より起業しやすくなると考えます。レンタルオフィスやサテライトオフィスの創設は、全国規模でも推進しており近隣の富士見町では、森のオフィ

スとして多くの新規企業家が利用されています。北杜市でも女性の活躍や起業に対する支援を推進するのであれば、このような政策も重要と考えます。

以上のことを踏まえ、以下お伺いします。

- ① レンタルオフィスやサテライトオフィスを推進することについて市の見解は。
- ② 公共施設をレンタルオフィスやサテライトオフィスとして整備することは。
- ③ 民間の建物を一括して借り上げ、レンタルオフィスやサテライトオフィスとすることは。
- ④ レンタルオフィスを民間が作るための補助金の考えは。
- ⑤ 集約化され利用されていない公共施設の利用促進について、市の行っている政策は。最後に、衝突被害軽減ブレーキについて。

本年4月19日、高齢者の運転する車によって幼い子どもと母親の命が奪われてしまいました。原因は操作ミスとも言われていますが、度重なる同様なニュースを聞くたびに防ぐことはできなかったのだろうかという疑問に感じます。

いまや高齢者の運転する車の安全対策については、社会問題となりつつあります。決してすべての高齢者の運転する車が危険ではないのですが、オートマチックギアやパワーステアリングの普及など、技術の発展に伴い車は簡単に操作できてしまい、人の命を簡単に奪い去る凶器にもなり得ることを忘れがちになってきています。

本来なら長年運転してきた経験もあるので、操作ミスなど起こらないと思われそうですが、思考と体力のずれが気づかないうちに訪れていることが要因の1つだと考えられます。

北杜市では公共交通も少なく、自分で車を運転することが生活を維持するために必要不可欠な地域は数多くあります。様々な公共交通も検討されていますが、決して万能ではなく、時間や地域など多くの制約が課せられます。

一生現役で健康寿命を長く保っていただくためにも、自由に行動できることは大きく影響することだと思います。そのためにもこの衝突被害軽減ブレーキの普及促進は、自由に活動でき安心して車を運転することと歩行者など、車を取り巻く環境と人々に安全を付加できる重要な政策と考えます。

私は平成30年9月定例会において、衝突被害軽減ブレーキなどの予防安全装置について質問させていただきました。その際は、他の自治体の動向を注視していくと答弁されましたが、残念ながら、その後政策には反映されていません。

すでに香川県は県全体で先進安全自動車への補助金を支給し、全国トラック協会なども独自の補助制度を導入し、先進安全自動車への乗り換えを推進しています。東京都も事故防止の緊急対策として、アクセルとブレーキの踏み間違いによる急発進を防ぐ装置など、事故防止に効果的な装置を新たに取り付ける高齢者に補助を行う制度をスタートさせるとの報道もありました。国でも衝突被害軽減ブレーキの性能を普及啓発し、認定制度をスタートさせました。

また、高齢の運転者向けの免許制度を、危険を察知した際に自動的にブレーキをかけるなど安全機能が付いた車種のみ運転できるようにすることも検討されています。

ある報道では、衝突被害軽減ブレーキ搭載車と非搭載車では、車両同士の衝突事故は8割減、対歩行者事故では5割減との報告もあり、もし事故にあった場合でも被害や損害が抑えられることが報告されています。

もちろんすべての高齢者の運転が危険なのではありませんし、この装置が万能であるとも言いません。しかし事故が発生してしまったとき、被害者も加害者も被害や損害が抑えられるこ

とは大きなメリットがあると考えます。

各自動車メーカーが販売している新車の7割には、標準装備されていると聞きますが、搭載車に乗り換えることができなければ意味はありません。全国に先立てて先進的な政策を実行し、全国を牽引するような行政、議会を目指さなければなりません。北杜市の現状を直視し、北杜市民の安心・安全な生活を支え、未来の宝物である子どもたちの命を守るため、改めて質問させていただきます。

①国の衝突被害軽減ブレーキの性能認定制度について、市の見解は。

②衝突被害軽減ブレーキなど予防安全装置搭載車・先進安全自動車への乗り換え促進を目的とした補助金の導入は。

③ブレーキとアクセルの誤操作を防ぐために開発された「安全設計ペダル」など、後付けできる装置の取り付けに対し補助する考えは。

④免許証返納率全国ワースト3である山梨の中で、公共交通網の発達していない典型的な車依存社会である北杜市において、高齢者に対する市独自の交通政策は。

以上3項目について、ご答弁よろしくをお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

3番、秋山真一議員の移住定住・しごと相談窓口のさらなる活用における、フリースペース、情報発信基地、コミュニティエリアの設置についてのご質問にお答えいたします。

移住定住・しごと相談窓口は、市民自らが情報を持ち寄って発信する、地域の活性化の場所としても期待しているところであります。移住希望者、移住された方々に、買い物、イベント、子育て、食べ歩きなど、暮らしに役立つ身近な情報をお届けできるよう、また、情報を提供する皆さまにも有意義な場所となるよう、情報掲示板の設置を計画しており、現在、その運用方法などのルール作りを進めております。

インターネットの活用については、市ホームページの移住・定住のポータルサイトで発信している情報に加え、市民の皆さまから寄せられた情報なども収集し、ポータルサイトを拡充するなど、移住希望者により多くの情報を発信できるよう検討してまいります。

また、移住の相談者に対し、窓口においてインターネットを活用し、ハローワークの求人情報を提供できる環境づくりを、現在、山梨労働局と協議しているところであります。

移住定住・しごと相談窓口は、市民の皆さまが気軽に立ち寄り、情報を持ち寄ることができる場所でもあることから、4月以降、市民からも徐々に情報が寄せられ、掲示板や情報交換のできる場の設置の声などもいただいたところであります。

このことから、移住希望者の方、移住された方々や市民との情報交換や交流ができ、相互の理解が深まるような、コミュニティエリアを相談窓口と一体的に設置することは、地域コミュニティの形成にもつながりますので、今後、場所等について検討してまいります。

次に、衝突被害軽減ブレーキにおける、予防安全装置搭載車や安全設計ペダル装置等に対する補助についてであります。

高齢者運転による事故防止が大きな課題となっていることから、国では2020年までに衝突被害軽減ブレーキの新車搭載率を、90%へ拡大することを目指すとのことであります。衝

突被害軽減ブレーキは、自動車が障害物を感知して、衝突の危険がある際にはブレーキ制御する安全運転支援システムであります。また、高齢者運転によるブレーキとアクセルの誤作動による事故防止のための様々な安全運転支援システムが開発され、その有効性が実証されるとともに、必要性も高まってきております。

衝突被害軽減ブレーキについては、高齢者の事故防止に効果的であると考えことから、後付けの踏み間違い防止ペダル装置への補助制度を創設してまいります。また、安全運転システム搭載乗用車への乗り換え補助については、広域的な普及への取り組みが必要であるため、市長会を通じ国および県に要望してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

3番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

レンタルオフィスの創設について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、推進に対する市の見解、施設整備等についてであります。

総務省では、地方への人・情報の流れを創出するため、平成28年度からサテライトオフィスの開設・誘致に取り組む地方公共団体を支援する、お試しサテライトオフィス事業を実施しております。これまで、モデル事業を全国18団体で実施してきており、お試し勤務の受入れを通じた、更なるサテライトオフィス誘致の全国展開を図っているところであります。

一方で、本市の移住相談窓口に寄せられる相談では、特に子育て中の若い世代が、仕事の確保に不安を感じている方も多く、課題となっております。女性が起業する場合においても、自宅を仕事場として創業するケースが目立ち、自宅での情報セキュリティの確保や労働時間の管理の難しさ、仕事に集中できる専用ワークスペースの確保など、課題も多いと感じているところであります。

本市と八ヶ岳定住自立圏、八ヶ岳観光圏で連携する長野県富士見町で開設する「森のオフィス」にも北杜市民が利用していることから、先進地として施設の状況を視察したところであり、今後、これら事例を参考に、移住施策、女性起業家の支援の面からの効果も調査・研究してまいりたいと考えております。調査・研究に当たっては、現在進めている北杜市公共施設等総合管理計画に基づく個別計画の策定において、空き施設の有効活用と併せて進めてまいります。

また、市内の空き店舗は、本市の大きな課題であり、他の自治体では、レンタルオフィス等への活用事例もあることから、これら事例も参考に、商店街活性化の面からも調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、民間への補助についてであります。

レンタルオフィスの開設には、都市部の企業、市内で創業しようとする皆さまにとって、魅力的な施設であるとともに、本市に住むだけではないプラスアルファの満足度を加える必要があります。また、企業においては、地方の優秀な人材の発掘や退職防止の手法としての遠隔雇用の面においても需要があると聞いておりますが、研究に当たっては、ニーズ調査も必要となると考えております。

こうした中、本年度に入り、首都圏の企業から、山間部における二地域居住を見据えた、サテライトオフィスの実証実験の提案があったところであります。現在、本市といたしましても

受け入れが可能な施設等を回答し、ご検討をいただいております。この実証実験が本市に決定した場合は、その効果や企業のニーズも参考に、今後、補助制度を含め、他の事例なども参考に研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

3番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

移住定住・しごと相談窓口のさらなる活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、相談窓口へのハッピーワーク機能の移転についてであります。

ほくとハッピーワークは、雇用と福祉等の施策を一体的に実施するために、平成24年に山梨労働局およびハローワーク韮崎と協定を締結し、本庁内に開設されました。長坂総合支所内にハッピーワークが移動し、移住定住・しごと相談窓口と一体的に業務ができることは、移住施策においては、理想的であると考えております。しかしながら、ハッピーワークにおける雇用形態やシステムの改修費等の問題、また、当初の協定目的である生活困窮者等への就労支援の業務との連携などにおいて、山梨労働局やハローワーク韮崎との協議が必要であることから、庁内において関係各課と慎重に協議し、検討してまいります。

次に、不動産業者等と連携した情報提供についてであります。

希望の住まいを確保することは、移住定住において最優先課題であることから、情報掲示板を活用し、不動産業者等と連携を図り、情報提供を行いたいと考えております。しかし、公的な場所での情報提供であることから、掲示する情報等については、ある一定のルールが必要と考えておりますので、今後、不動産業者で構成される北杜市空き家バンク協力会からもご意見を伺う中で、検討してまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

3番、秋山真一議員のレンタルオフィスの創設における、利用されていない公共施設の利用促進への政策についてのご質問にお答えいたします。

市では、利用されていない公共施設の活用方法について、庁内で検討した後、維持管理費の削減や使用料も入ることから、民間団体等への貸付けを行っております。これまでの例としては、長坂町内の旧小学校施設を社会福祉法人と一般企業へ、また、総合支所の一角を社会福祉協議会や農業振興公社等の団体へ貸付けるなど、積極的な利用促進を行っており、現在では、旧高根北・高根清里小学校の跡地を有効活用による貸付けのため、来月の公募に向けて準備を進めております。引き続き、貸付け可能な施設等の有効活用を図るよう努めてまいります。

次に、衝突被害軽減ブレーキについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、国の性能認定制度についてであります。

本年4月から国の高齢者運転による交通事故防止の一環として、乗用車の衝突被害軽減ブレーキが一定の性能を有していることを国が認定する制度が施行されております。国の65歳以上の総人口に占める割合は4人に1人となっており、高齢者の運転免許保有者も増加する中、

最近では、高齢者による若い子どもを巻き込む悲惨な事故が多発しているなど、社会問題になっております。このようなことから、乗用車の安全性が高められることは、加齢による身体機能の低下が原因となった誤作動が招く交通事故を抑制させる効果があるため、交通事故防止につながるものと期待しております。

次に、高齢者に対する市の独自の交通施策についてであります。

市では、市内に住所を有する満65歳以上の運転免許証自主返納者に、市民バス回数券を交付する高齢者運転免許証自主返納支援事業の実施や、免許返納後の高齢者の移動手段を確保するため、現在、高齢者等が使いやすい、地域に見合った公共交通を議論しており、利便性が高い地域公共交通網の構築を目指しております。また、福祉分野においては、一人暮らしの虚弱な高齢者に対するタクシー券の支給や、介護を必要とする高齢者への外出支援サービスにも取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

秋山真一君の再質問を許します。

○3番議員（秋山真一君）

ご答弁ありがとうございました。3項目とも再質問したいと思いますが、1項目ずつ再質問させていただきます。

はじめに、移住定住・しごと相談窓口について再質問します。

まずハッピーワークの件について、葦崎のハローワークとの兼ね合いもあるとのことですが、よりよい環境づくりのために、これからも前向きな調整をしていただきたいと思います。

現状、窓口業務は難しいとしても、求人資料などの閲覧などは長坂総合支所の窓口で可能なのでしょうか。それが1点。

次に、掲示板の件について、設置に向け善処していただけるということで、ありがとうございます。使いやすい空間が生まれることと思いますけれど、平日のみならず土日も利用できるとよりよいサービスが提供できると思いますが、いかがでしょうか。

次に、インターネットの活用はいまや必須条件とも言われていますので、まずは簡単な紹介ページや誰でも参加可能なブログの創設などから始められたらと思いますが、いかがでしょうか。

次に、民間業者との連携は難しい一面もあると思います。そこで掲示板などを利用することも1つの方法だと思います。民間の様々なアイデアを取り入れていくことは、可能なのでしょうか。

次に、コミュニティエリアについて、以前にも質問させていただきましたが、なかなか開設できない、その理由などがありましたら教えてください。

あとコミュニティエリアの必要性について、改めて市の考えをお伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

ハッピーワークの移動につきましては、関係機関、それから関係課と今後慎重に協議をしてまいります。

それから求人資料の閲覧ですけれども、今後、求人情報提供端末方式、それからデータ提供方式、2種類ありますけれども、これを山梨労働局のほうへ申請いたしまして、実際、窓口に来場される方にハローワークの求人情報をオンラインで、なんとか提供したいと考えております。

その次に掲示板の土日利用ということですが、今現在、平日の日はできるような設定で掲示板をルールづくりとともに進めております。長坂総合支所は土日に日直がおりますので、土日にも自由に閲覧できるような形を考えております。

その次が簡単なページ、インターネットですね、ブログの創設ということだと思います。

市のホームページでもポータルサイトがありまして、そこで多くの情報を発信しております。今後はこのポータルサイトで市民の皆さんが持ち寄る情報を相談窓口の職員が、いろんな分野で細かく見極めて、そしてまずはその情報発信をしていこうと考えておりますが、今後いろんな情報が集まってくる中では、ブログということも考えていかなければいけないと。これは検討材料として、今後やっていくつもりでおります。

それから4つ目の、民間のアイデアを取り入れるということだと思いますけれども、移住定住・しごと相談窓口は、市民が情報を持ち寄って地域の活性化というふうな場所にしていこうという目標を掲げております。実際にアイデアが寄せられることも期待しておりますので、個々の内容について随時、やはり検討して、もしそのアイデアが取り入れられるものであれば、積極的に取り入れていこうと考えております。

総務部のほうからは以上であります。

○議長（中嶋新君）

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

3番、秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

ご質問いただきましたコミュニティエリアにつきましては、本年度に入りまして、新たな政策立案として中学生、高校生の交流の場を中心に現在、検討を進めておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

この交流広場につきましては、中学生、高校生が自由に利用できる施設ということ、また思春期の大切な時期に多くの人と出会い、仲間づくりや人と人のつながりの大切さ、様々な人との出会いのできる場として現在、検討を進めているところであります。

中高生が将来の自分の進学、また中高生が将来の自分の仕事を探すきっかけの場として、市内での仕事に関する情報や、その紹介、市内の様々な情報を発信していきたいというふうにも考えておまして、そんな中で自分が生まれ育った北杜市をもっと知ってもらいまして、もっと関心を持ってもらい、ふるさとに愛着を持ち将来北杜市に帰ってきたい、住み続けたいと感じるきっかけづくりの施設というふうに位置付けてまいりたいと考えております。

検討にあたりまして、現在、北杜もり上げ隊においても検討を進めているところでありますが、まずはフリースペースとして開設をした中で、利用する子どもたちに意見を聞きながら、

子どもたち自らが生活の一部となるような施設としてつくり上げていきたい、それには子どもたちの意見をまずは聞いていきたいと考えております。

開設するには、また利用する子どもたちの安全の確保というような部分も第一に考える中で、子どもたちが集まりやすい場所、また運営体制、施設整備等、現在、検討を進めているところであります。この広場につきましては、民間の施設も含めた中で空き施設の検討、調整ということを進めているところであります。できるだけ早い時期に、まずは開設できるようにということで準備を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

ありがとうございました。再々質問はせずに、次のレンタルオフィスの創設について再質問します。

まず、レンタルオフィスの必要性があることはご理解いただいているようではございますけれども、創設について、何かハードルになる要因などはあるのでしょうか。

また、他の地域では公共施設の利活用策として、レンタルオフィスの整備をされているところもありますが、北杜市で実行できない何か要因等はあるのでしょうか。

次に、市独自で運用することが難しい部分があるのであれば、指定管理制度を利用し、民間にオフィス事業を委託することは可能なのでしょうか。

次に、公共施設等総合管理計画において、これから多くの公共施設が利用されなくなると思っています。公共施設を集約するだけでなく、その利活用に向けた解決を事前に検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

3番、秋山真一議員のレンタルオフィスに関する再質問について、お答えをさせていただきます。

ご質問のほうは、創設についてのハードルの要因ということが1点。北杜市で実行できない要因はあるかというようなことで2点目。指定管理であるとか民間への委託の可能性はということで3つ目。4つ目が公共施設の利活用ということで、4点ご質問いただいたということでよろしいでしょうか。

まず、創設のハードルの要因についてであります。レンタルオフィスを開設する場合、設備や運営方法におきまして、利用者のニーズを第一に運営する必要があると考えております。行政におきましては県外企業、特に首都圏の企業や創業者のニーズ調査など、行政では情報収集が苦手な部分もありまして、また開設のノウハウというものも現在、持ち合わせていないということで、そういう点が課題ではないかなと考えております。

また、開設した場合は多くの企業に広く周知、情報発信をしていくということが考えられま

すので、その点につきましても行政としては課題にあがるのかなというふうに、今、考えているところであります。

次にレンタルオフィスの本市での実効性というような部分でありますけれども、レンタルオフィスに関しましては、移住地として大変高い関心をいただいております本市におきましては、十分ニーズはあるというふうに考えております。移住施策、また新たな産業というような部分についても、新たな事業として前向きに研究を進めていきたいと考えております。

3つ目ではありますが、指定管理制度や民間への委託の可能性ということでもあります。

先ほども答弁したとおり、行政で整備するには課題もたくさんあると考えております。開設するには、こういう面のノウハウを有した企業の力が必要であると考えております。

そうした中、今後につきましては、民間企業のパートナーシップであったり、事業主体を民間とした場合の支援であったり、また他の自治体でやっているようにNPO法人の創設など、民間企業と連携した事業展開というような方向性で、研究のほうを進めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、公共施設の活用という部分であります。

レンタルオフィスの整備に関しましては、インターネット環境を整えることがまずは重要であると考えております。また、利用者が落ち着いて仕事ができ、静かな環境で、駐車場などの整備もしていかなければならないのかなと考えているところであります。

また、住まいからのアクセスの良さというような部分で場所の選定、移住施策ばかりでなくて、新たな地域産業の創出や地元企業、地域の方々との交流や情報交換、そういうもので地域の活性化、地域産業の活性化も展開をしていくということも考えていかなければならないと考えております。

こうしたことから、現在進めております公共施設等総合管理計画に基づく個別計画の策定段階においても、空き施設を中心に公共施設の活用について、今後研究してまいりたいと考えております。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

ありがとうございました。この件に関しても再々質問はせずに、最後に衝突被害軽減ブレーキについて再質問いたします。

踏み間違い防止ペダルへの補助制度の創設を表明していただき、ありがとうございます。全国でも数少ない、高齢者の運転による自動車事故の抑制を目的とした、この補助制度に県内一の早さで早期決断し、実行することとした背景には、日ごろから市民の安心と安全を思い、市民一人ひとりの健康を願っている渡辺市長だからこそ、できた決断だと思います。

これまで「お宝いっぱい 健幸北杜」政策を中心に、市民の暮らし一つひとつを大切にすきめ細やかな政策の実行により市民生活を支えてきましたが、この補助制度の導入により市民の安心・安全な生活支援がより確かなものになったと思います。市民の一人として感謝いたします。

1点だけ再質問させていただきます。

走行車線保持や危険回避システム、そういう現在いろいろな事故防止、被害軽減装置が開発されていますけれど、そのような先進技術を普及・促進するための取り組みや市民の安心・安全のため、補助対象を増やす考えはあるのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

3番、秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

高齢者の安全運転支援装置への補助対象の拡大というご質問でございますけども、議員が言われますような事故防止だったり、被害軽減のための装置、いろんな装置が開発されて、その効果も実証されてきているということで、十分こちらのほうも認識しているところです。

今後、いろんな装置がやはり高齢者に普及されることにより、そういう事故防止につながってくるものと考えておりますけども、答弁でもいたしましたけども、踏み間違い防止ペダルの補助を行うことによりまして、その補助金の利用状況、また市民からの意見等も踏まえながら、また拡大については検討をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

○3番議員（秋山真一君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで3番議員、秋山真一君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は4時15分といたします。

休憩 午後 4時03分

---

再開 午後 4時15分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

先ほどの、私の答弁の中での訂正をお願いしたいと思います。

7番議員、井出一司議員の先ほどのご質問の、小中高校生の過去5年の不読率のご質問の中で、私のほうで平成29年9月に市内4校の高校生を対象にと申し上げたところでございますけども、正確には3校の間違いでございました。大変失礼いたしました。申し訳ございませんでした。

○議長（中嶋新君）

訂正いたします。

あらかじめ、会議を延長します。ご了承ください。

次に、ともにあゆむ会、13番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

通告に従い、2項目、一般質問を行います。

はじめに、令和2年度からスタートさせようとして、現在進めている新たな公共交通の構築について、市長のお考えを伺います。

はじめに、高根・長坂・大泉の3地域を1つのエリアとした理由を伺います。

2番目、関連しますが、このエリアの人口は北杜市全体の人口のほぼ半分を占めます。面積も非常に広いわけですが、同時にオペレーションもかなり難しいと思われまます。このエリアを1つにしたメリットは何なのか伺います。

3番目、この3エリアの公共交通に対する認識や理解度がそれぞれの委員でまったく異なります。このまま計画を進めて来年4月にうまくスタートが切れるのか心配をしておりますが、お考えを伺います。

4番目、そういう理由で、この3エリアが同じテーブルについて意見を調整し、足並みをそろえるような場は必要ないかとお考えでしょうか。

5番目、目的地にしか行くことができないとした理由は何でしょうか。これは言い方を変えれば、自分が乗る最寄りのバス停から目的地のエリアを決めて、その間だけでバスを利用する。ほかのバス停では下りられないということになっていますので、お年寄りの外出の機会をつくるという公共交通の理念の1つには、そぐわないやり方かなと思います。そういうふうにした理由をお聞かせください。

それから6番目、大泉部会では新たな目的地としてコンビニエンスストア、これは上のほうですね、清里に行く途中のセブンイレブンですけど、それから個人開業医の医療機関、それから金融機関、郵便局ですとか、信用組合とかいろいろあります。そういうところは、改めて目的地として設定したいという提案をしてあります。しかし、5月30日のエリア会議の資料では、それが反映されていません。その理由を伺います。

それから7番目、運行を委託する業者の就労時間は8時半からというふうに伺っておりますが、デマンドバスの運行は8時からの計画になっています。業者との調整がどうなっているか伺います。

8番目、武川では、「運行委託業者が決まったら、あらかじめ正副会長と話し合いの場を設けてほしい」という要望が出されていたと伺いました。しかし、企画課はその要望を無視するかのようになり、いきなり業者を交えたエリア会議に入っていった。非常にそこで問題だろうという声があがっております。ここの対応も伺います。

9番目、八ヶ岳観光タクシーにも業務委託するんですけども、ここは長坂・大泉・高根という広いエリアのほかにも、武川・白州を受け持つというふうに聞きました。武川・白州のエリア会議では、この業者は「ドライバーが1人しかいないので、十分なサービスが提供できない可能性がある」ということを言われたというふうに伺いました。実態はどうなっているか、伺います。

最後に、JRや高速バスの利用者についてですけども、例えば長坂駅何時何分の電車に乗りたいという予約が入ったとします。この予約を最優先とするのか、しないのか、これによってバスの走り方がガラッと変わります。その考え方について、改めてお聞きをいたします。

2項目めとして、増富地域地方創生事業について伺います。

増富地域地方創生事業の中止の理由について、市は頑なに増富地域再生協議会、以下協議会と申しますが、ここが交付金に頼らず自立して地域再生に取り組むんだという申し出があったというふうにしています。

しかし、改めて時系列にその動きを見てみると、私どもともにあゆむ会が平成29年第3回定例会の代表質問で質問しています。9月26日のことですが、事業がどうなっているかということに対して、事業はおおむね順調であると。翌年の事業計画も、そのときに答弁してくださっています。

しかし、協議会が中止を決めたのは9月19日、1週間前です。そのときに開いた臨時総会で事業中止を決めているということで、そこには須玉総合支所長も出席をされていましたが、翌20日には協議会の会長が市役所で、この事業中止を報告しているということになっております。

この流れだと9月26日の代表質問で、事業はおおむね順調だという答弁はおかしいのではないのかというのが疑問の1つです。

私たちの代表質問があったときに、市は協議会の中止を決めたことを知っていたわけですから。事業はおおむね順調だという答弁は、これは虚偽だったのではないかとと言われても仕方がないことだと思いますが、そこはどのようにお考えなのか伺います。

それから平成29年10月26日に、当時の菊原副市長以下職員の皆さんが理事会に出席しておりますが、そこで改めて協議会の幹部の方から正式に事業中止の理由を聞き、当時の副市長は「協議会として苦渋の思いで決断されたと受け止める」と理解を示しています。そのことは丸茂総務部長もお認めになっています。また協議会が「自立してやっていく」ということは誰がいつ言ったのかという質問に対しては、当時の須玉総合支所長が「メモ書きがあった」と答弁しております。

改めて伺いますが、副市長が直接聞き取った協議会の幹部の説明と、その存在すら怪しい1枚のメモのどちらに信憑性があるとお考えでしょうか。そして幹部が語る事実をあたかもなきもののように扱い、証明できないようなことを事業中止にしようとする事実を捻じ曲げるのはなぜなのか、改めてお考えを伺います。

次に、総務部長は事業中止の理由について「これ以上調査をしない」とおっしゃっています。ともにあゆむ会として呼び掛けた合同調査からも逃げるなど、事実を積極的に明らかにせず、何かを必死に隠そうとしているように見えますが、そのような言動が行政のあるべき姿としてよいと思っているのかどうか、併せて伺います。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

13番、岡野淳議員のご質問にお答えいたします。

増富地域地方創生事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、平成29年第3回定例会の代表質問の答弁についてであります。

9月20日に増富地域再生協議会会長からの報告、翌21日の須玉総合支所長からの報告では、協議会は交付金事業を中止するとのことでありましたが、一方的な申入れであり、市では

その時点で中止が確定したとは受け止めておらず、事業の継続を依頼していくこととしていたことから、そのような答弁になったところでもあります。

次に、副市長が聞き取った幹部の説明とメモ書きについてであります。

市では、9月14日と19日の臨時総会に出席した協議会会長や、須玉総合支所長から、協議会の「交付金に頼らず自立してやっていく」という考えの報告を受けたことから、市長の命により副市長が、10月26日の協議会理事会に出席し、交付金事業を継続するよう依頼したものであります。その時の状況については、これまでにご説明したとおりであります。また、メモ書きは、当時の須玉総合支所長が、市に総会の報告した内容と同様のことがメモされていたものであります。

次に、行政のあるべき姿についてであります。

一連の調査はすべて完了し、調査結果は市議会に報告をしていたことから、新たに調査すべき事項はないものと認識しております。

現段階では、協議会から返還金の納付が待たれる状況にあり、協議会においても、返還に向け協議を重ねていると伺っております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

13番、岡野淳議員のご質問にお答えいたします。

新たな公共交通の構築について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、高根・長坂・大泉エリアを1つにした理由についてであります。

北杜市地域公共交通網形成計画策定時に実施した、移動と公共交通に関する市民アンケートの調査結果に基づき、高根・長坂・大泉の3地域を1つのエリアとしたものです。

次に、エリアを1つにしたメリットは何かについてであります。

高根・長坂・大泉の3地域は、生活圏のまとまりや道路の結びつきにより主要な目的地への移動が効率的に行える地域であると考えております。

次に、高根・長坂・大泉エリアにおける来年4月のスタートについてであります。

すべての公共交通に対するニーズに対応することは困難であり、少しずつの不便さをお互いに分かち合うことにより、実現可能で最良の交通体系を確立する必要があります。現在、エリアの地域公共交通運営委員会で、協議を進めているところでありますので、市としても来年度からの運行ができるよう意見集約を図っているところでございます。

次に、高根・長坂・大泉エリアの意見調整についてであります。

高根・長坂・大泉エリアでは、エリア運営委員会の中に町単位で部会を設置しておりますが、部会間の調整は、エリア運営委員会において行われるものであります。

次に、目的地にしか行くことができない理由についてであります。

エリア内の移動を担う支線については、多くの人が希望する買い物や病院が集積する地域を目的地とするため、効率的な運行につなげていくためのものであります。

次に、目的地としての追加提案についてであります。

5月30日に開催した高根・長坂・大泉エリアの運営委員会において、目的地の追加について議題として取り上げております。運営委員会においては、提案のあった施設の種類を紹介す

る中で、移動の方向をある程度規定した効率的な運行について、追加の可能性を含め、より利便性を図るよう検討を進めております。

次に、運行委託業者との運行時間の調整についてであります。

交通事業者との協議は、継続して行っているところであり、各エリアの運営委員会にも交通事業者が参加していることから、支線の運行時間については、運営委員会において協議を進めております。

次に、運行委託業者との話し合いの要望についてであります。

各エリアの運営委員会には、交通事業者もそのメンバーとなっており、市では、交通事業者に対し、会議の参加をお願いしているところから、その中で協議を進めてまいります。

次に、交通事業者のサービス提供に係る発言についてであります。

ご質問にある発言については、市では承知しておりません。市内の交通事業は、現在、安全な運行に努めていただいております。市としても地域の足を確保する重要な役割を担っていると評価しております。このため、新たな運行においても、その役割は大きいものがあると期待しているところであります。

次に、利用者の優先順序についてであります。

JRの駅や高速バス停が乗換え地となっていない場合には、それらは優先されず、予約等に応じたルートを運行することとなります。そこからの移動は、幹線への乗換えや、タクシー等、他の交通機関の利用が考えられます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

岡野淳君の再質問を許します。

○13番議員（岡野淳君）

今の2項目について、それぞれ再質問をさせていただきますが、まず公共交通のほうから再質問をさせていただきます。

まず、この高根・長坂・大泉の3エリアを1つにした理由が、生活圏がまとまっているとか道路の関係で効率のよい運行ができるのではないかということをおっしゃったわけですが、今までの会議でとてもそんな状況になっていないんですね。しかも大泉は大泉、高根は高根、長坂は長坂でエリア会議をやっていますから、3台の車でその3地域をまわすことには一応なっていますけども、そこらへんの組み立てが全然できない状況です。ですから効率的に運行ができるかどうかなんてという話には全然になっていないということなので、そこらへんの考え方、もう一度ちょっとお聞かせください。

それから3つの運営委員会の理解度が全然違う。考え方も全然違う。だけど1つのエリアとして、ものを考えなくてはいけない。そうすると、これは無理があるんですよ。今の段階で、もうすでに。これを徐々にやりながら調整していこうなんていうレベルのずれではないので、そこは1つのテーブルについて、全員でなくていいんですよ。代表者が何人かで。高根は今どうなっている、長坂はどう考えている、大泉はこうだということを出し合って、ある程度のレベルで共通認識を持たなかったら、このエリアはうまくいかないと思います。そこらへんのお考えももう一度聞きたいと思います。

それから、これは全体的に言えることなんですけども、目的にしか行けない。つまりいくつ

もいくつもバス停があって、そのバス停間で自由に乗降できないという、こういう公共交通になろうとしているわけですね。ですから、どこかで、自宅のそばでもって、お友だちのところで降りて、お茶を飲んで、また帰ってくるなんてことができないんですよ。今のやり方だったら。なんのための公共交通かという話ですよ。ですから、これはもう一度検討する余地があると思いますので、そこのお考えを聞かせていただきたいんです。

今の、大泉の場合ですけども、コンビニを追加する、個人開業医を追加するという、やっとなりつつありますが、これは企画が強行に嫌がっているんです。なんでか知らないけど。コンビニなんか絶対駄目だみたいな話になっていたんですよ。だけど、これはももとの考え方が、支線は市民が決めるという話ですよ。なぜそこに、しかもこういう大事な部分の話の中に企画が入ってきて、ああじゃないこうじゃないと言うのかという声が出ています。その企画の考え方もお聞かせください。支線は原則として市民が決めるということになっているんですよ。これは国土交通省も、そういうふうな指示をしているはずですよ。

それから運行业者ですけども、たしかに最近やっとなり会議に出てきてくださるようになりました。これは武川・白州のことですから、私、直接聞いたわけではないので、これ以上は申し上げませんが、少なくとも、実際のそのやりとりを見ていた人が何も始まらないうちに、十分なサービスができないかもしれないなんて言う業者が本当に運行委託できるのかと言われてたんですよ。それはそうだよなと思いました。だからそこらへんは、それ以上言いませんけども、やはりもうちょっと業者に真剣に取り組んでもらいたいと思います。そこも一言お聞かせください。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

13番、岡野淳議員の再質問にお答えいたします。

4点ほどいただいたかと思いますが、まず3つのエリア、これはどうして決めたのかということでございますけども、これについては先ほど答弁させてもらった中でもありましたように、移動と公共交通に関する市民アンケート調査をしまして、その結果に基づいて北杜市の地域公共交通網形成計画策定の中で位置付けたということでございます。これはあくまでも市民からのアンケート調査に基づいて、この3地域、これを1つのエリアとして考えていくことが効率的ではないかという、そういう考え方に基づいたもので進めてきたということでございます。

次の2つ目でございますけども、3つの運営委員会ですか、この理解度が違うと、調整していくためのそういうテーブルを設ける必要があるという質問でございますけども、この高根・長坂・大泉エリアについては、各町ごとにそういう部会を設けて今現在、意見集約等行っているというところでございますけども、いずれ、その3町の部会についても、この1つのエリアとして運行できるように進めていかなければならないということがありますので、最終的には各町ごとに意見集約していただいた内容についても、最終的に高根・長坂・大泉の1つのエリアの中で、調整をして4月からの運行に向けて準備を進めていくということになると考えているところでございます。

3つ目の目的地を持った運行ではなくて、その途中でも自由に乗降ができるようになぜしないのかということでございますけども、この支線については市民の考え方を決めていくということではないかということでございますけども、あくまでもこれは、エリア運営委員会は市民の皆さまが話をさせていただいて、公共交通をつくり上げていくということでございますけども、やはり最終的には目的地をもって運行するということが必要でございますし、当初から目的地をどこにするかということも考えながら、どのような運行をするかということも考えてきたということでございますので、目的地に行くことが最終的な手段であって、その中でどういうルートができるかという、どういう運行をするかということを市民の皆さんが意見を出し合って、そこを調整していただいているというふうに捉えております。

あとは運行業者の関係でございますけども、運行業者とはやはり北杜市と運行業者というのは、信頼関係のもとに市内の公共交通を担っていただいているというところでございますので、運行業者にもやはり市民の皆さまの移動手段を確保するという役割を担っていただいておりますので、そのことはしっかり認識をさせていただいて、またこの公共交通に参画していただきたい、また業務を遂行していただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

再々質問を1点だけお願いします。

目的地をセットするというのは、よく分かっています。よく理解しています。ただ、そこまでする間に、途中でこのバス停で降りたい、あのバス停で降りたいというリクエストは当然出てくるわけです。それが駄目だという理由が分からないんですね。そこをもう1回、教えてください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

13番、岡野淳議員の再々質問にお答えいたします。

目的地の途中で、どうして乗り降りができないかという質問でございますけども、やはり目的地を設定するということは、時間的なことも出てくると思いますけども、そういう時間内に目的地に行くについて、効率的な運行を考えなければいけないということでございますので、そういう中でルート上にあるところであっても、そこには立ち寄れないというようなケースも出てくるものだというふうに考えておりますので、あくまでも目的地に行くための手段として支線のほうも運行していくという考え方でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

2項目め、増富の件で1つだけ伺います。

先ほどものご答弁の中で、もう調査することはないんだと。あとは返還金220万円を待つだけだというお話がありました。今、その返還金、どういう状況になっているのでしょうか。それだけお聞かせください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

岡野淳議員の再質問にお答えいたします。

返還金の状況です。

返還金につきましては、まだ納付されておりませんので、4月18日に督促状を協議会に出しています。その後、それに基づいて協議会のほうでは何度も協議をされたようだというふうな状況。そして聞きましたところ、4月に理事会を行って、そのあと5月に臨時総会を行った。その結果の結論として会長および役員が市のほうへ謝罪をして、こういったものについて認めましょうという結論になったということから、6月19日に市長のところへ、今回の会計処理、この不正問題については謝罪をして、今後この返還金については自分たちだけはいろんな結論に至らないので、市も相談に乗ってくれないかということでまいりました。

今後、市ではこれについて中身について検討して、協議会のほうへ提案できるものは提案しようという考えであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

岡野淳君の再々質問を許します。

○13番議員（岡野淳君）

今、市も相談に乗ってくれないかという話があったということですが、それに対して市がどうするかというのは、今ここでは当然、結論は出ないわけでしょうから、いつごろをめどに話を進めていくのか。めどで結構です。そんなものが、もし分かれば教えてください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

返還金の命令を出しておりますので、当然、納付期限から遅くなればなるほど延滞金が発生いたします。協議会もそちらのほうは承知しているところです。ですから、市も早急にいろんな、どういう方法があるかを考えて提案していきたい。7月の中で提案して、協議会も、今度は協議会として自分たちで考えていかなければならない問題ですから、できれば7月半ばくらいには、市としての考え方を提案しようと、1つの方法としてこういう方法があるではないかというものを提案しようと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで13番議員、岡野淳君の一般質問を終わります。

次にともにあゆむ会、9番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

令和元年第2回北杜市議会定例会一般質問を、以下大きい項目、2項目について行います。

まずはじめに、通学路における安全対策についてであります。

昨年6月18日発生の大阪北部地震から今月で1年となりました。この地震により小学校のブロック塀が崩壊し、通学途中の女児が死亡するという痛ましい事故を受け、全国でも山梨県内においても通学路の緊急安全点検が実施されています。

北杜市においては、昨年9月に緊急安全点検が実施されています。

そこで次の項目について質問いたします。

(1) 昨年9月に実施された通学路における緊急安全点検の状況は。

(2) 緊急安全点検結果への対応について、伺います。

次に、愛育会活動についてであります。

昨日の福井議員による愛育会についての質疑応答で、市や愛育会のあり方をお聞きし、私の一般質問についても多少の重なるところがありますが、視点を変えて愛育会の果たす役割について質問いたします。

私は去る4月21日、北杜市母子愛育会総会ならびに研修会に議員として出席しました。市長あいさつでは、ノーベル平和賞受賞者のマララさんとお会いした折、家族の大切さを強調しておられたことを愛育班員の皆さまに明快にお話されておりました。

後半の班員研修会は、健幸北杜の一番のお宝、愛育活動をテーマに北杜市愛育会参与の新藤京子先生が2時間にわたり必要性、重要性、活動の進め方などをお話されておりました。私も最後まで聞くことができました。終了時に感想と愛育会の果たす役割についてのアンケートをお配りになっておりました。初めて役を引き受けてきている愛育役員は、どのように受け止めたでしょうか。

また去る6月6日、北杜市子ども・子育て会議が開催され、傍聴しました。第2期北杜市子ども・子育て支援事業計画の策定にかかわる議題でした。北杜市保健事業、子育て支援施策一覧表の中で、北杜市母子愛育会、須玉町、高根町、長坂町、大泉町、武川町の愛育班が中心に位置付けられておりました。

子ども・子育て支援事業計画を展開していく中で、地域の子育て力の強化の中では、子育てサークルをはじめ、愛育会等の多様な地域組織が子育て家庭を支える活動が展開されておりました。また、市において子育て支援団体等の育成として、愛育会活動の促進を挙げています。

以上のような現状を踏まえて、愛育会の果たす役割をどのように考えておられるか伺いたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

9番、齊藤功文議員の愛育活動における、愛育会の果たす役割についてのご質問にお答えい

たします。

愛育会について、北杜市健康増進計画、北杜市子ども・子育て支援事業計画では、地域で一体となって子どもの養育に関わることでできる体制づくりを推進するため、地域の子育て支援団体の1つである愛育会活動を促進することとしております。

愛育会は、身近な地域での声かけ、見守り、元気確認、地域の方々との交流会や健診での託児を通じ、お母さんや子どもたちに触れ、地域においても気軽に相談できるよう、活動を行っていただいているところでもあります。さらに、母子保健行政とのパイプ役としての役割も担っていただいているところでもあります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

9番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

通学路における安全対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、緊急安全点検の状況についてであります。

昨年6月18日に発生した大阪北部地震を受け、学校において、通学路におけるブロック塀の危険箇所の調査を実施いたしました。同年9月には、道路河川課、各総合支所、学校とともに、国土交通省の「ブロック塀等の点検のチェックポイント」を基に、目視により、ブロック塀8カ所の危険箇所を確認したところでもあります。

次に、緊急安全点検結果への対応についてであります。

危険としたブロック塀については、所有者立会いの下、ブロック塀の危険性を確認し、状況を説明してまいりました。市において、本年度より北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金が創設され、所有者に対して、ブロック塀の改修、撤去についてお願いするとともに、費用については、補助金の活用が可能であることをお知らせしたところでもあります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

○9番議員（齊藤功文君）

まず、2つの大項目について再質問させていただきます。

まず、第1項目の通学路における安全対策についてでございますけれども、これにつきましては、市内8カ所に今、あるということをお聞きしましたけれども、まず1点として、私も調べましたところ、小学校の通学路ということで8カ所でございます。明野町が1カ所、高根町が3カ所、長坂町が1カ所、大泉町が2カ所、白州町が1カ所、こういう状況でございます。

そして、その中で今、4月に補助金制度が出たので、地権者立ち会いの中で、いろいろお知らせをしているというような、そんなお話がございましたけれども、すべての案件につきまして、8カ所につきまして、すべて地権者とか皆さん、了解を得られているかどうか、そのへんについての見解をお願いしたいと思います。

具体的には、どこどこというようなことも言っていただければ、もし了解が得られていないところがあれば、そんなことでお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

9番、齊藤功文議員の再質問にお答えさせていただきます。

小学校の通学路すべてに所有者立ち会いの下、再度、高さとかそういう、実際ブロック塀のところで危険性を、こういうところですよということで理解を求めているところでございます。以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

すべてのところで立ち会いをして、一応やったと。だけれどもというのが、そのうしろにあると思うんですよ。例えば具体例を、では挙げますよ。大泉地内の一番、地域でいろいろ、そうしたことについて案件がありまして、地権者と市役所で今、いろいろ協議をしております。これらについてもいろいろ地権者も改善をしようということであっても、道路上に立っている案件なのか、境界がどうだとかということで、大変ブロックが傾斜してきておりますけれども、このへんについての対応が私はその地権者から相談を受けまして、今年の1月に地権者は相談を市役所に行って、そしてずっときて、現在、今日に至るまでそのことが、地権者はどうにか早く改修しようということで、けれどそのブロックが道路上にあるのかどこにあるのか分からないということで悩んでおります。それで早急に対応をとということでやったので、先ほども連絡したけれども、この7月の頭に測量をしたりして、いろいろなことについて協議をすると。相談に行ってから7カ月ですよ。道路の危険が生じているんだから、早急に対応しなければ、もう1年ですよ、地震が起きて。緊急点検をしたんでしょ。そのへん、ほかの地区でもそういうことがあるんじゃないでしょうか。そういうふうに勘繰りますよ。いかがですか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

9番、齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

大泉地内の案件について、今、議員いろいろ指摘があったところでございますけれども、これについて、個々の案件につきましても、各総合支所、道路河川課、私どもを含めまして今、適切に対応しているということでもあります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

それでは、2項目めの愛育会活動についての再質問をさせていただきます。

先ほどの質問の中でもちょっとお話したんですけども、私も愛育会の総会に毎年行っておりますけれども、今年の愛育会の総会の研修会でアンケートを班員に配って、どのように、研修

とか、愛育会に対するご意見をということでアンケートをいただきました。班員の声はどんなものが多かったのでしょうか。今後の愛育会活動の参考にならないのでしょうか。このへんについてはいかがですか。

また、愛育会総会の資料によりますと、北杜市内3町、小淵沢町・白州町・明野町には組織がないというふうな、昨日の質問の答弁でもそんなことが出ておりましたけれども、市の今までの答弁を伺っていると、市内全域で組織を立ち上げたいという強い意志は感じられます。また研修会の資料によりますと、平成30年度より休んでいる小淵沢町への働きかけもスタートしたと昨日も答弁しております。昨日の答弁も踏まえて、小淵沢町をスタートに明野町、白州町と、全市にいき渡るわけでありませうけれども、肝心の、今、働きかけている小淵沢町の具体的な進捗状況を、関係する担当のほうからお願いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

9番、齊藤議員の再質問にお答えいたします。

先般4月21日に行われた北杜市の愛育会総会の際にアンケート調査をしたということで、そのアンケート調査でどんな意見が多かったのかというご質問と、小淵沢町の立ち上げを含めて会のないところにはどうするのかというご質問でよろしいでしょうか。

まず4月21日の総会には、私も参加をさせていただきました。新藤先生のお話も聞いたところであります。そのアンケートというものが会に対するアンケートということではなく、その総会後に行われた研修会、新藤先生の講演会に対するアンケートであったということなんですけれども、その内容を私も担当のほうから聞いているんですけれども、先生のお話のほうは愛育活動の歴史や、古い歴史がありますのでそういった活動と現在の社会情勢でなぜ、愛育活動が必要なのかという内容をこと細かにお話してくださったと思います。

その中で、それからあと現在の子どもたちを取り巻く環境というのは、とても変化をしているものなので、人と人との関わりが、これからはもっともっと大切だよと。絆づくりというものを愛育が行っていかねばいけないうふうなお話であったかと思えます。それを受けて、班員さん方にアンケート調査を職員のほうでしたところ、どのようなことが多かったと言いますと、調査の内容が班員になって何年目ですとか、地区はどこですかというふうな調査もあったようなんですけれども、あと自由記載のところ、毎年新しい内容で新たに愛育活動を頑張りたいとか、それから愛育の素晴らしさを感じました、そういうふうな班員の意見が多かったというふうに聞いております。

それからもう1点のほうですけれども、小淵沢町の進捗も含めてということなんですけれども、まず愛育会は現在5町で活動をしているんですけれども、愛育会のない町には、昨日もご答弁させていただいたように、明野町、それから小淵沢町、白州町の3町であります。小淵沢町については昨年度から立ち上げについて、地域の皆さんへの学習会、話し合いを重ねて検討しているところであります。それから明野町、白州町においても順次立ち上げに向けて検討を行ってまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

申し上げます。

愛育会の果たす役割という通告でございますので、一応、今、ないところの内容も答弁いたしましたけども、よろしく願いいたします。

齊藤功文君の再々質問を許します。

○9番議員（齊藤功文君）

愛育会の組織を強力に進めるというような答弁がございましたけれども、そうはいつでも少子高齢社会の中でのこうした組織活動、母子愛育活動でございます。さらなる活動の輪が広がることを大いに市役所のほうへ期待して質問を終わりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

9番、齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

さらなる愛育会への期待をということでございますけれども、質問のほうにもございましたように、北杜市子ども・子育て計画のほうに愛育会の活動の促進をしまいるという位置付けになっております。現在、第1期の計画を遂行しているところでありまして、今年度がその最終年度となっております。と同時に第2次の計画を策定する年度でもありますので、地域での支え合いの仕組みづくりという面で、また愛育会の活動も大事なのかなと思っておりますので、子ども・子育て会議等において、今後検討をしまりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで9番議員、齊藤功文君の一般質問を終わります。

最後に公明党、4番議員、進藤正文君。

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

公明党の一般質問をいたします。

はじめに、交通安全対策について質問いたします。

先月8日に、滋賀県大津市の県道交差点で、散歩中で歩道にいた保育園児らが、自動車に巻き込まれ死傷者が出たという痛ましい事故が発生しました。このようなことが二度と起こらないことを望むわけであります。しかし、これまでも、通学する児童の列に車が飛び込む事故が全国で後を絶たない状況を見るにつけ、子どもの命を交通事故から守るためのさらなる対策が望まれます。通学路の安全対策について、「ここまでやれば大丈夫だということはない」わけであります。学校や保護者、関係者などが、子どもたちの命を守るため、万全を期す必要性があるわけであります。そこで本市の交通安全対策について、以下質問いたします。

1. 学校安全計画の策定状況は。
2. 通学路の安全点検の実施状況と危険箇所の対応は。
3. 通学路・学校施設等への防犯カメラの設置状況と危険箇所へのさらなる拡充計画は。
4. 危険箇所における鉄製のポールやガードパイプの設置の考えは。

5. 交通安全教室の対応状況は。

2項目めの減災力の強いまちづくりについて、質問いたします。

平成の時代は災害が多発した時代といえます。阪神淡路大震災、中越地震や中越沖地震、東日本大震災、熊本地震など甚大な災害が発生し、昨年は西日本豪雨災害、大阪府北部地震、北海道胆振東部地震、北杜市においては多大なる被害をもたらした台風24号は、記憶に新しい災害です。

今年も梅雨に入り直前の沖縄、与那国島ですでに5月の観測史上最大の記録的豪雨になったことを踏まえ、気象庁は今年、特別警報の改善に加え、住民の取るべき行動が直感的に理解できる5段階の警戒レベルを合わせる新制度を導入し、一部は先月下旬から運用が開始されています。

また、災害対策として、道の駅の「防災機能」に注目が集まったのは、2004年の中越地震や2007年の中越沖地震、2011年の東日本大震災で、広い駐車場を有し幹線道路に面している道の駅は、救援物資を集めやすく、水や食料、トイレを提供する防災拠点として機能しました。また、避難場所や自衛隊の活動拠点ともなったわけであります。

「令和」の時代を災害の時代としないため、「減災力の強いまちづくり」を主流にすることが市民の安全・安心につながることを鑑みます。そこで以下、質問いたします。

1. 「道の駅」の防災機能を備えた防災拠点の考えは。

2. 備蓄倉庫の現状と活用方法は。

3. 非常電源の整備と今後の課題は。

4. 非常時の情報提供体制の整備は、どのようなお考えかお伺いし、質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

4番、進藤正文議員の交通安全対策における、通学路安全点検の状況と危険箇所の対応についてのご質問にお答えいたします。

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、通学路の緊急合同点検の実施および安全な通学路の確保に向けた取り組みを行うよう、国から通達がありました。この通達を受け、同年8月には学校、保護者、警察等の関係機関と連携し、小学校通学路の緊急合同点検を行い、必要な対策を実施してまいりました。平成26年度には、引き続き、関係機関が連携して通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、北杜市通学路交通安全プログラムを策定し、各小学校、保護者、警察、道路管理者等が連携・協働した通学路の合同点検を、毎年実施しております。

合同点検の結果から明らかになった対策の必要箇所については、北杜市通学路安全推進会議において、具体的な実施メニューを検討し、グリーンベルトの設置や路面表示の設置など、関係機関と連携して対策を講じているところであります。このような中、大阪北部地震によるブロック塀の倒壊事故を受け、昨年度は通学路のブロック塀についても安全点検を行い、国から示された基準に照らし合わせ、危険と思われる箇所については直接所有者にお願ひし、改修等への理解を求めております。最近、尊い命が失われる悲惨な事件・事故が相次いでいる状況を

踏まえ、子どもたちが安全・安心に登下校ができるよう、通学路の安全確保に努めてまいります。

次に、減災力の強いまちづくりにおける、道の駅の防災拠点としての考え方についてであります。

道の駅は、24時間使用できる広い駐車場やトイレが整備されており、飲食物の販売所やレストラン、授乳室やベビーベッドを整備した子育てに優しい施設もあることから、発災時には、レストランを使った炊き出しや市外からの応援隊の集合拠点、観光客などの一時避難所等として災害の内容に応じた活用が考えられますが、非常用発電機の整備や観光客への周知方法の課題もあります。

今後、課題の検討や施設管理者との協力体制について、関係機関と協議をしてみたいと考えております。

その他については、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

4番、進藤正文議員のご質問にお答えいたします。

交通安全対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、学校安全計画の策定状況についてであります。

学校安全計画は、学校保健安全法第27条により、すべての学校において学校の施設・設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活等における安全指導、教職員に関する研修について策定し、これを実施することが義務付けられております。

本市においては、すべての学校において防犯、防災、交通安全を含んだ計画を策定し、教職員の共通理解の下、学校内外における児童生徒の安全確保に努めているところであります。

前年度の取り組み状況等を踏まえ、毎年、見直しを行いながら、通学路の交通安全の確保に取り組むとともに、スクールガードリーダーによる安全の確保のほか、下校を防災無線で呼び掛け、保護者や地域の方々に見守りをいただきながら、児童生徒の安全確保に努めているところであります。

次に、通学路、学校施設等への防犯カメラの設置状況と危険箇所への拡充計画についてであります。

学校施設においては、校舎の建て替えおよび大規模改修工事を行った小中学校6校の正面玄関や屋内運動場入口など、多くの人が行き来する場所に設置しております。未設置の学校については、学校施設等中長期保全化計画に基づき、計画的に整備を進めてまいります。

また、通学路への防犯カメラの設置は行っておりませんが、通学路安全点検を基に、北杜市通学路安全推進会議においてご意見を伺いながら、関係機関と連携して検討してみたいと考えております。

次に、危険箇所へのポール等の設置についてであります。

通学路の危険箇所については、通学路合同点検の結果に基づき、北杜市通学路安全推進会議において対策内容を検討し、現況に合った対策を講じているところであります。昨年度の通学路合同点検においては、路面の注意喚起の表示やグリーンベルトの設置が主な対策要望でありましたが、滋賀県大津市の事故を受け、本年度の合同点検では、横断歩道付近の安全対策につ

いても、確認が必要であると考えております。

また、通学路合同点検における危険箇所の状況に応じて、鉄製のポール等を必要箇所に設置するよう検討してまいります。

次に、交通安全教室の対応状況についてであります。

市内すべての小学校において、新学期の早い時期である5月までに、北杜警察署や北杜市専門交通指導員、また保護者の方々にご協力をいただき、交通安全教室を実施しているところがあります。交通安全教室では、低学年を対象に、道路の歩き方や横断歩道の渡り方などを、また高学年を対象に自転車の正しい乗り方や交通ルールについて指導をしております。引き続き、すべての児童・生徒が、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指すとともに、保護者の意識を高めるような訓練や取り組みを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

4番、進藤正文議員のご質問にお答えいたします。

減災力の強いまちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、備蓄倉庫の現状と活用方法についてであります。

災害時の食料確保は、各家庭での備蓄により対応してもらうことが基本であります。被災等により避難所に避難した場合に対応するため、防災備蓄倉庫に水や食料の確保をしており、避難者への非常食として活用いたします。

備蓄品は、倉庫が被災した場合も考慮し、リスク分散のため現在市内12カ所で保管しております。非常食は9千人の1日3食分で2万7千食、飲料水約2万6千リットルのほか、「防災ママ@北杜」にご協力いただき、幼児用の備蓄食も確保し、防災訓練等で啓発活動を行っております。また、毛布やプライベートルームセット、簡易組立てトイレや携帯トイレなど食料と合わせ60品目を常時備蓄しております。備蓄食は、3年から5年の保存期間がありますが、賞味期限の近くなった防災備蓄食品は、防災訓練や北杜市社会福祉協議会の緊急食糧支援事業やフードバンクで有効活用しております。

次に、非常電源の整備と今後の課題についてであります。

市では、平成23年の東日本大震災発生時に、本庁舎が長時間にわたり停電となったことを受け、停電時の電源供給設備として非常用発電機を整備し、定期的に試運転して動作確認を行っております。この発電機は、軽油を燃料とし、100%の負荷での連続運転が可能なのは16時間であるため、山梨県石油協同組合北巨摩支部との協定に基づき、災害時には迅速な燃料確保を行ってまいります。

また、各総合支所はサーバー室対応の発電機と移動可能な発電機を整備しており、指定避難所は民間リース会社と災害時における応急対策業務用レンタル機材の提供に関する協定を締結し、非常用電源を確保することとしているところであります。課題としては、輸送路の寸断により、協定先の物資が満足に調達できなくなる可能性があると考えております。

次に、非常時の情報提供体制の整備についてであります。

昨年7月豪雨を踏まえ、本年6月から住民が採るべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応が明確化された運用が気象庁で始まりましたので、本市においても、警戒レベルの周知や運

用を行っております。また、非常時には、防災行政無線や防災ラジオ、北杜ほっとメールのほか、Ｌアラートによりテレビにテロップを流し情報を提供し、状況により消防団などのマンパワーによる周知も行いながら情報提供することとしております。

なお、今月から、市内に土砂災害警戒情報が発令された場合、携帯電話やスマートフォンに、土砂災害警戒情報の緊急速報メールが山梨県から配信されます。

停電においては、基本的に電力会社で広報しますが、広報活動ができない場合は、市と電力会社の覚書により、依頼に基づき防災行政無線により情報提供しております。しかし、先の停電においては、電力会社からの連絡が入らなかったため、市から電力会社に確認をするとともに、市内の停電状況を把握しながら対応したことから、先般、電力会社へ要望書を提出し改善を求めてまいりました。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

進藤正文君の再質問を許します。

○４番議員（進藤正文君）

交通安全対策について、再質問をいたします。

各家庭で通学路の確認や交通ルールを学ぶ資料等があるのか。また、そのお考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

４番、進藤正文議員の再質問にお答えします。

入学前の準備として、交通安全に対する資料等があるかというようなご質問かと思えます。

まず、入学前の準備として小学校に入る前に毎年２月ごろに一日入学ということで、子どもたちと保護者、一緒に説明会をします。その折に入学の心構えや準備品、あと登下校の方法、そういうものを資料に基づきまして説明をしております。

また、特に今回、いろいろな事件・事故等もございますので、資料の中には通学路における歩き方、あるいは危険な場所、あるいは緊急事態、緊急回避のための指針というか考え方、対処の仕方というものが資料の中に盛り込まれております。

そのほか保育園から小学校に入るまでの間に、市の専門交通指導員によります交通安全教室、また３月ぐらいにかけましては、北杜警察署の協力の下、実際の道路に出て歩き方、あるいは交差点の渡り方等を指導しているということでございます。

そのほか交通ルールを学ぶ資料といたしまして、文部科学省で作成をしました「たいせつなのちとあんぜん」という、子どもにも分かりやすい資料を、リーフレットになっておりますので、それをお渡ししながら活用していただくということでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

進藤正文君の再質問を許します。

○4番議員（進藤正文君）

次の減災力の強いまちづくりについて、再質問いたします。

非常食や凝固剤のトイレは、各家庭で準備しておくことが非常に重要であると考えます。市において、これらの周知をしているのかお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

進藤正文議員の再質問にお答えいたします。

非常食や凝固剤のトイレ、そういった家庭の準備、それらの周知ということだと思います。

広報ほくとの方で「減災力の強いまちづくり」というシリーズで、毎月流しております。

そういった中でも、市民に分かりやすく周知するような努力をしております。

それから出前塾や地域減災リーダーの中でも分かりやすく伝えようということで、それらも織り込んで講義をしているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

○4番議員（進藤正文君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで4番議員、進藤正文君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は6月27日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時30分



令和元年

第2回北杜市議会定例会会議録

6月27日

## 令和元年第2回北杜市議会定例会（4日目）

令和元年6月27日  
午前10時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

#### 諸 報 告

- 日程第1 議案第47号 北杜市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第48号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第49号 北杜市立保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第50号 北杜市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第51号 北杜市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第54号 訴えの提起について
- 日程第7 議案第55号 財産の譲渡について（北杜市小淵沢町久保農林水産物処理加工施設）
- 日程第8 請願第6号 日米地位協定の改定を要望する意見書の提出を求める請願
- 日程第9 請願第2号 北杜市に於ける自衛官募集に関し、個人情報提出を止めることの請願
- 日程第10 議案第45号 北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第46号 改元に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第12 議案第52号 令和元年度北杜市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第53号 令和元年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第56号 財産の譲渡について（おいしい学校の株式）
- 日程第15 議案第57号 動産の取得について（図書館システムハードウェア）
- 日程第16 発議第1号 日米地位協定に基づく米軍基地ならびに訓練に伴う国民の負担を軽減するため日米地位協定の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第17 発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 日程第18 閉会中の継続審査の件

2. 出席議員 (21人)

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原堅志
13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進	16番	野中真理子
17番	坂本静	18番	中嶋新
20番	千野秀一	21番	内田俊彦
22番	秋山俊和		

3. 欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31人）

市 長	渡 辺 英 子	副 市 長	土 屋 裕
政 策 調 整 参 事	櫻 井 順 一	政 策 秘 書 部 長	小 澤 章 夫
総 務 部 長	丸 茂 和 彦	企 画 部 長	山 内 一 寿
市 民 部 長	浅 川 辰 江	福 祉 部 長	伴 野 法 子
生 活 環 境 部 長	早 川 昌 三	産 業 観 光 部 長	清 水 博 樹
建 設 部 長	仲 嶋 敏 光	教 育 長	堀 内 正 基
教 育 部 長	中 山 晃 彦	会 計 管 理 者	板 山 教 次
監 査 委 員 事 務 局 長	上 村 法 広	農 業 委 員 会 事 務 局 長	有 泉 賢 一
明 野 総 合 支 所 長	清 水 能 行	須 玉 総 合 支 所 長	坂 本 孝 典
高 根 総 合 支 所 長	土 屋 智	長 坂 総 合 支 所 長	中 澤 貞 夫
大 泉 総 合 支 所 長	小 澤 隆 二	小 淵 沢 総 合 支 所 長	宮 川 勇 人
白 州 総 合 支 所 長	大 輪 弘	武 川 総 合 支 所 長	堀 込 美 友
政 策 秘 書 課 長	水 石 正 幸	総 務 課 長	加 藤 郷 志
企 画 課 長	平 島 長 生	財 政 課 長	加 藤 寿
ま ち づ くり 推 進 課 長	中 山 由 郷	住 宅 課 長	花 輪 栄 一
ま ち づ くり 推 進 課 長 兼 ま ち づ くり 担 当 リー ダー	吉 田 武		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議 会 事 務 局 長	清 水 市 三
議 会 書 記	平 井 伸 一
〃	進 藤 修 一



開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めましておはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

なお、岡野淳議員、齊藤功文議員、原堅志議員から議案第45号に対する修正動議が提出されました。

提出されました修正動議を配布するため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時01分

---

再開 午前10時04分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

地方自治法第115条の3の規定により、議員定数の12分の1以上の発議者がありますので、修正動議は成立いたしました。

この件について、議会運営委員会を直ちに開催し、取り扱いについて協議するよう議会運営委員長に申し上げます。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時30分といたします。

休憩 午前10時04分

---

再開 午前10時30分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の協議の結果、岡野淳君から提出されました修正動議につきましては、太陽光発電設備条例にかかわる特別委員会に付託することになりました。

お諮りいたします。

修正動議が提出されたことから、議案第45号につきまして、本日の日程を変更し、日程第15 議案第57号の次に審議することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は日程を変更することに決定いたしました。

---

○議長（中嶋新君）

日程第1 議案第47号 北杜市税条例等の一部を改正する条例についてから日程第9 請願第2号 北杜市に於ける自衛官募集に関し、個人情報提出を止めることの請願までの9件を一括

議題といたします。

本件につきましては各委員会に付託しておりますので、各委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会から議案第47号、請願第6号および請願第2号について報告を求めます。

総務常任委員長、相吉正一君。

○総務常任委員長（相吉正一君）

委員長報告を朗読をもって説明いたします。

令和元年6月27日

北杜市議会議長 中嶋新様

総務常任委員会委員長 相吉正一

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、6月11日の本会議において付託されました事件を、6月17日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第47号 北杜市税条例等の一部を改正する条例について

請願第4号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願

請願第6号 日米地位協定の改定を要望する意見書の提出を求める請願

請願第2号 北杜市に於ける自衛官募集に関し、個人情報提出を止めることの請願

請願第3号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書

以上、5件であります。

審査の結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

はじめに、議案第47号 北杜市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

「平成28年に改正しているが、今まで改正していなかったということか。初回車両番号とは。」との質疑に対し、「平成28年に改正を行い、今年10月1日施行となる税条例が施行される前に新たに改正が必要となったものである。初回車両番号とは、最初に新車登録を行った際の番号である。」との答弁がありました。

また、「単身児童扶養者について説明を。」との質疑に対し、「児童扶養手当の支給を受けている父または母のうち、婚姻をしていない者または配偶者の生死の明らかでない者である。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第4号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願であります。

「西ドイツのナチスに対しての補償はすべてされたか。」との質疑に対し、「具体的には、明確に回答できない。」との答弁がありました。

また、「犠牲者の最新の人数は。侵略戦争に反対していないが犠牲者となったのか。」との質疑に対して、「人に知られたくない人もいるので、正確な人数は把握していない。思想など怪し

い国民に対して幅広く捕まえていた。国として謝罪することを求めていることが請願の趣旨である。」との答弁がありました。

質疑の中で、「更に調査する必要がある。地域の実態がどうであったか、明確な回答がない。慎重に審査すべきであり、継続審査とすべき。」との意見が出され、また、「昨年8月に提出されている。各委員の意思を出して結論を出すべき。犠牲者は高齢者であり、早く結論を出すべきであり、採決すべき。」との意見が出されたが、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第6号 日米地位協定の改定を要望する意見書の提出を求める請願であります。

「日米地位協定に基づく米軍基地ならびに訓練に伴う国民の負担を軽減するため日米地位協定の見直しを求める意見書」が提案され、総務常任委員会として発議することに決定しました。

請願第6号については、起立採決により反対多数で不採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号 北杜市に於ける自衛官募集に関し、個人情報提出を止めることの請願であります。

「個人情報保護法にどのように反しているか。実施機関の長は法に基づき、受託業務として提供している。個人情報保護法に反していないと思うが。」との質疑に対し、「義務ではないが、独自の判断をすべき。紙ベースでの提出は行き過ぎと思っている。」との答弁がありました。

「海外へ行き自国以外の外国でも支援することに対するの見解は。戦闘行為に参加するためとあるが、武力を行使した経過はあるか。」との質疑に対し、「自衛隊が行き支援をする事ではない手段で解決すべきと考える。自衛隊の任務が変わり、戦闘ができることになっていて危惧していると解釈している。」との答弁がありました。

「市にも要望したとあるが、市長サイドの見解はどうか。」との質疑に対し、「聞いていないが、3月議会での答弁では国からの委託業務であるため止むを得ないとの答弁があった。立場を変えるべきと思っている。」との答弁がありました。

質疑終了後、「名簿提出は、市の判断によるものであるが個人情報保護法に反していないため反対する。」

一方、「安全保障法制後、自衛隊は大きく変わっている。自衛隊が戦闘現場に送られるなど性質を大きく変えている以上むやみに協力することには反対であり、名簿を紙ベースで提出することをさせないために賛成する。」

一方、「自衛隊法があり提出する根拠はあるため反対する。」との討論があり、起立採決の結果、反対多数により、不採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書であります。

「1世帯あたり8万円の増税と試算しているが、1年間であるか。」との質疑に対し、「1年間の金額で、報道されている内容であるが試算根拠は説明できない。」との答弁がありました。

「消費税に関して、20%以上の国もある。今回の増税分は社会保障を充実させるためとしているが。」との質疑に対し、「消費税を使って充実するものではない。ほかの予算を回して対応できると思っている。消費税を廃止することではなく、10月の増税を中止することが請願の趣旨である。」との答弁がありました。

「軽減税率を実施している国は把握しているか。」との質疑に対し、「外国の資料はない。インボイス制度も把握していない。」との答弁がありました。

「税金の集め方、使い方について見直しするとあるが見解を。」との質疑に対し、「所得の多

い人ほど負担が軽くなる。1億円を超える所得からは税率が下がっている。集め方を変えるべきである。使い方については、戦闘機などの無駄使いを見直すべきである。」との答弁がありました。

質疑の中で、「外国の状況を聞き、審査したい。時間をかけ勉強する必要があり継続審査にすべき。」との意見が出され、また、「3月議会では消費税を含め当初予算に賛成している。採決すべき。」との意見が出され、起立採決により賛成多数で、継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に文教厚生常任委員会から議案第48号、議案第49号および議案第55号について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、千野秀一君。

○文教厚生常任委員長（千野秀一君）

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和元年6月27日

北杜市議会議長 中嶋新様

文教厚生常任委員会委員長 千野秀一

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、6月11日の本会議において付託されました事件を、6月17日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第48号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第49号 北杜市立保育園条例の一部を改正する条例について

議案第55号 財産の譲渡について（北杜市小淵沢町久保農林水産物処理加工施設）

以上、3件であります。

出席委員

委員長 千野秀一 副委員長 清水敏行

委員 栗谷真吾、岡野淳、清水進、内田俊彦、秋山俊和

地方自治法第105条の規定により出席した者

議長 中嶋 新

審査結果です。

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

はじめに、議案第48号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「新設の精神科は週に何日開設か。」との質疑に対し、「週に1日、火曜日の午後開設する。」との答弁がありました。

次に、「精神疾患の増加の経緯は。今後、予算がかかるのか。」との質疑に対し、「塩川病院院長と県立北病院院長での打合せの中で、専門医の診察が必要。精神科との連携は地域医療に必要であるため新設に至った。人件費については、目安として副院長クラスで試算した場合、時給6,113円を4時間分、派遣手当てを3万円、事務費について人件費の25%分、1万3千円程度としている。割高であるが、病病連携の中ではメリットが大きいと判断している。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号 北杜市立保育園条例の一部を改正する条例についてであります。

質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第55号 財産の譲渡について（北杜市小淵沢町久保農林水産物処理加工施設）であります。

「新山村等振興農林業特別対策事業での補助金で建設されたもので、地域では公民館として使用している建物。償還が終了し、使用目的としてふさわしいため譲渡とする。他の同様な施設と類似しているとの認識でいいか。」との質疑に対し、「そのとおりです。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

#### ○議長（中嶋新君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、経済環境常任委員会から議案第50号、議案第51号および議案第54号について報告を求めます。

経済環境常任委員長、加藤紀雄君。

#### ○経済環境常任委員長（加藤紀雄君）

経済環境常任委員会委員長報告を行います。

令和元年6月27日

北杜市議会議長 中嶋新様

経済環境常任委員会委員長 加藤紀雄

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、6月11日の本会議において付託されました事件を、6月18日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第50号 北杜市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第51号 北杜市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について

議案第54号 訴えの提起について

以上、3件であります。

審査結果についてであります。

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

はじめに、議案第50号 北杜市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第51号 北杜市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「水道布設工事監督者及び水道技術管理者について、管理する上で市は資格が必要か。」との質疑に対し、「水道法第19条の規定において、水道の管理について技術上の業務を担当させるため技術管理者1人を配置しなければならないとされ、10年以上の経験者を配置している。水道の布設工事を自ら行い、または他人に行わせる場合は職員を指名し、または委嘱し監督業務を行わなければならないとされ、10年以上の経験者を配置している。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第54号 訴えの提起についてであります。

「督促や催促を再三行ってきたがどのくらいの期間か。提起をする場合の基準はあるか。北杜市になってからどの程度提起したか。またその結果は。」との質疑に対して、「入居直後から滞納し、滞納処理規定に基づき督促や呼び出しを行ったが応じない。誓約書を求めてきたが従わない等悪質である。訴訟に対する選定基準に規定される呼び出しや指導に応じない場合で滞納を続けている。誓約書を提出したが従わない場合に該当し提訴するもの。平成22年以降ではあるが8名提訴し、勝訴した。」との答弁がありました。

「分納等により完納する旨の届出は書面で行うのか。また期日が入っているのか。連帯保証人については。」との質疑に対し、「完納が見込まれ和解する場合には顧問弁護士と相談し書面にする。連帯保証人については再三指導したが届出がない。」との答弁がありました。

「滞納金額は。」との質疑に対し、「451万6,200円。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから議案第47号 北杜市税条例等の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第47号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第48号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第48号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第49号 北杜市立保育園条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第49号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第50号 北杜市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第50号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第51号 北杜市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第51号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第54号 訴えの提起について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第54号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第55号 財産の譲渡について(北杜市小淵沢町久保農林水産物処理加工施設)の討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第55号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、請願第6号 日米地位協定の改定を要望する意見書の提出を求める請願の討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、請願第6号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、不採択です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第6号は委員長の報告のとおり不採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号 北杜市に於ける自衛官募集に関し、個人情報提出を止めることの請願の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対の討論ですね。

志村清君。

○8番議員(志村清君)

請願第2号 北杜市に於ける自衛官募集に関し、個人情報提出を止めることの請願の原案に賛成し、不採択とすべきとした総務常任委員長報告に反対の立場で討論します。

自衛隊への名簿を地方自治体が本人の同意なしに提出することには、個人情報保護の観点から、また法的根拠がないという点から二重の意味で認められません。

北杜市個人情報保護条例の第8条では、市長は法令に基づく場合を除き、個人情報を自ら利用し提供してはならないと明記し、2項では本人の同意なしにとされています。また法令自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣が自治体に対して自衛官募集に関し、適齢者名簿などの資料の提出を求めることができるとあり、要請はできるが自治体の義務ではないことは明白です。しかもこの論議は、3月13日の参議院本会議での岩屋防衛大臣の答弁「情報提供を強制することはできません」という答弁で決着がついていることです。ですから長野県では約半分、神奈川県では9割の自治体が、市町村長の判断で法的根拠や個人情報保護の観点から名簿を提出していない、こういう報道があります。

私は18歳の青年男女の名簿が北杜市から、山梨県から、そして全国から地引網かのように毎年防衛省に集まることは異常事態だということを強調するとともに、北杜市では今からでも提出をやめるべきだと主張して、委員長報告への反対討論とします。

以上です。

○議長(中嶋新君)

次に、賛成者の発言を許します。

秋山真一君。

○3番議員(秋山真一君)

請願第2号 北杜市に於ける自衛官募集に関し、個人情報提出を止めることの請願について、この請願について反対の立場、委員長報告に同意するという立場から討論いたします。

まず、この請願が審議された総務常任委員会で不採択されたことに同意します。

資料の提出の件ですが、自衛隊法施行令第120条に防衛大臣は必要な報告、または資料の

提出を求めることができると明記されています。また、地方自治法施行令、この政令に定める法定受託事務、第1条に定める市町村が処理することとされる受託事務に自衛隊法施行令第120条も明記されています。そして、北杜市個人情報保護条例内に第8条として、実施機関の長は法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないとあります。要するに法令に基づく場合は提供してもよいと解釈されます。このことより行政は自衛隊に資料提出することに問題はありません。

そして、この請願ですが、この自衛隊の持つ、災害時に自らの危険もかえりみず人命救助していること。そして安定しているとはいえない海外情勢に備えた日本を防衛していること。そういう日々、国民の安定した生活を陰ながら守っている崇高な任務を自衛隊が持っていることを理解せずに、海外での戦闘行為に参加するための自衛官募集などと偏見に満ちた記載がされていることも理解できません。

以上のことより請願第2号 北杜市に於ける自衛官募集に関し、個人情報提出を止めることの請願について反対、委員長報告について賛成いたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありますか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、請願第2号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

したがって、原案について採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 少 数 ）

起立少数です。

したがって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

---

○議長（中嶋新君）

日程第11 議案第46号 改元に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

議案第46号 改元に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明申し上げます。

概要書を願います。

元号を改める政令が施行されたことに伴い、第1条の北杜市介護保険条例から第6条の消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例までの6条例について一部改正を行うもので、施行予定日は公布の日からであります。

新旧対照表1ページを願います。

北杜市介護保険条例の一部改正。第2条第1項中の「平成32年度」を「令和2年度」に。第2項中の「平成31年度から平成32年度まで」を「令和元年度から令和2年度まで」に改

めるもので、以下6条例すべて平成表記を令和に改めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第46号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（中嶋新君）

日程第12 議案第52号 令和元年度北杜市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

議案第52号 令和元年度北杜市一般会計補正予算書(第2号)をご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,386万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を277億2,036万5千円とするものでございます。

6ページをお開きください。第2表 繰越明許費補正であります。

追加としまして、8款2項道路橋梁費、防災・安全社会資本整備交付金事業(修繕)3,070万円は、国の防災・減災国土強靱化のための3カ年緊急対象として実施される市道若神子・若神子新町1号線の法面修繕・補強事業について、全体工期により年度内での事業完了が見込まれないことから繰越明許費を設定するものであります。

7ページをお開きください。第3表 地方債補正であります。

まず追加としまして、一般補助施設整備等事業債を2,120万円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を6,450万円、それぞれ増額するものであります。

次に、変更といたしまして合併特例事業債を2,330万円減額し限度額を4億550万円に、過疎対策事業債を1,060万円減額し限度額を5億8,350万円に、公共事業等債を2,970万円減額し限度額を1億6,060万円に、災害復旧事業債を30万円増額し限度額を2,470万円に、地域活性化事業債を2,700万円増額し限度額を5,710万円にそれぞれ変更し、補正後の限度額の計を21億4,740万円とするものであります。

次に、歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたします。

2ページ、3ページをお開きください。はじめに、歳入についてであります。

10款1項地方交付税3,888万9千円の増額につきましては、一般財源としまして普通交付税を充当するものであります。

12款1項分担金1,710万円の増額は、県営土地改良事業分担金であります。

14款2項国庫補助金1,761万6千円の増額は、防災・減災国土強靱化のための3カ年緊急対象として実施される市道法面の修繕・補強事業に対する社会資本整備総合交付金や子ども・子育て支援事業費補助金等であります。

15款2項県補助金315万円の増額は、地方への移住定住を促進するための移住支援金交付事業費補助金であります。

同款3項県委託金321万3千円の増額は、参議院選挙費委託金であります。

20款5項雑入450万円の増額は、コミュニティ助成事業に関する一般財団法人自治総合センターからの助成金および人生百年時代のスポーツによる生き生きとした健康づくりを支援する一般財団法人地域活性化センターからの助成金であります。

21款1項市債4,949万円の増額は、市道若神子・若神子新町1号線の法面修繕・補強事業の財源として、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債と過疎対策事業債をそれぞれ充当するとともに、県営土地改良事業の実施により充当する市債の精査を行ったこと等によるものであります。

次に4ページ、5ページの歳出であります。

2款1項総務管理費761万7千円の増額は、東京圏からのU・I・Jターンによる企業者、就業者を支援する定住促進対策事業および一般財団法人自治総合センターの助成金を活用し、良好な地域社会を維持・形成するための地域で組織する団体に対し、助成するコミュニティ助成事業等であります。

同款4項選挙費578万4千円の増額は、開票作業の効率化や正確性の向上を図るため分類機等を購入する参議院議員選挙費であります。

3款2項児童福祉費869万1千円の増額は、本年10月から実施される幼児教育・保育の無償化に対するシステム改修を行う保育所総務管理費等であります。

6款1項農業費6,257万8千円の増額は、経営体育成のための基盤整備や畑地帯総合整備事業等を行う県営土地改良事業費であります。

8款2項道路橋梁費3,070万円の増額は、国の防災・減災国土強靱化のための3カ年緊急対象による実施される市道の法面修繕・補強を行う交付金道路新設改良費であります。

同款4項住宅費1,029万6千円の増額は、火災により使用不能になった市営住宅の解体

撤去を行う住宅維持補修費であります。

10款5項保健体育費760万3千円の増額は、東京オリンピック・パラリンピック、BMX競技の事前合宿にかかる実施協定を締結したフランスチームが、本年10月に東京で開催されるプレ大会の参加に向けた事前合宿の受け入れを行うスポーツ振興推進事業費であります。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

（「議長、暫時休憩をお願いします。」の声）

暫時休憩いたします。

再開を11時35分といたします。

休憩 午前11時18分

---

再開 午前11時35分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第52号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（中嶋新君）

日程第13 議案第53号 令和元年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

議案第53号 令和元年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ119万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億1,267万5千円とするものです。

2ページ、3ページをお開きください。歳入について、ご説明いたします。

3款2項国庫補助金59万9千円の増額は、介護保険事業費補助金で消費税引き上げに伴う介護報酬改定におけるシステム改修を行う補助金でございます。

7款1項一般会計繰入金59万9千円の増額は、国庫補助金と同様に介護報酬改定に伴うシステム改修を行うための繰入金になります。

引き続き、歳出についてご説明いたします。4、5ページをお開きください。

1款1項総務管理費119万8千円の増額は、消費税改正に伴う介護報酬改正におけるシステム改修業務委託を行うためのものになります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第53号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第14 議案第56号 財産の譲渡について（おいしい学校の株式）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

議案第56号 財産の譲渡について（おいしい学校の株式）であります。

市有財産を適正な対価なくして譲渡することから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

須玉町おいしい学校は、地域の活性化を担う重要な施設であり、市としては引き続き存続していかなければならない施設であると考えております。

これまで指定管理として運用に携わってきた株式会社おいしい学校については、民間の発想と工夫により経営の改善を図る必要があると株主において判断され、市が保有する株式の一部を株式会社八義に無償譲渡することとし、株式会社おいしい学校の臨時株主総会において市議会の議決を条件に決議されたことから、本日追加提案させていただくものであります。

内容につきましては、企画部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

次に、内容説明を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

議案第56号 財産の譲渡について（おいしい学校の株式）について、ご説明を申し上げます。

財産を適正な対価なくして譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により次のとおり議会の議決を求めるものであります。

譲渡する財産 種別 株式会社おいしい学校株式  
数量 460株

譲渡する相手方 山梨県北杜市高根町長澤2457番地3  
株式会社八義 代表取締役 正木佳世

譲渡価格 無償譲渡

譲渡する理由 株式会社おいしい学校の事業に参画し、民間の発想と工夫により責任ある立場から経営の改善を図るため、市保有株式の一部を譲渡するものであります。

株式会社おいしい学校は、平成12年に開設した須玉町おいしい学校の管理運営を目的とし、同年、旧須玉町を筆頭株主として設立された第三セクター方式の法人であります。

平成18年度からは、指定管理者として施設の管理運営を行っております。

須玉町おいしい学校は、旧津金学校昭和校舎を復元した都市と農村との交流施設であり、隣接する旧明治校舎（須玉歴史資料館）および旧大正校舎（体験農園施設大正館）とともに3代校舎ふれあいの里として、多くの人々に愛され、地域の活性化を担ってまいりました。

しかしながら、おいしい学校を管理運営する株式会社おいしい学校の経営改善、これについ

ては喫緊の課題となっております。昨年度来、経営戦略会議、取締役会議、株主総会において経営のあり方について協議を重ねてまいりました。

本年6月18日の臨時株主総会において債務を引き継ぎ、おいしい学校の経営に参画できる事業者に市が保有する株式の一部を譲渡し、経営権を移すことについて議会の議決を得ることを条件に承認されたことから、財産の譲渡について（おいしい学校の株式）について議会にお諮りするものでございます。

以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

ただいま、説明がありましたおいしい学校については、数年前から話題にのぼっている件であります。経営状態が非常によくないということも何年も前から分かっていたことでもあります。ここで改めて、どういう経営状態だったのかご説明をお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

岡野議員からの質問にお答えしたいと思います。

おいしい学校の最近の経営状況ということでございますけども、平成24年度、平成25年度と2年連続で赤字になりました。また、平成26年度の決算においても3年連続の赤字となりまして、負債が資産を上回る債務超過の状態となりました。このため経営の改善を図ってきたところでありまして、平成27年度には33万7千円の黒字、また平成28年度には300万2千円の黒字に回復したところでありまして、平成29年度に売上が前年度対比で1,920万8千円の減少などによりまして、再び経営状況が悪化したというところがございます。さらに平成30年度には赤字額が768万7千円に膨らみまして、債務超過額も1,272万6千円に達したという状況でございます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

経営状況のことは大体分かりますが、第三セクターということになりますと、市も資本参加しているわけですよね。いくら資本参加をされていて、その資本が今どうなっているのか説明してください。

○議長（中嶋新君）

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

岡野淳議員の質問にお答えしたいと思います。

市からの資本金はいくらになっているかという、ご質問かと思えます。

市からは4, 500万円の出資金をしております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

○13番議員（岡野淳君）

答弁がまだ。

○企画部長（山内一寿君）

失礼しました。現在、債務超過の状況となっておりますので、その資本金はゼロというふうになってございます。

○議長（中嶋新君）

ほかに質疑は。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

4, 500万円を出して第三セクターを経営して、今、その資本金、全部食いつぶしたということになりますと、これは経営責任が問われる話であります。そこらへんをどのように考えているのか、お尋ねします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

岡野議員の質問にお答えしたいと思います。

まず1点、ちょっと訂正をお願いしたいと思います。

おいしい学校の資本金については、4, 500万円。そのうち市が2, 800万円ということと出資をしております。訂正させてください。すみません。申し訳ございませんでした。

○議長（中嶋新君）

許可いたします。

○企画部長（山内一寿君）

それで市の経営責任ということかと思えますけども、経営責任については、これまで行政と株主と一緒においしい学校の管理経営を行ってきたということでございます。収支については、今、ご説明したとおり赤字になってしまっているということでございますけども、やはり、この施設は都市との交流の拠点ということで、地域の活性化を目指して設立した施設でございますので、そういう意味においては、地域の皆さまの心の拠りどころ、生活の励みになってきたというふうにご覧いただき、その果たす役割というのは果たしてきたのではないかなと考えています。それに向けて市も、また株主の皆さまも努力をしてきたというところで、そういう経営の責任は果たしてきたということでございます。

このような赤字になってしまったということでございまして、なんとか再建をしないといけない、経営改善をしないといけないということですので、やはり株主と話し合いをする中で、

市の持っている株式を譲渡することによって、なんとか経営の改善を図るということで株主の皆さんのご理解をいただいた中で、今回このような財産の譲渡ということで、議案の提案をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

3回がこの質疑の申し合わせですので、ほかの方で質疑はありますか。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

本案に対しまして質疑を行わせていただきます。

まず、おいしい学校につきましては、3代校舎をはじめ旧須玉町、また津金地区の非常にコミュニティの場として残すべき施設ということでございました。そういった中でレストランやパン工房、そしてさまざまな施設を複合型にしまして、都市と農村の交流事業を行ったわけですが、そのときに第三セクター、株式会社で運営するというのを平成12年当時、須玉町がこれは決定した中で本市に引き継がれていると、こういうことだと理解をしております。それはそれでよろしいか。

また、この施設におきましては、残念ながら、あまりよい利益が、利益があまり上がらない施設だった。つまり公共施設でありますから、必ずしも利益を上げなければならないと、福祉向上のために期するなら、また目的に期すならばそれらは当然、政策的判断としてどうするかという問題でございますが、これらについては市長も提案理由の中では、これは残していくと。当時の町長も残していくという方向を、私は政策的に決定したというように理解をしているところでございます。

そういった中で、当時、資金ショートが始まったということの中で、市内の有志、特に津金地域の皆さまが出資をさせていただいて、2,800万円が4,500万円までの出資をいただいた。しかし、あらゆる努力をしたんですが、北杜市内に多くの他の施設や、また多くの地域に類似施設、また似通ったものもございまして、なかなか戦略的にうまくいかなかったというのが現状だというように思っております。

そして株式の譲渡でございますが、株式会社おいしい学校は、たしかに北杜市が筆頭株主でございますが、これらはおそらく株主総会において認められた中でよろしいということに結論がなったんだと思います。

全員協議会である説明があったわけでございますが、1,200万円ほどの実際、もうすでに資金ショート、資本金はなくなり、それ以上の借金が残っていると。この借金も当八義はそれを補うという中で運営したいということの中でございますから、この譲渡に対しては、はっきり言って、要するに無償譲渡ということですから、われわれの議決案件となったわけでございます。

そういたしますと、これについて市は適正、要するに本来ならばマイナスになっても仕方ない、市の責任もあるわけでございますが、それらも含めた中で株式総会の中で、また役員会の中でこの方向性が出され、それはすべて、その方たちが了解していると、こういうご理解でよろしいかなと思いますし、また今後、この施設については、やはり市としても残していくというふうには私は考えているんですが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

明確で、はっきりした答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

ただいまの、内田俊彦議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、この株式会社おいしい学校につきましては、旧須玉町が町内の方々に呼びかけをしまして出資をしていただき、つくり上げた第三セクター、この須玉町おいしい学校をなんとか行政と地域の皆さんと盛り上げていくということの思いを、この第三セクターに込めたということでございます。そういう中で、合併後もそういう旧須玉町と地域の方々の思いを引き継いで、北杜市に第三セクターは引き継がれたということを確認しているところでございます。

今回、経営状況が悪化しまして、市の持っている株式を譲渡ということになったわけでございますけれども、これについてもどのくらい市の持っている株式を譲渡したらいいのかということを経主の皆さまと話をする中で、ご理解をいただいて、この市が持っている株式の560株のうちの460株を譲渡するというので、株主の皆さまのご理解を得たところであります。

やはり株主の皆さまの意向としては、行政と民間とが一体となって、おいしい学校を守っていくんだ、存続させていくんだという、そういう気持ちでありまして、やはり市も引き続きおいしい学校の経営に携わっていくという、やっぱりそういう責任もあるということで、今後も引き続き、しっかり経営をしていかなければいけないと考えております。

最終的には、この株式の譲渡については、6月18日の臨時株主総会で議会の議決を経ることの条件の下、株主の皆さまのご承認を得たということでございます。

引き続き、市はこの株式会社おいしい学校の株主として関わり、第三セクター法人としてしっかり須玉町おいしい学校の管理運営をしていくということで、そういう意味ではまた引き続き責任の重みを感じておりますし、なんとか新しい株式会社八義と一緒に、おいしい学校の立て直しを図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問は。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

確認を1つさせていただきたいです。

今後、譲渡する八義におきましては、簡単に言うと今、不採算部門、たぶん1、200万円ほど、数字的には今のところ挙がっていますが、それらについては、八義のほうで責任を負うということになっているのでしょうか。

○議長（中嶋新君）

明確な答弁を。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

ただいまの、内田俊彦議員の質問にお答えしたいと思います。

現在、株式会社おいしい学校は1、200万円ほどの赤字、債務を抱えております。この債

務についても、譲渡先となります株式会社八義のほうに引き継いでいただくということで、話し合いはついているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

つまり、ほかの株主たちにこれは求めないという見解でよろしいんですかね。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

内田俊彦議員のご質問にお答えいたします。

現在、株式会社おいしい学校が抱えている債務については、すべて株式を譲渡します株式会社八義のほうに引き継いでいくことになりまして、他の株主のほうにはその責任はないということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

ほかに質疑はありますか。

（なし）

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第56号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（中嶋新君）

日程第15 議案第57号 動産の取得について（図書館システムハードウェア）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

議案第57号 動産の取得（図書館システムハードウェア）についてであります。

市立図書館において、現在、使用する図書館システムの処理能力の劣化およびオペレーションシステムのサポート期間終了に伴い、システムを更新するものであります。

当該システムは一般競争入札により契約を進めてきたところであり、仮契約を締結したことから、地方自治法第96条第1項第8号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであり、本日追加提案させていただくものであります。

内容につきましては、教育部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

次に、内容説明を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

議案第57号 動産の取得（図書館システムハードウェア）について、ご説明いたします。

地方自治法第96条第1項第8号並びに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、動産の取得にかかる契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

取得する動産は、北杜市立図書館システムハードウェア一式でございます。

取得金額1,725万8,400円。

取得目的は、現行システムの処理能力の劣化及びオペレーションシステムのサポート期間終了に伴い更新するものでございます。

契約の相手方は、山梨県中央市山之神流通団地1丁目8番2号。株式会社システムインナカゴミ 代表取締役 中込裕であります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第57号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、特別委員会委員長に申し上げます。

特別委員長は、特別委員会を直ちに開催し、岡野淳議員から提出された修正案について審査してください。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

・・・内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

本日の会議は、非常に困窮をきたす可能性がございます。特別委員会の結果にいたしましても、午後5時をもって結論が出るかはいまもって分からない状況でございます。

そういたしますと、会議の延長をしておきませんと、まだ議題も残っておりますし、今後の審議に、すべて審議未了ということになってしまいますので、あらかじめ延長をお願いいたします。会議の延長をお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

それでは、本日の会議は審査の都合により、あらかじめ延長いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後12時04分

---

再開 午後 4時45分

○議長(中嶋新君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第45号 北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、太陽光発電設備条例にかかわる特別委員会に付託しておりますので、委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

太陽光発電設備条例にかかわる特別委員長、坂本静君。

○太陽光発電設備条例にかかわる特別委員長(坂本静君)

朗読をもって報告をいたします。

北杜市議会議長 中嶋新様

令和元年6月27日

太陽光発電設備条例にかかわる特別委員会委員長 坂本静

## 太陽光発電設備条例にかかわる特別委員会委員長報告書

太陽光発電設備条例にかかわる特別委員会は、去る6月11日、令和元年第2回北杜市議会定例会において付託された事件を、6月19日、20日、24日に議員協議会室において、慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

付託された事件は次のとおりです。

議案第45号 北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の制定について  
以上、1件であります。

### 審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

「弁護士の見解でも安全・安心を重視している、法的拘束力についてと景観条例との整合性は。」との質疑に対し、「自然環境よりも安全・安心を重要視している、景観条例の目的に対しても運用する。」との答弁がありました。

次に、「調和とした考え方について。」との質疑に対し、「豊かな自然環境及び美しい景観並びに市民の安全・安心な生活環境の調和と考えている。」との答弁がありました。

次に、「太陽光発電設備の定義について、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT法」という。）以外の設備や認定を取り消された設備があるのでは。」との質疑に対し、「許可をする設備は、FIT法認定分。認定を取り消された施設についても、条例で規制するようにしている。」との答弁がありました。

次に、「地域住民等の定義について、影響を受ける人を削除した理由。水路の下流は影響範囲が広いので想定できる範囲を定義に含めるべき。」との質疑に対し、「許可を受けるための最低限の範囲とした。範囲を無制限にはできないため100m以内とした。影響を受ける人は事業者の責務で定めている。」との答弁がありました。

次に、「事業者の責務について、具体的に影響のある人と記載をしたほうがよい。」との質疑に対し、「影響範囲は特定できないため、条例に規定しなかった。」との答弁がありました。

次に、「関係法令を遵守することを、条例で定めているが、許可をするため、事業者の責務を判断材料にするとの認識でいいか。」との質疑に対し、「そうです。」との答弁がありました。

次に、「事業者の責務のうち、周辺住民への理解を求めることについては、努力義務であるが、確認方法はどうか。」との質疑に対し、「条例に沿って、また法律を遵守しているか指導していく。」との答弁がありました。

次に、「複数分割案件について、保守点検業者同一の場合の扱いは。」との質疑に対し、「規則で事業を計画する者が2親等以内の関係にある者、もしくは代表者が同一である者、または構成する役員の半数以上が同一である者が計画する場合、それぞれの事業区域が近接し、または隣接していること。事業の着手予定から2年以内に他の事業の着手が計画されている場合には、同一とみなす。」との答弁がありました。

次に、「パブリックコメントでは、禁止区域を求めてきた。市民が困惑する区域を明確にすべき。」との質疑に対し、「禁止区域としての設定は出来ないため、土砂災害特別警戒区域など13区域を特定区域に指定している。」との答弁がありました。

次に、「国からは技術や安全項目で認定を受ける、認定を受けた者について防災・環境などを市が確認し許可するとの理解でいいか。」との質疑に対し、「FIT法の認定を受けた者について、市が安全安心の確認を行い許可するもの。」との答弁がありました。

次に、「説明後の報告書添付の議事録について、市長の必要と認めた場合としているが、義務付ける必要があるのでは。」との質疑に対し、「報告書の裏づけのため提出を求めたい。説明の方法によっては必要な場合がある。」との答弁がありました。

次に、「説明後の報告書添付の議事録について、説明は必須、説明会は必須でない。様々なパターンが想定されるため、問題ないと思うが見解を。」との質疑に対し、「説明を受ける方々には多様性があるため、市長の必要な場合とした。」との答弁がありました。

次に、「国に提出した書類を市では求めないのか。」との質疑に対し、「F I T法認定書で確認ができる。必要な場合には第16条で提出を求めることとしている。」との答弁がありました。

次に、「設置の許可をすることは、行政処分であり、場合によっては損害賠償となる。上位の機関に提出された書類であるため、条例で定める書類でいいと思うが見解を。」との質疑に対し、「国が認定するための書類であり、条例で定める書類でいいと判断している。」との答弁がありました。

次に、「高さ2.5m以下の根拠は、法律との合理性はどうか。」との質疑に対し、「一般的な積雪を考慮して架台50cm、90cmのパネルを4枚分とすると高さが2.5mとなる。景観条例でもなるべく低くとしている。また、パネルの角度についても財産権及び、営業の自由を考慮した。」との答弁がありました。

次に、「許可標識の掲示についてF I T法だけに限定した理由は。」との質疑に対し、「F I T法以降基準がないため様々な問題が出てきて、今回の条例制定に至った。」との答弁がありました。

次に、「維持管理について、適していない場合の措置について。」との質疑に対し、「パトロールを実施して指導していく。」との答弁がありました。

次に、「事業者その他の関係者に資料の提出を求めるとあるが、その他関係者とは。」との質疑に対し、「事業にかかわる権利者や所有者である。」との答弁がありました。

次に、「国に情報提供する内容に許可の取り消しがない理由は。」との質疑に対し、「指導、勧告、命令時に定めているため。」との答弁がありました。

次に、「勧告は、F I T法以外の設備も対象となるか。」との質疑に対し、「F I T法のものである。」との答弁がありました。

次に、「既存設備への適用について、努力義務とした理由は。」との質疑に対し、「公平性の観点から努力義務とした。」との答弁がありました。

次に、「罰則について、法的な検討経過の説明を。最終的に告発が可能か。」との質疑に対し、「国への情報や規則の効果を実施するため、検察と協議。他市との比較、他条例確認して5万円が妥当と判断した。情報の提供、立ち入り検査、勧告、命令、取り消し、公表、罰則となる。最終的には告発となる。」との答弁がありました。

次に、「施行期日を6カ月間とした理由は。」との質疑に対し、「新規条例、許可制、制限、罰則とするため、十分な期間が必要であり一般的に多い6カ月間とした。」との答弁がありました。

次に、「周知は早くできると思うが、短い期間にする議論はなかったか。」との質疑に対し、「議論はあったが、市の内部でしっかり検討して重要な条例であるため可能な限り早くと判断し6カ月とした。」との答弁がありました。

執行側への質疑が終結後、相吉委員から「第10条第6号中の高さを1.5m以下とする。同条第7号中の隣地境界までの距離を2m以上とする。」との修正案が提出されました。

相吉委員提出の修正案について

「1. 5 mとした根拠、隣地境界からの距離を建築物の基準以上の2 m以上とした根拠は。」との質疑に対し、「パブリックコメントでは市民の多くが1. 5 m以下との要望が多い。安全性から距離を2 m以上とした。」との答弁がありました。

「すべてのものに対し距離を2 m以上とした場合、業者に阻害しすぎるのでは。」との質疑に対し、「条件で合理的な確保をしたい。」との質疑がありました。

野中委員から「第2条に行政区住民を追加。第8条第2項に説明会を開催しなければならないと追加。第14条に運用及び管理等の実績についての届出を追加。第18条情報の提供について許可の取り消しを受けた場合について追加。」との修正案が提出されました。

野中委員提出の修正案について

「行政区住民に対しての周知方法は。土地建物を所有する者、関係者までは区長は周知できないのでは。定義として決めた以上、説明会はすべての方が対象であるが。」との質疑に対し、「区長に相談し、範囲を判断してチラシを回覧する。説明会の開催を義務付けた。」との答弁がありました。

「行政区住民の範囲は、区に加入していない方も対象、場所によっては何万筆となる。案内がいかない場合はどうするか。業者がとがめられる事はないか。」との質疑に対し、「より多くの方への周知ができる。説明会が開催されたという判断を市ができればとの趣旨。」との答弁がありました。

清水進委員から「第1条の目的について、美しい景観の維持を図り生活環境の保全並びに市民の安全安心な生活を確保しと修正。第7条、特定区域に設置してはならないと追加。」との修正案が提出されました。

清水進委員提出の修正案について

「特定区域に設置してはならないとした理由は。」との質疑に対し、「市民を守ることから必要と考えた。」との答弁がありました。

「他自治体の条例を参考としたとしているが、その条例は許可制か、罰則規定はあるか。」との質疑に対し、「届出制で罰則規定はない条例。」との答弁がありました。

千野委員から「第10条第6号中の高さを2 m以下とする。附則の施行期日を令和元年10月1日と修正する。」との修正案が提出されました。

千野委員提出の修正案について

「2 m以下の法的根拠は。」との質疑に対し、「法的根拠はないが、高さが2 m以下のものが市内には91%存在する。景観条例施行後、業者が努力をした結果であり合理的である。過度の制限とは思わない。」との答弁がありました。

「現実に合わせたとのことであるが、パネル等一体となっているものが多いため経費を考え、過度の制限とならないとしたか。総合的にいいと判断したか。」との質疑に対し、「メーカーは世界中にあり、材料は共通しているのでコストダウンできると判断した。」との答弁がありました。

栗谷委員から「第9条、設備設置の許可に架台の強度計算をしたことを確認できる誓約書を追加。」との修正案が提出されました。

栗谷委員提出の修正案について

「F I T法で強度計算書を提出することになっているが、提出させる理由は。仮に提出され

ると市での判断が必要となり、確認するためには予算措置も生じるが。」との質疑に対し、「そこまでは考えていない。」との答弁がありました。

質疑終結後の野中委員の修正案についての討論では、「行政区住民の範囲は広く、把握するには無理があるため反対する。」

一方、「行政区住民に対し、説明会を義務付けたことは100m以内の該当者以外にも説明できる。市がパトロールでチェックできない場所を把握できる。取り消しについて国に情報提供することは有効であるため賛成する。」との討論があり、起立採決の結果、賛成少数により否決と決定いたしました。

清水進委員の修正案についての討論では、「調和が削除されていること。特定区域は総合的に考慮していない、また、設置してはいけない根拠が曖昧。他自治体の条例を引用したが、引用すべき条例ではないため反対する。」

一方、「ユネスコエコパーク登録や条例に「調和」とあるため、景観維持を図るとともに、良好な生活環境の保全並びに市民の安全安心な生活を確保を強調すべき、特定区域について曖昧と指摘されたが県のガイドラインがあるため賛成する。」との討論があり、起立採決の結果、賛成少数により否決と決定いたしました。

相吉委員の修正案についての討論では、「1.5m以下は市内の設置が20%と低く過度の制限となる。隣地境界からの距離については、法的根拠に乏しく、建築物以上の制限を求めることになるため反対する。」

一方、「高さ1.5m以下は、パブリックコメントでは多くあり、目線の高さ。検討委員会の提言を尊重すべきと考え賛成する。」との討論があり、起立採決の結果、賛成少数により否決と決定いたしました。

千野委員の修正案についての討論では、「高さ2m以下としたのは、現実の件数からであり市民の要望ではないため反対する。」

一方、「景観条例に伴い、業者が設置した高さ2m以下は多数である。業者が対応可能範囲である。条例目的のため早く施行する必要があるため賛成する。」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により可決と決定いたしました。

栗谷委員の修正案についての討論では、「強度計算書はFIT法で提出を規定している。市が行うことの明確な回答がないため反対する。」

一方、「台風や強風の影響はあると考える。安心・安全を担保するためには提出は必要のため賛成する。」との討論があり、起立採決の結果、賛成少数により否決と決定いたしました。

次に、修正案を除く原案について採決を行い、起立採決の結果、賛成多数により可決と決定いたしました。

なお、本日開催されました太陽光発電設備条例にかかわる特別委員会での審査の経過および結果については、口頭で報告いたします。

岡野淳委員、原堅志委員、齊藤功文委員から第15条の規定により行政処分も国の行政機関等に対し情報提供をする必要があるため18条に追加、また文言の統一の修正動議が出されました。

審査過程での主な質疑について

「説明を聞いていると自分たちの思いで修正案を提出している。根拠を説明してほしかった。許可の取り消しを行ったときについては、第18条第2項に包含されていると思うが。」との質

疑に対し、「条例がより明確になるため、実効性を上げるために修正をしたい。」との答弁がありました。

質疑終結後、「3日間における特別委員会で審査してきた。その中で提出者については、可決された修正案以外の原案に賛成した。議会を混乱させ看過できず反対する。」

一方、「十分精査された内容であるため、また、明確にされ意義のあるもので賛成する。」との討論があり、起立採決の結果、起立少数で否決されました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（中嶋新君）

太陽光発電設備条例にかかわる特別委員長の報告が終わりました。

これから太陽光発電設備条例にかかわる特別委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって太陽光発電設備条例にかかわる特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

（「議長。動議、確認させてください。」の声）

確認の動議ですか。

（「進め方の確認だけ。」の声）

暫時休憩します。

休憩 午後 5時13分

---

再開 午後 5時13分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

質疑がないようですので、これをもって太陽光発電設備条例にかかわる特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する修正案につきましては、はじめに昨日までに委員会で審査された修正案を採決し、次に本日、岡野淳議員から提出された修正案を採決します。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、修正案の採決の順番は、昨日までに審査した修正案から採決することになりました。

修正案の審査の順番は、はじめに野中議員の修正案、次に清水進議員の修正案、次に相吉正一議員の修正案、次に千野秀一議員の修正案、次に栗谷真吾議員の修正案、最後に岡野淳議員の修正案の順番で行います。

これから討論を行います。

はじめに、野中真理子議員から提出されました修正案に対する討論を行います。

はじめに、委員長報告に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

相吉正一君の、反対討論ですね。

暫時休憩。

休憩 午後 5時15分

---

再開 午後 5時16分

○議長（中嶋新君）

再開します。

ご静粛にお願いします。

委員長報告に反対者の発言を許します。

相吉正一君。反対討論を許します。

○14番議員（相吉正一君）

委員長報告に反対の立場で討論します。

条例で100メートル範囲内の土地所有者と居住者には説明が義務付けられ、規則に地域説明会等が明記されましたが、パブリックコメントで多くの意見があった説明会の開催は条例の中で義務付けたほうがよく、また太陽光発電施設の影響はさまざまな場合が考えられますので、より広い範囲の人を対象とすることが望ましいと私も考えます。

また、維持管理の報告も条例に実効性を持たせるために有効であると考えますので、反対します。併せて第18条の情報提供に許可の取り消しを加えることも必要だと考えます。

以上の理由から、委員長報告に反対するものです。

○議長（中嶋新君）

次に、賛成者の討論を許します。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

私は、委員長報告に賛成の立場で討論を行います。

条例修正案の定義、第2条の7に行政区住民を設け、また第8条に行政区住民を対象とした説明会を義務付けています。そして行政区住民とは、行政区内に土地または建物を所有する者および居住する者、ならびにその関係者をいうということで、やはり、これを把握することは非常に困難な面があると考えます。

また、条例修正案第8条2項で行政区住民に対し、当該事業計画の説明会を義務付けたにもかかわらず、全員に周知されなくてもよいという説明がありましたが、これは条例に掲げた以上、説明会に来る、来ないは自由であります。周知は対象範囲の対象者全員にしなければならないと考えるのが一般的な解釈であると思います。それを周知されない人がいても、説明会を開催した事実があればよいとの説明は理解できませんし、あとで問題が起こる可能性は大であります。これらの点をもって条例にはなじまないと考え、委員長報告に賛成いたします。

○議長（中嶋新君）

次に、反対の討論を許します。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、野中真理子議員から提出されました修正案に対する採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

野中真理子議員から提出されました修正案に対する委員長の報告は、否決です。

したがって、本修正案について採決を行います。

本修正案に賛成の方は、ご起立願います。

( 起 立 少 数 )

起立少数です。

したがって、野中真理子議員から提出されました修正案は否決されました。

次に、清水進議員から提出されました修正案に対する討論を行います。

はじめに、委員長報告に反対者の発言を許します。

志村清議員。

○8番議員（志村清君）

清水議員の提出した修正案について、否決とした委員長報告に反対する立場で討論します。

目的について、第1条について修正を求めたものですが、もともとの本条例案は自然環境及び美しい景観、並びに市民の安全・安心な生活環境の調和を図りとありますが、修正の意見は、並びに市民の安全・安心な生活環境の調和を図りというのを削除して、美しい景観の維持を図るとともに、良好な生活環境の保全並びに市民の安全・安心な生活を確保するというのを加えるべきだということです。

安心・安全な生活環境の調和というのはバランスなんです、これはもう条例名に書いてありますので、市民が求めているのは調和だけでなく、今、紹介した、清水議員が提案した良好な生活環境の保全、ならびに市民の安全・安心な生活を確保する、してほしいということにあると思います。

新しい情勢では、甲武信エコパークが決定して、北杜市は65%の面積を2つのエコパークで占めるという、本当に自然や生活環境を守り抜かなければならない、新しい責任を負ったわけです。そういう点で生活環境の保全、また市内では自宅の三方がパネルに迫られて裁判にまで訴えている方がいる。それから大雨のたびにパネルから水が集中して、その家に住めなくなってしまうという事例が発生していますから、市民の安全・安心な生活を確保するというのを目的に謳うべきだという主張をした修正案を支持する立場です。そういう意味で、否決とした委員長報告に反対します。

○議長（中嶋新君）

次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

委員長報告に賛成、議案第45号 北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の制定についてに対する修正動議、清水進議員の提出された修正動議に反対の立場で討論をさせていただきます。

まずもって第1条、目的につきましては、この議案第45号の自然環境の調和に関する条例の制定ということでございます。これはなぜ、こういう文言を使ったかと言いますと、10回にわたる検討委員会の中での出された提言を尊重したということでございますので、当然、こ

の提言は尊重されるべきと鑑みるところでございます。

また、本修正案の中で事業者特定区域において、太陽光発電設備を設置してはならないというところに規定をしているところでございます。これにつきましては、特定区域を設置してはならないということになりますと、その特定地域がどこであるかということを引きちと謳わなければなりません。それは保安林ですとか、砂防指定ですとか、危険区域というようなことにはなろうかと思いますが、それでされ財産権の侵害にあたる場合がございます。市長は、今回の条例につきましては、許可制ということを取っています。つまり許可制を取っている以上、そこは明確にしておかないと、その後大きな係争等に巻き込まれる可能性があるというように思っております。

清水進議員の質疑、説明の中では清水進議員が言われる特定区域、この文言については、どのようにお考えですかといったところ、他の自治体の条例を引用してきたと。しかし、この他の条例は届出制でありまして、許可制ではない条例の文言を引用してきた。そういたしますと、本条例の修正をするには、これは非常に私は問題点が大きくなるというふうに思っているところでございます。

また、この中で前項各号に掲げた自然環境および景観、ならびに生活環境との調和を害することがないと認められる事由がある場合は、この限りでないというふうにありますが、この認められる事由がある場合というのでもきちと明記がされておられません。これは条例として、非常に不備なものであるというふうに私は考えるわけでございます。

以上の理由によりまして、委員長報告に賛成、清水進議員の修正案の反対討論とさせていただきます。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、清水進議員から提出されました修正案に対する採決を行います。

この採決は、起立により行います。

清水進議員から提出されました修正案に対する委員長の報告は、否決です。

したがって、本修正案について採決を行います。

本修正案に賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

（ 起 立 同 数 ）

起立採決の結果、賛成・反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により議長が本件に対して採決いたします。

本修正案については、議長は否決と採決いたします。

したがって、本修正案は否決することに決定いたしました。

次に、相吉正一議員から提出されました修正案に対する討論を行います。

はじめに、委員長報告に反対者の発言を許します。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

委員長報告に反対の立場から討論をさせていただきます。

市民より寄せられたパブリックコメントで133件のうち高さ、地盤面から1.5メートル

以下におさめること、こうした修正意見は45件と一番多くなっております。人間の背丈を超える高さは視界を遮り、景観の眺望を脅かせる、そうした考えが多くあったと考えられます。また、検討委員会でも隣地境界まで5メートル以上の離隔距離を確保すること、住宅側は10メートル以上離すと、こうしたことでまとめられております。こうした市民の声、検討委員会のまとめを尊重するということといたします。

よって、委員長報告に反対し、修正案に賛成をいたします。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

次に、賛成者の発言を許します。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

相吉議員から提出された修正案について反対、委員長報告に賛成の立場から討論いたします。

まず、この修正案にある太陽電池モジュールの高さを原案2.5メートル以下を1.5メートル以下に修正する点ですが、北杜市景観条例改正後、高さを極力抑えるようにと指導された上で施工された太陽光発電設備の高さの90%近くは2メートル以下に施工されていますが、そのうち1.5メートル以下は20%と報告されています。90%を占める2メートル以下と改めるなら、まだ業者の協力も得られると思いますが、1.5メートル以下はあまりにも過度な制約であり、事業者の財産権を侵害する恐れがあります。

また、隣地境界からの距離を1メートル以上を2メートル以上に修正する点は、建築基準法上、太陽光発電設備は工作物と分類されますが、工作物より規制が厳しい建築物でさえ、隣地境界からの距離は民法234条で50センチ以上とされ、一番規制の厳しい建築基準法第54条、都市計画上の用途地域に定める第一種低層住居専用地域でさえ、定められる最大の距離は1.5メートルとなっています。

このことより、規制の厳しい建築物より工作物とされる太陽光発電設備の隣地境界からの距離を2メートルとすることは、明らかに財産権の侵害に当たると考えます。

法的根拠のない、この修正は多くの訴訟に発展する危険性があり、その裁判費用はすべて市民の皆さまからお預かりした税金で賄われてしまいます。訴訟に敗訴するようなことになれば多額の賠償金が発生し、市は財政難に陥り、子育て、高齢者福祉などあらゆる行政サービスが縮小され、財政破たんとなる可能性も考えられます。太陽光発電設備をよりよいものとすることは必要ですが、市民生活を逼迫させるような条例はあってはなりません。

以上のことより相吉議員から提出された修正案について反対、委員長報告に賛成いたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（なし）

これで討論を終結いたします。

これから、相吉正一議員から提出されました修正案に対する採決を行います。

この採決は、起立により行います。

相吉正一議員から提出されました修正案に対する委員長の報告は、否決です。

したがって、本修正案について採決を行います。

本修正案に賛成の方は、ご起立願います。

( 起 立 同 数 )

起立採決の結果、賛成・反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により議長が本件に対して採決いたします。  
本修正案につきましては、議長は否決と採決いたします。

したがって、本修正案は否決することに決定いたしました。

次に、千野秀一議員から提出されました修正案に対する討論を行います。

はじめに、委員長報告に反対者の発言を許します。

池田恭務君。

#### ○2番議員（池田恭務君）

千野秀一議員が提出されました修正案に対しまして、委員長報告に反対、修正案そのものにも反対という立場で討論をいたします。

千野秀一議員からの修正案は、まず高さ制限2.5メートルを2メートルに修正するというポイントでございます。

提言書では高さは1.5メートルというふうにされています。市の条例案では2.5メートルでありました。しかしながら各種専門情報を参照すれば、これは明らかなことではありますが、2.5メートルとすることの事業性、合理性はまったくございません。2メートルとすることの事業性もございません。傾斜角度を低くすることで高さは抑えられるわけではありますが、発電効率はさほど低くなりません。傾斜角度を30度にした場合を100としたとき、20度で98、10度で95、これは何を参照するかにもよりますが、おおむねこのあたりの数字となります。

例えば、環境省のホームページに堺太陽光発電所の事例が出ております。発電事業者のコメントとして次のように紹介されております。傾斜角度30度が最適とされていますが、社内で検証を行い、発電量に大差ないことが確認できた15度を採用しています。風圧の影響の軽減や架台基礎コストの削減に加え、パネルによる日影が少なくなった分、限られた敷地により多くのパネルを設置することができました。これが利益を追求することが求められる事業者のコメントです。

仮に架台を市の条例の50センチとすると、パネルの角度15度で設置すれば、ざっくりした計算にはなりますけども、1.5メートルにおさまります。

環境省以外の情報も一例として紹介しますと、傾斜角度35度の地域で20度まで抑えると発電量が約2%落ちる代わりに、同じ敷地面積に対して約1.2倍ものパネルが設置できると紹介されています。このように傾斜角度を低くすることイコールパネルの高さを低くすることというのは、事業性がより優れているということになります。

また、当市にある北杜サイト太陽光発電所での研究成果が市のホームページに出ておりますが、傾斜角度を30度より低くしても発電効率がよい季節もあります。トータルで見た数値は、ホームページ上は出ていませんが、グラフしか出ておりませんが、各所で示されている30度で100、20度で98、10度で95といった数値を裏付けるようなグラフが紹介されています。

高さ制限を1.5メートルとすることは、まったくもって事業者への過度な制約ではないどころか、事業者にとってメリットのほうが多いことがさまざまところで証明されています。

1年かけた検討委員会でも、事業者も参加していましたが、1.5メートルに対する反対意見はまったく出ませんでした。

市が示した高さ制限2.5メートルとする根拠のうち、架台は50センチとして計算していますが、根拠は雪ではないかというふうを考えるわけですが、豪雪地帯で高い架台の事例はありますが、雪が少なく日当たりのよい場所に設置するにもかかわらず、北杜市で50センチの架台が必要なのでしょうか。この点からもいかに高さ制限2.5メートルとすることが論理破綻しているか、お分かりいただけたと思います。

加えて、維持管理についての規則案では次のように書かれています。雑草が太陽光モジュールを覆うほど繁茂しないこと。雑草が2.5メートルになるまで放置できるというように読めてしまうんですが、きっとそういうことではないと信じますが、架台を50センチとしたことは、雑草管理が楽になるよう事業者に配慮した結果なのかというふうにも推察しております。

以上から、まず1点目の2.5メートルを2メートルに修正することについては、不十分であると考えますので、まず反対といたします。

次に、施行期日を令和2年1月1日から令和元年10月1日に3カ月早めるということについての反対です。

これは、有効な条例が早く施行されるということであれば賛成ができるわけですが、有効ではないというふうにも考えます。今の条例はそう考えますので、反対をするものであります。

ではなぜ、今の条例原案が有効ではないと考えるかということですが、まず本条例の目的とされていることですが、本市の豊かな自然環境および美しい景観ならびに市民の安全・安心な生活環境の調和を図り、もって魅力ある地域社会の実現に寄与することというふうにされています。しかし条例案では、これらの目的が達成できないばかりか、現状より悪くなるリスクの高い内容となっています。

まず、対象となっている設備ですが、すべての太陽光発電設備ではなく、なぜかFIT法の認可を受けた設備のみを対象としていまして、すべての設備を対象としていません。他の自治体では当然のことながら、わざわざこのような違いをつくっておりません。市民にとっては、FIT認定設備だろうが、認定を受けていなかろうがなんら違いはございません。すべて同じ太陽光発電設備になります。

FIT法以外には高さ制限や離隔距離、標識の表示など当条例が適用されないというふうにも理解しております。FIT法認定された設備以外は、対象外とする合理的・論理的な理由が私にはまったく見いだせず、ただただ、なぜそのような違いをつくったのかが謎でございます。

また一方で、FIT法認定設備のみを対象とする設計の条例としておきながら、第2条で定義する太陽光発電設備については、FIT法認定に限らずすべての設備を指しています。結果として条例全体を通して設計の整合性・一貫性が取れていません。許可については、FIT法認定のみを対象にし、維持管理については当条例の施行後はFIT法認定設備のみを対象としますが、当条例前の設備については、FIT法認定のみに関係なくすべてが対象。勧告命令についてはFIT法に関係なく、すべての設備が対象。既存設備への適用はFIT法に関係なく、すべての設備が対象と、このように条例としては不完全な状態というふうにも見えます。このような条例を早く世に出してよいというふうには、私は考えません。

次に、説明会に対する懸念ですが、これまで事業者が説明会をせず個別に近所を訪問し、事

実とは異なる説明をするといった問題が報告をされていると理解をしております。もちろん一部の事業者であるというふうに理解します。

そこで説明会を必須とすることが提言書の大きな柱でございました。しかし、パブコメを受けて、やっとようやく規則案に説明会と書かれたわけですが、しかし文としましては、地域説明会、個別説明会等、適切な方法によりとされており、説明会以外も可能になっています。説明実施報告書、様式第6号においても・・・。

○議長（中嶋新君）

発言中ですが、池田議員に一言。

千野秀一議員の修正案の内容についての反対討論です。

○2番議員（池田恭務君）

そうしています。

○議長（中嶋新君）

もちろん。ほかの原案文でなくて、その部分についての反対討論と。簡略に反対討論を求めます。よろしくお願いいたします。

○2番議員（池田恭務君）

今、おっしゃったとおりの内容で討論しておりますので、よろしくお願いいたします。

しかし、条文としましては地域説明会、個別説明会等、適切な方法によりとされており、説明会以外も可能になっています。報告様式におきましても、説明方法として2つ書かれておきまして、説明会の開催、もしくはその他の方法となっています。その他の方法というのは、すなわち個別訪問もあるわけですが、説明会が適切であったか、地域住民等が説明会でなく、それでよしとしたか確認するののかとの質問に対しては、確認しないとの答弁でした。基本的には説明会を求めるものであって、それ以外の方法はレアケースになると口頭では説明をいただきましたが、しかしこれまでも強制力がなかったことが問題であって、今回の条例も同様なわけなので、市の説明を鵜呑みにはできません。このような条例を3カ月早く施行することには反対です。

次に、設備の安全性ですが、強度計算し、安全が確保されていることを市として確認する意思がありません。強度計算書が提出されても市では判断できないとの理由ですが、市民の安全・安心な生活環境を大切に考えている市長であったら、口が裂けても職員に言わせない答弁であると考えます。

実際に市内の設備を見てまわると、単管パイプで造られたような危険な設備も見受けられます。書類の中身をチェックできないのであれば、強度計算したことを示す、誓約する書類を申請書類に含めればよいだけです。そんなことすらしないのでは、市民の安全・安心をないがしろにする姿勢の表れではないでしょうか。

1年かけた検討委員会の中で、次のように確認をされています。今の法令ではJISC 8955の強度基準を満たさなければ、本来は設置できない。ただ、残念ながら建築基準法と違って事前の確認の法律はない。

電力中央研究所、産業技術総合研究所の多くの方が北杜市に視察に来たが、とても自主規格、特に古い自主規格2004でさえクリアしているとは、とても見た目には見えないようなものがたくさんあると言われている。

メガワット以上については、事前に確認をするときに、すべての計画書を出さなければいけ

ないので、国が確認をして認定する。500キロワット以上については、使用前自主点検ということで、検査をするが自主検査でしかない。500キロワット未満に至っては、適合命令はあるが事前確認がない。北杜市としては安全性を確保するために、すでにでき上がっている法律である自主規格の遵守を事前に確認するというを条例に入れたい。こういった合理的な意見、議論がされておりましたが、なぜか条例には反映をされておられません。そのような条例を3カ月早く施行することには、賛成できません。

次に、敷地境界からの離隔距離ですが、提言書では敷地境界から5メートル、隣接地に住宅がある場合は、敷地境界から10メートルとされています。数字だけ聞くと過度に感じる市民もいらっしゃるかもしれません。この要求が過度なものかどうか、家を建てるときのことを参考にしてみます。

当市のまちづくり条例の建蔽率を参照にしますと、森林共生区域では40%以下、田園集落区域で50%以下、市街地形成区域で60%以下、商店街で70%以下といった数字がホームページでも拾えます。

提言書の離隔距離は事業者に対して、それでは過度な制約なのでしょうか。検討委員会の中で紹介されている例の多くは、50%前後でありました。明らかに過度な制約ではないと考えます。

太陽光発電設備は、犬小屋や物置というわけではございません。太陽光は電気工作物であり、発電設備であり、その施設は発電所です。モジュールが劣化しようが光が当たれば常に発電を続け、人為的に留めることができない、ある意味非常に厄介な代物です。35キロワット以上であれば、感電すれば死亡の危険すらあります。水によって通電してしまうため、浸水したあとに発火した火災事故の事例もあります。

建築基準法の工作物から除外されたのは、規制の必要がないからではなく、電気工作物として電気事業法で規制されているので、二重規制を避けるために除外されたと理解しております。

架台の強度に関するJISC8955は、2004年版から2017年版に改正された際には、風圧荷重は2004年版の2.3倍となり、建築基準法より厳しくなったとの理解です。これは建築物と異なり、モジュールの下が空洞になっているため、下から風にあおられ飛散の危険が大きいからです。ただ、現実にはこれらが守られているとは到底思えない設備が多いというのが専門家の方々の当市視察時の意見というふうに聞いております。

たしかに電磁法は国の管轄ですが、現実には危険とみられる設備が多く設置されている以上、その確認をする、もしくは危険を少しでも回避するような十分な離隔距離を取らせることは地域住民を、市民を守る自治体の責務であると考えます。このようなことがなされていない条例が3カ月早く施行されることには賛同できません。

次に、遡及対応についてです。

市が予算をかけて助言をいただいた上智大学法学部教授、法学博士の北村先生からは次のような内容で意見をいただいています。「猶予期間を与えた上で、基準適合を法的に求めるとすれば生活環境系のものではなく、安全系のものに限定するのが適切であろう。もちろん生活環境系の基準についても自主的な適合を誘導することは妨げられない。」と意見されています。

このように、すでに設置された設備についても安全に関わるものであれば、遡及しての適用は法的に問題ないというふうにされています。

しかし市の案では、市民の安全に関わるものについても、遡及して事業者に対応を求めるの

ではなく、努力を求めるものになっております。市民の安全よりも事業者の利益を優先するよう見える、このような条例が3カ月早く施行されることに賛同できません。

次に、地域の安全性ですが、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、砂防指定地、保安林といった場所であっても、あらかじめ市長と協議することで設備を設置できる道が開かれている条例となっております。

禁止区域をつくることについては、先ほどご紹介した上智大学北村教授も「ノー」ということは言っておりません。なぜ、危険な場所に設置できる可能性を残す必要があるのか。渡辺市長は、そのような場所に設置しないと、これまでの他の条項に対する考え方から思いますでしょうか。市民よりも事業者を優先する姿勢が色濃く出ている以上は、これらのエリアにも設置許可を出すのではないかと勘繰ってしまうのが自然なことでしょう。このような条例を3カ月早く施行することには賛成できません。

そのほかにもありますが、委員会での市の答弁から多くが運用や行政指導というふうにされています。行政指導に限界があるために担当によって恣意的に変わってしまうので、明確な条例が必要だということであったのに、また行政指導に頼るのでは条例の意味がありません。このような条例の内容でありますので、3カ月早めて施行されることに賛同できません。

まとめますが、今、私が申し上げた内容、情報というのは、ほぼすべて1年かけて実施した検討委員会の中で議論された内容です。当時、存在しなかった無所属の会を除いた全会派の代表が委員として参加し、市民が参加し、事業者が参加し、学識経験者と言われる方々が参加し、弁護士が参加した大変重厚な体制の検討委員会が全会一致で、どの会派からの反対もなく提言書にまとめたわけです。

感情的・感覚的な議論でなく論理的であり、推知を用いた定量的議論の結果でありました。その提言内容をひっくり返すのですから、それ相当の根拠が必要ですが、しかしながら多くの点で合理的な根拠を見出すことはできません。

以上のような理由から、この条例を早く施行するということには賛同できませんので、千野秀一議員から提出されております修正案に反対をいたします。

○議長（中嶋新君）

次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

委員長報告に賛成の立場で、議案第45号 北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の制定についてに対する千野秀一議員の修正案に賛成の立場で討論をいたします。

原案では、太陽電池モジュールの最上部までの高さが地盤面から2.5メートルとされ、財産の運用権、営業の自由に対する制限となる高さ制限において、条例の目的達成のために必要な、合理的な規制範囲として規定されている。しかしながら、設備構造物の高さについては、安全性や景観上の観点から北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会が平成29年10月から平成30年10月までの1年間の間に10回の審議を実施して提出した提言書においても、できる限り低くすることが望まれ、本市の景観条例においても、その点を規定しているわけであります。

平成28年6月に施行された景観条例に基づき設置された設備については、発電事業者が周辺住民や環境に配慮する中で、高さについて2メートル以下で設置されている発電設備が多数

となっている現状があります。このため2メートルとした場合においても、事業者の努力により対応が可能な合理的な範囲であると考えられるわけであります。

また、施行期日については、新規条例のため周知期間が必要であるとのことから6カ月の期間が必要と考慮されているが、条例の目的達成のためには、できる限り早急に施行する必要があると考えられますので、令和元年10月1日施行が望ましい。

以上の理由により、議案第45号 北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の制定について、委員長の報告に賛成、千野秀一議員の修正案に賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、千野秀一議員から提出されました修正案に対する採決を行います。

この採決は、起立により行います。

千野秀一議員から提出されました修正案に対する委員長の報告は、可決です。

本修正案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、千野秀一議員から提出されました修正案は可決されました。

次に、栗谷真吾議員から提出されました修正案に対する討論を行います。

はじめに、委員長報告に反対者の発言を許します。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

委員長報告に反対する立場で討論を行います。

市内において、今まで設置されている地上設置型太陽光パネル施設を見ますと、単管パイプだけを使い地中に埋め込み設置をしている例、またドラム缶にセメントを詰めての設置している例、そして高さにおいても異常に高く設置されている、単管パイプをつなぎ合わせる、そうしたものが多数見受けられます。台風や強風など、市民生活にとっても危険なものとの感じがあります。

今後を考えますと、架台の強度を安全なものとする、そのための誓約書提出は必要なものと考え、修正案に賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

千野秀一君。

○20番議員（千野秀一君）

栗谷議員の修正案に対して反対する立場で、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

まずは修正案の設備設置の許可の第9条に、(12)として架台の強度計算をしたことを確認できる誓約書を追加するということでもあります。このことにつきまして、以下の理由で反対します。

なぜ、強度計算書の添付ではなく誓約書なのでしょう。

2番目、強度計算は誰が作成したものか不明でした。

3番目、計算による強度の基準が明確ではありません。

4番目、設備の安全性はすでにF I T法許可の時点で認定されているものであります。

5番目、これを市に提出された強度計算の内容の確認、検証は誰がするのか明確ではありません。また、これに伴う人員、費用等についても明確ではありません。

これら、あまりにも明確ではなく、この原案につきまして、委員長報告に賛成をいたします。以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、栗谷真吾議員から提出されました修正案に対する採決を行います。

この採決は、起立により行います。

栗谷真吾議員から提出されました修正案に対する委員長の報告は、否決です。

したがって、本修正案について採決を行います。

本修正案に賛成の方は、ご起立願います。

（ 起 立 同 数 ）

起立採決の結果、賛成・反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により議長が本件に対しまして採決いたします。

本修正案につきましては、議長は否決と採決いたします。

したがって、本修正案は否決することに決定いたしました。

次に、岡野淳議員から提出されました修正案に対する討論を行います。

はじめに、委員長報告に反対者の発言を許します。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

委員長報告に反対、修正案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

私も、この18条の修正を含む修正案を提出させていただきましたが、それは残念ながら否決されました。

本日、岡野淳議員、原堅志議員、齊藤功文議員から出された、この修正案は18条の情報提供についてですけれども、文言が統一・整理され、内容が深く精査されたものと考えます。

具体的には情報提供、18条に第15条の規定による許可の取り消しを行ったとき、また文言の訂正として第4号を「受けた」を「行った」と変えております。

条例の15条の規定による許可の取り消しという行政処分を市長が行うことは、大変重いことだと思っております。また許可基準を設けた許可制を取って、F I T法、またこの本条例の遵守を求め、さらに取り消しまで規定していることがこの条例の大きな特徴であると考えます。

この第18条の第1号には、その最初の許可を受けずに太陽光発電設備を設置したときについては、しっかりと第1号で明記され、それが情報提供することが明記されております。しかし、この取り消しについては、その項目がなく、やはりこの条例が許可制を取り、法の遵守を求め、さらに取り消し条項まで求めていることは、見える化して、北杜市の意思としてしっかりと明記することが私は大事だと思います。そういう意味で、今回の修正案はそれがしっかりと

とされている、また文言も統一されていることで大変意義のあることだと思いますので、この本日出された修正案に賛成するものです。

○議長（中嶋新君）

次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

岡野議員から出されました条例案の修正に対する委員長報告に賛成の立場で討論を行います。まず、手続き的な面から申し上げますと、今回の改正、字句の修正が1点ありました。「指導を受けた」という言葉を「指導を行った」というような訂正であります。これらについては今回の特別委員会、3日間にわたり特別委員会を開催いたしました。

最終日24日には10時半を超える時間までやったわけでありまして。その中で委員長から修正案がある場合は、休憩時間中に提出をしてください。このように複数回、委員長のほうから提案がありました。十分、これらを出す時間はあったにもかかわらず、それを出さずに今になって出す。このことは非常に問題があるという中で質問をさせていただいたわけでありまして、そのときには気が付かなかった、だから今日出すんだ、こういう単純な説明でありました。そしてまた議論の中で、受けたとき、行ったとき、これはあくまで言葉をそろえるだけであって、内容的には変わりませんよ、こんなお話もありました。

この2点を取っただけでも、この条例案を修正する、非常に重要な案件を提案する理由としてはあまりにも軽すぎる、そんな感じがいたします。

そして、この内容には、指導、勧告、命令という言葉がここに3つ並んでいるわけでありまして。ただ、単に言葉を合わせればいい、こういう問題ではないかと思えます。やはり命令は行政処分であり、非常に強いものがあります。また、同じ行政指導でも指導と勧告では勧告のほうが強いわけでありまして。そして特に指導は、指導される側に協力を求めるという、ある面、対等とは言いませんけど、比較的、話し合いの部分がある内容であります。そういう点を考えた、この指導を受けたこの表現であると私は考えるわけでありまして、こういう点についても議論がなく、ただ単に字句をそろえる、気が付かなかった、こんなことでの提案であります。まったく、それについては賛同できません。

そしてまた、3号として加える第15条の規定により許可の取り消しを行ったときの、この件につきましては、これはすでにFIT法において、第18条の第2号の中に、これはFIT法ですが、法第9条第3項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けている太陽光発電設備が同項第1号から第3号までに掲げる事項に適合していないと認められるという、これが行政機関への情報提供をすることができる内容であります。これらにつきましては、FIT法第9条3項2号におきまして、このことは、ここに述べているわけでありまして、今回挙げた第15条の取り消しというのは、この範ちゅうに含まれる内容であります。あえて、その項目を入れなくても条例としては十分なる機能を持っているわけでありまして。これらの質問に対して、より分かりやすくするために、重複はするけど、これを項目として加える、こんな説明を聞きました。これは本来、条例というのは、必要なものはきちっと挙げなければなりません。必要のないものは挙げることによって、より不明確になる、こういう点もありますので、これはまったく条例の作成段階から考えると不条理であります。

そんなことで、そのような点を感じる中で、特に今回の太陽光発電につきましては、相当長

い間、議論をしてみいました。特に指導要綱が制定されたのが平成26年の9月ですから、もうすでに5年間経って、そして今議会に議案として提案されたわけであります。その間には、それぞれ皆さん方がご苦労する中で、環境条例の改正もありました。また、議会としては国の機関に対して、国としてのこの問題に対して解決策を探してほしい意見書も提出いたしました。その意見書が、たまたま時期が一致したのか、この意見書が効果があったか知りませんが、FIT法の改正につながった、こんなこともあったわけであります。

そして今まで議論がありましたように、検討委員会が平成29年の10月に設置されました。1年間10回の会議を開く中で、調査・研究、そして議論をしてみいました。そして提言書が平成30年10月17日に委員長から渡辺市長に提出され、そしてその中では篠原委員長は委員の思いを受け、最大限尊重してほしい、こんな言葉を添えて提言書を提案させていただきました。また、渡辺市長は市民の関心は非常に高い、条例化に向けて重く受け止め検討していきたい、受理と同時にこんな言葉をいただきました。

この案件は、そこで大きな1つの区切りであるわけでありますが、私も委員として、これらに加わり、真剣に議論をしてみいました。提言書に名前が載っている一人であります。

しかし、私たちが市長から求められたのは、ここに、設置目的に書いてありますように本市の有する景観、自然環境の保全ならびに地域環境との調和という命題に対し、多様な分野からの知見を共有し、太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置のあり方・課題等を検討するため、この検討委員会を設け、そして提言をしてほしい、こんなことを求められたわけであります。ですから私たちは1年間10回の会議をいただき、そして真剣な議論をし、提言書にまとめた、これが大きな区切りであるかと思えます。

そしてそれらを行政が受け止め、重要案件であるということに再度、専門の先生方にアドバイスを受けながら、またパブリックコメント等を得る中で本議会に議案として提案されたわけであります。その中で特別委員会、3日間プラス本日の特別委員会もありました。私は行政側のこの案件に真摯に、真剣に取り組んでいる姿勢を強く感じたわけであります。

条例案全体を見て提言書と内容が異なっている、不十分である、こんな意見があるかもしれませんが、私としては議員として、また特別委員会、いろいろ関わってくる中で、努力の成果が表れた適切な内容であると思っております。

やはり、検討委員会では提言書は提案できますが、これを受けて条例化し、それを実行し、すべての責任を受けてやっていくのは行政であります。ですから提言書は最大限尊重するかもしれませんが、やはり法治国家である日本国において、法律に違反していることを生み出すわけにはいかないと思います。また手続き的に、また実行段階に不可能なものをつくるわけにはいきません。そんなことで、あえて予算化し、そして先生方にアドバイスを受けた、これは非常に行政の真剣な取り組みの結果であるかと思えます。

例えば、すべてに対して申し上げられませんが、この条例の中で、例えば第2条の転用のところで、地域住民の定義が今まで宅開条例等においては隣接地と書いてあったのが、提言書にある100メートルの範囲まで広げた住民という範囲の定義をしております。

また第4条においては、事業者の責務として周辺住民に理解を求める、言ってみれば100メートル、自治会、行政区の範囲を超えて広い範囲で何か影響があった場合は、事業者は理解を求める責務を負わされております。

また、第7条には特定区域の指定、財産権の制限をする特定区域についても指定できる。

また、第9条においては、設備設置の許可、言ってみれば行政処分、非常に強い権力のあ  
る許可制度まで踏み込んでおります。

また、第26条においては、罰則5万円以下の罰金を設けております。これは全国にない部  
分にまで踏み込んでおります。これは行政の覚悟のほどを知ることができるわけでありませ  
ぬ。

このように真剣に取り組んできた、行政も議会も住民の皆さまも取り組んでいた、この条例  
案に対して、気が付かなかったとか、また今、申しあげましたように、ただ単に1カ所書くよ  
り2カ所書いたほうが分かりやすいから、それを今回、条項として入れる、このような安易な  
考えでの修正案に対しては、私は修正案については反対をいたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、岡野淳議員から提出されました修正案に対する採決を行います。

この採決は、起立により行います。

岡野淳議員から提出されました修正案に対する委員長の報告は、否決です。

したがって、本修正案について採決を行います。

本修正案に賛成の方は、ご起立願います。

（ 起 立 同 数 ）

起立採決の結果、賛成・反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により議長が本件に対して採決いたします。

本修正案については、議長は否決と採決いたします。

したがって、本修正案は否決することに決定いたしました。

結果、修正案に対する採決の結果を申し上げます。

千野秀一議員から提出されました修正案は、可決されました。

次に、ただいま修正しました部分を除く原案について採決いたします。

これから、修正しました部分を除く原案に対する討論を行います。

はじめに、修正しました部分を除く原案に反対者の発言を許します。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

議案第45号について、反対の立場で討論します。

はじめに、私たち日本共産党会派として乱立する地上型太陽光パネルから北杜市が誇る景観  
と豊かな自然環境、そして住民の安全と生活環境を守る、そういう有効な条例を一日も早く制  
定すべきだという主張にいささかも変わりはないことを明言しておきたいと思ひます。また、  
原発に代わる再生可能エネルギーの大幅導入こそ、国を挙げてさらに推進すべきだという立場  
であることも付け加えておきたいと思ひます。

しかし、太陽光発電というものが活用普及すべき方式だからこそ、その導入と活用にはルー  
ルが必要だし、自然や生活環境を破壊し、防災にも反する乱開発は規制が必要です。

先日、甲武信ユネスコパークが正式に決定して、南アルプスエコパークと併せて2つを持つ  
全国唯一の市となり、市の約65%が登録面積になった市として、市を挙げて自然環境を守り  
抜く役割、一層重要となったことを考えると、隙のない太陽光規制条例の必要性を改めて痛感

するところです。

その点で、条例案は許可制とするなど、従来の景観条例やまちづくり条例と比べて、各段の前進面は多くあるものの特別委員会で多々指摘され、修正案も提案されたいくつかの点、例えば目的、最も肝心な目的に生活環境の保全とか、市民の安心・安全な生活を確保することを謳っていないことやモジュールの高さや後退距離など、不十分な内容をいくつか含むものと考えています。

条例の必要性、また制定を急ぐべきだという考えは重ねて述べながら、提案された条例案そのものには不備があるものとして反対するものです。

最後に、私たち党派はどのような条例が可決・施行されても、今後もその運用に注目をして必要な改善点について提案していく、そういう決意であることを述べて反対討論とします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に、修正しました部分を除く原案に賛成者の発言を許します。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

議案第45号 北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の制定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

人と自然と文化が躍動する環境創造都市を目指して、平成16年に北杜市は誕生したわけでございます。そして平成18年、新エネルギービジョンを抱え、自然エネルギーをどのように有効活用していくかということを検討してまいりました。

そういった中で、平成23年3.11以降、自然エネルギーの活用につきましては、非常に国内外の注目を浴びたところでございます。日照時間日本一の立地条件の下、北杜市には多くのパネルが設置されてきたわけでございます。

そういった中で、市はどのように考えたか、また議会はどのように対応したか、これにつきましては、それらのときに、その現場にいたものでなければ、私は分からないと思っております。

私どもはそれを真摯に受け止めながら、議会は意見書を提出いたしました。この意見書によりまして、国のガイドラインやFIT法が改正になってまいりました。多くの皆さまのご意見を集約しながら、それは議会の全会一致という中で、できたわけでございます。

そういった議論の中に入ったものの一人として、この間の多くの苦汗を乗り越えて、ここまで太陽光パネルにつきましてはの条例を今日まさに審議している、それは私にとっても大きな誇りであるというふうに自負しているところでございます。

この条例につきましては、多くの自治体が届け出制を取っている。しかし北杜市は許可制を取ったということでございます。そしてその中に罰則・罰金、そして公表という非常に重たいものを科しております。そして市長が許可した者、要するにFIT法に基づくものの中で許可した者の中で、仮に市長が判断した中で許可が取り消しということになりますと、その施設は5年間稼働ができないという罰則もあります。これは業者にとっては、非常に厳しいものであり、当然、それらの罰則の下にこの条例がきちっと守られていくというふうに確信するところでございます。

多くの皆さまが参加して、多くの議論がありました。その議論の、これが最後の集大成にな

るか、ならないかは今後の北杜市の状況、社会動向に大きく左右されるものでありますが、私はよくぞここまで条例案を提出したと思っております。それは相当の覚悟をしながら、もしこの条例が法的に間違っていたならば、1, 200以上の許可認可がされているこの施設、それらにもこの条例があまりにも不条理であり、あまりにも問題点があった場合、一斉に損害賠償訴訟が起きる可能性を秘めている条例でございます。それらを法律家と整理しながら、また多くの皆さんと協議をしながら、そして議会に提案をしてきたというように、私は考えております。

そういった意味では、この条例は、もしかしたらまだまだ未熟な点もあるかもしれない。しかし今現段階において、北杜市としては最大限努力をした、血と汗の結晶だというふうに鑑みるところでございます。

以上の理由によりまして、本案に賛成といたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに、修正しました部分を除く原案に反対者の発言を許します。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

議案第45号 北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の制定について、当条例は前進ではなく後退であるとの立場から反対討論をいたします。

先ほど時間をいただきまして細かく意見と言いますか、討論させていただきましたので、ポイントを簡潔に絞って討論をいたします。

まず、対象となっている設備ですが、すべての太陽光発電設備ではなく、なぜかFIT法の認可を受けた設備のみを対象となっております。この点については、とても不可解で賛成できるものではありません。

次に、説明会です。これは検討委員会の中でも何度も出てきていた話であるというふうに承知しておりますが、説明会が必須ではないということがこれまでも大きな課題であり、提言書の大きな柱でありました。しかしながら、今回の条例では説明ということになっており、規則案の中では説明会というワードも出てきていますが、説明会等適切な方法ということで、本当に説明会が開かれるのか不安な内容となっております。

次に、設備の安全性ですが、強度計算し安全が確認されているということを市として確認する意思がないということは、特別委員会の中の答弁で明らかでありました。

次に、パネルの高さです。

修正が先ほどなされまして、2メートルということになりましたが、2メートルに合理性、事業性は残念ながらございません。1.5メートルで、まったく事業者に対して過度な要求ではなく、ことによっては、事業者は率先して自ら1.5メートル以下の設備を造ることになるかと思えます。

では、私たちは何を気を付けなければいけないかという、そういった合理性を場合によっては、この太陽光発電、大変にわかで始められる事業者が多いということで、そういった研究成果を知らない人たちが場合によってはパネルを高くしてしまう、そういったところを防いでいかなければいけないというふうに考えるわけですが、今回の条例ではそれができない内容となっております。

次に、敷地境界からの離隔距離です。

先ほども申し上げたとおりで、離隔距離があまりにも短いということで、設備が身近になってしまうということは、市民の安全・安心に対し、私はとても心配です。もし隣接する民家にパネルが飛ばされるようなことがあったらと考えると、当条例が施行されることが私は本当に怖くてならないというふうに感じています。

次に、訴求対応ですが、先ほども申し上げたとおりであります。予算をかけて助言をいただいた大学の教授などからは、安全性に関するものは問題ないと。そういった助言をいただいておりますが、努力義務というような形になっております。

安全性に関しましても、禁止区域について、また助言をいただいた専門家教授は決して禁止区域をつくりことに対して、「ノー」ということは言っておりません。

このようなポイントについては、先ほど申し上げましたけども、すべて1年をかけた検討委員会の中で議論をされております。多くの職員の皆さまも参加をされておりました。そしてその中には、ここにいらっしゃる多くの議員、全会派の代表者が参加をし、市民が参加し、そして過度ではないかという意見がありますが、事業者も参加し、意見をそこで言い、そして学識経験者、弁護士も参加し、その上で全会一致で、ここにいる、どの会派の代表からも反対なく提言書にまとめられたものです。

その提言内容を変えるというわけですから、それ相応の根拠が必要なわけですが、助言をいただいた教授や弁護士からの助言を見ても、提言書の内容を変えるということの合理的な根拠を見出すことができません。もし根拠があるとすれば、これは市長の政治判断であるというふうにしかりやうがないと私は思います。

以上のような理由から議案第45号 北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の制定について、当条例は前進ではなく後退であるということから反対といたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

本条例の原案に賛成の立場で討論をいたします。

北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の制定につきましては、本市の有する豊かな自然環境および美しい景観、ならびに市民の安全・安心な生活環境の調和を図ることを目的として、太陽光発電設備の設置に関し、必要な事項を時間をかけて十分なる議論を尽くし、その議論が十分反映された条例であると思います。

よって、本条例について賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、修正しました部分を除く原案について採決を行います。

修正しました部分を除く原案に賛成の方は、ご起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、修正しました部分を除く原案は可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は6時50分。

休憩 午後 6時35分

---

再開 午後 6時50分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

日程第16 発議第1号 日米地位協定に基づく米軍基地ならびに訓練に伴う国民の負担を軽減するため日米地位協定の見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります総務常任委員長、相吉正一君から提案理由の説明を求めます。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

発議第1号を朗読をもって説明いたします。

発議第1号

令和元年6月27日

北杜市議会議長 中嶋新様

北杜市議会総務常任委員会委員長 相吉正一

日米地位協定に基づく米軍基地ならびに訓練に伴う国民の負担を軽減するため日米地位協定の見直しを求める意見書の提出について

地方自治法第109条第7項及び北杜市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

提案理由

国連は、世界の恒久平和の実現に向けて警鐘を鳴らし、多くの世界の人々もそれを願って止まない。日本を始め戦争の傷跡は、勝利国・敗戦国とも今なお残っている。沖縄は返還されたが日米安保のもと米軍基地は残された。日本国内にも米軍基地は数々点在する。理想と現実の狭間の中で、誰かの犠牲の基に平和を構築する事は、平和国家日本として看過できない現状と鑑みる。

平成30年7月27日・全国知事会の提出した提言は高く評価するものであり、国におかれては、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、以下の事項について、再度、日米地位協定の見直しも含め、一層積極的に取り組まれることを求めるものです。

日米地位協定に基づく米軍基地ならびに訓練に伴う国民の負担を軽減するため日米地位協定の見直しを求める意見書（案）

第二次世界大戦後、日本は敗戦国として無条件降伏に応じた。二度と戦争を起こさない世界の願いは、冷戦時代から対話の時代へと移り変わった。しかし、今もってテロを始め世界の地域的な紛争・戦争は終わらない。

国連は、世界の恒久平和の実現に向けて警鐘を鳴らし、多くの世界の人々もそれを願って止まない。日本を始め戦争の傷跡は、勝利国・敗戦国とも今なお残っている。沖縄は返還されたが日米安保のもと米軍基地は残された。日本国内にも米軍基地は数々点在する。理想と現実の狭間の中で、誰かの犠牲の基に平和を構築する事は、平和国家日本として看過できない現状と鑑みる。

平成30年7月27日・全国知事会の提出した提言は高く評価するものであり「米軍基地負担に関する提言」に記載されているように、米軍基地は、防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要であり、国におかれては、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、以下の事項について、再度、日米地位協定の見直しも含め、一層積極的に取り組まれることを求めます。

#### 記

- 1 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと
- 2 日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること
- 3 米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取り組みを進めることまた、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと
- 4 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月

山梨県北杜市議会議長 中嶋新

(提出先)

内閣総理大臣 安倍晋三殿

外務大臣 河野太郎殿

防衛大臣 岩屋 毅殿

衆議院議長 大島理森殿

参議院議長 伊達忠一殿

以上です。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから発議第1号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（中嶋新君）

日程第17 発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります、相吉正一君から提案理由の説明を求めます。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

発議第2号を朗読をもって説明いたします。

発議第2号

令和元年6月27日

北杜市議会議長 中嶋新様

提出者

北杜市議会議員 相吉正一

賛成者

北杜市議会議員 進藤正文

〃 秋山真一

〃 井出一司

〃 志村 清

〃 齊藤功文

〃 福井俊克

〃 原 堅志

新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

上記議案を別紙のとおり北杜市議会議規則第14条1項の規定により提出する。

提案理由

過疎地域の活性化につきましては、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げているところであります。

しかしながら、多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面しており、北杜市内の過疎地域においても、依然として人口減少及び少子・高齢化が顕著であり、集落の存続も危ぶまれる深刻な状況に直面しており、引き続き過疎地域に対する総合的かつ積極的な支援は不可欠であります。現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末をもって失効することとなりますが、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要で

あるため提出するものであります。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月

山梨県北杜市議会議長 中嶋新

（提出先）

内閣総理大臣 安倍晋三殿

総務大臣 石田真敏殿

財務大臣 麻生太郎殿

農林水産大臣 吉川貴盛殿

国土交通大臣 石井啓一殿

以上です。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから発議第2号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長 (中嶋新君)

日程第18 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第108条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項の審査につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査はすべて終了いたしました。

6月11日に開会された本定例会は、議員各位には慎重なご審議をいただき、また市当局の皆さまには丁寧なご答弁をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年第2回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 7時11分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	清水市三
議会書記	平井伸一